

金杉浜塩田資料集成

市原の古文書研究*第2集

郡水村

郡水村田地

郡水内

草薨場

上總國

君塚村

君塚村
上人塚

上総公之廟

白田

五井村戸是石三田地
高貳拾七石
五所村以出作位候

陽村ト五所村院

高澤 恒子
山岸 弘明

金杉浜塩田資料集成

市原の古文書研究*第2集

市原の古文書研究*第2集

市原の古文書研究*第2集

金杉浜塩田資料集成

高澤 恒子

山岸 弘明



金杉浜塩田跡の現況。工業地帯に変わっている



かつての塩田中心地市原埠頭



金杉浜塩田跡。埋め立て前は川から先が海だった



八幡海岸、塩田飛び地方面の遠望



塩田跡を走り抜ける16号道路



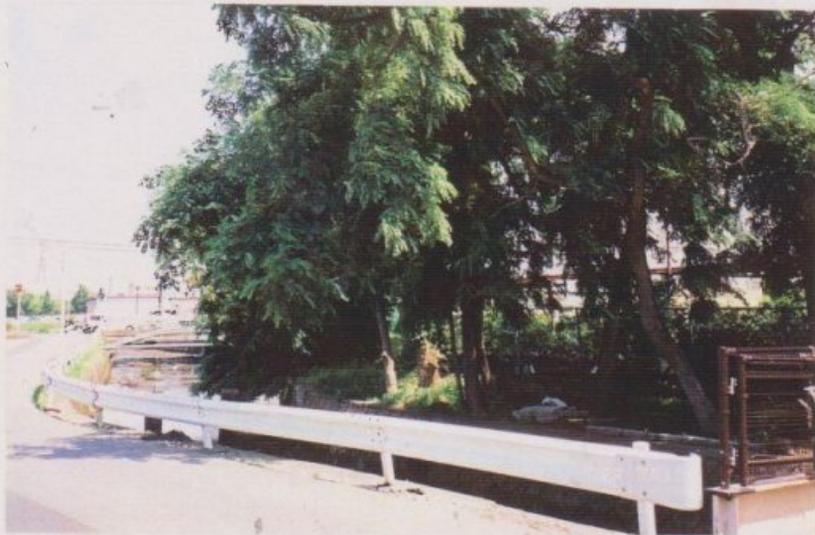
五井金杉の滞。塩の輸送にも使われた



現存する江戸時代の塩業民家（清水徳久家離れ）



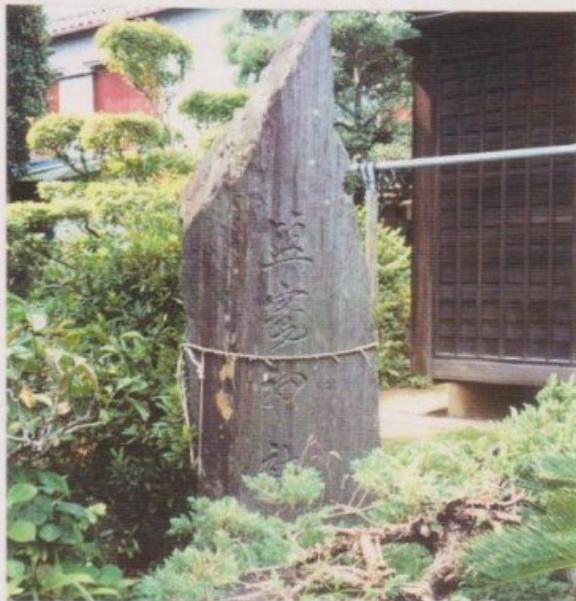
名主源内や塩田関係者が居住したジョイフル本田周辺



五所村と君塚村をわけた金杉川

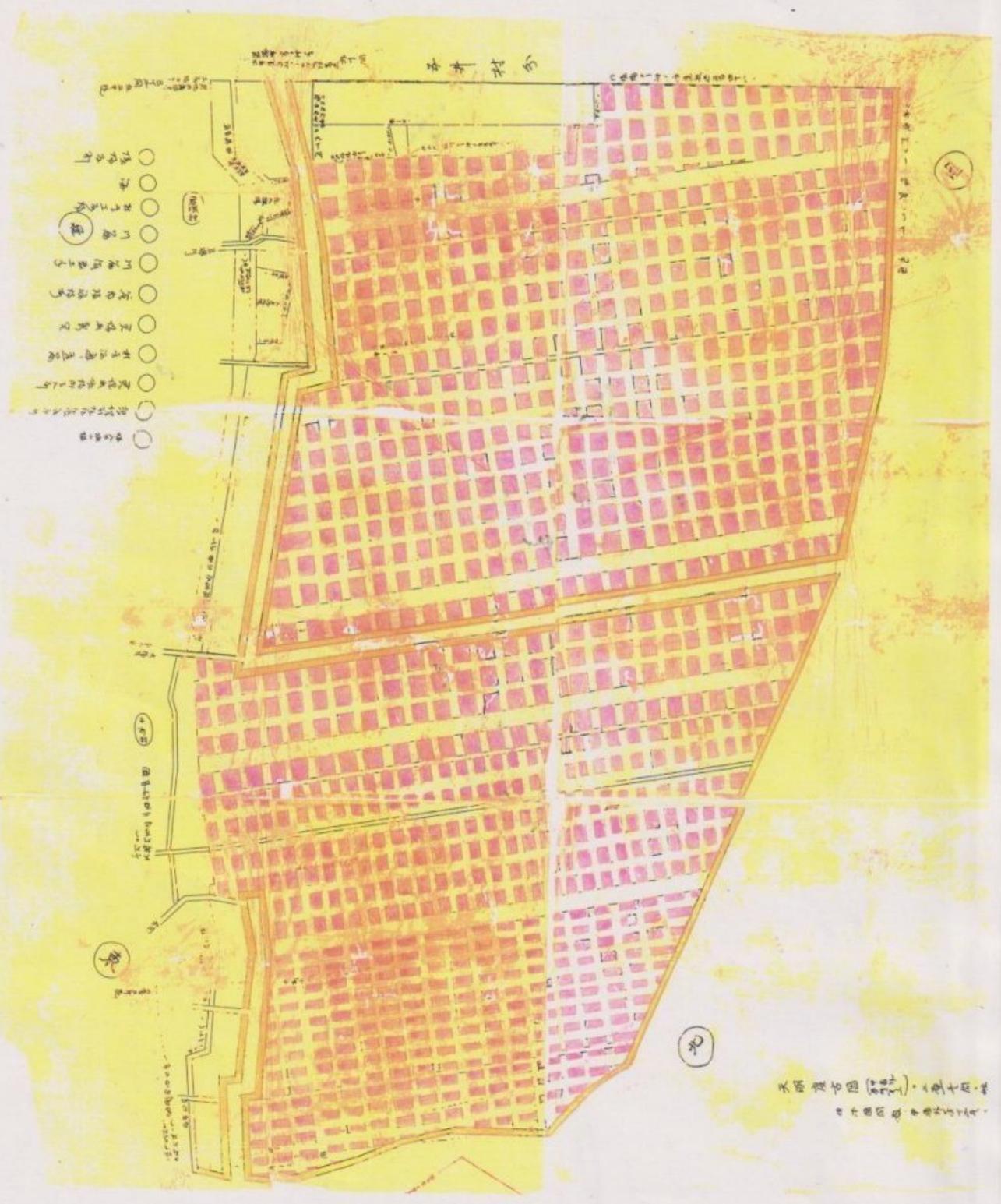


塩の神様、塩土老翁命を祀る磯辺神社

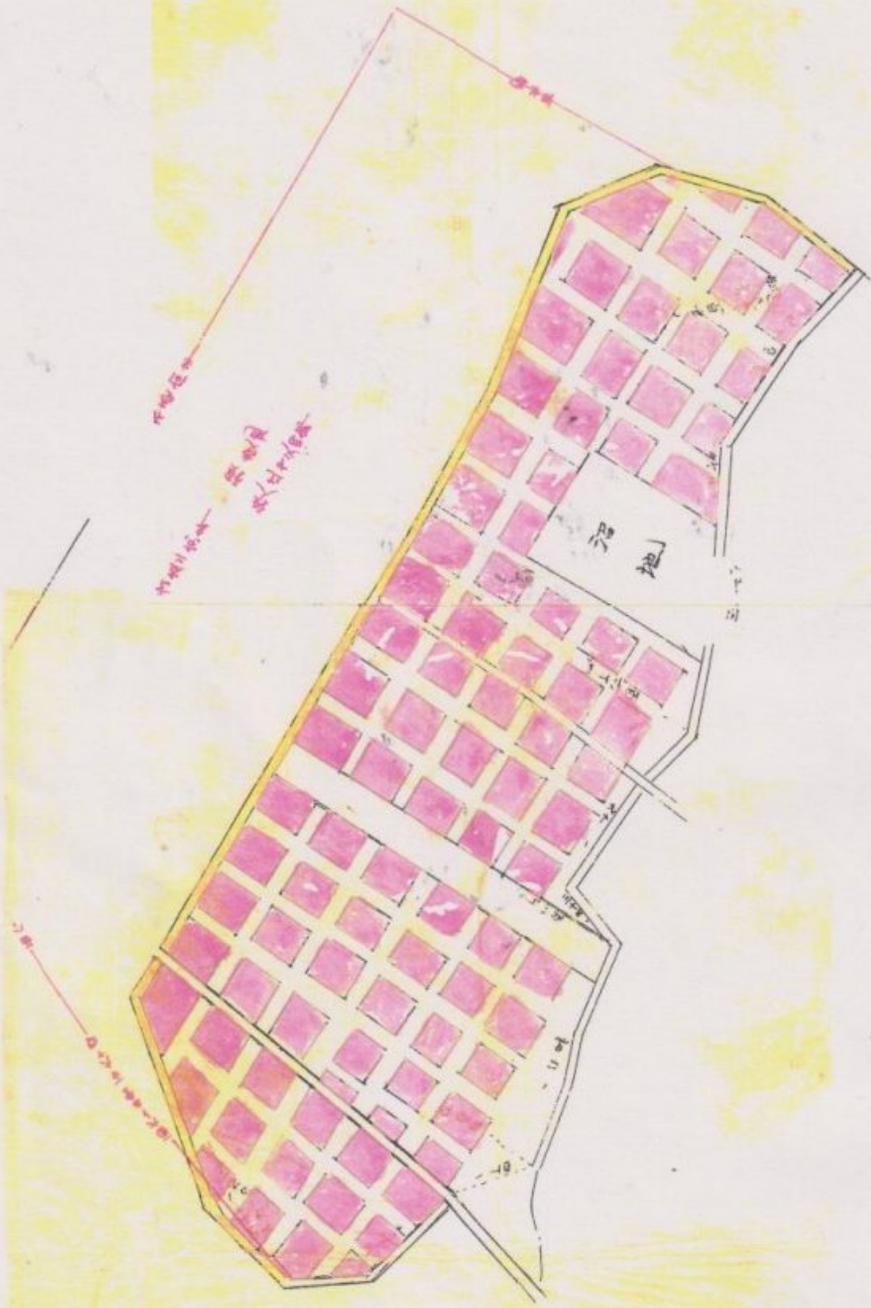


五井金杉の塩田から
移築された塩竈神社

(小倉直利家)

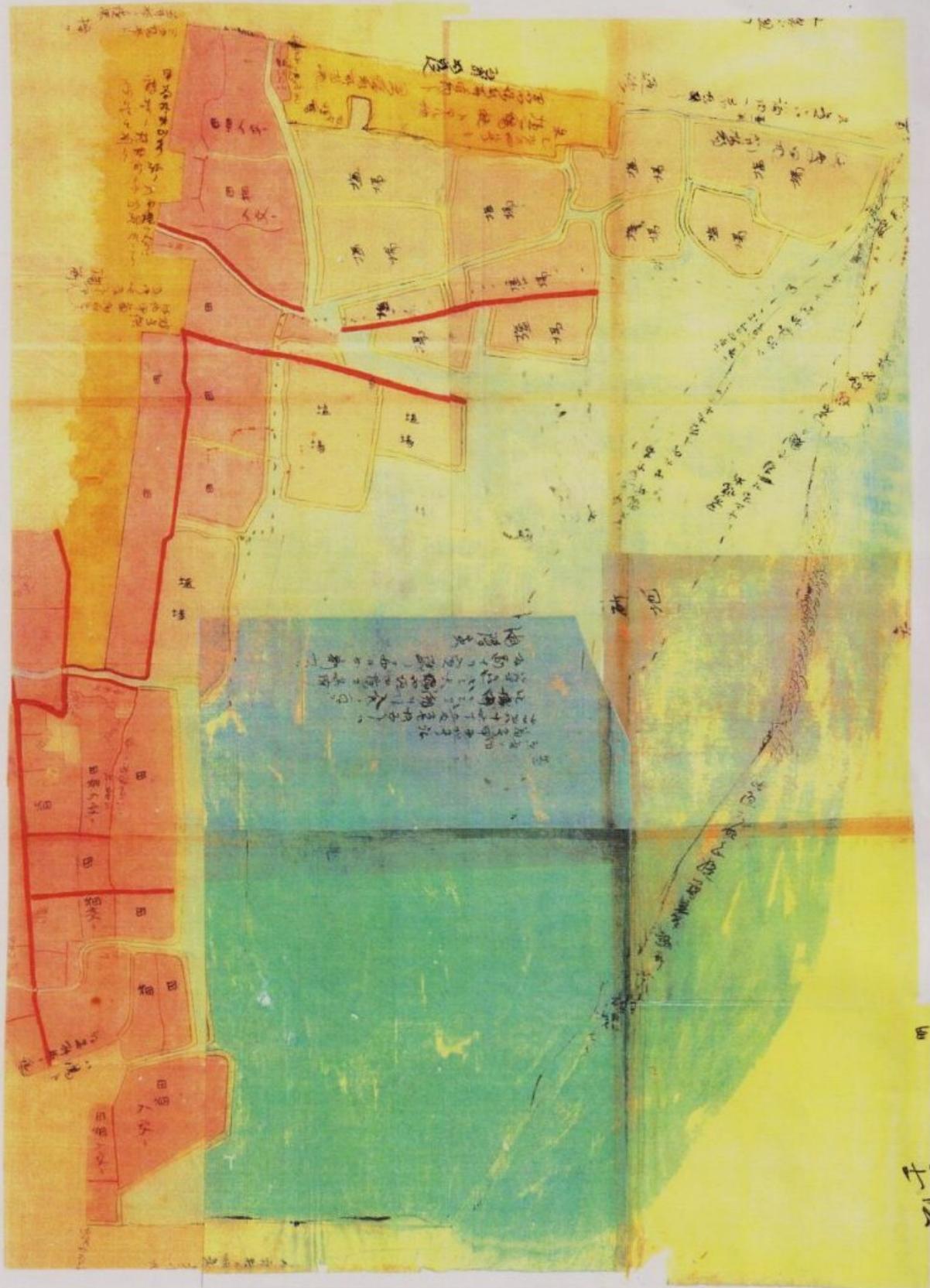


開発当時の金杉浜塩田（天明古図の写し＝後出）

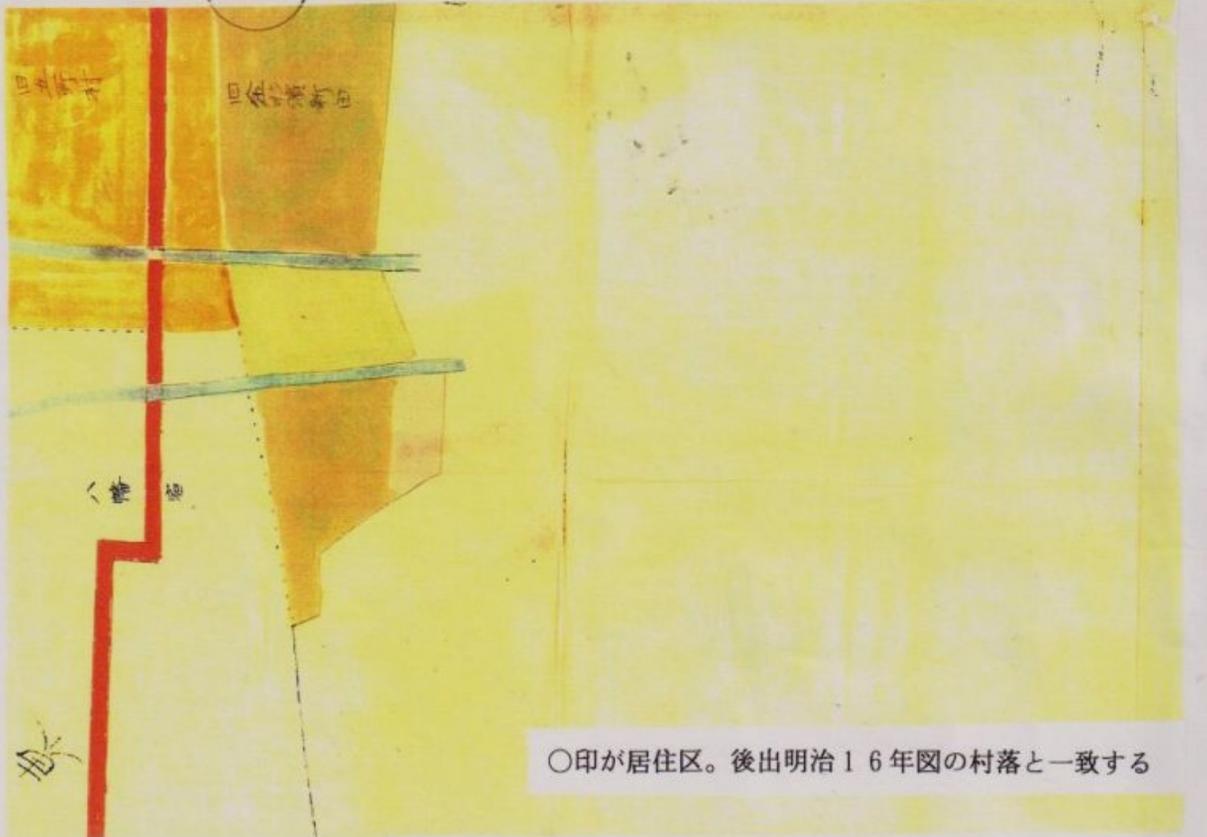
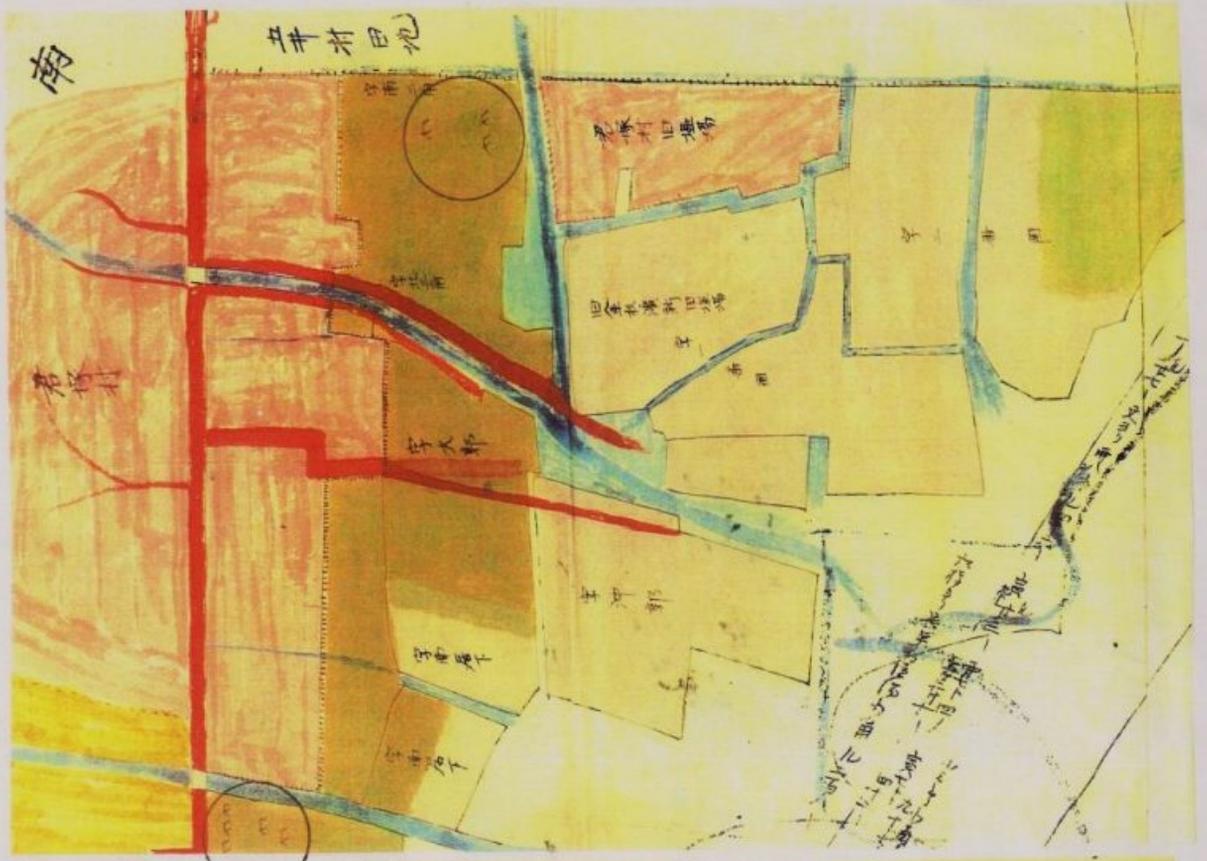


開発当時の飛地（天明古図の写し＝後出）

沼地

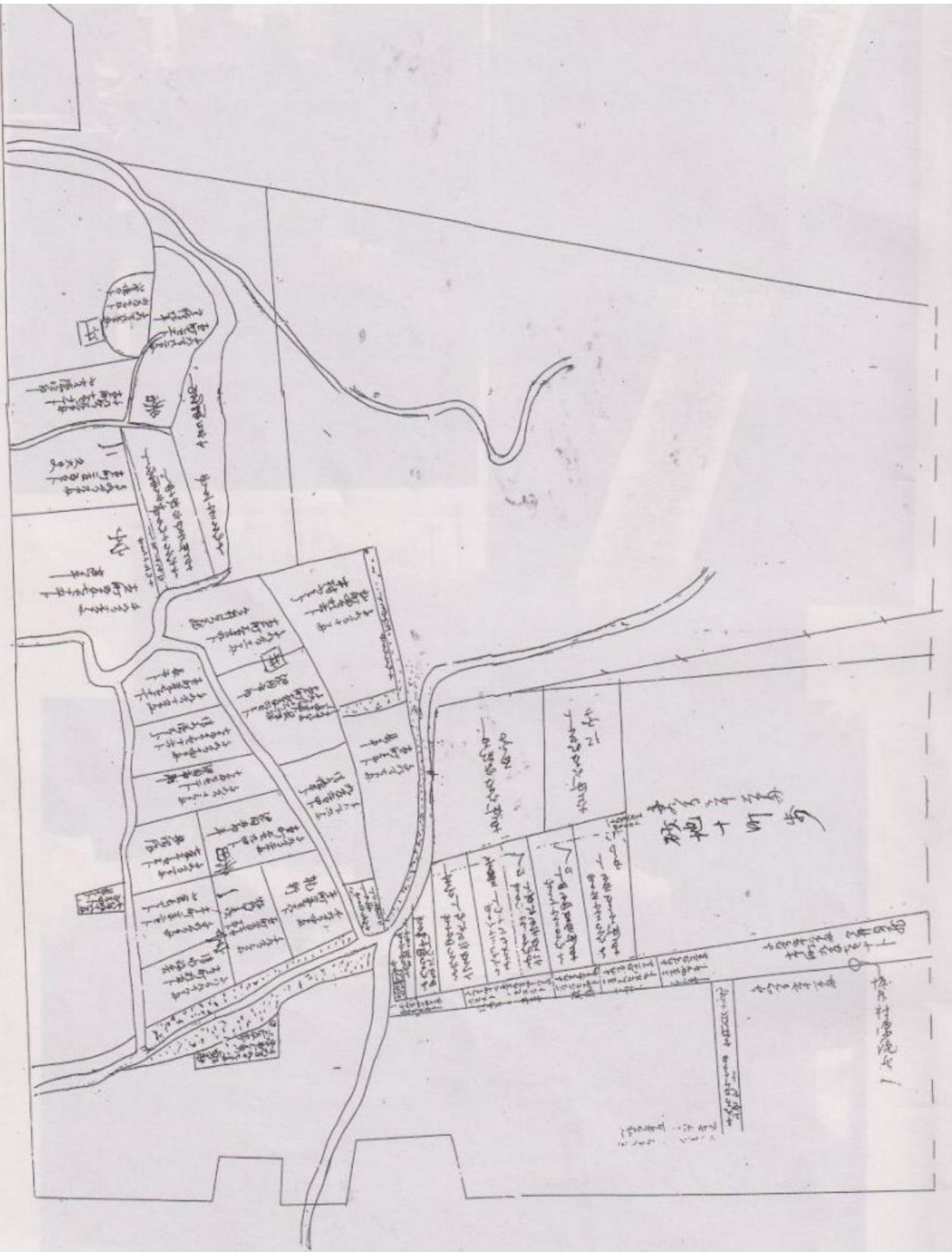


江戸末期の金杉浜塩田（明治の写し）

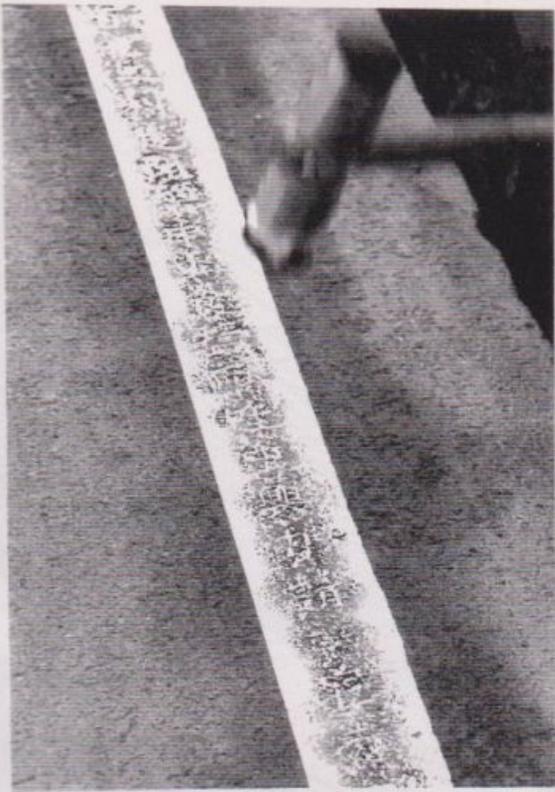


○印が居住区。後出明治16年図の村落と一致する

江戸末期の字名付き金杉浜塩田（明治の写し）



明治14年ころの金杉浜新田区分図



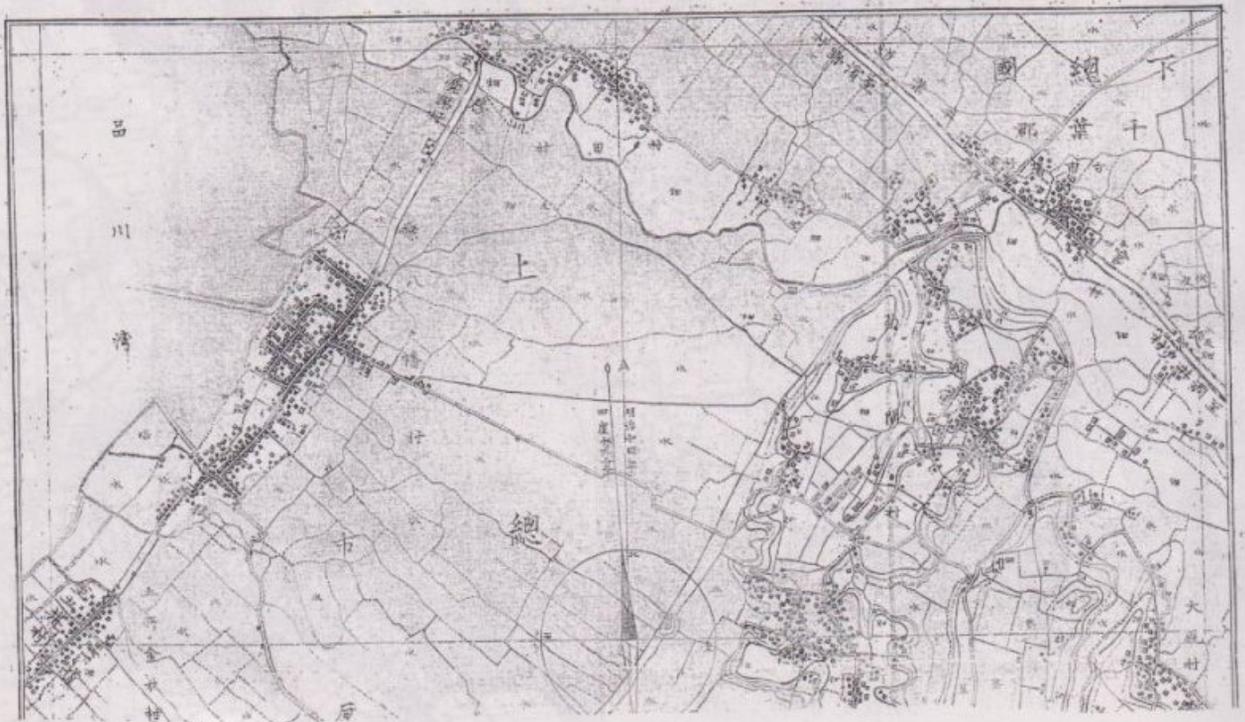
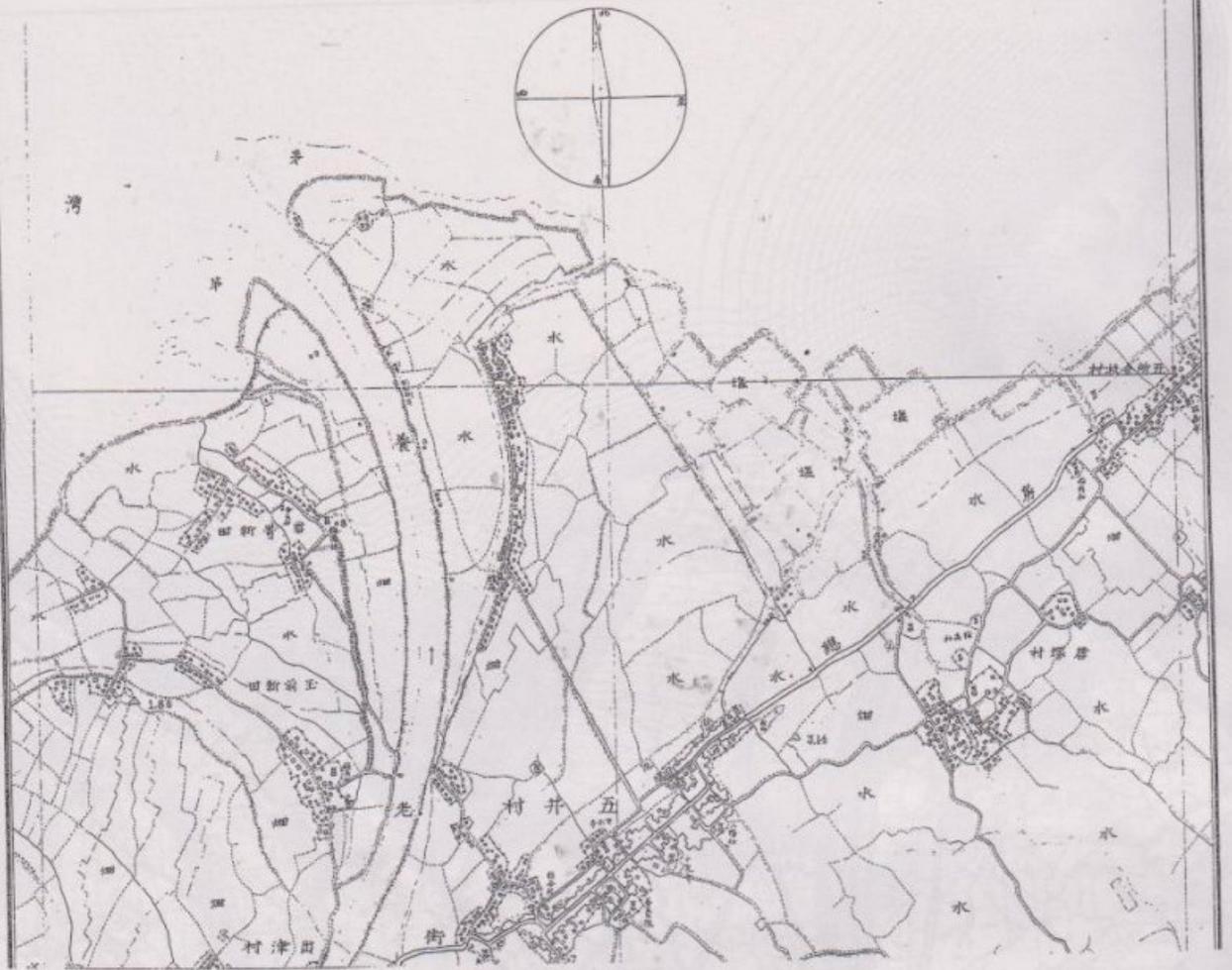
五所共同墓地で開発者庄左衛門の墓を調べる



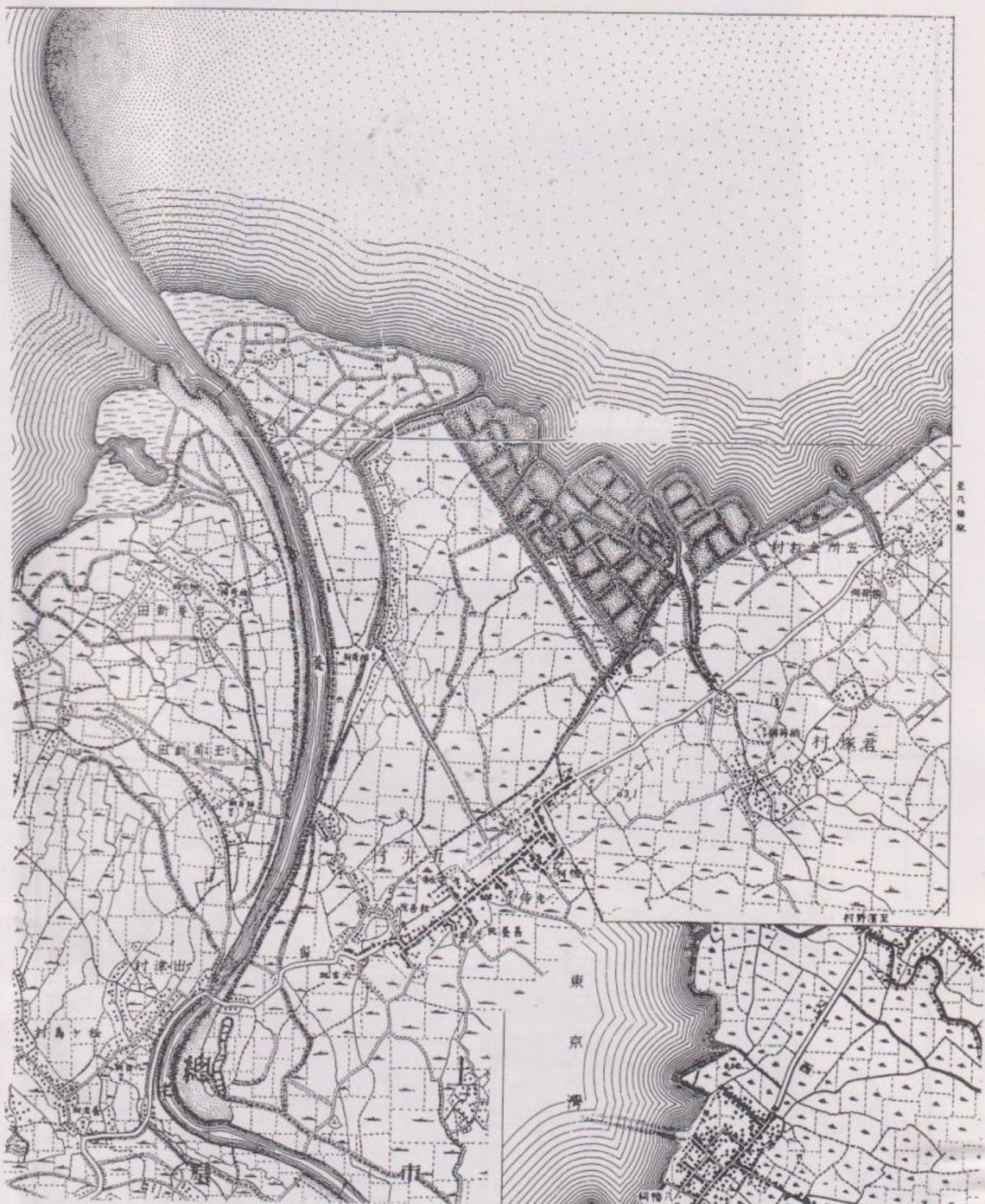
埋立て当時の八幡海岸（いちはらのむかし写真集）



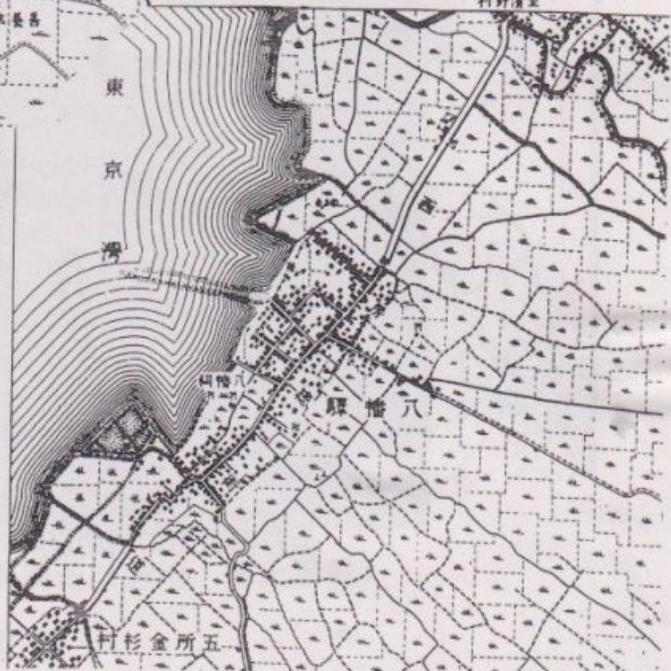
昭和30年ころの金杉浜周辺（皆川 清氏撮影）

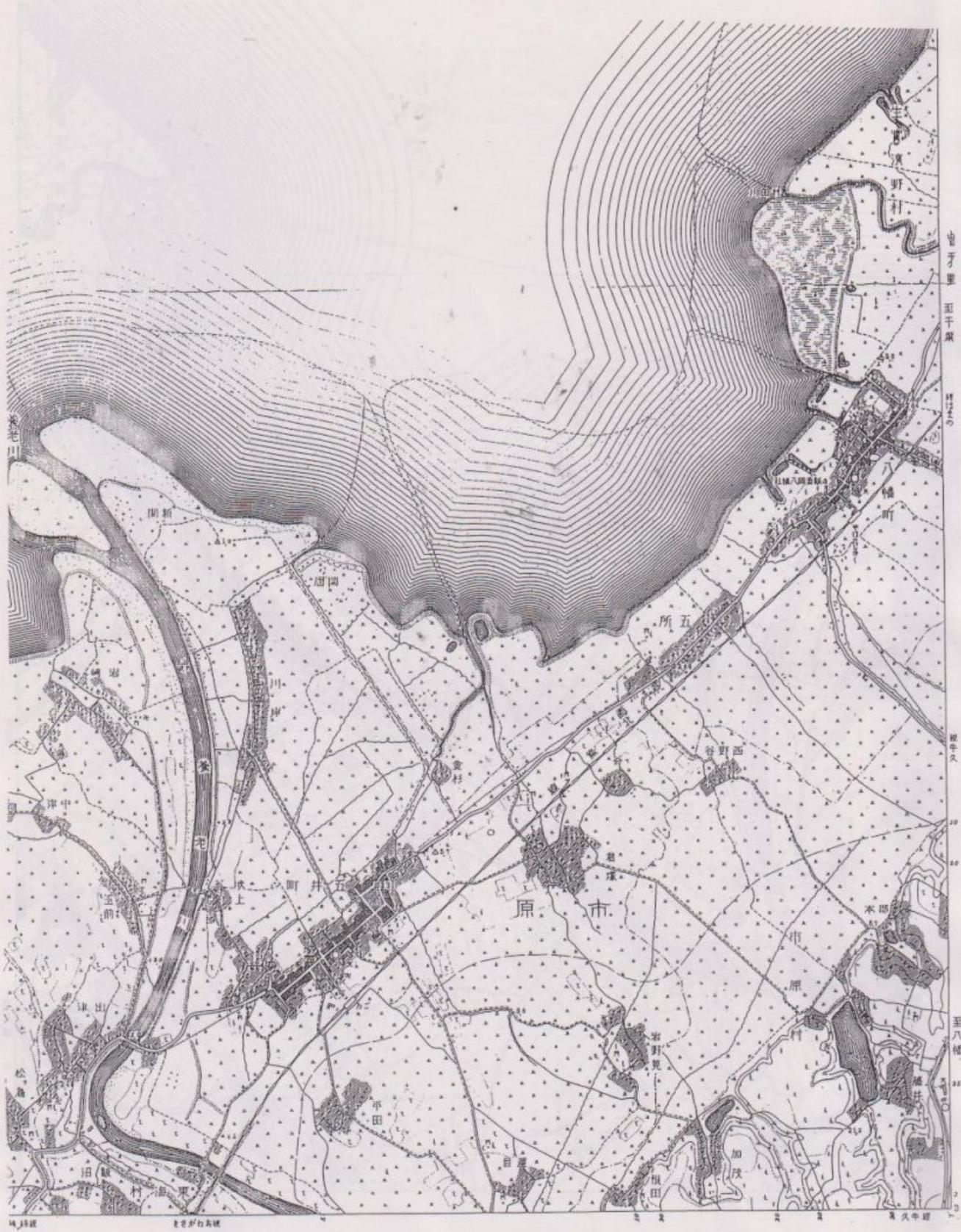


金杉浜新田の明治以降の変遷 明治16年迅速測図

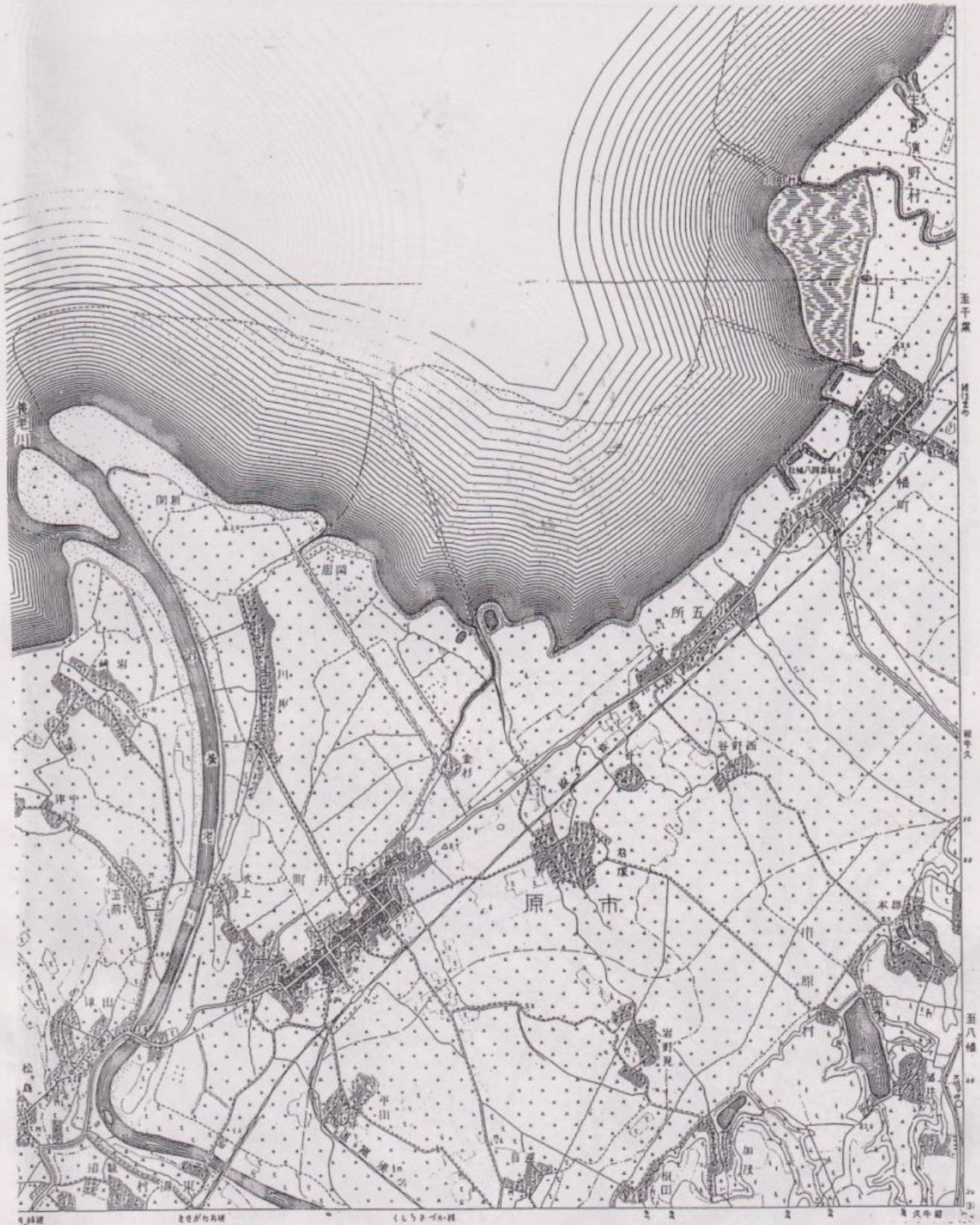


明治16年





大正10年



昭和2年



昭和27年



昭和42年



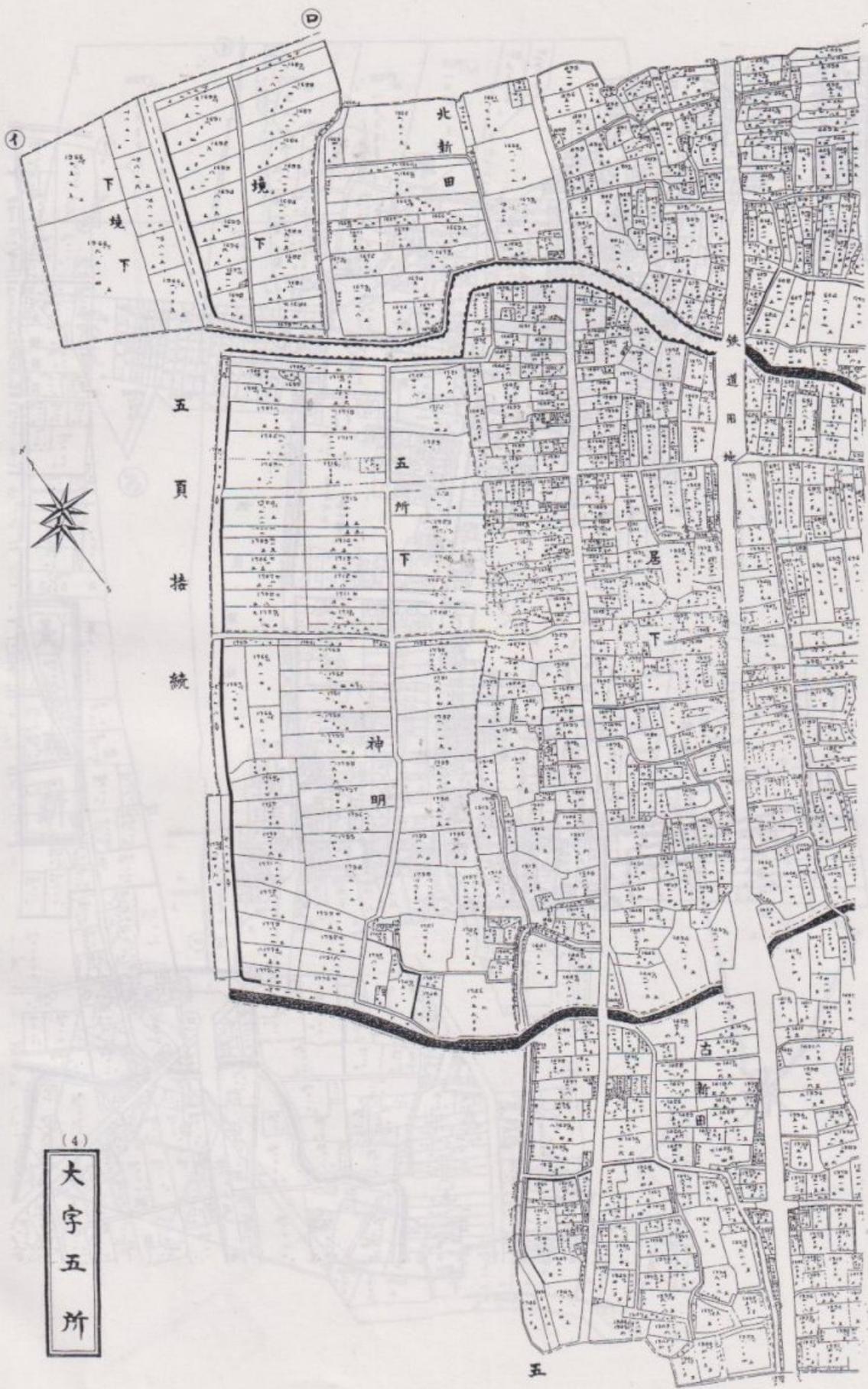
(原市第三版) 原市第三版

平成9年

(1)

大字菊間





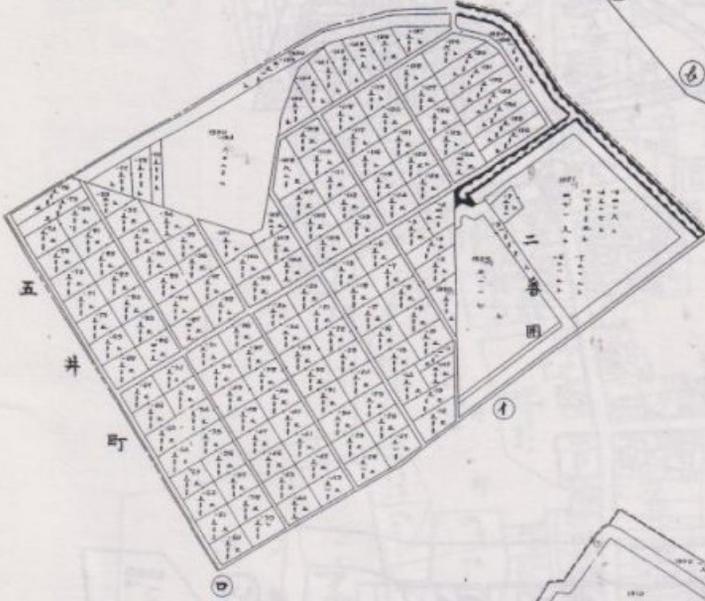
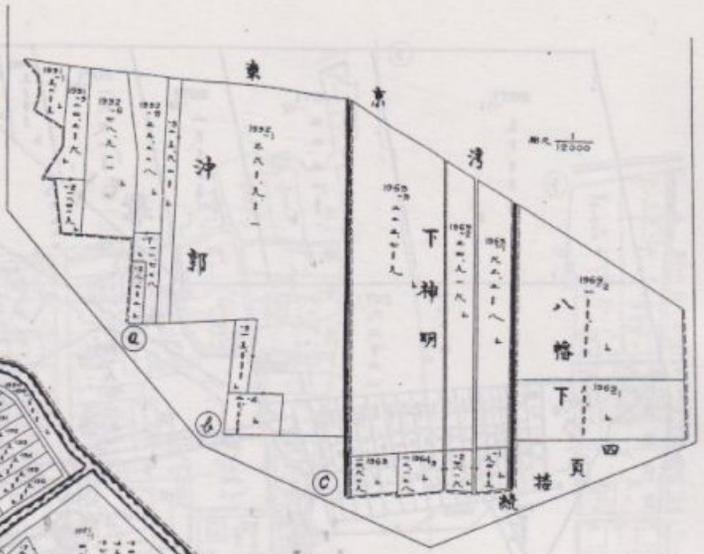
五
頁
接
続

(4)
大字五所

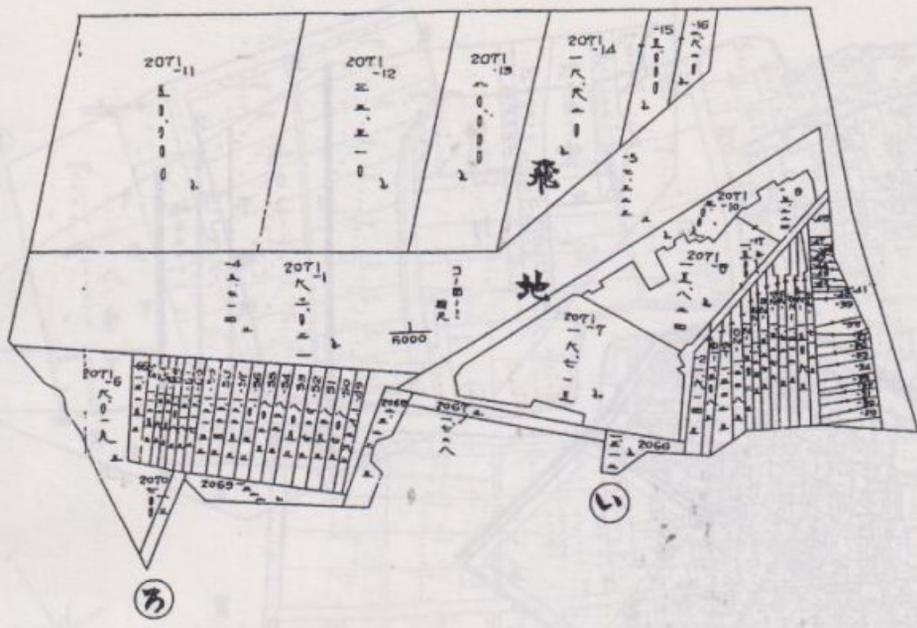
五
井
町

(5)

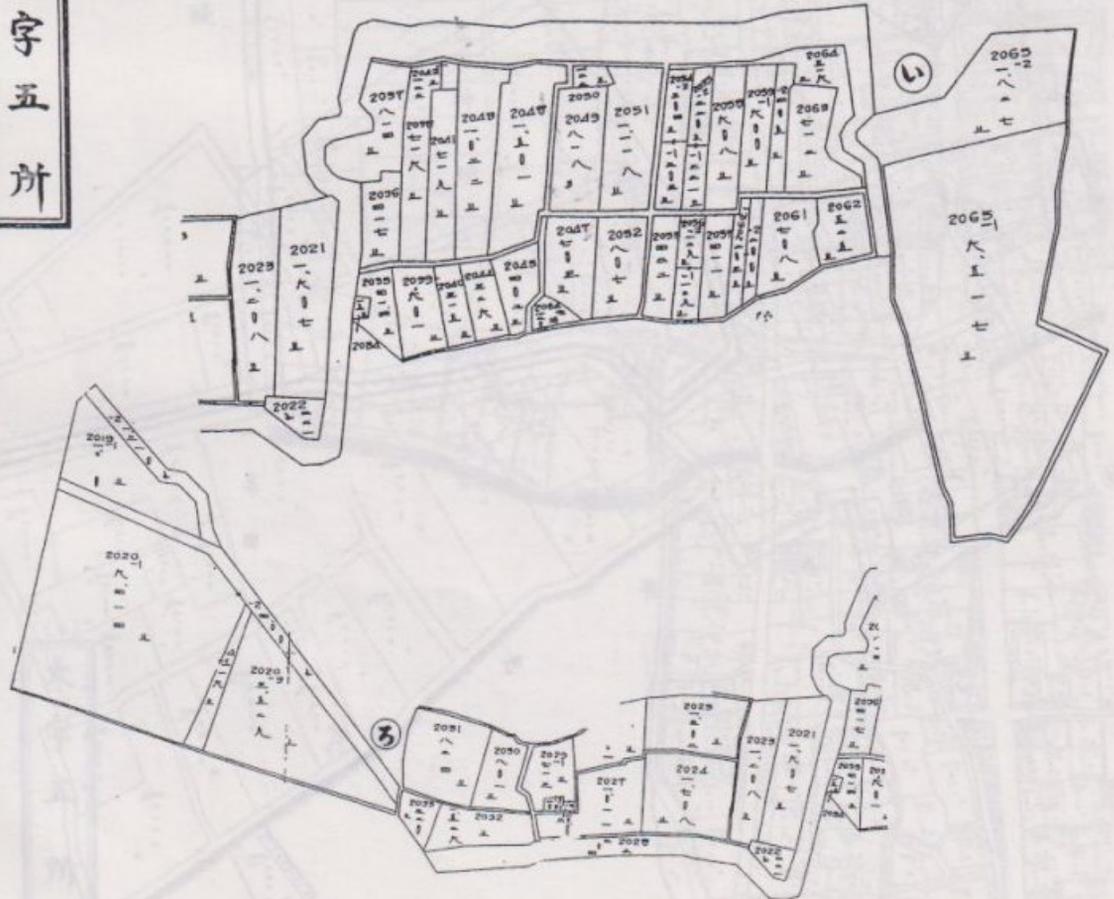
大字五所

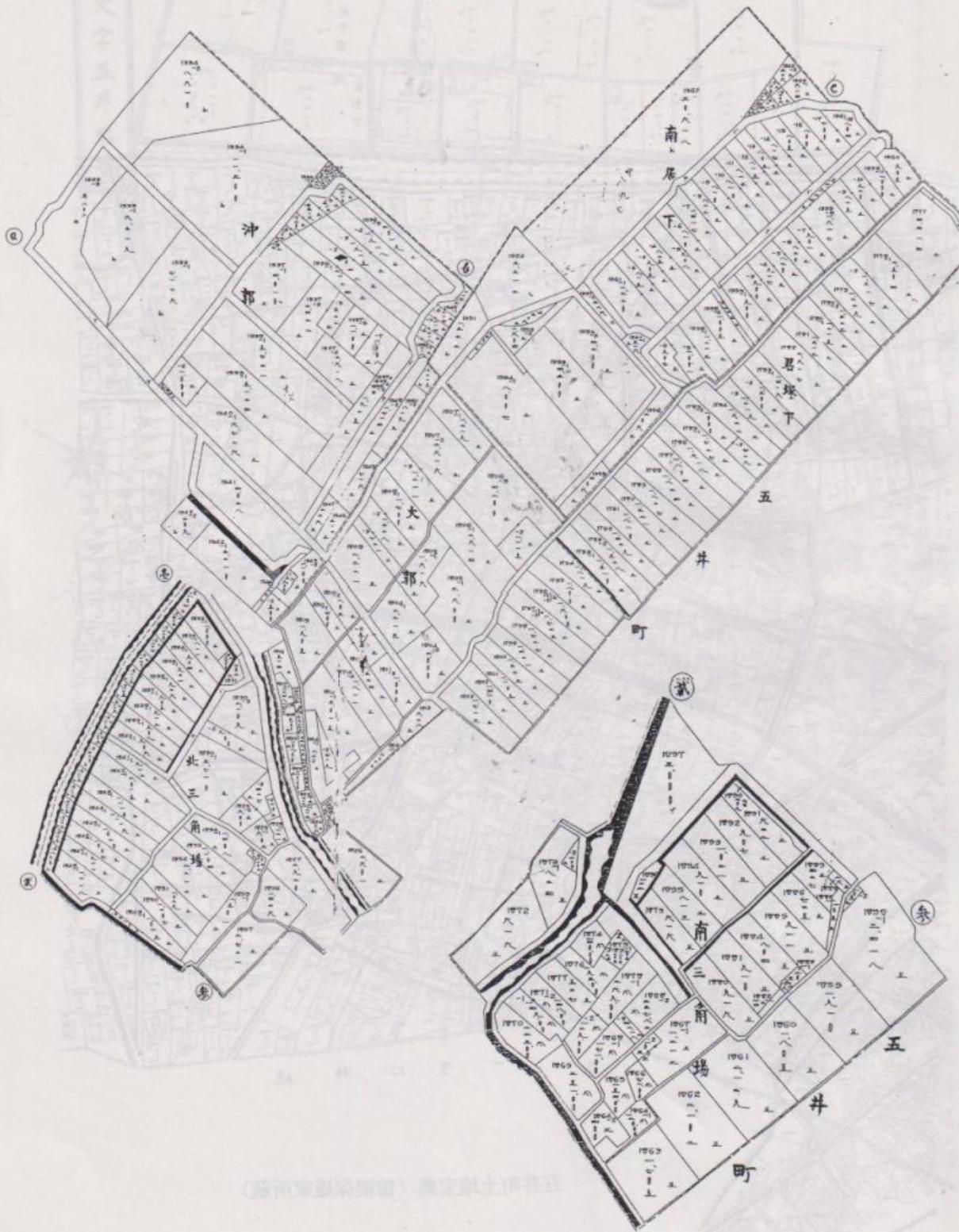


2071	21	212	2071	21	472
-30	499	-61	101		
-21	205	-61	107		
-32	222	-67	107		
-33	222	-67	112		
-26	522	-64	116		
-25	721	-62	110		
-26	712	-62	122		
-27	205	-67	112		
-28	402	-69	619		

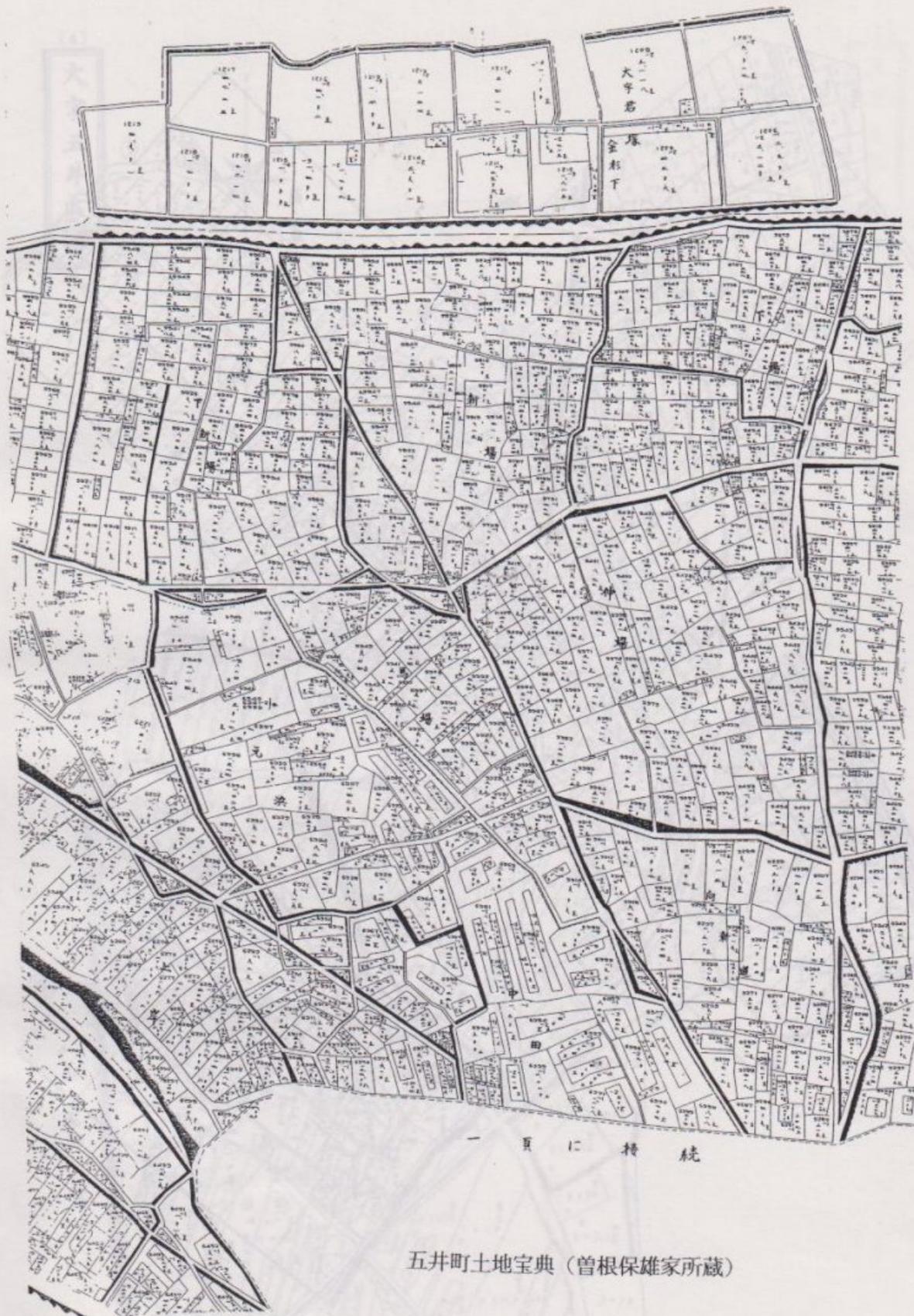


(5)
大字五所





(昭和七年製図) 農文館土庫代立



一頁に続続

五井町土地宝典 (曾根保雄家所蔵)

(3)

大字五井君塚

大字五井君塚

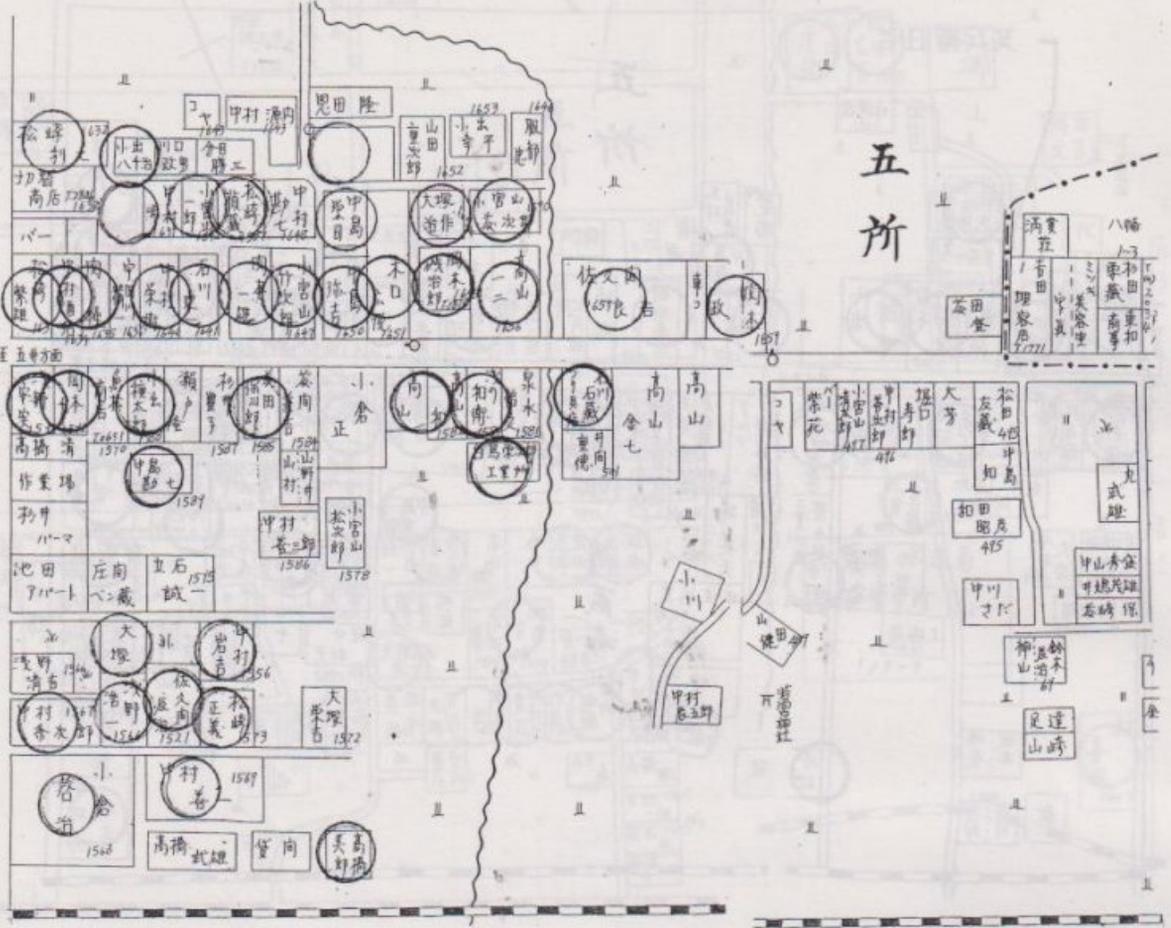


(4)

大字五井出津



三頁 繪 統



五所

昭和40年ころの住宅地図と屋号

○印が屋号で呼ばれている家(五所番地、氏名、屋号)

旧道北側

一六五九関本 政 しょうゆや

新宅

一六五九佐久間良吉 たびや

一六五六高山 かんぜえむ

一五一〇小宮山藤次郎 とうぜえむ

一六五五岡本磯治郎 まんべえ

一六五四大塚治作 さぶろう

一六五一木口宏悦 ぜんばち

一六五〇中島弥吉 やくべえ

一六五〇中島栄司 やくべえ

空白(中島) じんべえ

一六四七小宮山竹次郎 ばんじょ

一六四七関本一雄 かいぐん

一五八七松崎禎蔵 くるまや

一六四二小宮山一郎 うおまつ

空白(松本) げたや

一六四一石川定一 てんかち

一六四〇中村栄樹 ころめや

一六三五関本操 しょうゆや

一六三四中村酒店 きんしち

一六三一松崎繁雄 かどき

一六三二松崎利七 つば

小出八千治 やそはち

旧道南側

五〇一石川石蔵

一五八一白鳥栄次郎 はっさま

一五八一浅野 どんしち

一五八二高山 和 かんぜえむ

一五八五藤田保三郎 さだえむ

一五八八小出種太郎

やそはち本家

一五八九中島(浅野) かんしち

一五九二岡本チヨ まんた

一五九三浅野安実 つけおち店

大塚 はなをや

中村岩吉 はしもと

一五六七中村条次郎

しんめいさま

一五六六浅野浩一 いかけや

一五七四佐久間 たつお

たつえい丸

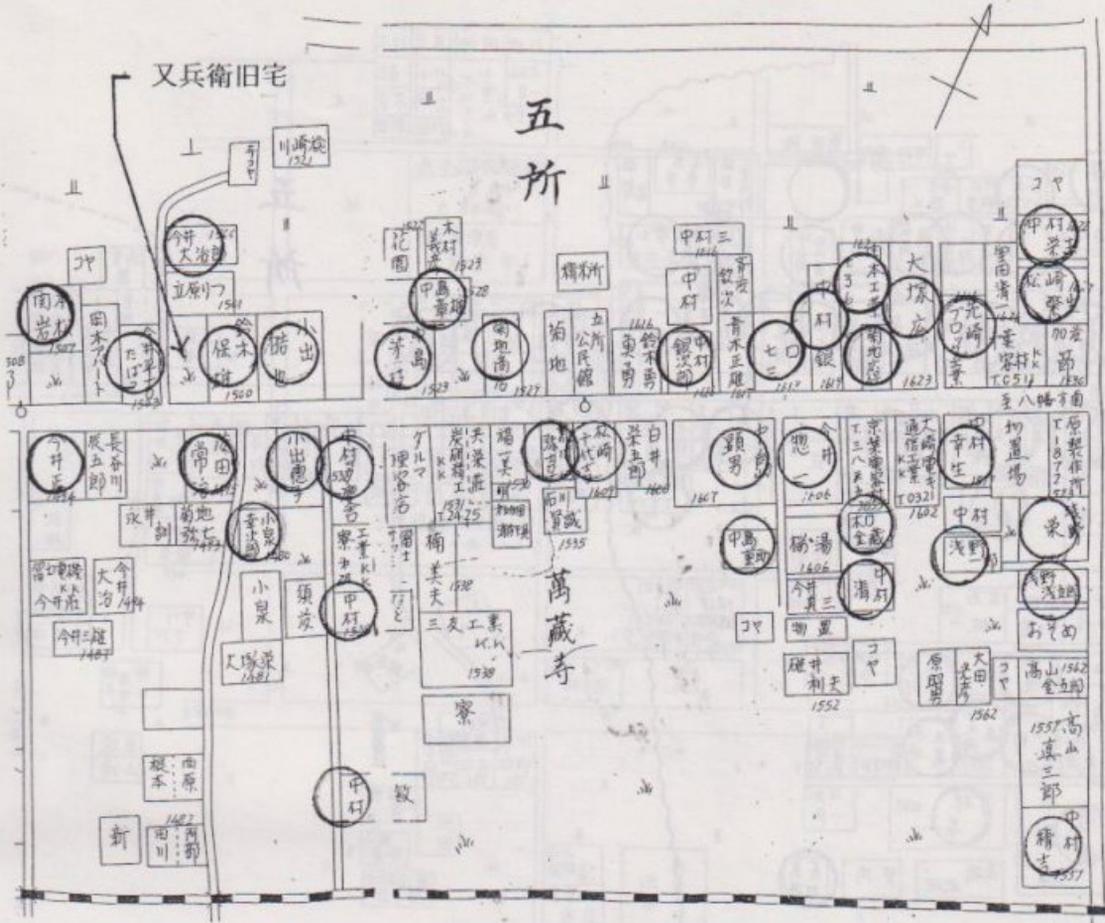
一五六六小倉啓治 かわばた

JR線先

佐久間嘉夫 くまごろう

浅野行三 げたや

岡本 勇 まんた

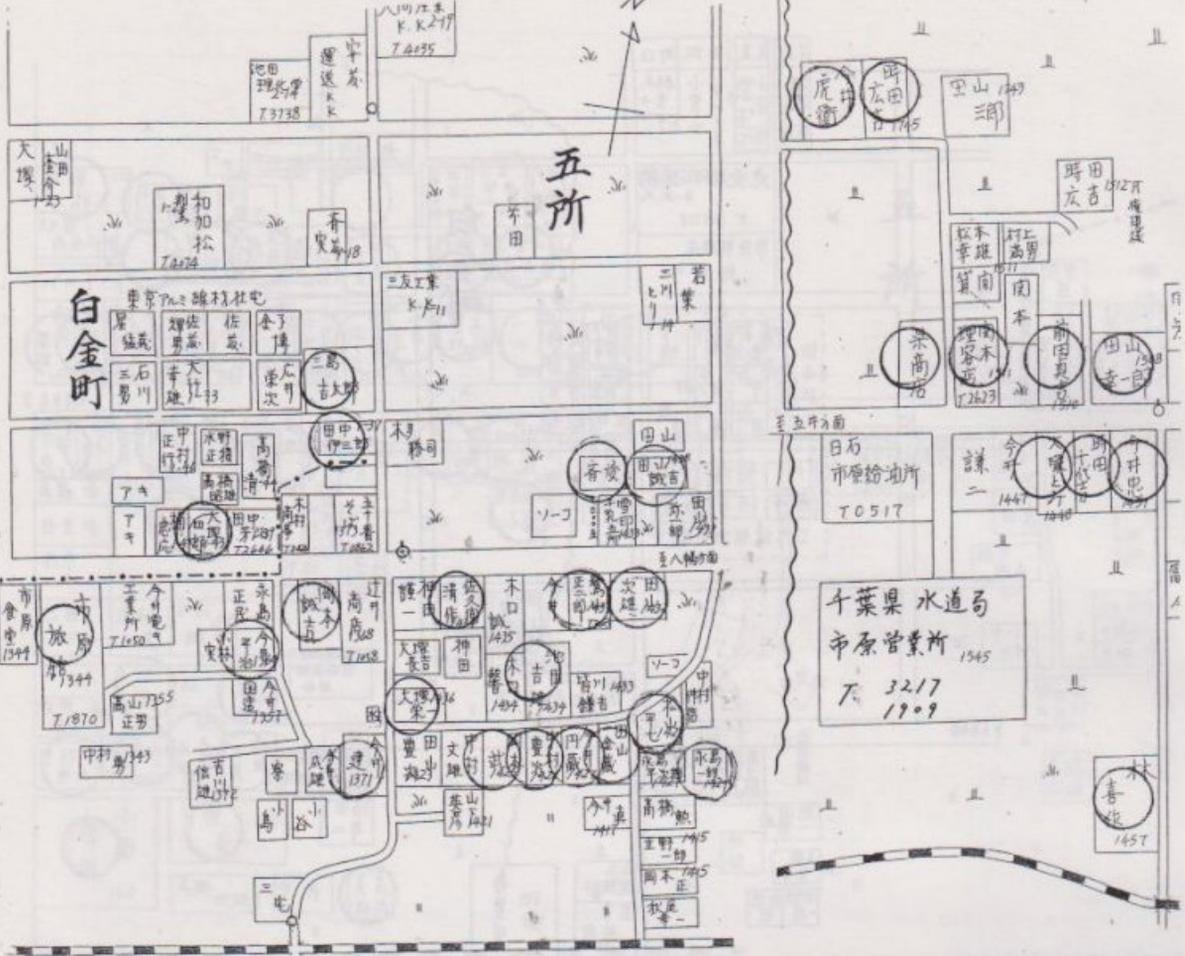


旧道北側

- 一六二七松崎繁生 || かどき
 - 一六二二中村栄生 || やれ
 - 一六一四先崎ブロック || かしや
 - 一六二三大塚広 || おてっほ
 - 一六二一菊地広保 || あぶらや
 - 一六二一岡本工業 || まんた
 - 一六一九中村 銀 || はなや
 - 一六一八木口七三 || かきや
 - 一六一六中村銀次郎 || はすや
 - 一五二九菊地商店 ||
- いちまんごく

旧道南側

- 一五九六浅野 栄 || かんべえ
- 一五九六浅野一郎 || せいじろう
- 一五九六浅野浅五郎 || へいや
- 一五六二高山金五郎 ||
- 一五九九高山真三郎 || ぶんじ本家
- 一五五九中村精吉 ||
- 一五九九中村幸生 || まごしろう
- 木口金蔵 || うえきや
- 中村 清 || せいべえ
- 一六〇六今井惣一 || ゆや
- 一六〇七中島頭男 || ざるや
- 中島重助 || うちで
- 一六〇九松崎千代吉 ||
- はんじろう
- 一六三〇荒川弥吉 || おけや
- 一五三二中村多慶吉 || たけやま
- 一五三八中村なを || ばっじよ
- 小出徳子 || あらち本家
- 一四八〇小泉幸次郎 || つげぎや
- 一四九五藤田常治 || ふじや
- 一四九四今井 正 || いどや



旧道北側

一五〇八田山幸一郎

- 一五〇八田山幸一郎
- 一五一九前田貞吉
- 一五二一関本 登

栄商店(中村)

- 一七四五時田広吉
- 一七四六今井虎衛
- 一四三九田山弥一郎

いなりさま

- 一四三六田山誠吉
- 一四三六田山誠吉
- 一四二五岡本 武
- 一四二八田山金蔵
- 一四二七今井円蔵
- 一四二六中村豊治
- 一四二五岡本 武
- 一四二六大塚俊夫
- 一四二四池田吉雄
- 一四二三齐藤 広

- 白金 三島吉太郎
- 田中伊三郎
- 大塚四郎

かんざぶろう

- 一三七一今井 建
- 一三六八岡本誠吉
- 一三六〇今井平治
- 一三四四市原旅館

旧道南側

- 一四五一今井 忠
- 一四五七林 喜作
- 一四五一時田千代吉
- 一四四八大塚とみ
- 一四二九松崎平七
- 一四二七永島一郎

かわばた、ちようじろう

- 一四二八田山金蔵
- 一四二七今井円蔵
- 一四二六中村豊治
- 一四二五岡本 武
- 一四二六大塚俊夫
- 一四二四池田吉雄
- 一四二三齐藤 広

皆川 清、小出惣治氏調べ

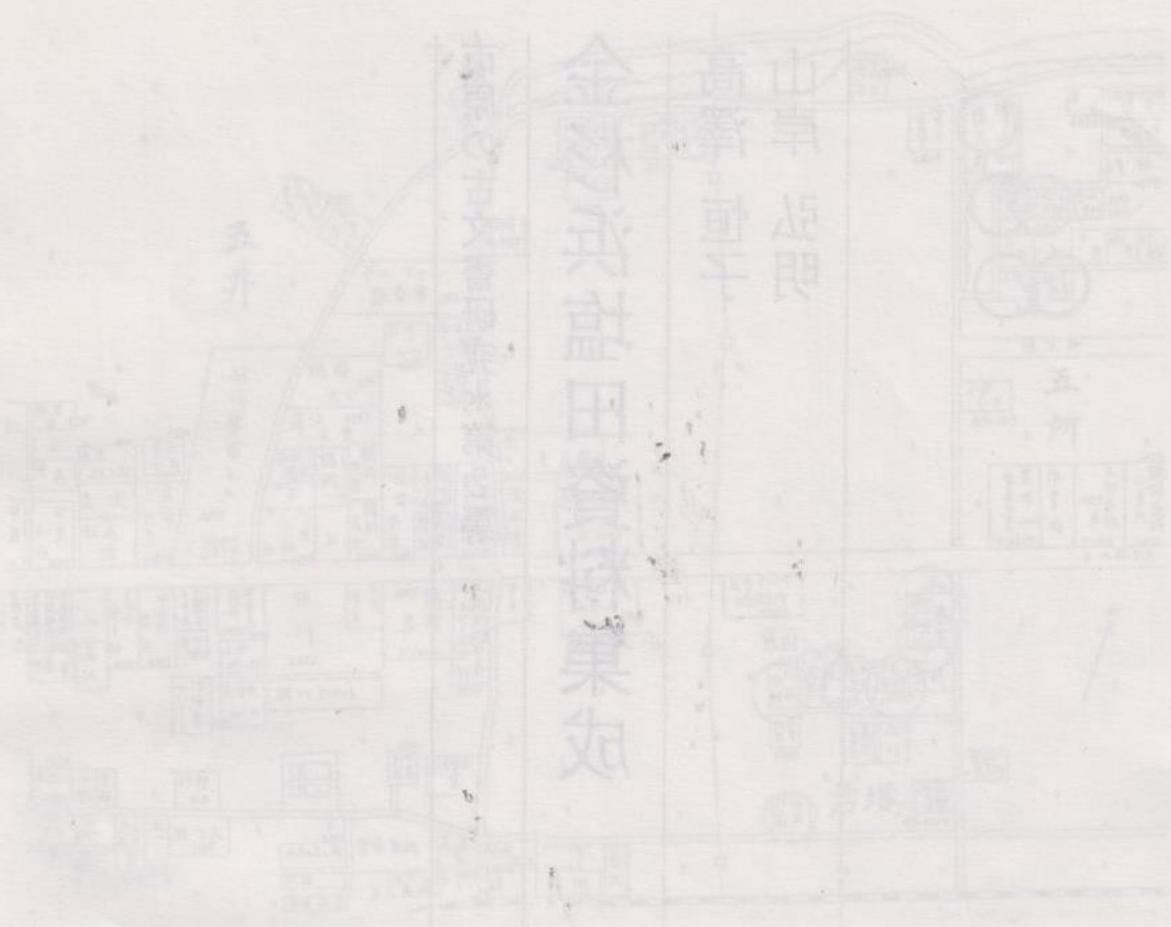
市原の古文書研究*第2集

金杉浜塩田資料集成

高澤 恒子

山岸 弘明

千葉県市原市助善図書館



金沢城跡田舎集果如

山事 延明

高野 町子

中野の古文書に於て果如の如し

五井

- 五井 (五井金杉町)
- 一八七〇 清光 大郎 金杉のてえしん
 - 四九六 堀川 栄初 じじゅうや
 - 四八二 五郎 堀川 じじゅうしんや
 - 四八二 五郎 清 じじゅうべえ
 - 五井 (五井金杉町から移転)
 - 四七九 一 堀川 武 じじゅう
 - 四七九 一 小舟 豊 じじゅう
 - 四七六 三 伊藤 三郎 じじゅう
 - 四七六 三 伊藤 正 じじゅう
 - 四七六 四 堀川 栄次郎 じじゅう
 - 四七六 四 堀川 栄次郎 じじゅう

市原の古文書研究*第2集
 金杉浜塩田資料集成

目次

* 金杉浜塩田跡の現況 ——— カラーページ
 金杉浜塩田古絵図 ——— 一
 埋立て当時の八幡、金杉浜海岸 ——— 七
 金杉浜塩田周辺の明治以降の変遷 ——— 九
 市原町、五井町（関係分）土地宝典 ——— 十六
 昭和40年ころの五所地区住宅地図と屋号 ——— 二五

* 田沼意次と金杉浜塩田の開発 II はじめに ——— 三四
 市原の製塩を探る II 主として金杉浜塩田の開発 ——— 三八

* 齊藤一久家文書 ——— 五一

* 今井芳雄家 ——— 六七

* 齊藤 操家文書 ——— 七一

* その他の資料 ——— 二四七

* 関係村領主の変遷 II 領主要覧 ——— 二五一
 参考資料 ——— 二八一
 あとがき ——— 三二四

市原の古文書研究
 第1集 今関勘四郎「鶴舞井上藩仮藩邸御用留」
 第2集 金杉浜塩田資料集成
 第3集 旧勝間村名主沢田家文書

田沼意次と金杉浜塩田の開発Ⅱはじめに

山岸弘明

いつの時代にも政治に金は付き物だが、田沼意次ほど悪徳政治家の名を轟かせた人物はないだろう。江戸中期の一時期とはいえ「田沼時代」と個人名が歴史教科書にも登場する。万事派手好み、諸方から集まる音物を吸い取るように懐に収め、それが幕府の役人たちに蔓延した。まいたない取りの名人として定着した田沼。しかし、その意次像を否定し、見直そうという研究も一方で確実に行われている。

はたして意次の実像はどうだったのだろうか。意次は江戸中期の享保4年（一七一九）、中堅旗本六百石主殿頭意行の嫡男として誕生、九代將軍家重の西の丸小姓を振り出しに十代家治の側用人となり、五万七千石、駿河相良城主。明和6年（一七六九）老中並、幕閣の表舞台へと成り上がった。將軍家治の初政は「享保の改革」を進めた先々代、吉宗政治の踏襲であった。享保の改革は元禄バブル崩壊後の幕府財政を一時的にせよ好転させたが、米収のみに頼る税制に限界があるうえ、重税に反発する庶民の強い抵抗もあって封建制度そのものが大きな曲がり角にあった。

こうした時代に登場したのが意次だった。意次は年貢に依存する幕府経済の限界を察知、商品流通を重視した新しい政策を次々と打ち出し、推進していく。意次の経済政策の特徴は積極的な商業資本の活用と開放政策にあった。都市や農村の商工業者や新興商人たちに営業の独占権限を与え、それに税金を課す。商業資本による新田開発を奨励する一方で幕府も下総の印旛沼や手賀沼の干拓、蝦夷地開発計画などを進めた。それまで長崎の出島で細々と続けられた海外との窓口を広げ、幕府主導による貿易も視野にあったという。

田沼時代が続けば早い時点での開国が実現したとする歴史研究者も多い。ま
いない政治家のレッテルの一方で、経済に精通した政治家としての評価も高
いのである。

田沼の登場で幕府財政はやや好転、商業の発展で札差など一部に富裕な町
人が現れたが、一方で株仲間による談合がインフレを招いたりもした。ま
ない政治で潤う役人たちの影で米収に頼る大名、旗本たちの困窮がすすみ、
たまたま起こった天災、飢饉なども相まって庶民の間に幕府政治への不信が
高まった。天明4年、嫡男意知が私憤をかって江戸城内で暗殺されると意次
の権勢は一気に衰え、6年老中罷免、將軍家治の死去で所領没収が次々と行
われることになる。

*

まえがきの書き出しが長々とした田沼意次の紹介から始まった。金杉浜新
田の開発資料集になぜ意次？と不思議に思われる方も多いただろう。実は、塩
田開発工事そのものが田沼意次の経済政策に基づいて進められ、台風の高波
ではほぼ全壊することになる寛政3年が、反意次派のリーダー松平定信の寛政
の改革期であったという時代背景が金杉浜塩田の盛衰そのものでもあったか
らである。

田沼時代後期の天明2年（一七八二）、江戸金杉村の庄左衛門と坂本村又
兵衛が市原の五所、君塚、八幡村一帯の海岸に五十万坪におよぶ塩田開発を
計画するが、その相談相手が当時、田沼意次の片腕ともされた勘定奉行の松
本秀持であった。松本も御家人百俵という低い身分から才能を認められて抜
擢され、同役の赤井忠晶とともに田沼の経済政策の中心的推進者であった。
旗本五百石に榮進、その所領は八幡村百六十七石、海保村百二十五石ほか。
資料集で松本が塩田開発の当事村の地頭であったこともわかる。田沼の両腕
ともいわれた松本と赤井の二人が勘定奉行として登場するのも興味深いが、

後の天明七年田沼失脚とともに罪を問われ、減給、逼塞処分になる。世評は旧悪が露顕した結果とし、その功績が伝わることはない。

*

塩田開発の詳細は次章の「市原の製塩を探る／主として五井、金杉浜塩田開発について」に譲る。研究は開発者である庄左衛門のご子孫にあたる齊藤一久氏宅に残された開発文書コピー5枚が端緒で、君塚村の旧名主齊藤操家に保管されていたダンボール1箱の書付の中に明治時代、隣の五所村との浦争いの証拠物として集められた開発文書多数が見つかりお借りして解読した。これら文書によれば、金杉浜塩田は3年間の工事期間をへた天明6年に完成。同じころ隣接する五井の新開場塩田、船橋の西海神塩田も開拓された。「ふなばし物語」には西海神村の者が塩浜開発の権利を譲り受けて、江戸の者3人を金主に誘って工事をはじめたとしている。田沼の経済政策に乗った列島開発の嵐が全国に吹き荒れ、塩田開発も各地で行われたことがわかる。

開設当時の塩田の詳細を示す「天明古図の写し」と「絵図面分見の写し」では、面積、海面およそ二十万坪。その規模は戦後千葉県によって行われた工場用地埋立てに近い。江戸後期の天保4年、国学者・佐藤信淵が「内洋経緯記」に発表した内湾開墾計画が京葉臨海工業計画の先駆とされるが、それより早い二百年余の昔、これだけの大工事が実際に行われていたことは注目に値しよう。

*

当時、日本の塩の主な産地は瀬戸内海沿岸の播磨、備前、備中、備後、安芸、周防、長門に四国三か国を加えた十州塩田で、五百万石といわれた全国の製塩量のおよそ九割を生産、江戸の市場は赤穂塩などの下り塩問屋によって独占されていた。行徳や市原の塩田は関東地区の塩自給というメリットもあったが、乱開発の結果、供給過多が進んで値崩れし、合理化対策に迫られ

る。九州や瀬戸内の塩田では生産価格の多くを占めた燃料費のコストダウンのため薪焚きを石炭焚きに切り替え、業界を上げて生産調整に取り組んだりもしている。そういう意味では金杉浜新田のスタートも厳しい環境下にあったともいえた。

完成4年、寛政3年の大津波は苦労の末に完成した塩田を無残にも飲み込んだ。災害の様子は「続徳川実記」「東京市史稿」に詳しいが、こと市原の被害状況はまったく残されていない。いずれにしてもこのときの高波で金杉浜塩田がほぼ壊滅的打撃を受け、およそ六〇%が元の砂浜に戻った。以後、本格的な再開発工事が起こされることはなく、細々とした塩田経営が明治におよぶことになる。昭和三十三年、県の海面埋め立て工事が始まり二百余年放置された塩田跡が工業地帯に変わる。庄左衛門の遺志がいま生かされたのかも知れない。本文の高沢さんの結びの名言がすべてをいっているように思える。「市原に海岸がなくなって久しい。かつてこの町に潮の香りが満溢れ、江戸時代、製塩のための塩浜が海浜一帯に連なったことなど想像だにできない。二百余年の昔、塩浜開発にロマンをかけた男たちの勇気と決断、その後の盛衰は一編のドラマをみるようで感動なしに語ることはできない」と。

* *

この冊子は市原市文化財研究会会誌「上総市原」に発表した「市原の製塩を採る——主として五井・金杉浜塩田の開発について」の原資料を資料集として纏めたものです。齊藤一久家、齊藤操家ほかから多くの貴重資料を拝借いたしましたが残念ながら会誌掲載はその一部に止まりました。折角の資料であり、ここにその全文を翻刻、保存することにしました。

平成十五年八月 日

市原の製塩を探る

主として五井・金杉浜塩田の開発について

高澤恒子

市原は温暖な気候と砂浜、遠浅という好条件に恵まれ、早くから塩づくりが行われていた。「房総通史」によると五井から木更津までの間は里見時代の製塩場で、「千葉県史」は五井が最も古く、家康の関東入国間もない慶長の頃すでに行われていたとしている。万治元年（一六五八）に始めて塩田に縄入れし、当時市原郡内沿岸の村々には製塩家二〇余戸、塩田の面積が八町四面あった（市原郡誌）。また「五井村村鑑明細帳」には、承応元辰年（一六五二）神尾宮内検地

一塩場二十八町三反三畝十一歩

一塩三百六十一石一升四合 定納 塩年貢

一農業の間かせぎに男女ともに塩を焼き、野方へ出て塩売り、または蛤蛸を取り、野方へ出てこれを売る

すなわち五井村では農間の副業に塩を焼いて、これを山間の村々に売りに出かけたが、このことは五井村の塩が自給をみたし他村に供給できる余剰量をもっていたことを示している。

慶長十一年（一六〇六）茂原の領主大久保忠佐が五井村に来て塩浜を見分したうえ、塩釜本二十五軒を指定し、さらに五井村の外、君塚、岩之見、松ヶ島、神崎、八幡、御所、村田、塩田の八ヶ村の村役人を集めて塩の仲買を命じ、これにもとづい

て五井から茂原、長南への塩輸送路を設定した（茂原市史）。

また、江戸時代江戸に相当量供給した行徳塩は五井製塩の技術をとり入れたことが次の文書によっても確かめられる。

塩浜由緒書（明和六年八月）

「行徳塩浜の儀、元来上総国五井と申す所にて往古より塩を焼き覚え家業のようになし候を、行徳領のもの近国の事ゆえ折節罷越見覚え候て、当村十四ヶ村の内本行徳村、欠真間村、湊村三ヶ村のもの習候て 一後略 一」（市川市史）

その製塩法は遠浅の海を堤防で仕切り一か所に樋門を設け、地場の一部に溝を作る。潮が満ちて樋門から導かれた海水は地場全体に広がり、まいてある砂に付着する。天日と風で水分を蒸発させたあと、砂を集めて数列の畦を作り、桶を並べ、桶の上にザルをおいて砂を盛る。これに潮水を数回注ぎ、桶の中に塩分の濃厚な鹹水が得られる。さらに土釜に移して煮つめ食塩を結晶させた。土釜は貝殻を焼いた灰を練り固めた漆喰造りだが耐久性が悪く、およそ二十日間で作り返された。

五井塩浜

「市原郡誌」には「摂津国野田村の人勤兵衛なるもの五井浦に來り、地引を始め一丈に九尺の土釜を發明し製塩業に従事せり、勤兵衛氏の石碑は今同町川岸の墓所にあり、宝永、正徳と記しあれば之は同氏夫婦の死没せし年号なるべし」とある。摂津と五井の関わりは「年々摂州福嶋（大阪市）の者共当浦に罷

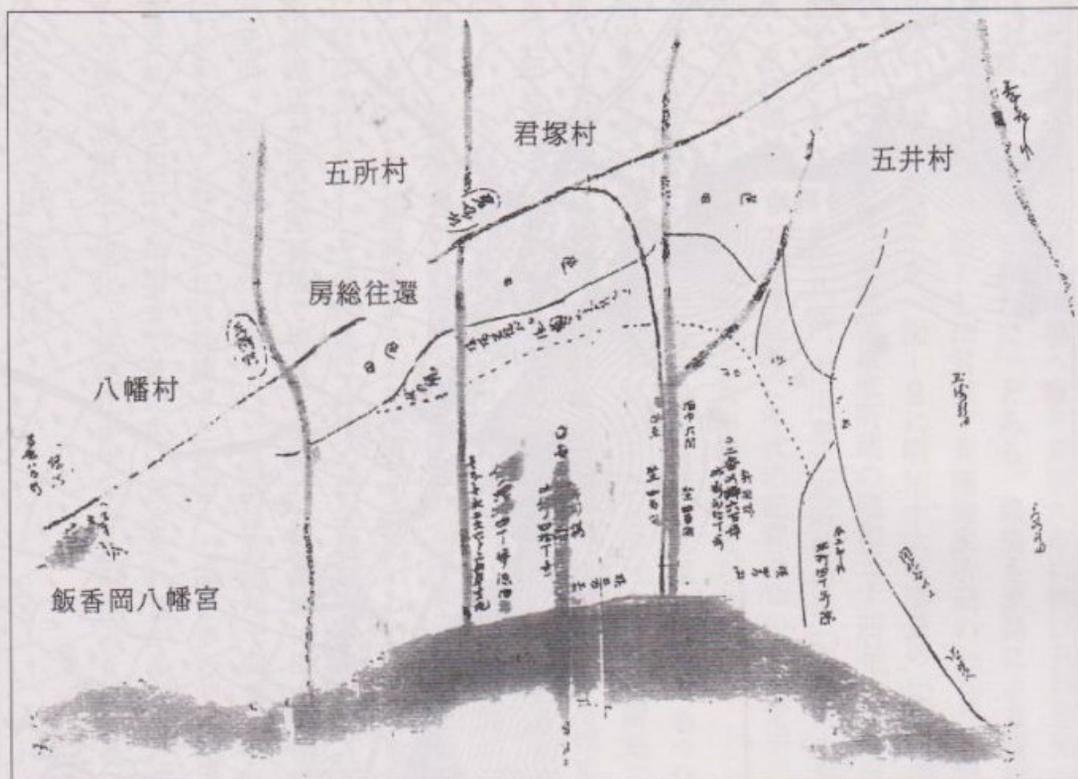


図-1 江戸時代中期の五井、君塚、五所、八幡浦図（斉藤操家所蔵）

り越し請負地引網仕り候」（五井村村鑑明細帳）からわかる。

① 勘兵衛の墓

五井の川岸老戸墓地の墓碑塚西側下段に勘兵衛の墓が残っている。全高およそ七十センチ。位牌型か笠塔婆であろうか、笠と台石は欠落、塔身のみ残る。

釋宗雪 宝永七寅 施主

十月十五日 撰州

南無阿弥陀仏 野田村

十月廿七日 勘兵衛

釋宗信 正徳元卯

裏面Ⅱ三界萬靈。右側面Ⅱ享保二丁酉年二月吉日立

② 勘兵衛の発明した「土釜」

君塚の細野琢一家が勘兵衛の子孫で屋号も勘兵衛を名乗る。

以前は川岸の八軒町に住い、昭和四十八年埋立地の化学工場爆発事故後現在地に移転された。細野氏と小字釜地に居住された鈴木秀太郎氏（屋号かまや）によると昭和十四、五年頃まで五井砂州の養老川側に貝焼場があったという。へえや（灰屋）と呼び、浅蜷や蛤の殻、貝を焼いた灰もあった。灰は漆喰釜の名残と思われる。

③ 五井塩浜の範囲

「市原市史」によれば万治二年（一六五九）の古文書に「養老川の河口が変わったために塩場の勝手が悪くなり、幕府の許しを得てから宿割をした」「延享四年に養老川が決潰して流路





図-2 明治16年測量の迅速測図。わかりやすいよう開発範囲を加筆した

が五井地先から松ヶ島塩場へ移り天明六年に再び五井地先へ河口を移すまでそこを流れた」とある。塩場も流路により変転したことであろう。図-1に君塚、斉藤操家所蔵の「五井、君塚、五所、八幡浦絵図」を、図-2に明治十六年測量の「迅速測図」を、図-3に君塚、曾根保雄家所蔵の昭和三十四年「五井町土地宝典」を、図-4に八幡、市川恵三家所蔵の同「市原町土地宝典」を収載した。1の浦絵図に年代の記載はないが養老川の迂回などから江戸中期天明四〜六年頃と考えられる。

中央を流れる三筋、右側の川が五井と君塚の村境であった。右手五井側に辰五郎持場四十町(十二万坪)、二番新開地二十町(六万坪)とあるのが五井塩浜で周辺に塩焚の文字も読める。辰五郎は古く、新開場は天明のころ開発された。白金通りイエローハット脇の濱往来を進むと湾に出る。その先、道の左側(南側)新場周辺が新開場で市役所通りが塩場の真中を縦断している。しかし新開場はその後畑返しが行われたらしく明治図には存在しない、その経緯は今後の研究課題としたい。下岸、中岸周辺が辰五郎持場で海水を煮詰めた製塩場は旧小字の釜地と元浜、貝焼場は砂州にあった。塩浜は明治四十四年、官営化にともなって縮小され以後細々と自営への道を歩む。塩田は放置され、昭和三十年頃まで葦の生い茂る荒地が多かったが、その後の急激な工場化、住宅化がすっかり町並みを変えた。

金杉浜新田

五井金杉から北側、飯香岡八幡宮周辺を除く村田川までの海岸に広大な金杉浜の塩田がひろがったこともあった。「市原郡誌」に「天明年間江戸金杉村の人庄左衛門、坂本村の人又兵衛等塩田を五所西方の海辺に開き、同四年甲辰初めて金杉浜新田と名づけ後五所村に合すとあり。けだし現時のあるものは其時出来しものにはあらざるが、爾来製塩の発達に伴い暫次海面を埋立て、遂に今日見るが如き状態に至れるなり」とある。

①金杉浜開発

庄左衛門の子孫、白金町の斉藤一家(屋号でばり)に幕府とやりとりした開発文書の一部写五枚が、また重郎兵衛を名乗り代々君塚村名主を勤めた斉藤操家(屋号さかや)に明治十五年五所村との浦争いで証拠物として集められた別の開発文書や絵図画、年貢割付、皆済証文などの写し多数が保管されていた。

これらから開発までの経緯をまとめると

天明二年(一七八二)九月、金杉村庄左衛門、坂本村又兵衛が八幡村より君塚村までの水際洲およそ百五十町歩(五十万坪)の開発を願出する。

天明三年(一七八三)八月、普請役秋月恒次郎、長谷川権内が出役として実地取調べのうえ八十六町五反九畝と決定。

天明四年(一七八四)七月、願主二人と八幡、五所、君塚村三か村惣代の連署で勘定奉行に願出、許可を得て八十六町五反六畝十五歩(二十六万坪)開発の請書を提出。

工事は天明四年から六年までの三年間、費用は三千両余(今



図-3 五井町土地宝典、一部砂洲を次ページに掲載（曾根家所蔵）

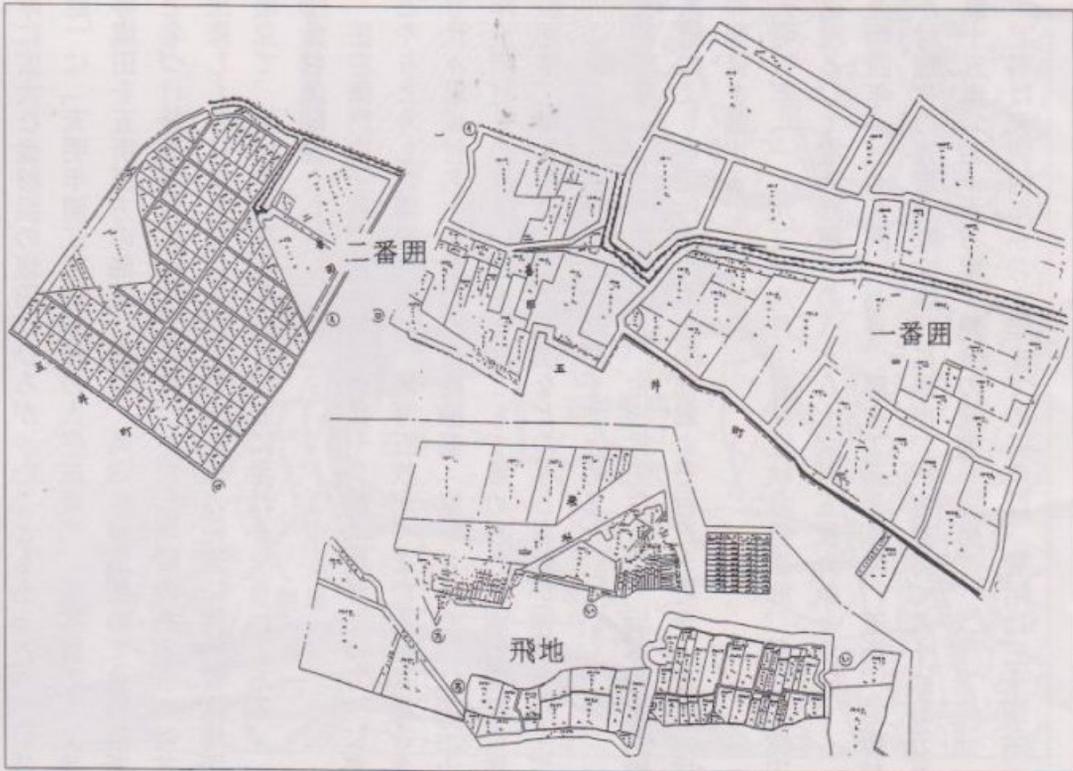


図-4 市原町土地宝典（市川家所蔵）



の五、六億円)で、庄左衛門と又兵衛は手先の者多数を引きつれて工事を指揮し、開発した塩浜は金杉浜新田と名づけられた。幕府への塩場地代は天明四年、六年、三ヶ年分として三十八兩三分と永二百十七文九分を先納、四年目天明七年より役永三十三兩一分と永五十八文三分を年々上納することを取決め、地代三年分は天明五年二月に、七年の役永は八年三月、八年分は翌寛政元年三月に皆済している。

また文書には庄左衛門、又兵衛ら塩浜関係者が最寄りの村内に移り住んだことも記されているが、このことを裏付けるように五所の藤田常治家(金主子孫Ⅱ屋号ふじや)では旧宅を取壊した際、天明五年の棟札が見つかっている。

② 金杉浜新田の範囲

庄左衛門らが開発した塩浜は八幡神社前と八幡港(浜本町)

を除く君塚から村田川までの附洲に作られた面積およそ八十六町におよぶ。わかりやすいよう大まかな区画を図1-2に加筆した。五井金杉、五井海岸の大半、八幡海岸通りの半分、五所の一部、飛地は八幡北町、八幡浦、八幡海岸通りの一部でその範囲は現在の埋立工業地帯に近い。二百余年の昔、これだけの大工事が個人の力で行われたことに驚かされる。図1-7に斉藤操家所蔵図面の一つ「天明度古図の写」を載せた。外周に堤防を築き、内側は数百に区画した細い溝などの細部も読み取れ、金杉浜塩田を物語る貴重な資料といえよう。

③ 庄左衛門の墓

五所の共同墓地、全高およそ七十センチの角柱行状碑で台石はない。庄左衛門の十三回忌に養子敬義が立て、碑文は海保の遍照院住職澄慶が書いた。

天明八戊申年十二月十九日

自性院念譽道畔居士

先祖代々

寛性院法善頓大姉

天保五甲午年四月十日



寛政(十二年)庚申十二月十有九日は自性院の十有三回忌なり。義男敬義實道にまみえて碑を立てんことを請う。その父祖の功績をしるして其事朽ちず。冥福を修むれば□□す。貧道老□の人、不腆の辞謝敏ならず、可ならず。状をしらぶるに金杉庄左衛門、字は満雅、姓は藤原、法諱は念譽、法字は敬道、法号は

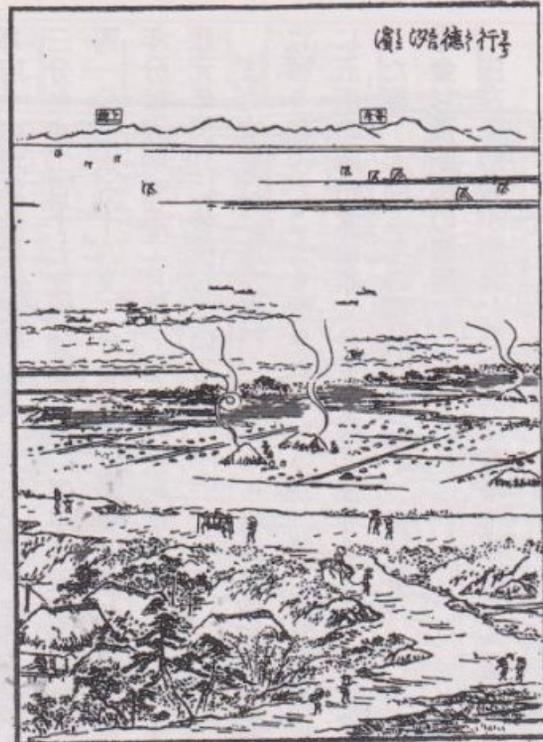
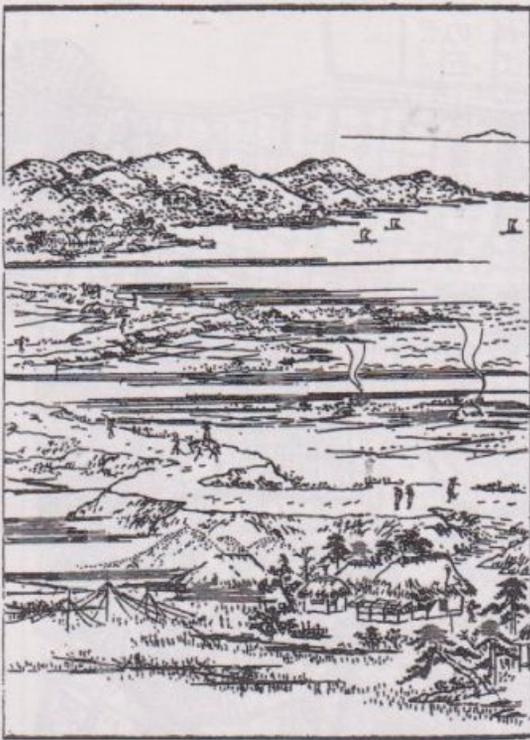


図-5 五井の技術を取り入れたという行徳の塩浜（江戸名所図絵）

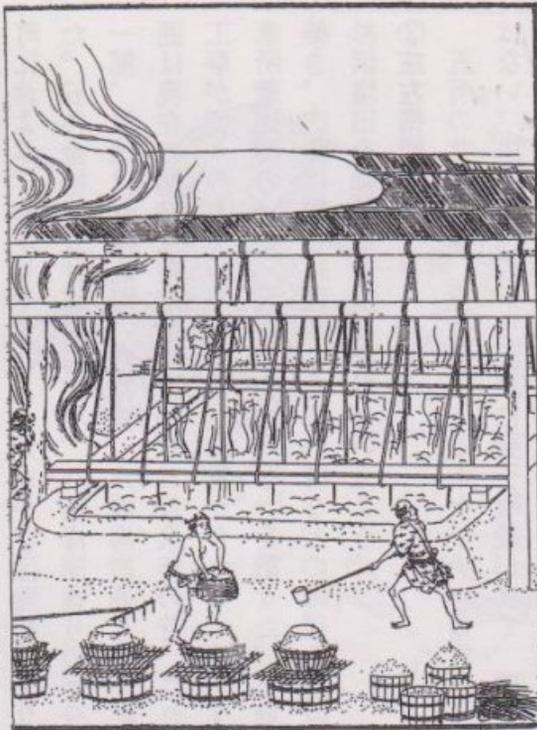


図-6 塩焼き小屋の内部（江戸名所図絵）

自性院、東都の人なり。その父は齊藤與惣左衛門滿政、母は又齊藤氏、東奥会津の人なり。その先齊藤丹州は世世食（じき）を会津川沼城に封ずるなり。天正の後封を辞し、印を辞して川沼郡宇内村に竄（かく）れ、以て家相□十有六世、滿政生る。滿政風神高邁、わかくして識量有り、長じて父□辞して東都に遊学、多年其□□を為す。頒白に及びて、巖穴を南総において探り、老境を芝原に養う。安永（二年）癸巳十月十日芝原に没するなり。自覺院齊譽旭圓と号するなり。滿政同姓の女を娶り、母齊藤氏は寛延（二年）己巳二月五日東都に没するなり。心光院知海全明と号するなり。滿雅おさなくして穎悟、辞藻絶麗、長じて学を好み、詩書を研究して慷慨、大志有り。以て国家の為、百世の利□を建てんとす。總中に食塩少なきを聞きてただ中興につとめ官煮を請うこと三年、奮然として止まず、天明中官逐に命有りて滿雅をして総海の塩田を開（ひらく）、彙（あつ）、



めた財を出し盡くして盡力す。海水を塞ぎ、潮汐を引き、海水を煮て食塩を製す。巨万の石（こく）は益々利を興す、多言うべからざるなり。故に官命（おおせて）塩田をして金杉浜と号し、滿雅をして塩田の主とせしむなり。それ塩は五味の長、国家の利嗚呼（ああ）その功績最大なり。於戲（ああ）電影馳せ難く、幻化はたれか。天明（八年）戊申十二月十有九日滿雅奄然として没す。義男敬義等哀悼爛肝（蘭干）して密蔵寺に茶毘す。敬義嗣ぎて其職を勤め怠らず、孜孜としてこれに勉む、行事（こうじ）は醇如なり。嘻（ああ）余（よ）不敏といえども冥福を修むるに三密之秘印をもつてす。すなわち銘に曰く

其先有功 其嗣有聲

了了明徹 自心靜清

發教山三十六世 伝燈大阿闍梨法印澄慶題す

義男 金杉庄左衛門敬義立てる

（漢文を読み下し文とした）

また開發者の一人又兵衛の子孫は、五所の今井芳雄家（屋号又兵衛）と思われる。同家の位牌に寛政三年十月十日の没年と法名祖光道全信士を刻んでいる。

④金杉浜のその後

塩場は大風の波浪や洪水には無力であった。「稿本五井町歴史年表」によると「君塚村浦の天明度開發塩田は寛政二年と三年の二回の洪水のため海側の塩田と水田囲い堤は破壊され元の海面となった」。ことに三年九月四日の大風雨（台風）は海鳴

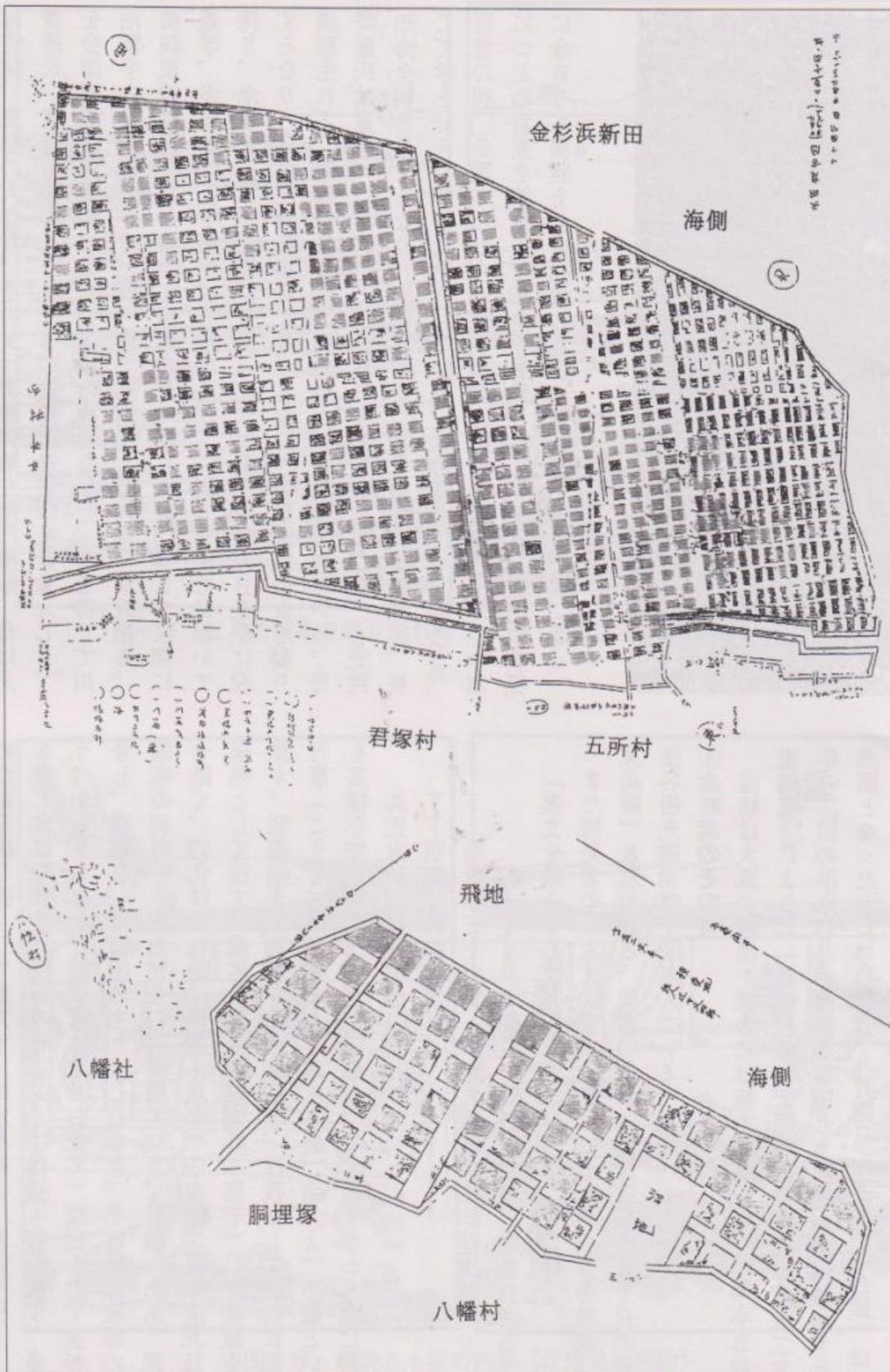


図-7 金杉浜新田とその飛地「天明古図の写」(斉藤操家所蔵)

り、江戸湾一帯に高波が押し寄せた。「その返しに波に行徳、船橋塩浜一円に潰れ民家流失す。そのほか家屋吹損じ。川々水溢る。関東筋すべて洪水あふる」(続徳川実記)。未曾有の大津波で金杉浜塩田も全壊した。わずか四年で破滅的な打撃を受け、その後本格的な復旧工事が行われることはなかった。斉藤操家文書の明治五年「塩浜起立取調書」によれば天明期の元反別八十五町に対し、文化元年、安政四年、五年の田畑返しが十六町六反、塩稼場十九町四反、欠荒浜四十九町五反を記録している。庄左衛門、又兵衛の築いた塩田の六〇%が海のもくずと消え、二〇%が明治におよんだことになる。

明治初年の製塩家は「市原市史」に「今津朝山村に十数戸、君塚に十二戸、五井に九戸、八幡・五所金杉・姉崎にそれぞれ一戸」、明治十三年の「千葉県統計表」には五所金杉村、君塚村、松ヶ島村、今津朝山合計で塩浜四十三町六反、竈数三十七、製塩量七百二十一石とある。明治四十四年製塩業は官営となったため全部廃業された。当時製塩家は五所金杉一戸、君塚四戸、五井一戸であった。

昭和三十三年から五所、君塚地先海面は埋立てが始まり工業地帯に変わった。金杉川、五井金杉の地名が金杉浜の名残を今に伝える。五井の小倉直利家に明治三十年九月建立された塩竈神社の石碑と歌碑がある。五井金杉浜新田に建っていたのを、農地解放の時現在の地に移した。歌碑には「塩浜に出て海上をながむれば浪にうかぶる船は四方へと」「海がんは出水のふせ

ぎ行届きくるはまつばら浪こさじとは」と刻む。また、五井塩浜に関わる宿大神社は五井の市(いち)の神様としていまに信仰されている。

主要な金杉浜開發文書

寅九月六日松平(松本の誤記)伊豆守様へ御願ひ申し上げ候趣
恐れながら書付を以て申し上げ奉り候。

東叡山御領、武州豊嶋郡金杉村庄左衛門、恐れながら申し上げ奉り候。上総国西濱市原郡八幡村より君塚村迄の内、水際洲に相成り候所、およそ塩浜百五十町歩程、この度相見立て申し候処、近年段々塩値段引きのほらせ高値に罷り成り候処、西国塩関東奥筋まで数舟入津仕り候処、悪風の節は難船等御座候へばなお又高値に罷り成り、其節は在々にてことの外難洪仕り候儀も御座候えば恐れながら願上げ奉り候。

一御公儀様御益筋儀は外々の塩浜並び合いに仰せ付けさせられ下し置かれ候わば、恐れながら有り難く存じ奉り候。

一御地頭様方御益として塩浜一町歩に付き、永一貫文宛御上納仕度存じ奉り候。

右願いの通り仰せ付けさせられ下し置かれ候わば在々万民御助けにも相成り申すべきと恐れながら存じ奉り候。何とぞ御慈悲を以て仰せ付けさせられ下し置かれ候わば有り難き仕合わせに存じ奉り候。以上

天明二寅年九月六日

東叡山御領武州豊嶋郡金杉村

(勘定) 御奉行所様 願人 庄左衛門 (齊藤操家文書)

天明三卯年五月十日

(前文欠落) 御吟味の上、家屋敷所持仕らざる者につき御取用遊ばされ難き旨、仰せ渡され承知畏み奉り候。これにより深川森下町家持山田屋久右衛門と申す者身元慥かなる者に付、金主証人に相頼み相談仕り候処、右塩浜願いの通り仰せ付けられ候わば諸人入金差支えなく出金仕るべき旨申し候。相違御座なく候間、何とぞ右の者金主証人に仕度存じ奉り候。則ち久右衛門より取置き候証文写し相添え願い上げ奉り候。以上

一同五月下旬深川森下町山田屋久右衛門金主御札の儀、町御奉行所へ仰せ遣わされ候由にて、町三年寄樽屋御掛りにて町役人一同罷り出られ、逸々御札の上御聞濟にて相済み申し候。以上 卯六月

同七月廿二日御差紙につき罷り出 (齊藤一家文書)

天明三年卯五月四日

武州金杉村 願人 庄左衛門

御奉行所様

同国坂本村、同 又兵衛

差し上げ申す一札の事

(前文欠落) 御年貢永三十五貫文、四分一塩にて御春屋納めに致し候ように仰せ付けられ候。もつとも値段の儀は一俵につき五斗入れにて両に二十俵皆定値段にて上納致し候ように仰せ渡され候。この儀、行徳並の段仰せ付けられ候。新塩浜の儀に候えば年季何年と切り候ようの段、仰せ聞かされ候処、この儀土手堀割等塩焼き諸道具、諸道具共に三千両余も相掛り出金方へ掛合いの儀、永々と相掛け合い罷り在り候間、只今年季に御請け仕り候は新塩浜の儀に御座候えは、この段何とぞ御勘弁の上、永代に仰せ付けられ下し置かれ候ように、達て願い上げ奉り候。其後御呼込みにて御聞濟みの段仰せ渡され候。然るうえは、御見分差し遣わされべき趣仰せ渡され、口書相極まり右の趣一同に畏み奉り候。願人兩人ならびに金主山田屋久右衛門口書印形差し上げ、赤井越前守様御前にて趣仰せ付けられ候。

一塩浜開発反別八十六町五反九畝十五歩
右は上総国市原郡八幡、五所、君塚、三ヶ村地先海辺通り附洲塩場開発請地の積り、武州豊嶋郡金杉村庄左衛門、同国同郡坂本村又兵衛、深川森下町久右衛門、先達て御奉行所へ願い奉り候処、御普請役中場所御見分の上右三人の者共ならびに私共村方惣代の者共、御奉行所へ召し出され再応御吟味の上右場所願人共へ願いの通り、塩浜開発仰せ付けられ候に付き、この度地所御引渡しの為御越しになられ一同御立会わせ、右地所願人へ引渡しなされ仰せ渡され候趣一同承知畏み奉り候。もつともこの度地所御引渡し方の儀一同立会い見届け候上は、後日に右御引渡し方の儀に付き、御願いがましき儀申し上げまじく候。これにより願人ならびに村々一同連印差上げ申す所くだんの如し。天明四辰七月十日 東叡山領武州豊嶋郡金杉村百姓庄左衛門

同国同郡坂本村

百姓又兵衛

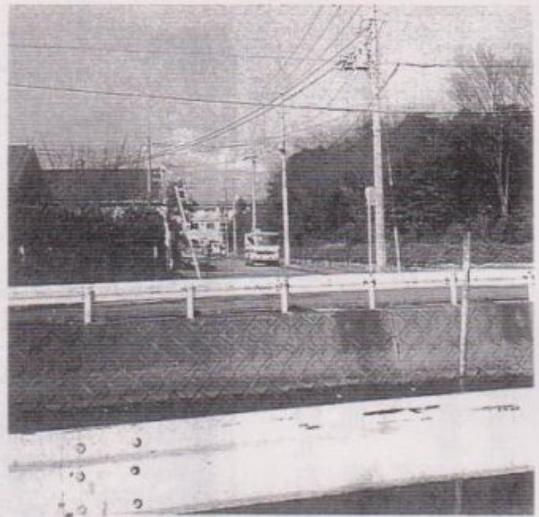
深川森下町家持

金主証久右衛門

水野信濃守、永井美濃守、松本伊豆守、村上甲斐守、河野善



五井塩浜を偲ばせる新開場跡



金杉浜新田跡は工業地帯と住宅地に変貌



金杉浜の江戸期現存民家（清水徳久家）



昭和30年代の五所浜土手道（皆川氏撮影）



戦前まで使われた塩釜（曾根家所蔵）



旧金杉浜の塩竈神社と歌碑（小倉家所蔵）

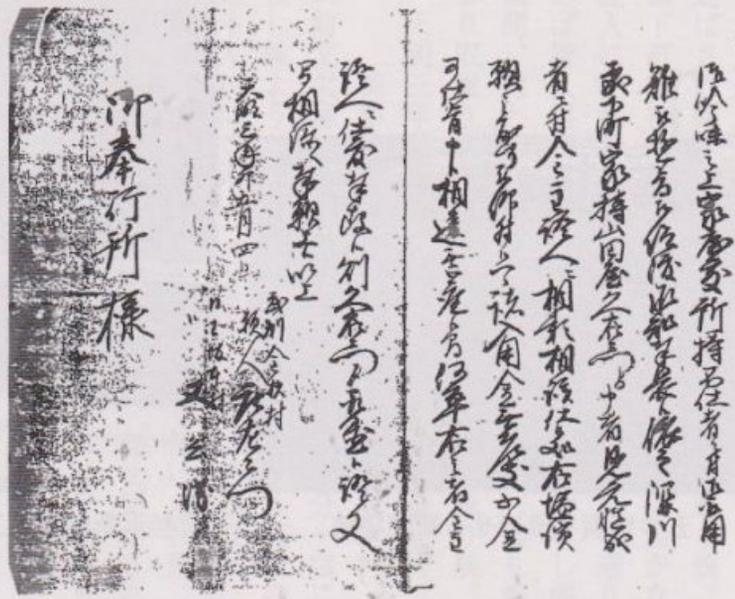


図-8 庄左衛門子孫宅で見つかった勘定奉行宛開發文書
(齊藤一家所蔵)

十郎、佐野九右衛門知行
 上総国市原郡八幡村佐野九右衛門知行 惣代名主勘三郎
 有馬備後守領分、南條八十郎、森弥五郎知行
 同国同郡五所村 名主善八、半三郎、重右衛門
 川口久助知行 同国同郡君塚村名主要助、組頭五兵衛
 有馬備後守領分 同国同郡五井村名主清左衛門、同久右衛門

稲垣藤四郎様御手代 宮本政兵衛殿 (齊藤操家文書)

終りに

市原に海岸がなくなって久しい。かつてこの町に潮の香りが満ち溢れ、江戸時代、市原の代表的産業であった製塩のための塩田が浜辺一帯に連なつたことなど想像すらできない。二百余年の昔、塩浜開発にロマンをかけた男たちの古文書五枚から始まつた製塩史探りも、旧名主宅からお借りしたダンボール一箱の書付の出現でようやく概要が見え始めた。ほかにも紹介したい文書も多かったが、残念ながら紙面の制約でその一部にとどめた。江戸時代、遠い地より移り住み画期的な発明をした製塩技術者としての勘兵衛、江戸商人を金主に大事業に挑んだ庄左衛門、又兵衛の勇氣と決断、その後の盛衰は一編のドラマをみるようで感動なしに語ることはできない。

調査にご協力いただいた齊藤一久、皆川清、細野城一、鈴木秀太郎、今井芳雄、小倉直利、市川恵三、霜崎博之、曾根保雄各氏、また古文書と碑文の解説にお骨折りいただいた宮本敬一先生、秋葉平先生、古文書学習会の皆様、多くの文書をご提供いただいた齊藤操氏、共同研究者としてご足労いただいた山岸弘明、板倉満、小出惣治各氏に厚くお礼を申し上げます。

最後に本稿執筆にあたり多大なお力添え、ご指導をいただいた山岸氏に末筆ながら重ねてお礼を申し上げます。

齊藤一久家

此以味之上家為所持不仕者有由金
 難此世方之信渡承知奉畏候。依之深川
 或中衛家持山田屋之在也。中者是元候
 者有二人之證人。相親相談仕候右塩濱
 證人等申候村之法。用金無差支出金
 可仕旨申候。相違無御座候間、何卒右之者金主

證人、儀等申候下村之在也。武州金杉村
 又

写相添奉願上候、以上。

天明三年卯五月四日
 武州金杉村
 願人 庄左衛門
 又兵衛

同國坂本村
 又兵衛

御奉行所様

御奉行所様

御吟味之上、家屋敷所持不仕者二付、御取用
 難被遊旨、被仰渡承知奉畏候。依之深川
 森下町家持山田屋久右衛門と申者身元體成
 者二付、金主證人二相親相談仕候處、右塩濱
 願之通り被仰付候ハバ、諸入用金無差支出金
 可仕旨申候。相違無御座候間、何卒右之者金主
 證人二仕度奉存候。則久右衛門より取置候證文
 写相添へ奉願上候、以上。

天明三年卯五月四日 武州金杉村

願人 庄左衛門
 同國坂本村
 同 又兵衛

御年貢永三拾五貫文四分一塩言出春
 屋納二致候様二被仰付候。尤値段之義ハ壹俵二付
 五斗入二而、兩二式拾俵皆定値段二而、上納致候
 様二被仰渡候。此儀行徳並之段被仰付候。新
 塩濱之義二候得者、年季何年と切候様之段
 被仰聞候処、此儀土手、堀割等塩焼諸道具、
 諸道具共二三千兩余も相掛り、出金方へ掛合
 之義永々と相掛合罷在候間、只今年季二
 御請仕候ハ新塩濱之義二御座候得者、此段何卒
 御勘弁之上、永代二被仰付被下置候様二達而
 奉願上候。其後御呼込二而御聞濟之段、被仰渡
 候。然ル上ハ御見分可被差遣趣被仰渡口書

御年貢永三拾五貫文四分一塩言出春
 屋納二致候様二被仰付候。尤値段之義ハ壹俵二付
 五斗入二而、兩二式拾俵皆定値段二而、上納致候
 様二被仰渡候。此儀行徳並之段被仰付候。新
 塩濱之義二候得者、年季何年と切候様之段
 被仰聞候処、此儀土手、堀割等塩焼諸道具、
 諸道具共二三千兩余も相掛り、出金方へ掛合
 之義永々と相掛合罷在候間、只今年季二
 御請仕候ハ新塩濱之義二御座候得者、此段何卒
 御勘弁之上、永代二被仰付被下置候様二達而
 奉願上候。其後御呼込二而御聞濟之段、被仰渡
 候。然ル上ハ御見分可被差遣趣被仰渡口書

相極、右之趣、同日奉長候。願人兩人并金主
山田屋久右衛門口書印形差上、赤井越前守
様御前二而趣被仰付候。

天明三年五月十日

一、同五月下旬深川森下町山田屋久右衛門金主御

糺之義、町御奉行所へ被仰遣候由二而、町三年
寄り樽屋御掛り二而町役人一同被罷出逸々御
糺之上御聞濟二而相濟申候、以上。

卯六月

同七月廿二日御差紙二付罷出

読み下し文は本文にあります

同七月廿二日御差紙二付罷出

卯六月

同七月廿二日御差紙二付罷出

差上申一札之事

一私共義上総国市原郡八幡村、五所村、君塚村、地先海辺通塩濱開發仕度旨奉願上候二付、右場所為御見分御普請役秋月恒次郎殿、長谷川権内殿被差遣候間、私共場所へ罷越御案内仕御見分御吟味請候様可仕旨、尤来月上旬右場所へ御越可被成候間、私共義者当月下旬場所へ罷越御差支無之様可仕旨被仰渡候。承知奉畏候。其節聊御差支無御座候様證文差上申候処、依而如件。

天明三卯年七月廿二日

庄左衛門 又兵衛 久右衛門

差上げ申す一札の事

一私共儀上総国市原郡八幡村、五所村、君塚村地先海辺通り塩濱開發仕りたき旨、願い上げ奉り候につき右場所御見分の為、御普請役秋月恒次郎殿、長谷川権内殿差遣わされ候間、私共場所へ罷り越し御案内仕り御見分、御吟味請け候よう仕るべき旨、尤来月上旬右場所へお越しなされべく候間、私共儀は当月下旬場所へ罷り越し御差支えこれなきよう仕るべき旨仰せ渡され候。承知畏み奉り候。その節いささか御差支え御座なく候よう證文差上げ申し候処、よってくだんの如し。

天明三卯年七月廿二日

庄左衛門 又兵衛 久右衛門

右有場所、此林、其御間、私共義者、右有場所、御見分、御吟味、請候、様、可、仕、旨、被、仰、渡、候。承、知、奉、畏、候。其、節、聊、御、差、支、無、御、座、候、様、證、文、差、上、申、候、処、依、而、如、件。

天明三卯年七月廿二日

庄左衛門 又兵衛 久右衛門

御奉行所様

未書之通及後之執好等も一日迄御依
依之御請書印形差上申候、以上

五人組 幸七印

同次郎左衛門印

七月廿八日御見分先より御廻状写

八幡村、君塚村、五所村三ヶ村地先塩濱願人、
武州豊嶋郡金杉村庄左衛門、又兵衛義其村へ
参着致罷在候ハバ、明廿九日五井村我等旅宿迄罷
出候様通達可有之候、以上

七月廿八日

長谷川権内
秋月恒次郎

御奉行所様

前書之通被仰渡之趣、私共義も一同承知仕候。
依之御請書印形差上申候、以上。

五人組 幸七印
同次郎左衛門印

七月廿八日御見分先より御廻状写

八幡村、君塚村、五所村三ヶ村地先塩濱願人、
武州豊嶋郡金杉村庄左衛門、又兵衛義其村へ
参着致罷在候ハバ、明廿九日五井村我等旅宿迄罷
出候様通達可有之候、以上。

七月廿八日

長谷川権内
秋月恒次郎

御奉行所様

前書の通り仰せ渡されこの趣、私共義も一同承知仕り候。
これにより御請書印形差上げ申し候以上。

五人組 幸七印
同次郎左衛門印

七月廿八日御見分先より御廻状写し

八幡村、君塚村、五所村三ヶ村地先塩濱願人、武州豊嶋郡金杉
村庄左衛門、又兵衛義その村へ参着致し罷在り候はば明廿九
日五井村我等旅宿まで罷り出候よう通達これあるべく候、以上。

七月廿八日

長谷川権内
秋月恒次郎

五貫文ツツ上納の儀申上候処、御見分之上百町歩

余歩出来敷、又者百町歩内二茂可相成敷、此段、

御見分後と被仰付御聞置二相成候、最早此上

四ツ谷儀右工門金主証文御糺二相成、此段、地面無之

借地にてハ不相成由被仰聞候。外ニ地面持ちにて身元

正敷者、二、三日中ニ書上候様被仰渡候、尤儀右衛門

証文上ケ置申候処、右証文御返シ被遊候請取

差上候様ニ被仰付候。右請取書差上奉候。以上

乍恐書付を以奉願上候

私共義、上総国一原郡三ヶ村附録塩浜見立奉

願候ニ付、先達而金主証人四ツ谷伝馬町

嶋屋儀右衛門と申者頼置候段、申し上げ候処同人御呼

五貫文ツツ上納の儀申し上げ候処、御見分のうち百町歩余歩出

来か、または百町歩内にも相成るべきか、この段御見分後と仰

せ付けられ御聞き置きに相なり候、最早この上四ツ谷儀右衛門

金主証文御糺しに相なり、この段、地面これなく借地にては相

ならざる由仰せ聞かされ候、ほかに地面持ちにて身元正しき者

二、三日中に書き上げ候よう仰せ渡され候。もつとも儀右衛門証文上げ置き申し候処、右証文御返し遊ばされ候請け取り差し上げ候様に仰せ付けられ候。右請取書差し上げ奉り候。以上
恐れながら書き付けをもって願ひ上げ奉り候
私ども儀、上総国市原郡三か村付き塩浜見立て願ひ奉り候に付き先だつて金主証人四ツ谷伝馬町嶋屋儀右衛門と申す者頼み置き候段、申し上げ候処同人御呼

村下二而は凡五尺程右之積リニ而築立申度
 奉存候、勿論右三ヶ村地所之儀者格別甲乙
 有之候二付、高場、低場積立奉願上候。
 此度御見分被成下候、八幡村地先芝地之場
 所、塩場二可相成様奉存候間、追々(未)開発仕
 度奉存候。尤土手普請旁等ニ夥敷土芝
 取用候ニ付き、右場所より引取候得共至極勝手
 二茂罷成候間、何卒此所一同奉願上候。前書之
 通奉願上候ニ付、何分御慈悲を以御聞濟
 被成下被仰付被下置候ハ、難有仕合ニ奉存候。
 以上

東叡山御領

武州豊島郡金杉村

願人 庄左衛門

天明三年卯八月八日

右場所、高場積立申度
 奉存候、勿論右三ヶ村地所之儀者格別甲乙
 有之候二付、高場、低場積立奉願上候。
 此度御見分被成下候、八幡村地先芝地之場
 所、塩場二可相成様奉存候間、追々(未)開発仕
 度奉存候。尤土手普請旁等ニ夥敷土芝
 取用候ニ付き、右場所より引取候得共至極勝手
 二茂罷成候間、何卒此所一同奉願上候。前書之
 通奉願上候ニ付、何分御慈悲を以御聞濟
 被成下被仰付被下置候ハ、難有仕合ニ奉存候。
 以上

東叡山御領

武州豊島郡金杉村

願人 庄左衛門

天明三年卯八月八日

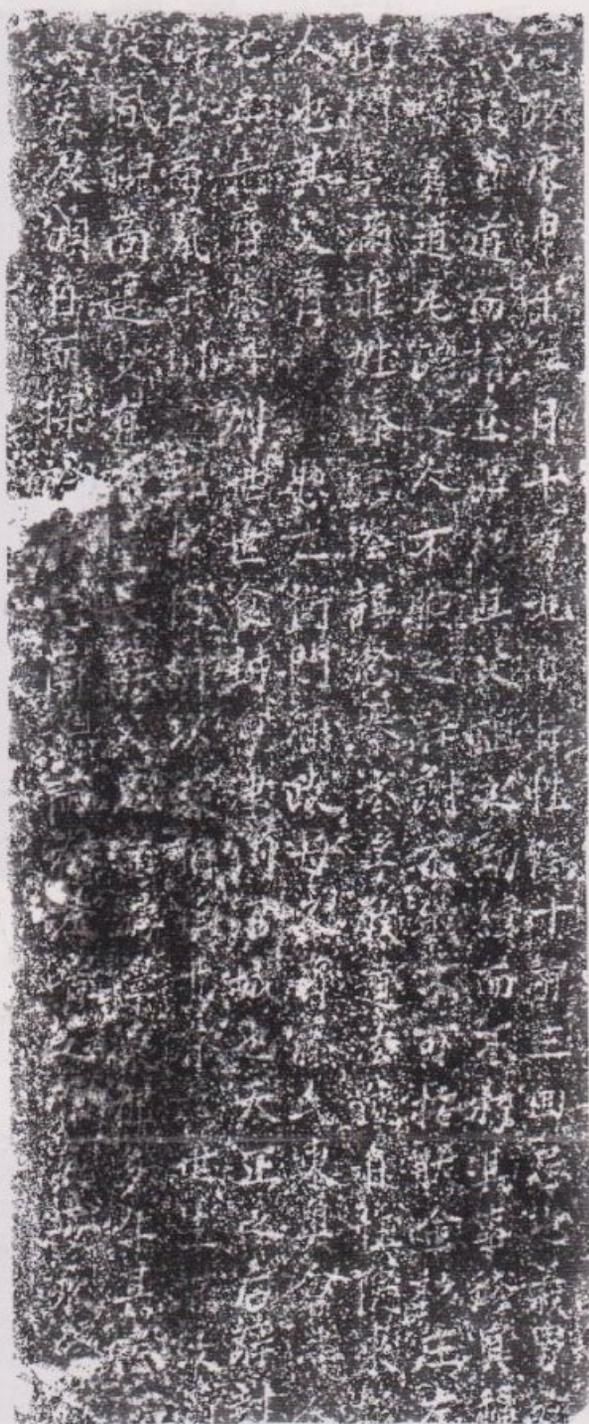
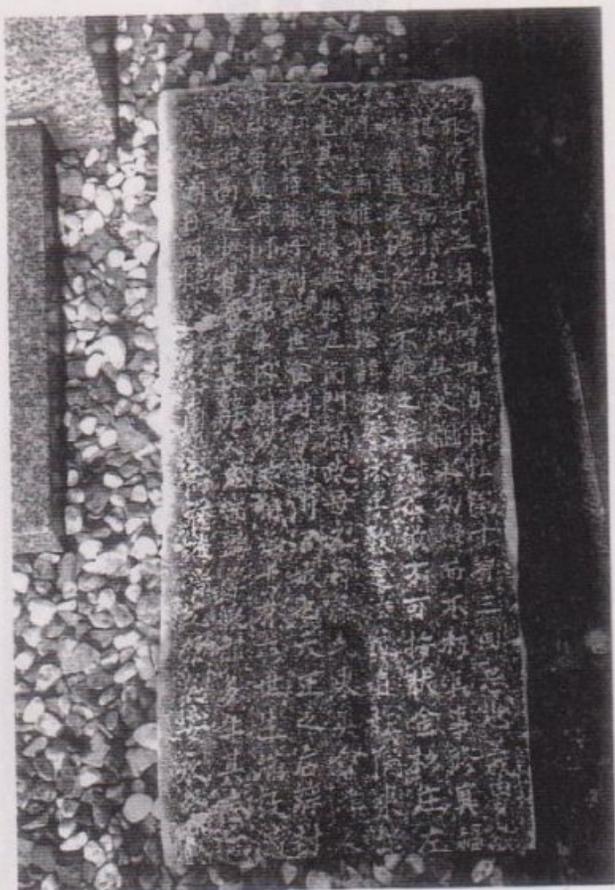
天明三年卯八月八日
 東叡山御領
 武州豊島郡金杉村
 願人 庄左衛門



孔
 先祖代々
 寛性院法善頓大姉
 天保五年四月十日
 天明八戌申年十二月十九日
 自性院念譽道畔居士

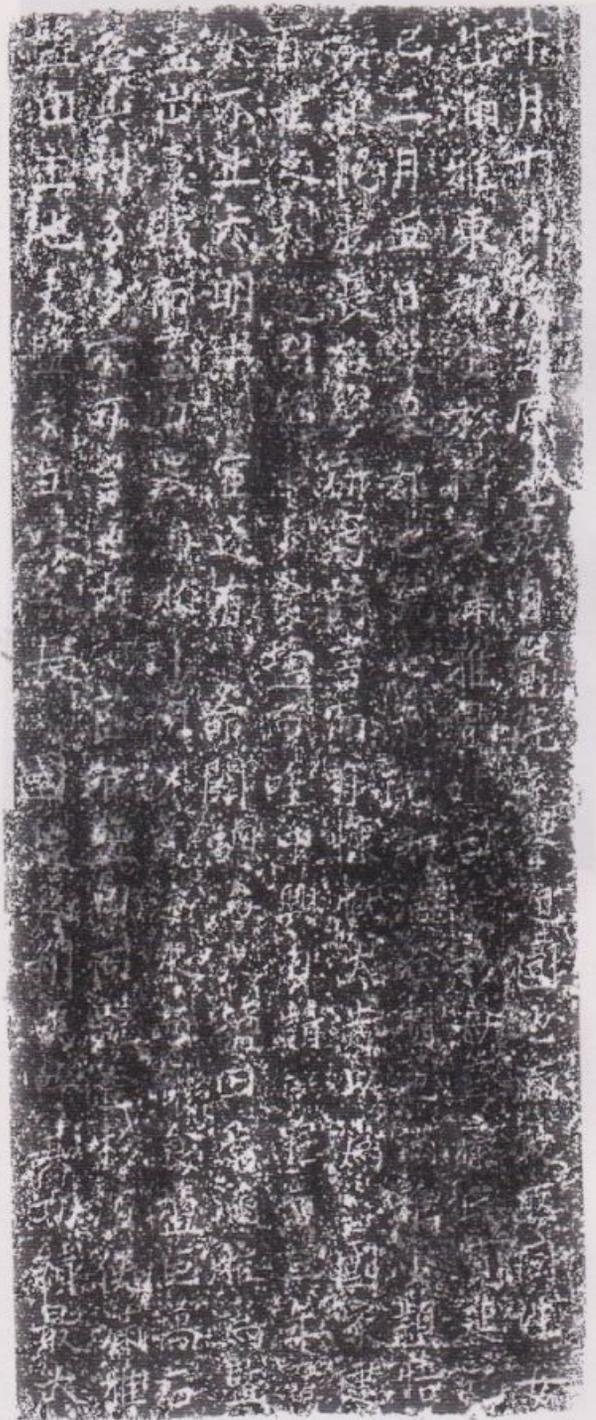
庄左衛門行狀碑の正面

庄左衛門の墓碑
 天明八戌申年十二月十九日
 自性院念譽道畔居士
 先祖代々
 寛性院法善頓大姉
 天保五年四月十日



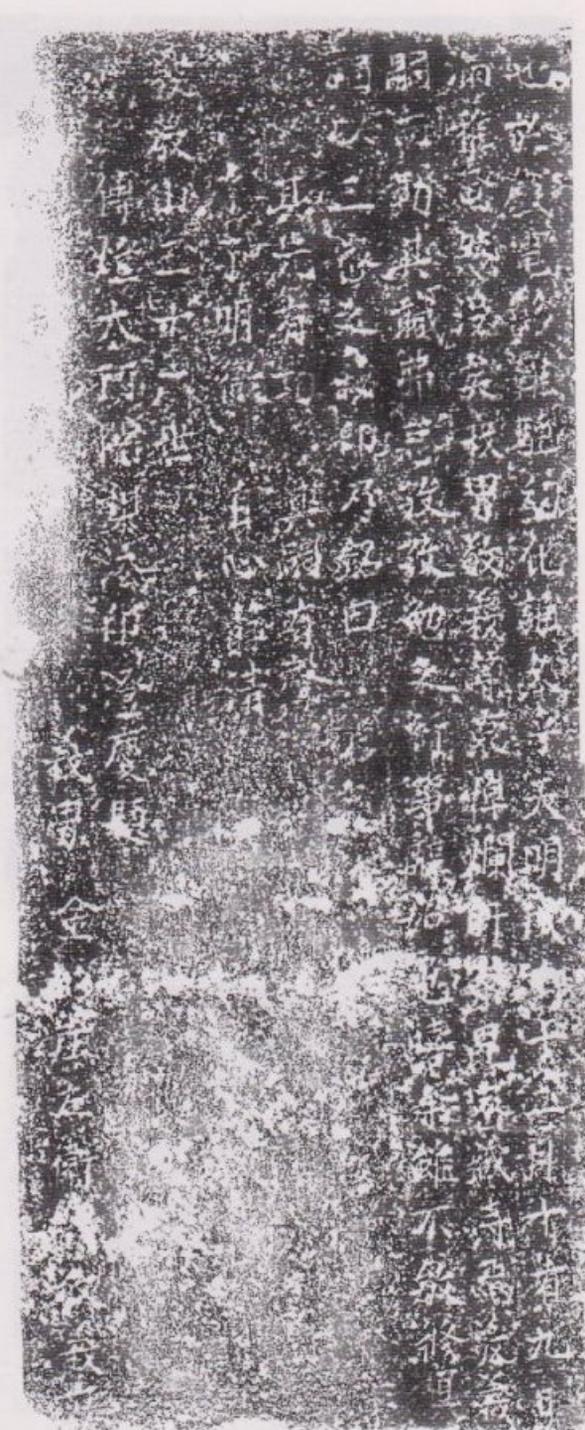
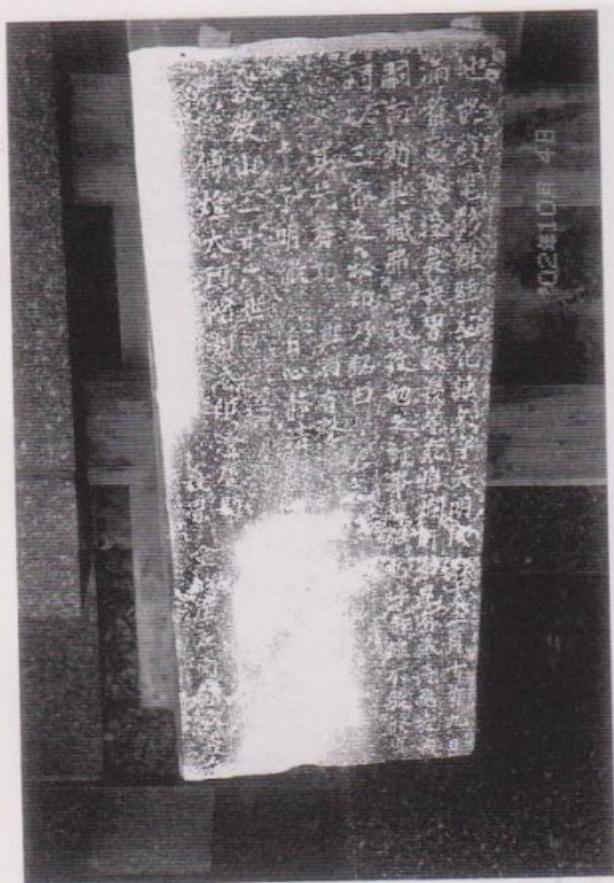
左側面

寬政庚申十二月十有九日自性院十有三回忌也義男敬
 義謁實道而請立碑紀其父祖之功績而不朽其事修冥福
 □□貧道老□之人不腆之辭謝不敏不可按狀金杉庄左
 衛門字滿雅姓藤原法諱念譽法字敬道法號自性院東都
 人也其父齊藤與惣左衛門滿政母又齊藤氏東奧會津人
 也其先齊藤丹州世世食封會津川沼城也天正之后辭封
 辭印而竄于川沼郡宇内村以家相□十有六世生滿政滿
 政風神高遠少有識量長辭父□而遊學東都多年其□□
 為矣及頒白而探於巖穴南總而養老境芝原矣安永癸巳



裏面

十月十日没芝原也號自覺院齊醫旭圓也滿政娶同姓女
 生滿雅東都金杉街故滿雅曾姓曰金杉母齊藤氏寬延己
 巳二月五日没東都也號心光院知海全明也滿雅少穎悟
 辭藻絕麗長好學研窮詩書而有慷慨大志以為 國家建
 百世之利□聞總中少食塩而唯中興力請 宣煮三年奮
 然不止天明中 宣逐有 命關總海之塩田為滿雅為鹽
 盡出彙財而盡力塞海水引潮汐煮海水而製食鹽巨萬石
 益興利多不可言也故 宣命鹽田而號金杉濱使滿雅
 鹽田主也夫鹽者五味之長 國家之利嗚呼其功績最大



右側面

也於戲電影難馳幻化誰人乎天明戊申十二月十有九日
 滿雅奄然沒矣義男敬義等哀悼爛肝茶毘密藏寺焉敬義
 嗣而勤其職弗怠孜孜勉之行事醇如也嗚余雖不敏修冥
 福以三密之秘印乃銘曰

其先有功 其嗣有聲

了了明徹 自心靜清

癸教山三十六世

傳燈大阿闍梨法印澄慶題

義男 金杉庄左衛門敬義立

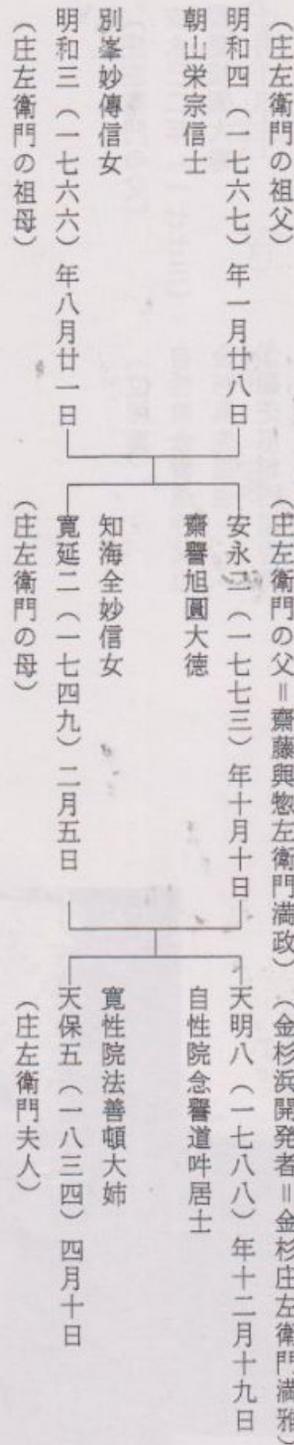
読み下し文は本文にあります



庄左衛門夫妻の位牌

先祖代々

天明八戌申年十二月十九日
 自性院念譽道咩居士
 寛性院法善妙頓大姉
 天保五申(甲)午年四月十日



- ① 庄左衛門 — 天明8年没 *
- ② 吉左衛門 — 安政3年没
- ③ 留五郎 — 明治6年没
- ④ 鉄五郎 — 明治43年没

- ⑤ 庄蔵 — 大正7年没
- ⑥ 庄吉 — 昭和9年没
- ⑦ 正吉郎 — 昭和17年没
- ⑧ 一久 — 当代

* 吉左衛門 敬義でない場合はもう1代入る

齊藤一久家繰り位牌

(庄左衛門の祖父母)

明和四(一七六七)丁亥正月廿八日

朝山栄宗信士

靈位

別峯妙傳信女

明和三(一七六六)戌八月廿一日

(位牌裏)

会津国上宇内邑

齊藤与惣右衛門

同妻

(庄左衛門の父)

安永巳二年(一七七三)

齋譽旭圓大徳

十月十日

(位牌裏)

自性院念譽道畔父也

金杉浜先祖也

上総芝原村西福寺苑

正年七十一才

(庄左衛門の母)

寛延二巳年(一七四九)

知海全妙信女

二月五日

(位牌裏)

自性院念譽道畔母也

奥州会津宇内村苑

正年四拾六才

(養子敬義の實父)

安永三年(一七七四)

俱譽良諦信士

十二月十二日

(位牌裏)

奥州會津坂下町

高久吉兵衛

二代庄左衛門敬義

實父也

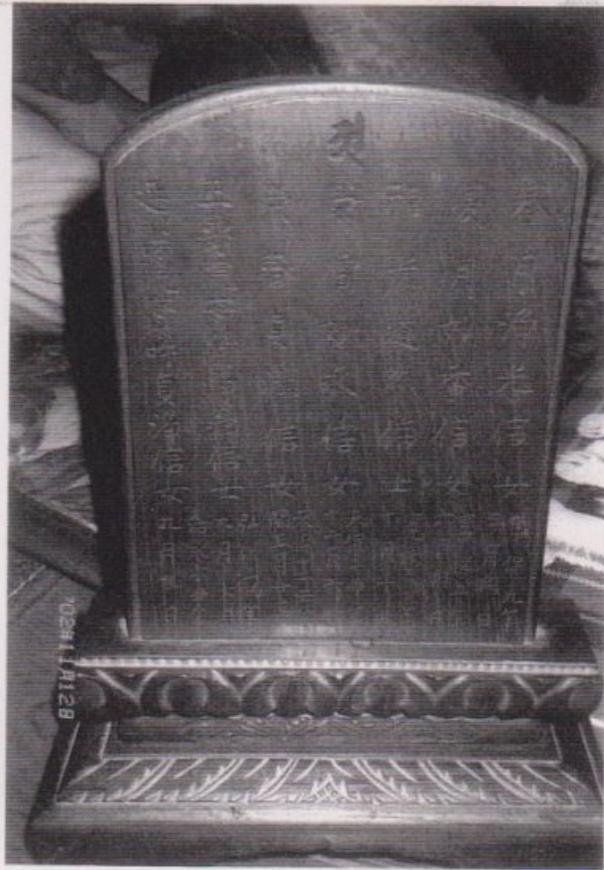


西福寺(浄土宗)は長南町に現存するが、無住で庄左衛門の父の墓はない。また、管理を任されている称念寺には当時の過去帳はないとのことであった。

今
井
芳
雄
家



五島兵衛と初代又兵衛地主の先祖の家



今井芳雄家合同位牌
 春月浄光信女（墓碑は信士）

享保九年三月朔日（又兵衛の父か）

夏月妙光信女 享保五年六月朔日（又兵衛の母か）

祖光道然信士 寛政三亥年十月十日（又兵衛）

榮雪妙永信女 天保二卯年十二月六日（又兵衛の妻）

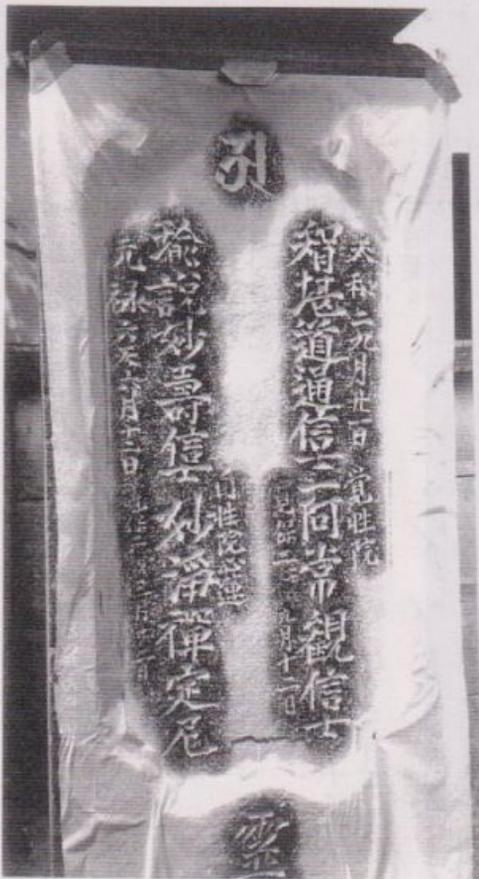
榮春貞潤信女 天保十二丑年閏正月廿一日（3代の妻）

正壽院實阿浄翁信士 弘化三丙年九月七日（2代）

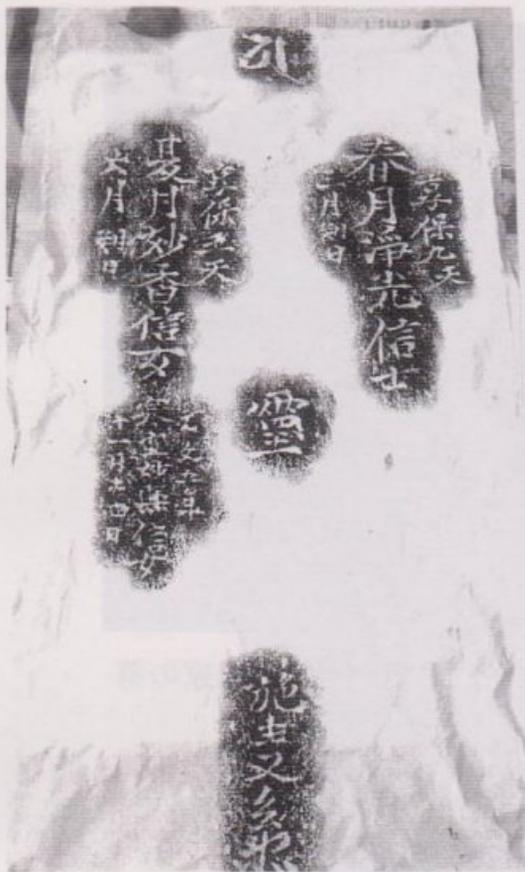
延壽院實咩貞浄信女 嘉永六丑年九月九日（2代の妻）



満蔵寺の今井家（江戸家）墓所。右奥が今井芳雄家の墓



五郎兵衛と初代又兵衛施主の先祖の墓



満蔵寺の先祖の墓

正面

智堪道通信士 天和二(年)九月廿一日

瑜説妙寿信士(信女?)

元禄六天六月十二日

覚性院一阿常観信士 寛保二壬戌(年)九月十二日

自性院心蓮妙浄禅定尼 寛保二戌(年)三月廿二日

右側面

清空道喜信士 元禄六天六月五日

秋月妙心信女 元禄十六天八月七日

宗教信士 宝永二天正月廿五日

凉雲道覚信士 寛保元辛酉(年)六月廿二日

安室貞光信女 宝曆十三未(年)四月十五日

靈、施主五良兵衛

左側面

春月浄光信士 享保九天三月朔日

夏月妙香信女 享保五天六月朔日

寒空妙照信女 元文五年十一月廿四日

靈、施主又兵衛

台石 今井氏



寛政三亥(年)十月十日
 祖光道然信士
 榮雪妙永信女
 天保二卯(年)十二月六日

各靈

満蔵寺墓碑塚の又兵衛夫妻の墓



2代又兵衛夫妻の墓



3代又兵衛夫妻の墓

弘化三丙（午）年九月七（日）

正壽院實阿浄翁（信士）

（下部土中埋没）

延壽院實叶貞浄（信女）

嘉永六丑年九月九（日）

明治元戊辰（年）十月六日

成等院榮樹潤信士

靈位

成覺院榮春貞潤信女

天保十一（二）庚子閏正月廿一日

①又兵衛

寛政3年没

②正壽院

弘化3年没

③成等院

明治元年没

④蓮勝院

明治14年没

⑤又吉

明治44年没

⑥元蔵

大正5年没

⑦市五郎

昭和10年没

⑧建

平成2年没

⑨芳雄

当代

院号記載＝俗名不明。後半の代数は不正確です

齊藤

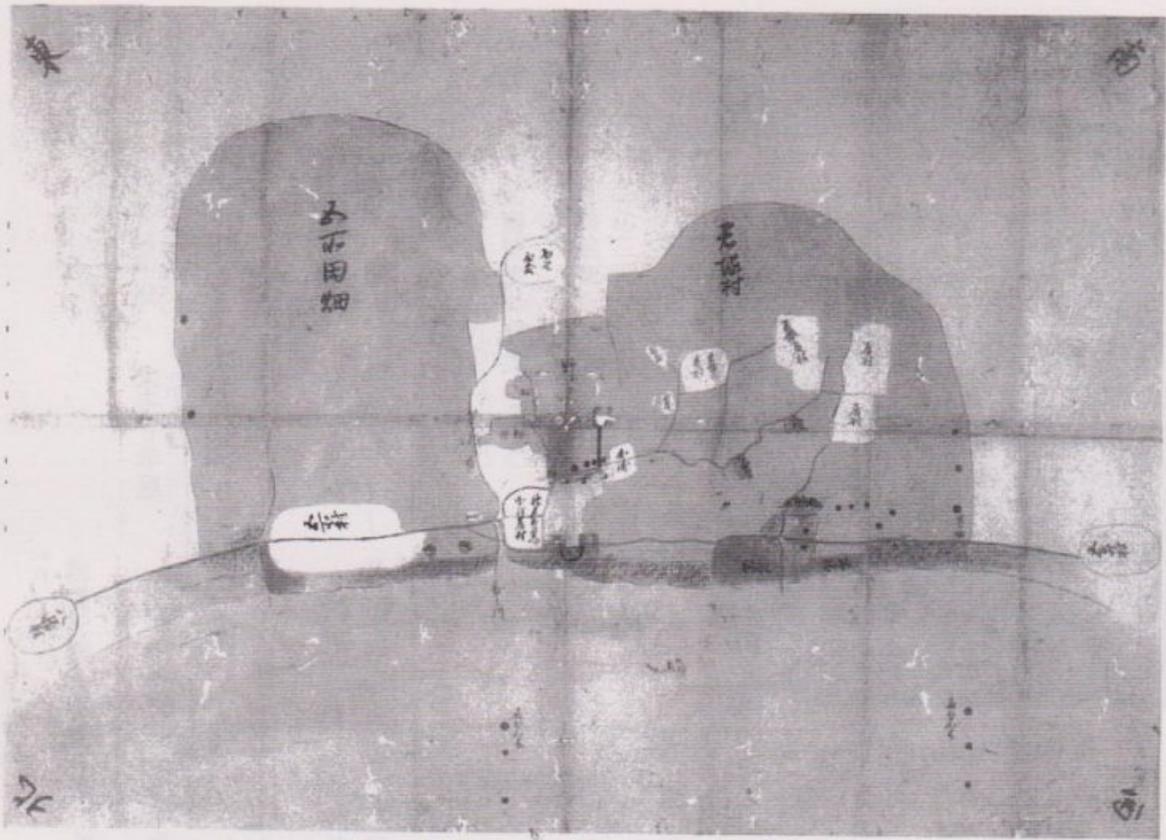
操家

（以下為模糊不清之文字，疑似作者或出版資訊）

（以下為模糊不清之文字，疑似正文內容）

（以下為模糊不清之文字，疑似正文內容）

（以下為模糊不清之文字，疑似頁尾或註釋）



延宝5年(一六七七)、君塚村、五所村新田畑出入裁許絵図

上総国市原郡君塚村と同郡五所村新田畑争論のこと、糾明せしむのところ、君塚村芦野のうち五所村の者新田開発の由、君塚村の者これを申すといえども、年来これを訴えず、かつまた五所村の貢年々収納の上は、五所村の者いよいよ支配たるべし。寛文五年五所村、西谷村野論の節、下し置き絵図の面、君塚村と五所村陸地の境分明らかに候。しかるところ、君塚村の者境塚のうち新畑開発の由、五所村の者このたびこれ訴え候、これまたついに申し出ざるの間、君塚村支配たるべし、右新田四畝二十六歩、新畑一反一畝二十歩余、このほかともに一切新発致すべからず、よって後のため鑑絵図の面、境目引き墨筋、各加印判、双方下し置きの条、右の旨違失べからざるものなり。

延宝五丁巳年十一月十四日 岡 角左印

甲斐 喜右印
 徳 五兵印
 杉 内蔵印
 宮 若狭印
 島 出雲印
 太 撰津印
 板 岩見印
 小 山城印

表書絵図面(方位、田、畑などを除く)

君塚村、君塚居村、居村、君塚奥村、屋敷、塩場
 神尾右衛門知行居村、西野谷村
 五所田畑、五所村、五井村、八幡村、石ぼん木

上総國

五所村と君塚村浦公事之儀表書繪圖之通覽年
双方御評定所は存出列水仕其交安左方係松平
出雲様神尾備前様石谷將監様伊丹藏人様常根源
左忠の様村越次左忠の様松平の地頭方小極使之之
双方境之の様と御評定所安五年壬辰二月晦日五所村五
井村君塚村三、表之兩地頭分所家直衣と表立合浦境儀
相定十四年以來何之申分も無し慶去年五所村と君塚
三村御評定所は目安差上り御奉行、御奉行に列在り
行る君塚村に込込表仕已、極月六日三表出列先年
相濟其様子申上り双方立合相定繪圖於御奉行
二方係其公事一重五所村に申出列係不届御奉行
孫先年之通て相守方御奉行申出列先年相定
繪圖寫之加表書至五所村間以迄御奉行相守迄之
如段申分仕為御奉行

寛文六年丙午正月廿七

杉浦忠太郎内

村木長右衛門印
石田佐五右衛門印

久世大和守内

下河辺次郎太夫印
富田善右衛門印

君塚村

名主、総百姓中

寛文五年乙巳極月六日御評定所出座御奉行

井上河内守様
加々爪甲斐守様
村越長門守様
渡辺大隅守様
岡田豊前守様
妻木彦右衛門様

寛文6年(一六六六)、五所村と君塚村浦公事裁許繪圖面

上総國

五所村より君塚村浦公事の儀、表書繪圖の通り先年双方御評定
所へ罷り出、対決仕り候ところ、安藤右京様、松平出雲様、神
尾備前様、石谷將監様、伊丹藏人様、曾根源左衛門様、村越次
左衛門様召し聞かされ分、地頭方より檢使これ遣す、双方境立
ち候ようにと仰せ付けられ、慶安五年壬辰二月晦日、五所村、
五井村、君塚村三か所の御地頭より御家來衆遣わされ、立合
浦境相定め、十四年以來何の申し分もこれなきところ、去年五
所村より右浦の儀に付き、御評定所へ目安差し上げ候。御奉行
衆御裏判下され候ついで君塚村より返答書仕り、巳の極月六日
に罷り出候。先年相濟み候様子申し上げ、双方立合相定め候
繪圖御目に掛け候ところに相濟み候、公事重ねて五所村より申
し出候儀、不届き思召され、いよいよ先年の通り相守るべき
旨仰せ付けられ候、ついで先年相定め候古繪圖の写し、
裏書きを加え遣わし置き候間、この繪圖面の通り相守り従い、
この方少しも申し分仕るまじくものなり。

寛文六年丙午正月二十七日

杉浦忠太郎内

村木長右衛門印
太田佐五右衛門印

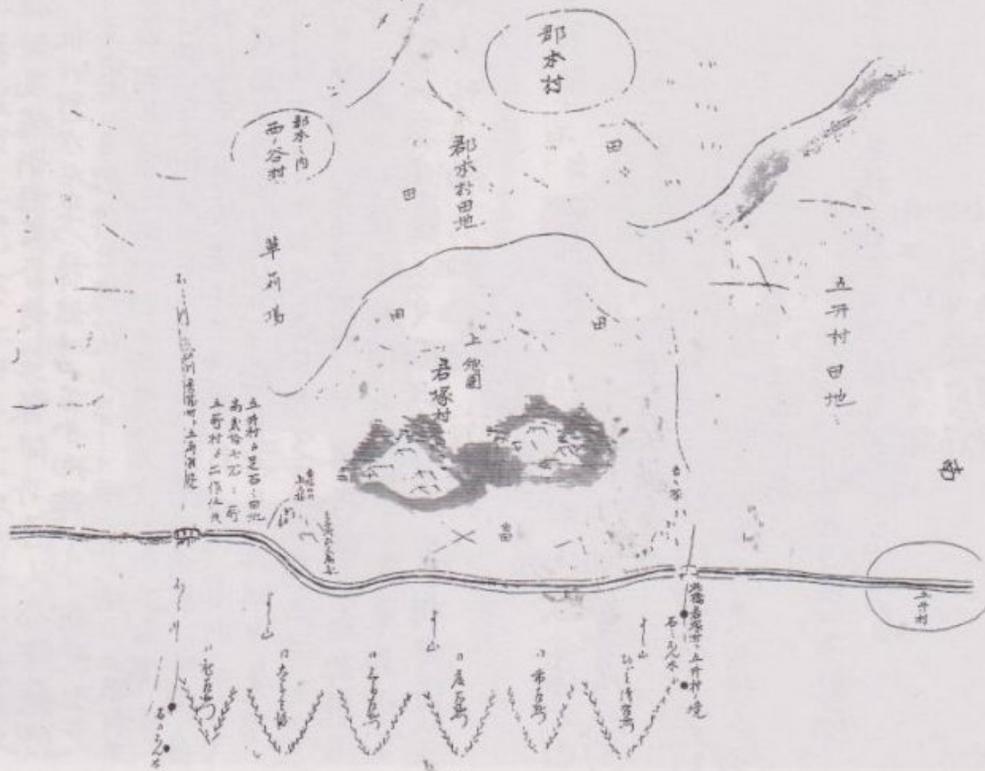
久世大和守内

下河辺次郎太夫印
富田善右衛門印

君塚村 名主、総百姓中

寛文五年乙巳極月六日御評定所出座御奉行

井上河内守様
加々爪甲斐守様
村越長門守様
渡辺大隅守様
岡田豊前守様
妻木彦右衛門様



●石のぼん木
 ●このぼん木
 ●ひび主清左衛門
 ●同藤右衛門
 ●同太郎兵衛
 ●神尾宮内様御内
 ●秋田次兵衛
 ●唐戸八右衛門
 ●古田兵九郎様御内
 ●森庄右衛門
 ●杉浦忠左衛門御内
 ●長沢善右衛門
 ●村木長右衛門
 ●久世大和守御内
 ●渡辺平右衛門

表書絵図面（方位、田、畠を除く）

郡本村 郡本の内西の谷村

五井村 上総国君か塚村

郡本村田 五井村田

草刈場 君塚

君塚村内上人塚 与右衛門ひかえ屋敷

五井村へ足石の田地 高二十七石の所

五所村より出作仕り候

ぼら川 この川君塚村と五所村境

この橋君塚村と五井村の境

石のぼん木 よし山

一のぼん木 このぼん木よりよし山まで千二百四十間

このぼん木より北五所村境ぼん木まで六百間

このぼん木よりよし山まで千三百五間

ひび主清左衛門 同市左衛門

同藤右衛門 同三郎右衛門

同太郎兵衛 同新左衛門

神尾宮内様御内

秋田次兵衛

唐戸八右衛門

古田兵九郎様御内

森庄右衛門

杉浦忠左衛門御内

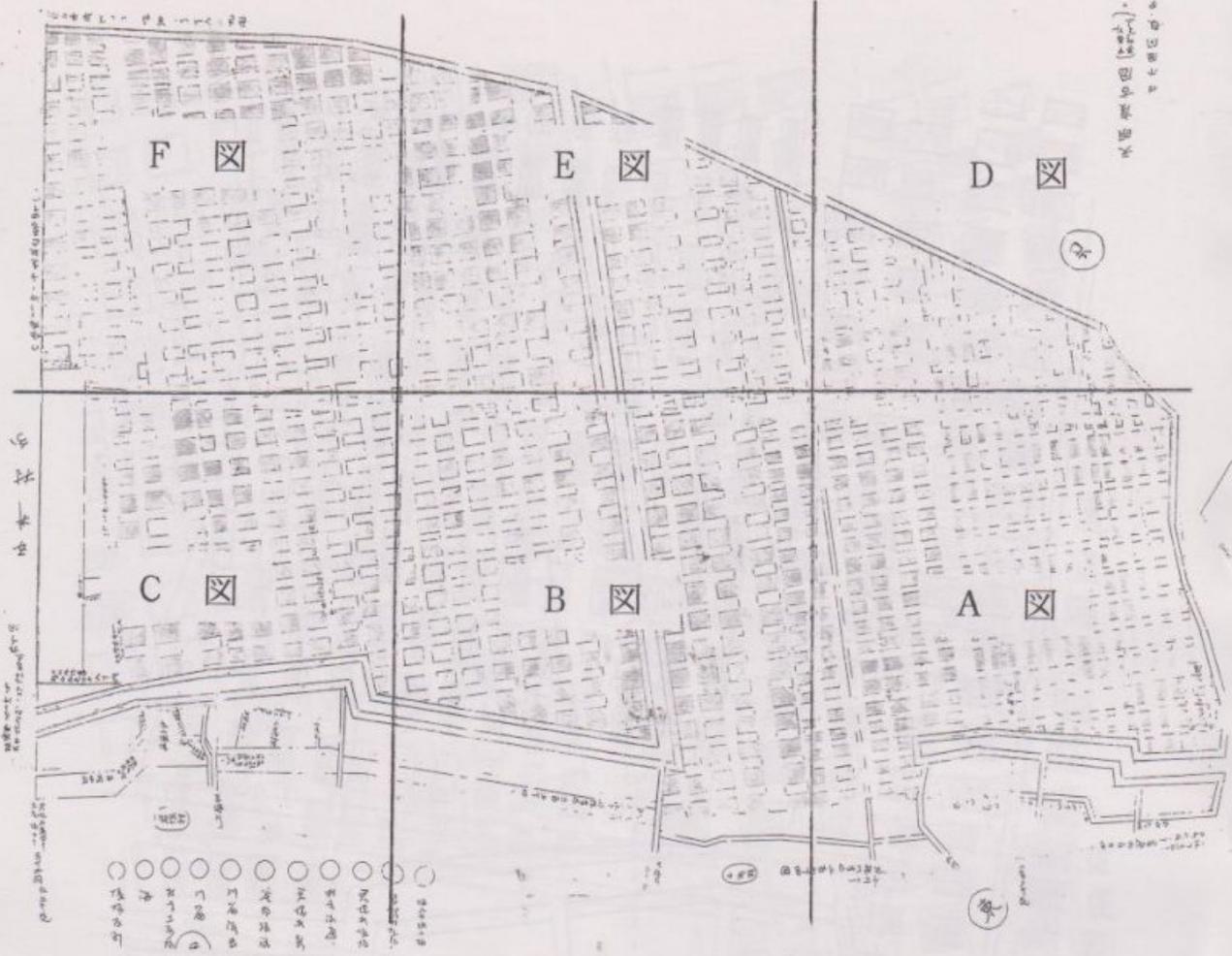
長沢善右衛門

村木長右衛門

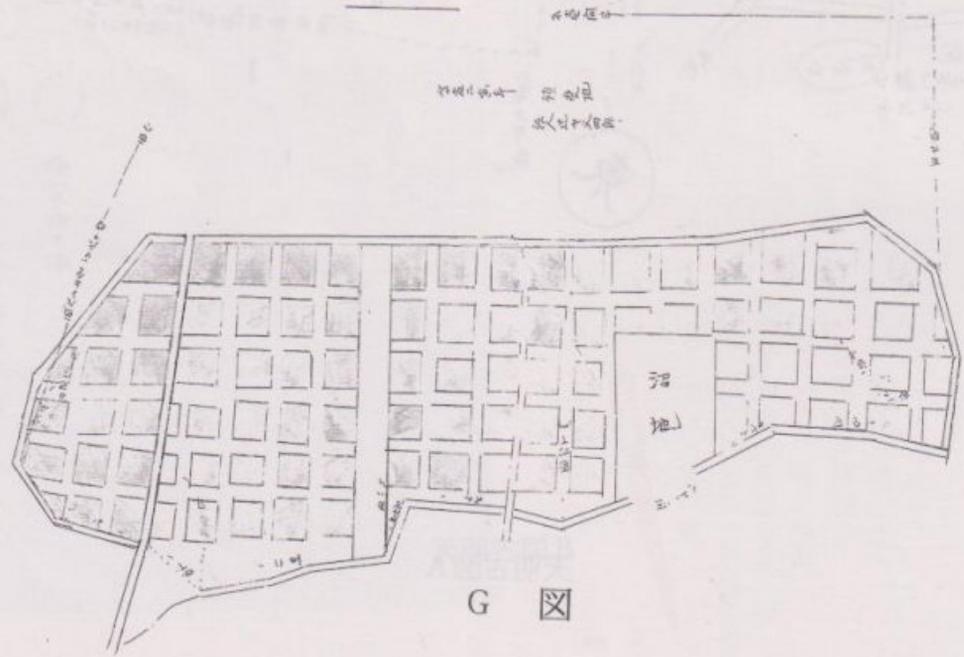
久世大和守御内

渡辺平右衛門

右御家来衆六人立合い
 慶安五年壬辰二月晦日相定

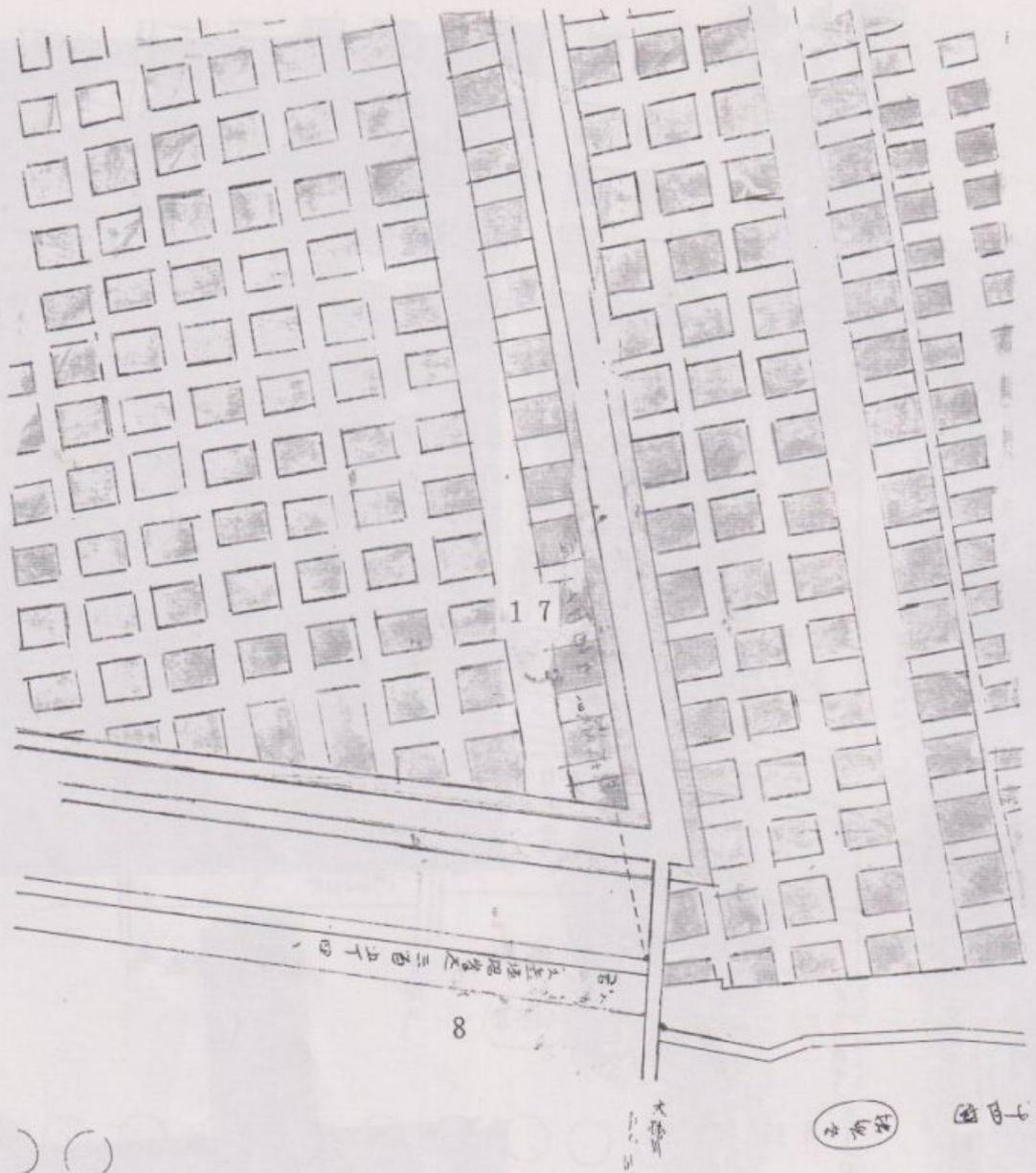


天明古図の写し分解図





天明古図A



大明
大明
大明

天明古图B



天明古図
三十二回
佐世守院

- 陸揚石町
- 海
- 打子工取場
- 川筋
- 川筋海表土手
- 釜取塩溜場
- 天保長新
- 村方海通、道筋
- 天保長塩場御入所

- 塩入大堀小堀
- 君塚村塩場切添願受所
- 君塚村塩場御高入所
- 村方海通り道筋
- 君塚村新開
- 釜場塩溜場所
- 川筋塩土手
- 村方土取場
- 海
- 塩場反別

天明古図C



天明古図E



田

34

五井鹿野、一、陽沖、二、千石、九間



33

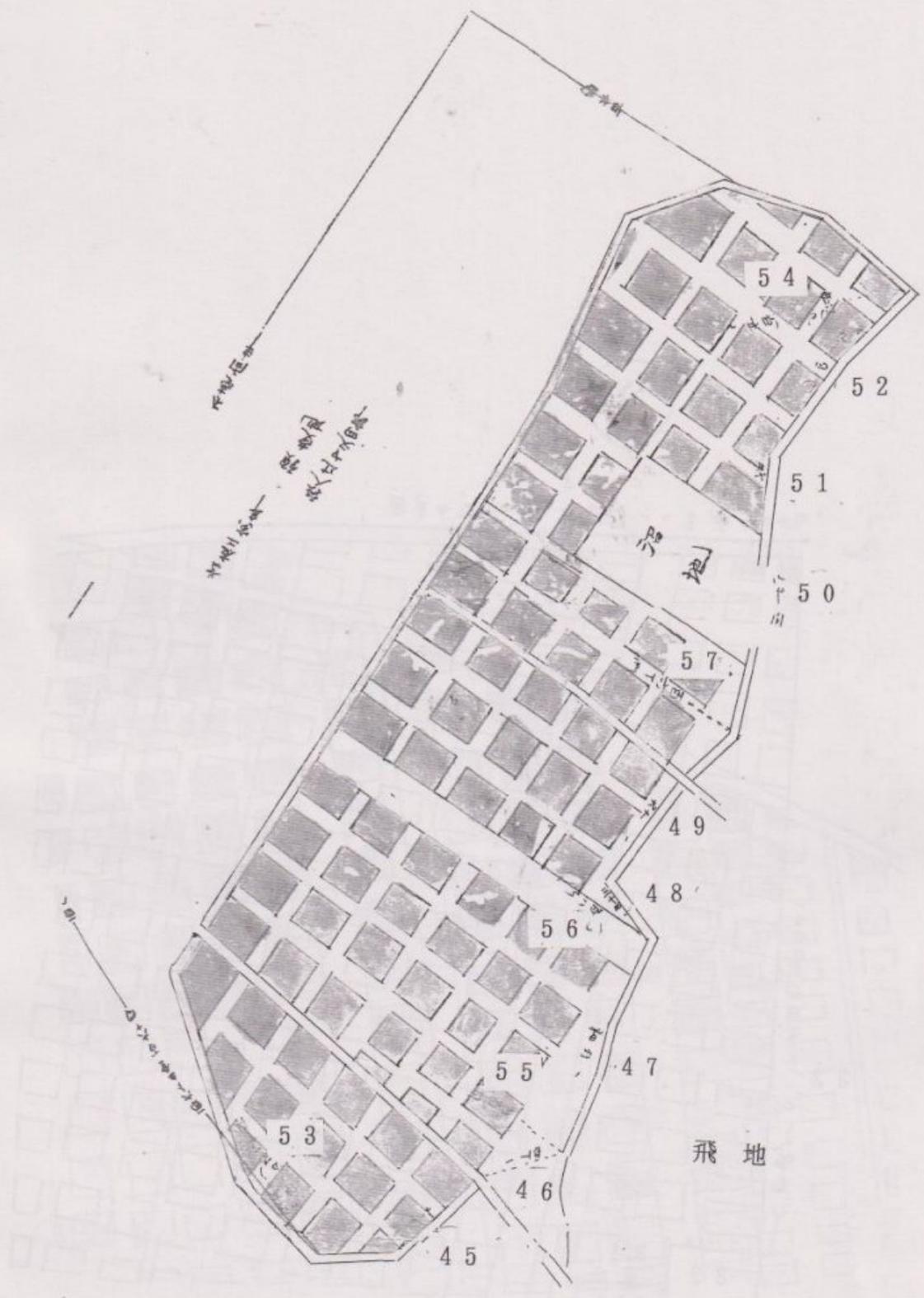
大田原町、一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百

32

31

30

天明古図F



天明古図G

文政十年

今見繪圖面改帳

亥九月吉日

金杉濱新田
吉右衛門

金杉濱繪圖面分見之写

文政10年(一八二七)、分見繪圖面改帳

年代不詳、分見の写し

金杉浜繪圖面分見の写し

文政十年
分見繪圖面改帳
亥九月吉日

金杉浜新田
吉右衛門

(裏表紙) 地主 佐左衛門
" 喜兵衛
名主 五郎兵衛

(最終ページ) 北五井村

地主 佐左衛門
五所村
地主 喜兵衛
金杉浜新田
名主 五郎兵衛

地主
佐左衛門

名主
喜兵衛

名主
五郎兵衛

北五井村
地主

佐左衛門

喜兵衛

金杉浜新田
名主
五郎兵衛

分見繪圖面

八幡下定杭分

五所村境まで

岸通り

長二百二十四間

各釋

八幡南新田ナレ

五所村境分川まで

川より曲がり角まで

四十八間

八幡南新田ナレ

五所村境分

岸通り

長二百二十四間

八幡南新田ナレ

五所村境分

八幡境より新田岸

北川まで

長九十間

丑寅間より未の七步方へ

分見繪圖面

八幡下定杭分

五所村境まで

岸通り

長二百二十四間

以釋

八幡南新田

五所村境分川まで

川より曲がり角まで

四十八間

八幡南新田

五所村境分

岸通り

長二百二十四間

八幡南新田

五所村境分

八幡境より新田岸

北川まで

長九十間

丑寅間より未の七步方へ

本文は同文のため文政改帳を翻刻しました。ただし、()内は天明写しになく、番号は「天明古図の写し分解図」洋数字に対応します。

分見繪圖面

- (一) 八幡下定杭より
五所村境まで
岸通り
長二百二十四間

- (二) 八幡南新田 (なし)

- (三) 五所村境より川まで
二十八間

- (四) 八幡南新田 (なし)

- (五) 川より曲がり角まで
四十八間

- (六) 八幡境より新田岸
北川まで
長九十間

- (七) 丑寅間より未の七步方へ
(なし)

- (八) 八幡境より新田岸
北川まで
長九十間

- (九) 丑寅間より未の七步方へ
(なし)

- (十) 八幡境より新田岸
北川まで
長九十間

- (十一) 丑寅間より未の七步方へ
(なし)

北川
大橋川

長引百五輪四間
丑寅の間に申の四歩の方へ

五所村大橋川
君塚村久兵衛塩場岸まで
長三百五十四間

長三百五十四間

君塚村久兵衛塩場岸より
同村川岸まで

但(沖の方にて) 二十八間

君塚川より庄八塩場岸まで

但(沖の方にて) 三十八間

庄八塩場より

五井境定杭まで

右同断 (なし)

右同断 (なし)

右岸通り八幡下より五所
村下君塚下五井境まで分間
かくのごとし

かくのごとし

北川
大橋川

長引百五輪四間
丑寅の間に申の四歩の方へ

五所村大橋川
君塚村久兵衛塩場岸まで
長三百五十四間

長三百五十四間

君塚村久兵衛塩場岸より
同村川岸まで

但(沖の方にて) 二十八間

君塚川より庄八塩場岸まで

但(沖の方にて) 三十八間

庄八塩場より

五井境定杭まで

右同断 (なし)

右同断 (なし)

右岸通り八幡下より五所
村下君塚下五井境まで分間
かくのごとし

かくのごとし

(七) 北川より
大橋川岸まで
長二百六十四間

(八) 丑寅の間より申の四歩の方へ
五所村大橋川より
君塚村久兵衛塩場岸まで
丑寅の間より申の八歩の方へ
長三百五十四間

(九) 君塚村久兵衛塩場岸より
同村川岸まで
右同断 (なし)
二十八間 ただし沖の方にて
二十二間

(十) 君塚川より庄八塩場岸まで
右同断 (なし)
二十六間 ただし沖の方にて
三十八間

(十一) 庄八塩場より
五井境定杭まで
右同断 (なし)
百十四間

右岸通り八幡下より五所
村下君塚下五井境まで分間
かくのごとし

八幡下定杭ヨリ

沖ノ方ヨリ
辰巳ノ方
四百間

沖ノ方ヨリ
南有
六十ニ間ヨリ

辰巳ノ方
戌亥ノ方
四百九十六間

五所村
境にて
右同断
六百四十六間

五所村下定杭ヨリ
沖ノ方
六百四十六間
但右所村
北川岸にて

大橋川岸定杭ヨリ
沖ノ方
七百七十間

八幡下定杭ヨリ

沖ノ方
辰巳ノ方
四百間

沖ノ方ヨリ
南有
六十ニ間ヨリ

辰巳ノ方
戌亥ノ方
四百九十六間

五所村
境にて
右同断
六百四十六間

五所村下定杭ヨリ
沖ノ方
六百四十六間
但右所村
北川岸にて

大橋川岸定杭ヨリ
沖ノ方
七百七十間

八幡下定杭より

(十二) 沖の方へ
辰巳の間より 四百間
戌亥の方へ

(十三) 沖の方にて南へ六十二間より
同所 角あり

(十四) 辰巳方より
戌亥の方へ 四百九十六間
同所

(十五) 五所(村)境にて
右同断 五百三十四間
同所

(十六) 五所村下定杭より
沖の方へ 六百四十六間
ただし五所村
北川岸にて
同所

大橋川岸定杭より
沖の方へ 七百七十間

君塚村下定杭より

沖ノ方
七百四拾間
但赤川岸より

日向浜通定杭より

沖ノ方
七百三拾三間
但赤川岸より

日向

君塚村

五井境寄にて
七百三拾三間
但赤川岸より

一

君塚村下岸より沖ノ方

五井境定杭より日向浜通定杭より
七百三拾三間
但赤川岸より

二

日向浜通定杭

横江
七百三拾三間
但赤川岸より

一

君塚村下定杭より

沖ノ方
七百四拾間
但赤川岸より

日向浜通定杭より

沖ノ方
七百三拾三間
但赤川岸より

日向

君塚村

五井境寄にて
七百三拾三間
但赤川岸より

一

君塚村下岸より沖ノ方

五井境定杭より日向浜通定杭より
七百三拾三間
但赤川岸より

一

日向浜通定杭

横江
七百三拾三間
但赤川岸より

一

(十七)

君塚村下定杭より

沖の方へ

七百四十間

ただし五所川岸にて

(十八)

同所浜道通り定杭より

沖の方へ 七百三十六間

ただし浜道にて

同所

君塚村(消線)

五井境寄にて

(十九)

辰己の間より 七百二十八間

戌の方へ

君塚村下岸より沖の方

五井境定杭より同村塩場岸まで

(二十)

辰己間より 九十間

戌亥の方へ

(二十一)

同村塩場岸

横(ただし)徳(のり) 悪川村

丑寅間より 九十間

未申方へ

口村塩場角より
沖の方へ入込ノ角迄
本三ツ分
九拾四間

口村塩場、入込場

南の方、
廿三
廿四
奥の方
辰己方
本三ツ分
本四ツ分
本五ツ分
本六ツ分
本七ツ分
本八ツ分
本九ツ分
本十ツ分
本十一ツ分
本十二ツ分
本十三ツ分
本十四ツ分
本十五ツ分
本十六ツ分
本十七ツ分
本十八ツ分
本十九ツ分
本二十ツ分
本二十一ツ分
本二十二ツ分
本二十三ツ分
本二十四ツ分
本二十五ツ分
本二十六ツ分
本二十七ツ分
本二十八ツ分
本二十九ツ分
本三十ツ分
本三十一ツ分
本三十二ツ分
本三十三ツ分
本三十四ツ分
本三十五ツ分
本三十六ツ分
本三十七ツ分
本三十八ツ分
本三十九ツ分
本四十ツ分
本四十一ツ分
本四十二ツ分
本四十三ツ分
本四十四ツ分
本四十五ツ分
本四十六ツ分
本四十七ツ分
本四十八ツ分
本四十九ツ分
本五十ツ分

口村塩場、入込場
沖の方へ入込ノ角迄
本三ツ分
九拾四間

廿七
廿八
廿九
三十
三十一
三十二
三十三
三十四
三十五
三十六
三十七
三十八
三十九
四十
四十一
四十二
四十三
四十四
四十五
四十六
四十七
四十八
四十九
五十
五十一
五十二
五十三
五十四
五十五
五十六
五十七
五十八
五十九
六十
六十一
六十二
六十三
六十四
六十五
六十六
六十七
六十八
六十九
七十
七十一
七十二
七十三
七十四
七十五
七十六
七十七
七十八
七十九
八十
八十一
八十二
八十三
八十四
八十五
八十六
八十七
八十八
八十九
九十
九十一
九十二
九十三
九十四
九十五
九十六
九十七
九十八
九十九
一百

口村塩場角より
沖の方へ入込ノ角迄
本三ツ分
九拾四間

口村塩場、入込場

南の方、
廿三
廿四
奥の方
辰己方
本三ツ分
本四ツ分
本五ツ分
本六ツ分
本七ツ分
本八ツ分
本九ツ分
本十ツ分
本十一ツ分
本十二ツ分
本十三ツ分
本十四ツ分
本十五ツ分
本十六ツ分
本十七ツ分
本十八ツ分
本十九ツ分
本二十ツ分
本二十一ツ分
本二十二ツ分
本二十三ツ分
本二十四ツ分
本二十五ツ分
本二十六ツ分
本二十七ツ分
本二十八ツ分
本二十九ツ分
本三十ツ分
本三十一ツ分
本三十二ツ分
本三十三ツ分
本三十四ツ分
本三十五ツ分
本三十六ツ分
本三十七ツ分
本三十八ツ分
本三十九ツ分
本四十ツ分
本四十一ツ分
本四十二ツ分
本四十三ツ分
本四十四ツ分
本四十五ツ分
本四十六ツ分
本四十七ツ分
本四十八ツ分
本四十九ツ分
本五十ツ分

口村塩場、入込場
沖の方へ入込ノ角迄
本三ツ分
九拾四間

廿七
廿八
廿九
三十
三十一
三十二
三十三
三十四
三十五
三十六
三十七
三十八
三十九
四十
四十一
四十二
四十三
四十四
四十五
四十六
四十七
四十八
四十九
五十
五十一
五十二
五十三
五十四
五十五
五十六
五十七
五十八
五十九
六十
六十一
六十二
六十三
六十四
六十五
六十六
六十七
六十八
六十九
七十
七十一
七十二
七十三
七十四
七十五
七十六
七十七
七十八
七十九
八十
八十一
八十二
八十三
八十四
八十五
八十六
八十七
八十八
八十九
九十
九十一
九十二
九十三
九十四
九十五
九十六
九十七
九十八
九十九
一百

(二十二)
同村塩場角より
沖の方へ入り込みの角まで
辰己間より 九十四間
戌の方へ

同村塩場へ入り込み場所

(二十三) 南方へ 丑の方より
長四十間 未の方へ
(二十四) 奥にて 辰己より
二十間 戌亥方へ
(二十五) 口にて 右同断
十四間

同入り込みの場所より
沖の方へ
丑の方より (二十六)
未の方へ 百七十八間
訂正すべし
辰巳の方より
戌の方へ

この訳
(二十七) 四十六間 曲がり角まで
(二十八) 八十四間 同断
内
(二十九) 四十八間 君塚塩場角まで

同君塚村塩場付

横 三拾九間

同塩場付沖の方へ

同塩場

横 三拾六間

同塩場

沖の方定杭まで
辰巳間より 三百四十八間

五井境沖小

八幡沖まで

千百二十九間

この千の字は差し字なるべし

同君塚村塩場付

横 三拾貳間

同塩場付沖の方へ

横 三拾四間

同塩場

横 三拾四間

同塩場

沖の方定杭まで

辰巳間より 三百四十八間

五井境沖小

八幡沖まで

千百二十九間

この千の字は差し字なるべし

(三十)

同君塚村塩場付

横 三十二間

丑七歩より

未申方へ

(三十一)

同塩場付沖の方へ

辰巳方より 三十四間

戌の方へ

同塩場

(三十二)

丑の七歩より 四十六間

未申の方へ

(なし)

(三十三)

同塩場より

沖の方定杭まで

辰巳間より 三百四十八間

戌八歩へ

五井境沖より

八幡沖まで

(三十四)

千百二十九間

この千の字は差し字なるべし

久志陸路付

印札

辰巳の方

南横五拾間

北横三拾間

長三十八間

庄八場付

辰巳の方

南横四十八間

長三十八間

君塚村

辰巳の方

南横三十八間

長三十八間

川中

辰巳の方

南横四十八間

長三十八間

久志陸路踏付

印札

辰巳の方

南横五拾間

北横三拾間

長七拾間

長七拾間

庄八場付

辰巳の方

南横四十八間

長三十八間

君塚村

辰巳の方

南横三十八間

長三十八間

川中

辰巳の方

久兵衛塩場付

二枚

辰巳の間より

亥の七歩へ

(三十五) 南横五十間

辰巳間より

戌亥の方へ

(三十六) 北横三十間

沖の方

(三十七)

寅の方より 長七十八間

申の方へ

庄八場付

(三十八) 辰より

戌方へ

(三十九) 北横三十八間

辰巳間より

戌亥方へ 南横二十八間

沖の方

(四十)

丑寅間より 長三十八間

申の方

(四十一)

君塚村 新田より土取場まで

辰巳間より 三十二間

戌亥方

ただし五井境

ただし土取のことなるべし

この所に川なし

(四十二)

川幅 七間

土取

(四十三)

同村新田より土取場まで 二十四間

飛地

八幡村下定杭分

村田川岸まで

五百七十間

の原

子より未方へ

七十八間

亥より巳の方へ

百二間

酉戌より

卯辰方へ

三十四間

子より辰巳へ

九十間

ただし浜道あり

うち四十間は沼地

字三斗淵という

右のおの曲がり角まで宛

飛地

八幡村下定杭分

村田川岸まで

五百七十間

の原

子より未方へ

七十八間

亥より巳の方へ

百二間

酉戌より

卯辰方へ

三十四間

子より辰巳へ

九十間

ただし浜道あり

うち四十間は沼地

字三斗淵という

右のおの曲がり角まで宛

飛地

八幡村下定杭より

村田川岸まで

(四十四) 五百七十間

この訳

(四十五)

子より未方 七十八間

(四十六)

丑より未方へ 四十間

(四十七)

亥より巳の方へ 百二間

(四十八)

酉戌より 三十四間

(四十九)

卯辰方へ

子より辰巳へ 九十間

(五十)

亥より 八十間

辰巳方へ

(五十一)

戌亥より 五十二間

(五十二)

辰巳方へ

亥子より 九十四間

巳午方へ

右のおの曲がり角まで宛

西沖
百六十町

川沖
百六十町

川沖
百六十町

川沖

川沖

川沖

川沖
百六十町

川沖
百六十町

川沖
百六十町

川沖

同村下定杭より
西沖の方へ
卯辰より (五十三)
酉戌方 百六十間
うち真ん中ほどにて
二十間外へ
ふくらみ付き

(五十四)

川村沖の方定杭より
西の方へ

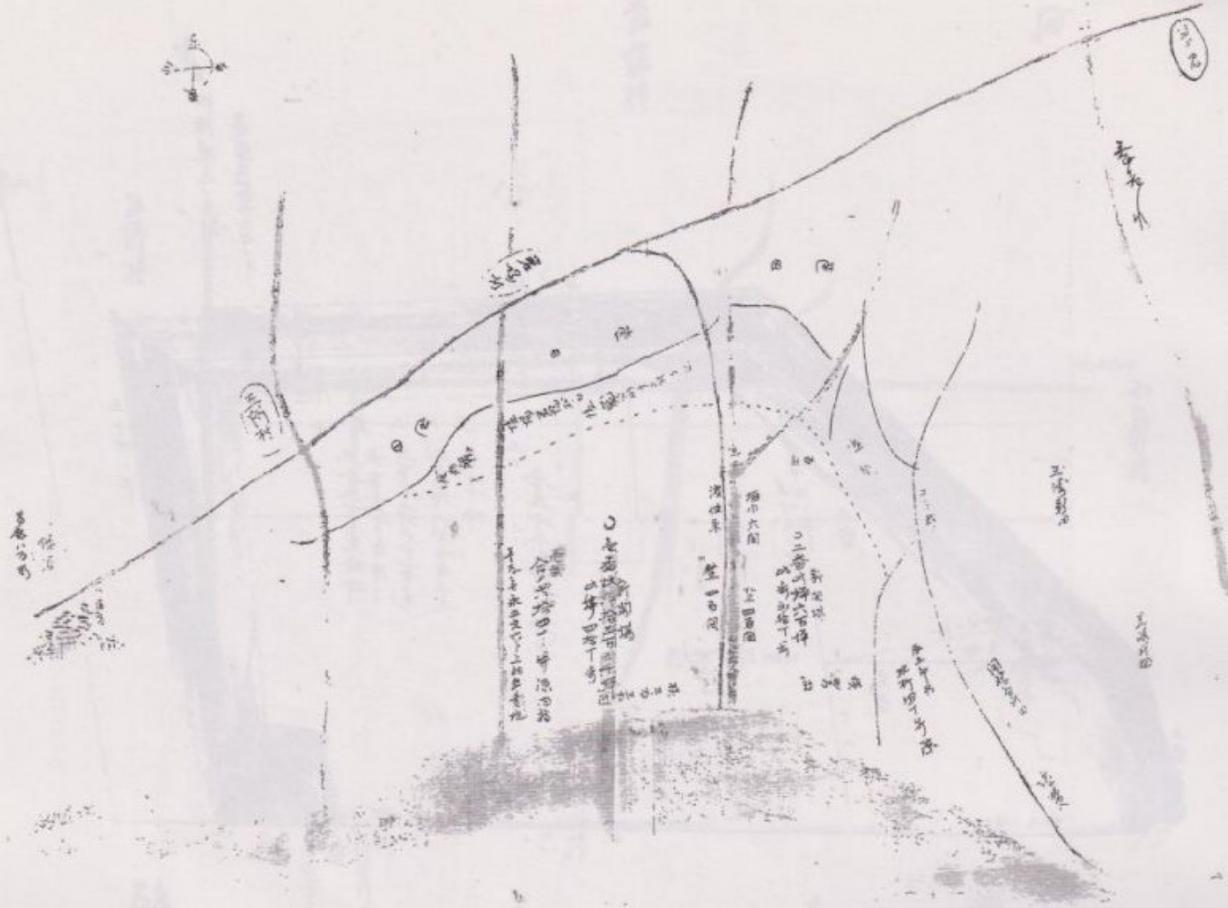
寅卯より
申酉の方へ 百二十八間
同所
中ほどにて

横

(五十五) 二百間
(五十六) 百八十間
(五十七) 百六十間

金杉浜

反歩八十六町五反九畝十五歩



天明4（一七八四）〜6年、五井、君塚、五所、八幡浦絵図

五井宿、君塚村、五所村、八幡宿家数八百軒、八幡宮
 養老川、玉前新田、岩崎新田

田地、塩焚、土手に相成る、開野谷新田、塩焚
 辰五郎持この所四十町余

新開場、二番この坪六万坪、この歩二十町歩、
 横二百間、百間

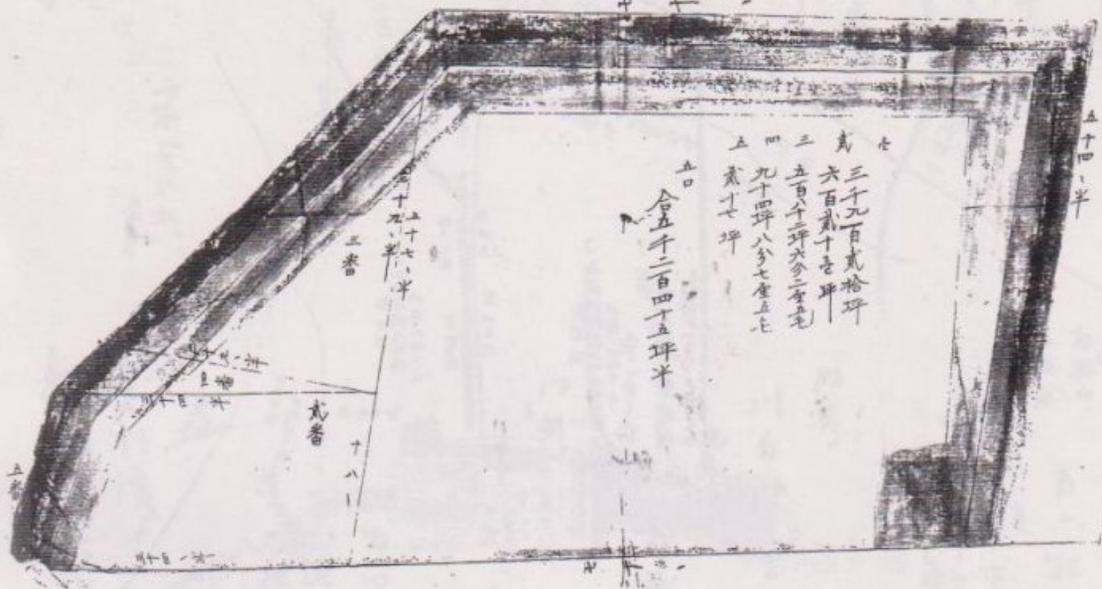
横巾六間、竪四百間
 浜往来竪四百間

金杉浜

塩場君塚村にて塩かま当時十二軒これあり
 新開場、一番この坪十三万二千坪、この歩四十丁歩

一二合わせ、六十四丁歩源内持ち
 一反に付き永五文六歩上納年貢地

汐除堤迄ノ反別
 壹町七反四畝二十四歩半



慶応4年(一八六八)ころ、新開寄洲絵図

汐除堤までの反別

一 町七反四畝二十四歩半

二 三千九百二十坪
 六千二十一坪

三 五百八十二坪六分二厘五毛

四 九十四坪八分七厘五毛

五 二十七坪

五口
 合わせ五千二百四十五坪半

五十四間半

七十間

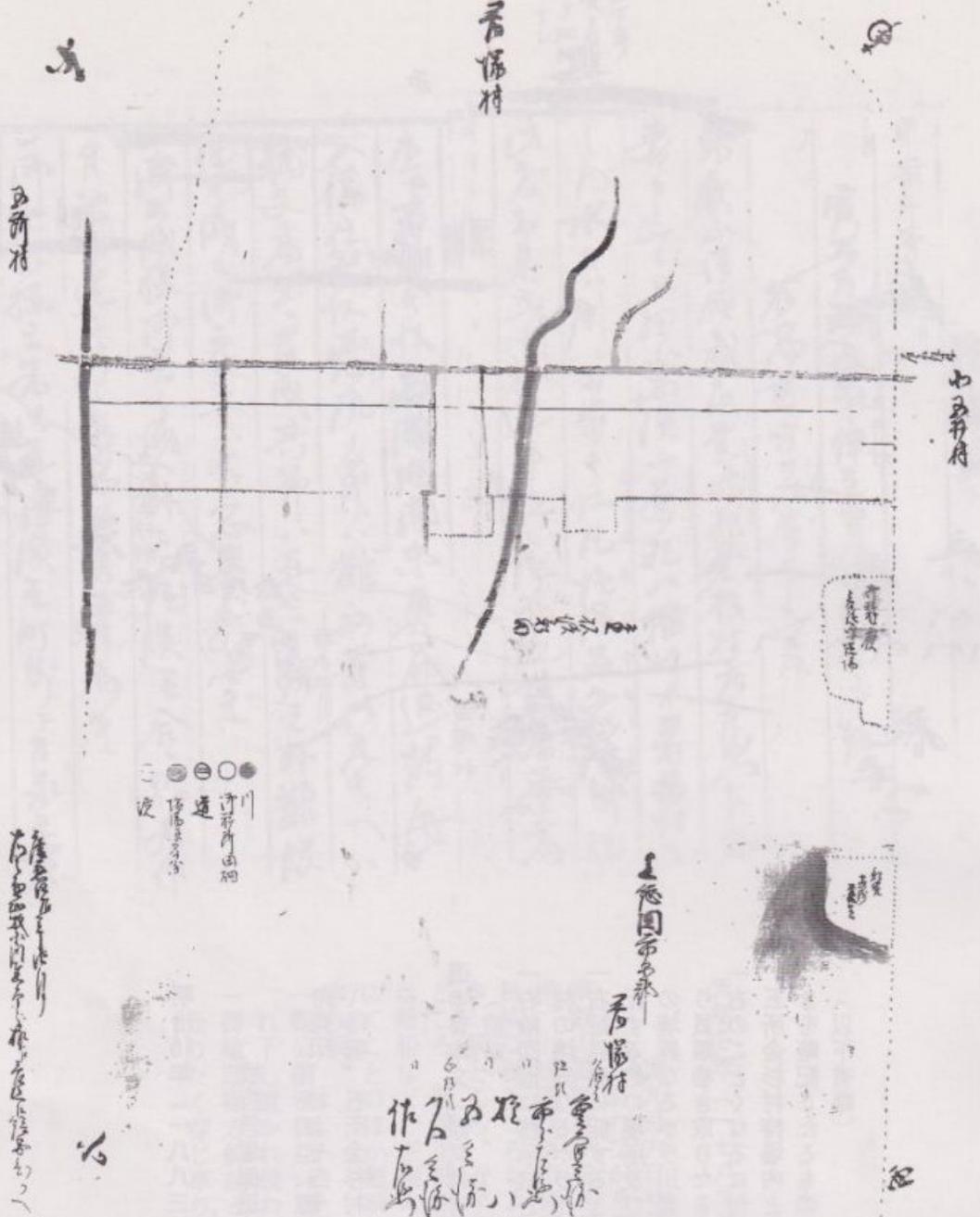
七十間

二番 三十四間半、三十四間半、十八間、

三番 三十九間半、二十九間半

四番

五番



慶應四年四月
佐右衛門

上総国市原郡

君塚村

御領所田畑
道
渡
境

慶應4年(一八六八)、君塚村浦絵図

- 君塚村
- 房総往還
- 北五井村
- 五所村
- 御領私領三村入会塩場
- 新開寄洲芝生
- 金杉浜新田

- 川
- 御領所田畑
- 道
- 塩場ならびに寄洲
- 境

- 上総国市原郡君塚村
- 名主 重郎兵衛
- 組頭 市郎左衛門
- 同 権八
- 同 五兵衛
- 同 百姓代 久兵衛
- 同 佐右衛門
- 慶應四辰年四月



明治16年（一八八三）、追申書臨検村絵図

被告君塚側追申書村絵図

舟見印、およそ四十間、およそ千八百間
八幡宿、五所金杉村、榜示杭、君塚村、五井村

追申書本文（原文は省略しました）

（前略）

一右絵図面に榜示杭と記したる場所ありてして右榜示杭は即ち村の境界なるボラ川の左岸にこれあり候。

一右証見書に記するところの場所および方位、間数と該絵図に記する処の場所及び方位、間数とを比照すればあたかも両村の境界なるボラ川見通し、沖にてすなわち両村の境界に跨がり貝類巻き取りたるものにこれあり候。

一右のごとくなるに付き証見書へ両村持ち場の内と記したるは五所金杉村持場内と君塚村持ち場内とにおいて云々と記すべきを略記したるものに存じ候。

（以下省略）

甲苗外界之類

謹據寫

寅九月六日松平伊豆守様
此致之類

右乃書付可奉
上之類

東叡山御領武州豊島郡金杉村左衛門
下右

事、上之類、西原一原、八幡村、
右

水、八幡、右、凡、
右

以、右、見、
右

事、
右

入、
右

猶、
右

仕、
右

一、
右

月、
右

一、
右

文、
右

四十九歩
見上
下

天明2年(一七八二)、勘定奉行宛開発願書

寅九月六日松平(松本)伊豆守様へお願い申し上げ候趣
恐れながら書付をもって申し上げ奉り候

東叡山御領武州豊島郡金杉村左衛門恐れながら申し上げ奉り候。上総国西浜市原郡八幡村より君塚村までのうち、水際洲に相成り候ところおよそ塩浜百五十町歩ほど、このたび相見立て申し候ところ、近年段々塩値段引きのぼらせ高値に罷りなり候ところ、西国塩関東奥筋まで数舟入津仕り候ところ、悪風の節は難船などござ候えは、なおまた高値に罷成り、その節は在々にてことのほか難渋仕り候儀もござ候えは恐れながら願ひ上げ奉り候。

一御公儀様御益(筋)の儀は外々の塩浜並合に仰せ付けさせられ下し置かれ候わば恐れながら存じ奉り候。

一御地頭様方御益として、塩浜一町歩に付き永一貫文宛御上納仕りたく存じ奉り候。

台名以書付奉取之矣

或名豊嶋金杉村庄左衛門、同州同郡坂本村又兵衛申し上げ奉り候。私ども儀、上総国市原郡君塚村、五所村、八幡村右三か村地先において塩浜見立て、去る寅九月中、御奉行所様へ願ひ上げ奉り候ところ、段々御糾明の上、このたび御両所様御検分のためお越し遊ばしなされ、村役人ならびに私ども立会い右願ひ上げ奉り候場所とくと御応覧なしくだされ、再度御吟味請け奉り候、これにより恐れながら箇条をもって左の通り願ひ上げ奉り候。

天明3年(一七八三)、検分時願書

恐れながら書付をもって願ひ上げ奉り候

- 一 武州豊島郡金杉村庄左衛門、同州同郡坂本村又兵衛申し上げ奉り候。私ども儀、上総国市原郡君塚村、五所村、八幡村右三か村地先において塩浜見立て、去る寅九月中、御奉行所様へ願ひ上げ奉り候ところ、段々御糾明の上、このたび御両所様御検分のためお越し遊ばしなされ、村役人ならびに私ども立会い右願ひ上げ奉り候場所とくと御応覧なしくだされ、再度御吟味請け奉り候、これにより恐れながら箇条をもって左の通り願ひ上げ奉り候。
- 一 右三か村下横六十間通り
- 一 これは釜場百か所、塩溜場百か所、住所掘廻し、川代ともに
- 一 塩入大堀五か所、ただし川幅二十間宛
- 一 塩入小堀横堅およそ百筋、ただし幅十間宛
- 一 悪水川二筋、ただし幅三十間宛、土手代ともに
- 一 君塚村地先にてはおよそ一反歩宛に掘廻し
- 一 五所村地先にては七畝歩宛に掘廻し

- 一 塩入大堀五か所、但し川幅十間宛
- 一 塩入小堀横堅九か所、但し幅十間宛
- 一 悪水川二筋、但し幅三十間宛、土手代ともに
- 一 君塚村地先にてはおよそ一反歩宛に掘廻し
- 一 五所村地先にては七畝歩宛に掘廻し

一八幡お地先... 凡五畝ト宛ニ海也

此も地窟の場所... 八幡お地先... 芝地... 塩場... 堀廻し... 五所村下にてはおよそ三尺五寸ほど、八幡村下にてはおよそ五尺ほど右の積りにて築き立て申したく存じ奉り候。もちろん右三か村地所の儀は格別甲乙これあり候に付き、高場低場積み立て願ひ上げ奉り候。

一このたび御見分成立し下され候八幡村地先芝地の場所、塩場に相成るべきよう存じ奉り候間、追々未（ママ）開発仕りたく存じ奉り候。もつとも土手普請旁（かたがた）などにおびただしく土芝など取用候に付き、右場所より引き取り候えば至極勝手にも罷りなり候間、なにとぞこのところ一同願ひ上げ奉り候。前書の通り願ひ上げ奉り候に付き何分御慈悲をもつて御聞き届け成し下され、仰せ付けられ下し置かれ候わばありがたき仕合わせに存じ奉り候。以上

天明三年

卯八月八日

東叡山御領

武州豊島郡

願人

庄左衛門

右同断

同州同郡坂本村

同

又兵衛

天明三年

卯八月八日

東叡山御領

武州豊島郡

願人

庄左衛門

秋内恒次郎様
長谷川権内様

右以書付奉り候事

武利豊徳殿令致村左衛門の引り取
御申付之好奉り申上取内事不
最是御申付候事申上取内事不
の地原見立先遣之奉り申上取内事
度其而所振る見立り候事上の地原不
河原上邊河原の地原に候事其心
其心申上取内事申上取内事申上取内事
是惣申上取内事申上取内事申上取内事
申上取内事申上取内事申上取内事
申上取内事申上取内事申上取内事
申上取内事申上取内事申上取内事
申上取内事申上取内事申上取内事
申上取内事申上取内事申上取内事
申上取内事申上取内事申上取内事
申上取内事申上取内事申上取内事

卯八月十五

金杉村
庄左衛門
又兵衛

秋内恒次郎様
長谷川権内様

秋月恒次郎様
長谷川権内様

恐れながら書付をもって願ひ上げ奉り候

武州豊島郡金杉村庄左衛門、同州同郡坂本村又兵衛申し上げ奉り候。上総国市原郡君塚、五所、八幡右三か村地先海辺にて塩浜見立て先達で願ひ上げ奉り候ところ、このたび御面所様御見分のためお越し遊ばしなされ、場所御覧の上、委細御吟味なしかたされ候。しかれども以来右場所なおまたたびたび御改めも請け奉り、恐れながら私ども心遣いに存じ奉り、ことに三か年のうちには出精仕りせひ開発仕り候ようにござ候間、なにとぞこの間差し上げ候書付の通り御割合い、御絵図面にて地割りなしくだされ、重ねて御改めこれなきよう反別御極めなしくだされ候よう願ひ上げ奉り候。右願ひの通り仰せ付けられ下し置かれ候わばありがたき仕合わせに存じ奉り候。以上

卯八月十五日

金杉村

庄左衛門

坂本村

又兵衛

秋月恒次郎様
長谷川権内様

甲番外
牙藏所

東叡山領

武州豊島郡金杉村

百姓

庄左衛門

右り所

同国同郡坂本村

又兵衛

右申

上総市原郡八幡村より君塚村まで海辺附洲およそ百町歩ほど

丁歩

川凡るの如し初ノ場有恒原、其外は皆昔

先達事奉り候に事奉り所御吟味の上願

有別以政ノ地元村に申立候土原御吟味

政其外邊幅等ノ候は見分法吟味トシテ就

候は御吟味、取束は吟味候は御吟味

此段右八幡村より君塚村と十町地先附

川凡るの如し恒原、其外は皆昔

右加元三ヶ村より地原五井村トモ御奉行

天明3年(一七八三)、吟味の上願書

東叡山領

武州豊島郡金杉村

百姓 庄左衛門

右同断

同国同郡坂本村

同 又兵衛

右申し口

上総市原郡八幡村より君塚村まで海辺附洲およそ百町歩ほどの場所塩浜に開發仕りたき旨、先達て願ひ奉り、御奉行所において御吟味の上、願ひ反別御改めならびに地元村々申し立て候土取場、悪水路そのほか道幅などの儀御見分、御吟味として御越しに成られ、願ひの始末、御吟味にござ候。

この段、右八幡村、五所村、君塚村三か村地先附洲およそ百町歩塩浜開發仕りたき旨願ひ奉り候に付き、右地先三か村ならびに地続き五井村をも御奉行所

因所(禮多)五差障有是津也味は云々

若得物(儀)八層別動(七層)分(新)家(却)

清仕(廣)揚(河)州(徳)月(右)着(面)長(五)尺(五)寸

尺(横)別(河)分(土)取(場)之(河)取(申)上(五)尺(八)寸

儀(八)差(造)家(作)普(請)等(土)取(場)之(是)又

州(先)別(河)分(通)之(河)取(場)之(是)道(幅)儀(八)

八(九)間(宛)之(段)之(差)支(え)之(儀)且(五)尺

水路(小)川(五)筋(有)之(五)尺(五)寸(儀)也(申)

方(二)尺(儀)之(川)之(毛)海(之)儀(之)儀(仕)為(者)有(三)

ヶ(村)申(五)尺(儀)揚(河)州(見)分(之)吟(味)上(五)尺

禮(作)在(者)禮(作)為(儀)之(儀)是(儀)矣(然)九(尺)

此(度)以(見)分(滿)之(儀)通(之)村(之)也(取)揚(河)州

取(廣)揚(河)州(地)高(之)早(速)塩(場)之(儀)一(尺)

成(才)一(尺)小(屋)柱(小)屋(之)儀(仁)度(道)巾(之)儀

八(九)間(宛)之(儀)廣(過)為(儀)者(之)儀(馬)水(路)

儀(八)尺(五)筋(有)之(儀)上(五)尺(五)寸

へ召し出され、差し障り有無御吟味ごさ候ところ、君塚村の儀は反別二町七反歩余、新開御請け仕り候場所地低に付き、右前通り長五百五十間、横二十間土取場に御願い申し上げ、五所、八幡の儀は道造り、家作普請などの土取場に、これまた地先二十間通り御除き下されたく、道幅の儀は八、九間宛これなく候ては差支えの段、かつ悪水路小川五筋これあるより五、六十間海手の方にて二た川にも致し候のように仕りたき旨、右三か村申し立て候ところ、場所御見分、御吟味の上、仰せ付けらるべき旨仰せ渡され候儀にござ候。

村、君塚村より落ち候二筋は五井村より流れ出候横川へ落合い、

私ども願場中央を横切れに八幡村下にて海面へ落し入れ、八幡

村より落ち候二筋は直に海面へ流れ入れ候に付き、これとても

君塚村、五所村の下通りにて海へ落合い、川筋もござなく、都

合三筋に相成りこれあり。右の通りにては願場中央を真水にて

立ちきり候ゆえ、川より手前の方は塩場に相成りがたく候に付

き、御吟味の上、仰せ付けられ候儀は違背仕らず候えども格別

願い反歩も相減じ候に付き、この段御考弁の上、御吟味なし下

され候よう願い奉り候段申し上げ候に付き御見分の上、村々御

吟味ござ候ところ、土取場の儀は君塚村新開場前通りの分五百

八間余、横七間、五所村の地先四百五十間余の内百八十七間こ

れを引き二百六十八間余は横五間通り、八幡村は地先の内六百

三十

村、君塚村より落ち候二筋は五井村より流れ出候横川へ落合い、

私ども願場中央を横切れに八幡村下にて海面へ落し入れ、八幡

村より落ち候二筋は直に海面へ流れ入れ候に付き、これとても

君塚村、五所村の下通りにて海へ落合い、川筋もござなく、都

九間道是又横立五筋道、以爲船下之積候、

四筋道に邊候、君塚五所、八幡四筋道、

五筋道、八幡村八幡五筋道、因四筋道、

五所、君塚五所、五筋道、積候、悪水路候、

前書土取場、積候、積候、九筋道、

別宛海手、治廻、君塚五所、積候、

三筋道、八幡村下悪水、五筋道、下

手、寄立候、積候、積候、積候、

積候、積候、積候、積候、積候、

積候、積候、積候、積候、積候、

積候、積候、積候、積候、積候、

積候、積候、積候、積候、積候、

積候、積候、積候、積候、積候、

積候、積候、積候、積候、積候、

積候、積候、積候、積候、積候、

積候、積候、積候、積候、積候、

九間通り、これまた横五間通り御除きくだされ候積り、海辺通
い道の儀は君塚、五所、八幡四間の道二た筋宛、八幡村は幅五
間道一筋、同四間の道一筋、都合六筋の積り悪水路の儀は五井
君塚、五所より落ち候三筋を一筋に致し、前書土取場お除き下
され候境よりおよそ三十間宛海手へ付け廻し君塚、五所両村境
通りより海手へ落とし、八幡村下悪水二筋は下手に寄せ、一筋
に致し願ひ場外へ落ち候よう仕りたく、右の通り仰せ付けられ
候えは何にても差し障り候儀これなき段申し立て候由、前書御
吟味の通りにては私ども儀も不勝手儀ござなく願ひ筋ござ
なく候。かつ八幡村の儀、江戸表へ相廻し候薪そのほか船積み
致し候場所にして、八幡社前より居村裏通りの内長四百三十間
余の間、磯際まで御除き下され候積り願ひ奉り候。右場所も見
込みの内には候えども

元儀候申立候為少、御見の通り御見候
御見候申立候申上候、御見候申上候
御見候申上候、御見候申上候
御見候申上候、御見候申上候
御見候申上候、御見候申上候
御見候申上候、御見候申上候
御見候申上候、御見候申上候
御見候申上候、御見候申上候
御見候申上候、御見候申上候
御見候申上候、御見候申上候

元村、御見の通り御見候申上候、御見候申上候
御見候申上候、御見候申上候
御見候申上候、御見候申上候
御見候申上候、御見候申上候
御見候申上候、御見候申上候
御見候申上候、御見候申上候
御見候申上候、御見候申上候
御見候申上候、御見候申上候
御見候申上候、御見候申上候
御見候申上候、御見候申上候

余儀なき申し立てにござ候えは願いの通り仰せ付けられ候ても
お願い筋ござなき段申し上げ候に付き、地元三か村ならびに私
ども立会い、三か村申し立て候。土取場道敷、荷物船積場など
相除き、御見分ござ候内、大小塩入堀、塩小屋など相建て候場
所、願いの通り御除き下され候。全塩場に成るべき分反別御改
めござ候ところ、八十六町五反九畝十五歩これあり、御奉行所
において申し立て候より反別減少仕り候。最初は地元村の荷物
船積場、土取場なども見込み候内ゆえ百町歩と申し上げ候とこ
ろ、書面の通り減少仕り候。右の分は兼ねて申し上げ候通り、
三か年に開発相成り候やの段御吟味の趣承知仕り候。しかし大
町歩と申しことに甲乙の普請も仕立て候儀もはや当年も半か年
余も相立ち候に付き、来辰より午まで三か年に開発仕りたく、
地代の儀は先達て申し上げ候通り反に永十五文宛上納仕り、四
か年め末年より改め

永反、三十五文宛上納仕るべく候、しかる上は御奉行所において申し上げ候通り、質地の儀は御免下され候よう願ひ奉り候。はたまた私ども願場、最初見立て候節より少々狭（狭まり）候よう存じ奉り、君塚村塩場は二町一反三畝四歩の由、申し立て候ところ格別場広に相見え切り添えござあるべき儀と存じ奉り候間、御吟味成し下され切り添えの分は私どもへ進退仰せ付けられ候よう仕りたく、左候わば右の分は役永の儀は当年より反に永三十五文宛上納仕るべく候。前書の通りこのたび願場御改めに付き減少も相立ち候儀に付き、何とぞ君塚村切り添えの分私ども請地に仰せ付けられ候よう願ひ奉り候。次に右場所に願ひの通り開発仰せ付けられ候わば手先の者ども差し出しおき、そのほか塩焼候者ども居小屋をも相立て候儀に付き、このたび願ひ奉り候塩浜の儀、名所金杉浜と御免なし下され候よう仕りたく、名所ござなく候ては差し支えの儀もござ

永反、三十五文宛上納仕るべく候、しかる上は御奉行所において申し上げ候通り、質地の儀は御免下され候よう願ひ奉り候。はたまた私ども願場、最初見立て候節より少々狭（狭まり）候よう存じ奉り、君塚村塩場は二町一反三畝四歩の由、申し立て候ところ格別場広に相見え切り添えの分は私どもへ進退仰せ付けられ候よう仕りたく、左候わば右の分は役永の儀は当年より反に永三十五文宛上納仕るべく候。前書の通りこのたび願場御改めに付き減少も相立ち候儀に付き、何とぞ君塚村切り添えの分私ども請地に仰せ付けられ候わば手先の者ども差し出しおき、そのほか塩焼候者ども居小屋をも相立て候儀に付き、このたび願ひ奉り候塩浜の儀、名所金杉浜と御免なし下され候よう仕りたく、名所ござなく候ては差し支えの儀もござ

炭之此後事なり且右場所其家初
 見立炭之形跡所為但之は炭上研加陸
 炭(六)塩場(右)成(右)為換(見)込炭(右)河
 陸(右)土井(右)境(右)海(右)西(右)方(右)控(上)土(手)
 二毛(任)仰(上)王(官)給(賜)揚(上)砂(二)而(為)立(為)換
 一如此(為)巨(細)改(ノ)上(六)幡(村)下(君)塚
 村(陸)揚(ノ)土(天)知(地)形(他)大(小)塩(入)海(揚)
 土(ヲ)心(テ)術(地)形(為)立(為)換(故)汝(陸)陸(土)

所(隔)之(巨)炭(炭)此(為)事(形)跡(所)為(但)之(は)炭(上)研(加)陸
 炭(六)塩(場)右(成)為(換)見(込)炭(右)河
 陸(右)土(井)境(右)海(右)西(右)方(右)控(上)土(手)
 二毛(任)仰(上)王(官)給(賜)揚(上)砂(二)而(為)立(為)換
 一如此(為)巨(細)改(ノ)上(六)幡(村)下(君)塚
 村(陸)揚(ノ)土(天)知(地)形(他)大(小)塩(入)海(揚)
 土(ヲ)心(テ)術(地)形(為)立(為)換(故)汝(陸)陸(土)

候に付きこの儀願ひ奉り候。かつ右場所私ども最初見立て候は
 一体地形高低ござなき上砂取り除き候えは塩場に相成り候積り
 見込み候に付き、汐除き堤は五井村境より海面の方は掻き上げ
 土手にも仕りいずれも開発場の土砂にて築き立て候積りのとこ
 ろ、このたび巨細御改めの上八幡村下は君塚村塩場より五尺ほ
 ども地形低く、大小塩入り掘揚土をもってようやく地形築き立
 て候積りゆえ、汐除堤、土取場ござ無く候。このたび願ひ奉り
 候塩浜地先の内にて土砂持ち運び候よう仕りたく、かつ往々も
 高波などの節は塩場、汐除堤ともに押掘破損などこれあるべく
 そのたびたび普請などにも差し支え候間、右の願ひ場地先の分
 海辺の方は私ども進退仕り候よう仰せ付けられ下されたく願ひ
 奉り候。もつとも海藻取揚げまたは荷物船積みなどの儀はこれ
 まですれ候通り仕るべく候わば、村々差し支え候儀これある
 まじく

左邊より右共高きより左差支へりは左邊に依

仰分取し通し其仰付より邊際極奉り

炭且又取し通し其仰付より其共取所

儀、如仰付心多きより其取所は左邊に

依り、如仰付心少きより其取所は右邊に

依り、如仰付心多きより其取所は左邊に

依り、如仰付心少きより其取所は右邊に

依り、如仰付心多きより其取所は左邊に

依り、如仰付心少きより其取所は右邊に

依り、如仰付心多きより其取所は左邊に

依り、如仰付心少きより其取所は右邊に

依り、如仰付心多きより其取所は左邊に

依り、如仰付心少きより其取所は右邊に

依り、如仰付心多きより其取所は左邊に

依り、如仰付心少きより其取所は右邊に

依り、如仰付心多きより其取所は左邊に

依り、如仰付心少きより其取所は右邊に

左候ても私ども方にては差し支えござなく候。この儀何分願いの通り仰せ付けられ下し置かれ候よう願ひ奉り候。かつまた、願いの通り仰せ付けられ候わば私ども居所の儀はいかが相心得候や御尋ねにござ候。この儀、前書の通り多人数相掛り候儀に付き、私ども儀引越し申さず候ては差し支えに候間仰せ渡され次第罷り越し候積り、居所の儀は願場内は一体地低にて家作など相成りかね候間、最寄り村の内借地住居仕り候積りにござ候。前書の通り地形高低これあり堤間数も相延べ申すべく諸人足など最初に申し上げ候より相増し申すべく候えども、右体の儀すべて御願ひがましき儀申し上げず開発願ひの通り仰せ付けられ候わば右八十六町五反九畝十五歩、この地代金一か年十二両三分、永二百三十九文三分宛、三か年分三十八両三分、永二百七十九文九分は仰せ付けられ次第先納仕り、三か年に

長谷川權内様

開発仕り四か年め未年より役永三十兩一分永五十八文三分年々上納仕るべく候間、願いの通り仰せ付けられ下され候よう仕りたき旨、これ申し上げ候。右の通り相違申し上げず候。以上

卯八月

庄左衛門印
又兵衛印

秋月恒次郎様
長谷川權内様

前書御吟味の趣、私共一同承知仕り候。以上

八幡村六給名主惣代 伊惣治印

五所村三給名主惣代 半三郎印

君塚村名主 十郎兵衛印

右卯八月二十日口書印形差し上げ申し候。もともと五所村御旅宿勇助宅に於いて村方双方御呼出しなされ候

前書御吟味の趣、私共一同承知仕り候。以上

八幡村六給名主惣代

伊惣治印

五所村三給名主惣代

半三郎印

君塚村名主

十郎兵衛印

右卯八月二十日口書印形差し上げ申し候。もともと五所村御旅宿勇助宅に於いて村方双方御呼出しなされ候

御宿勇助宅に於いて村方双方御呼出しなされ候

甲 番外

伊豆守

水野山城守知行

上総国市原郡八幡村

名主

庄右衛門

松平伊豆守知行

同村

名主

伊惣治

佐野九右衛門知行

同村

名主

勘三郎

河野善十郎知行

天明3年（一七八三）、塩浜開発請書

水野山城守知行

上総国市原郡八幡村

名主

庄右衛門

松平（松本の誤り）伊豆守知行

同村

名主

伊惣治

佐野九右衛門知行

同村

名主

勘三郎

河野善十郎知行

河村

名主

清左衛門

永井美濃守知行

河村

名主

市兵衛

村上甲斐守知行

河村

名主

喜右衛門

川口久助知行

同国同郡君塚村

名主

重郎兵衛

有馬兵庫頭領分

同村

名主

清左衛門

永井美濃守知行

同村

名主

市兵衛

村上甲斐守知行

同村

名主

喜右衛門

川口久助知行

同国同郡君塚村

名主

重郎兵衛

有馬兵庫頭領分

同国日野五所村

名主

重右衛門

南條八十郎知行

名主

半三郎

同村

森弥五郎知行

同村

同国同郡五所村

名主

重右衛門

南條八十郎知行

同村

名主

半三郎

同村

名主

九右衛門

右申し口

名主

九右衛門

同村

同村

私ども三か村地先海辺通り附洲およそ百五十町歩ほどの場所、
武州金杉村庄左衛門、坂本村又兵衛と申し合わせ塩浜に開発仕
りたき旨願ひ奉り、このたび御見分のためお越しになられ候と
ころ、先達て御奉行
所見分は御奉行先達に先達て御奉行
中合下候は、先達任意者事此處為
所見分は御奉行先達に先達て御奉行

私ども三か村地先海辺通り附洲およそ百五十町歩ほどの場所、
武州金杉村庄左衛門、坂本村又兵衛と申し合わせ塩浜に開発仕
りたき旨願ひ奉り、このたび御見分のためお越しになられ候と
ころ、先達て御奉行

有差障有是河、此節三ヶ村惣先、
三橋幅惣先通、土取悪水海辺通、道三
外悪水落し方等、儀奉り落し方、
吟味、此落

此節右三ヶ村先悪水、政小川、五筋有

一落、一川、字、八幡村之下へ

落、落者、申、立、落、左、落、右、品々

難儀有し、落、落、是、道、五、川、三、ヶ

河、西へ、及、左、落、左、難、儀、有、是、落

ハ、落、口、ヨリ、六、ヶ、村、惣、先、通、海、邊、寄、り

二、ヶ、筋、之、モ、難、儀、有、是、落、落、別、場

所、見、分、法、先、落、處、土、取、内、五、井

村、土、落、横、川、へ、君、塚、五、所、到、り、村

ノ、悪、水、流、到、筋、君、塚、村、地、内、三、ヶ、筋

三、ヶ、筋、間、社、地、内、寄、り、筋、有、成、ハ

情、村、方、流、来、八、幡、村、ヨリ、落、

所において差し障り有無お糺しの節、三か村地先にて横幅二十
間通りの土取場ならびに海辺通い道そのほか悪水落し方などの
儀願い奉り候に付き御吟味にござ候。この段右三か村地先悪水
路小川五筋これあり候ところ一川に寄せ候て八幡村の下へ落し
たき旨願い人申し上げ候。左候ては品々難儀これあり候に付き
これまでの通り五川にて海面へ落し候か、左も仰せ付けられが
たく候わば落口より五、六十間通り海手へ寄せ、二た筋にも仰
せ付けられたき旨願い奉り、すなわち場所御見分ござ候ところ、
五筋の内五井村より落ち候横川へ、君塚、五所二か村の悪水路
二筋、君塚村地内にておよそ三百間ほど海手へ寄せ一筋に相成
し、八幡村方へ流し来り八幡村より落し候。

悪水路の筋は其位海へ是近由

立米畑、ハ内連仕屋上、ハ能人申立

差通、ハ至届、ハ禰作自差共、差障

方、ハ留米差者禰作、ハ其位、ハ左

其、ハ君塚土所村、ハ地先、ハ真水、ハ

詮無之、ハ田地肥、ハ仕屋、ハ其位、ハ其位、ハ

不、ハ其位、ハ先達、ハ申立、ハ其位、ハ其位、ハ

禰作自差、ハ其位、ハ其位、ハ其位、ハ其位、ハ

其、ハ其位、ハ其位、ハ其位、ハ其位、ハ其位、ハ

其、ハ其位、ハ其位、ハ其位、ハ其位、ハ其位、ハ

其、ハ其位、ハ其位、ハ其位、ハ其位、ハ其位、ハ

其、ハ其位、ハ其位、ハ其位、ハ其位、ハ其位、ハ

其、ハ其位、ハ其位、ハ其位、ハ其位、ハ其位、ハ

其、ハ其位、ハ其位、ハ其位、ハ其位、ハ其位、ハ

其、ハ其位、ハ其位、ハ其位、ハ其位、ハ其位、ハ

其、ハ其位、ハ其位、ハ其位、ハ其位、ハ其位、ハ

悪水路二筋はそのまま海面へ落し、これまで申し立て候儀は相違仕り候上は、願人申し立て候通り一筋に仰せ付けられ候とも、差し障りこれあるまじく候旨、仰せ付けられ候えども、左候ては君塚、五所村の地先にて真水の潤いこれなく田地肥（こえ）に仕来たり候貝類生方よろしからず候に付き先達て申し上げ候通り、二筋に仰せ付けられ候よう仕りたく、もつとも前書の通り申し立て候符号仕らず候段、御吟味請け候ては恐れ入り候えども、先達ては五、六十間沖の方にて二筋に落合候よう仕りたき段申し上げ候えども、私ども願ひ奉り候土取場相当にお除き下されその余三十間通りも隔たり、二筋に仰せ付けられ候よう仕りたく存じ奉り候、かつ土取場に願ひ奉り候場所、御見分の上仰せ付けられ候は君塚村は二町七反歩余の場

所を特別地低に之を之州に置置揚
 子之園若可有向五所ハ情御令村
 以邊道造、若屋敷地形等ノ儀申
 立于一尺五寸ノ數、多分ノ土形陽
 以條被下之例、之に置置之月、就
 し道ハ難被作付者、御利解し候
 事知得心仕然、之上も若得村新
 置揚前道、陸原方し引、残ラ

出方引し分ハ七号道ハ外御令村ハ出
 引道造、若屋敷ノ儀、又御道ノ儀、
 其共、東中仕、若、又御道ノ儀、
 道ハ幅八号し、道、御令村、御令村
 以邊、若、若、若、若、若、若、若、若、
 道中、御令村、御令村、御令村、御令村、
 六中、四号ノ道、二々、若、若、若、若、
 子積、八幡村、御令村、御令村、御令村、

所も格別地低にもこれなく、外にも置場候わば開発相成るべき
 五所、八幡二か村往還道造り、居屋敷地形などの儀申し立て候
 えども右体の類に多分の土取場お除き下され候例もござなく候
 に付き、願いの通りには仰せ付けられがたき旨、御利解の趣承
 知得心仕り、しかる上は君塚村新開場前通りに塩浜これある分、
 これを引き残して五百間の分は七間通り、ほか二か村は五間通
 り御除き、その余は願人請地に仰せ付けられ候とも違背仕るま
 じく、はたまた海辺通い道の儀は幅八間の道一か村に二筋宛御
 除き下され候よう願ひ奉り候えども、有来（ありきたり）道幅
 など御除きの上、君塚、五所二か村は幅四間の道二筋宛御除き
 下され候積り、八幡村の儀は大郷の儀にもこ

元氣不幅五間し乃其幅幅四間し
 乃其幅幅四間し乃其幅幅四間し
 昨味ノ飯蒸知仕奉鬼を前書し
 通禮作台其上ハ乃其幅幅又其指
 承し通禮原屋書作台共其
 降し故之は乃其幅幅出束し其
 平し心前し者近理不其幅幅
 仕乃敷其次之君塚村此匠仕其

子位原石別、如何なる三畝四歩の
 各此種石ノ見込ノ内、御流ノ分有
 之、腹申立キ、境引仕法及備其
 石、若る別也、何御石ハ御流ノ分有
 有し、内、割有し、通、如何なる三畝四
 歩、三割ノ余、有し、ハ、乃其幅幅
 御下流ヲ、残四何三、乃其幅幅
 四歩、有し、全、切流、乃其幅幅

ざ候間、幅五間の道一筋、幅四間の道一筋御除き下されしかる
 べき旨、これまた御吟味の趣承知仕り畏み奉り候。前書の通り
 仰せ付けられ候上は庄左衛門、又兵衛願いの通り、塩浜開発仰
 せ付けられ候とも差し障りの儀ござなく候。塩場出来の節に至
 り小前の者まで理不尽なる儀仕らせまじく候。次に君塚村進退
 仕来り候、塩浜反別二町一反三畝四歩の所右地続き願人見込み
 の内切り添えの分これある段申し立て候に付き、境引き仕り御
 改め請け候ところの総反別七町二反八畝十歩これあり、右の内
 割付けの通り二町一反三畝四歩に三割の余歩、八反三畝十二歩
 下され候ても残り四町三反一畝二十四歩これあり、全く切り添
 えに相違これなきに付き、

右の分は願人の縁、役所上切仕、

君塚村に進退仕な者申上と志、

是迄は願人申上、願人申し候、

是より申上立候、願人同難、

成者御願味請を、申上立

候、願人同難、申上立候、

三反五分、申上立候、願人同難、

願人同難、申上立候、願人同難、

右の分は願人同様役永上納仕り、君塚村にて進退仕りたき旨申

し上げ候ところ、これまでお届けも申し上げず願人これある節

に至り右体申し立て候段はお取用なされがたき旨、御吟味請け

候ては申し立てべきようござなく候。しかる上は右切り開く四

町三反二畝二十四歩の分、願人請地に仰せられ候とも違背仕ら

ず、後日御願い筋ござなく候旨これ申し上げ候。かつ八幡村地

先の内八幡社前通りならびに居村裏通りの内にて江戸表へ出し

候、薪置場の分水尾（澤みお）堀入れ置き候に付き、右水尾

より内の分はお除き下さるべく、はたまた庄左衛門、又兵衛願

い奉り候塩浜一田地低にて堤土取り場にも差し支え、往々高波

などこれある節は堤破損、もちろん塩場押堀などもこれあるべ

く

右体ノ普請等ニ差出キヨリ先海地
 先海地ノ字ハ右兩人進退仕爲ニ奉
 既ハ既後御作等モ右海辺通ノ儀ハ
 先遣テ申上ル通私共ニテ御外村
 貝原爲掃田畑肥致東ノ字ヲ持
 トモ江戸廻ニ爲物取揚等仕ノ事
 又尚所定是等ノ儀是迄ノ而差
 出キモ爲テリ、亦後地先海地

〇〇〇〇人ノ進退御作有テ兵部新共
 持吉差障ノ様無テ是又後儀取シ
 通御作有テ全行原ト名所免
 御作有テ是又其後事ノ様
 書シ通御作有テ是差障ノ儀無
 〇〇〇〇ノ既御作有テ是儀取シ通
 御作有テ是又差障ノ儀無
 〇〇〇〇ノ既御作有テ是儀取シ通

右体の普請などにも差し支え候間、願場地先海手の方は右兩人
 進退仕りたき旨願ひ奉り候段、仰せ聞かされ候。右海辺通りの
 儀は先達て申し上げ候通り私ども三か村そのほか近き村々貝藻
 取揚げ、田畑肥に致し来り、ならびに三か村とも江戸廻し荷物
 船積みなど仕来り候場所につき、これらの儀これまでの通り差
 し支えござなく候わば右塩浜地先海手の方、願人へ進退仰せ付
 けられ候とも私どもにおいて村方差し障りの儀ござなく候、か
 つまた塩浜願ひの通り仰せ付けられ候わば金杉浜と名所御免下
 されたき旨、庄左衛門、又兵衛願ひ奉り右の通り仰せ付けられ
 候ても差し障りの儀これなきやの段お糺しござ候。この儀願ひ
 の通り仰せ付けられ候ともこれまた差し障りの儀ござなく候。
 御吟味の通りをもつて右兩人願ひの

通に塩濱開発仰せ付けられ候とも後日御願い筋かつてござなく

候段、小前の者一同これ申し上げ候。

右の通り相違申し上げず候。以上

卯八月

右の通り相違申すに

卯八月

九左衛門

半三郎

重右衛門

重郎兵衛

喜右衛門

市兵衛

清左衛門

勘三郎

伊惣治

伊惣治

庄右衛門

各印

秋月恒次郎様
長谷川権内様
前書御吟味の趣、私ども一同承知仕り候。以上

塩濱願人

庄左衛門印
又兵衛印

右の通り八月二十日、五所村において御旅宿勇助宅にて名々

印形差し上げ申し候。

又兵衛印

庄右衛門印

右の通り八月廿日、五所村において御旅宿勇助宅にて名々

印形差し上げ申し候。

差上げ申一札し事

一塩濱開発所引渡可申事加知申事

右は上総国市原郡八幡、五所、君塚三か村地先、海辺通り附

洲塩場開発請地の積り、武州豊島郡金杉村庄左衛門、同国同

郡坂本村又兵衛、深川森下町久右衛門、先達て御奉行所へ願

い奉り候ところ、御普請役中場所御見分のうえ右三人の者ど

もならびに私ども村方惣代の者ども御奉行所へ召し出され、

再応御吟味の上右場所願人どもへ願いの通り塩濱開発仰せ付

けられ候に付き、このたび地所御引き渡しのため御越しにな

られ、一同御立会わせ右地所願人へ御引き渡しなされ、仰せ

渡され候趣、一同承知畏み奉り候。もつともこのたび地所御

引き渡し方の儀、一同立会い見届け候上は後日に右御引渡し

方の儀に付き御願いがましき儀申し上げまじく候。これによ

り願人ならびに村々一同連印差し上げ申すところくだんのご

とし。

天明4年(一七八四)、開発地所引き渡し一札

差し上げ申す一札のこと

一塩濱開発、反別八十六町五反九畝十五歩

右は上総国市原郡八幡、五所、君塚三か村地先、海辺通り附

洲塩場開発請地の積り、武州豊島郡金杉村庄左衛門、同国同

郡坂本村又兵衛、深川森下町久右衛門、先達て御奉行所へ願

い奉り候ところ、御普請役中場所御見分のうえ右三人の者ど

もならびに私ども村方惣代の者ども御奉行所へ召し出され、

再応御吟味の上右場所願人どもへ願いの通り塩濱開発仰せ付

けられ候に付き、このたび地所御引き渡しのため御越しにな

られ、一同御立会わせ右地所願人へ御引き渡しなされ、仰せ

渡され候趣、一同承知畏み奉り候。もつともこのたび地所御

引き渡し方の儀、一同立会い見届け候上は後日に右御引渡し

方の儀に付き御願いがましき儀申し上げまじく候。これによ

り願人ならびに村々一同連印差し上げ申すところくだんのご

とし。

東叡山領

武州豊島郡金杉村百姓

庄左衛門

同国同郡坂本村百姓

又兵衛

深川森下町家持

金主証 久右衛門

天明四辰七月十日

東叡山領

武州豊島郡金杉村百姓

庄左衛門

同国同郡坂本村百姓

又兵衛

深川森下町家持

金主証 久右衛門

水野信濃守

永井美濃守

松本伊豆守

村上甲斐守

河野善十郎

佐野九右衛門

上総国市原郡八幡村

佐野九右衛門知行

惣代名主

勘三郎

有馬備後守領分

南瀬八十郎

森弥五郎 知行

同国同郡五所村

名主 善八

半三郎

重右衛門

川口久助知行

同国同郡君塚村

名主 要助

与頭 五兵衛

有馬備後守領分

同国同郡五井村

同

同

清左衛門

久右衛門

稲垣藤四郎様御手代

宮本政兵衛殿

(原文の一部を二段組にしました)

天明四辰七月十日

東叡山領

武州豊島郡金杉村百姓

庄左衛門

同国同郡坂本村百姓

又兵衛

深川森下町家持

金主証 久右衛門

天明四辰七月十日

東叡山領

武州豊島郡金杉村百姓

庄左衛門

同国同郡坂本村百姓

又兵衛

深川森下町家持

金主証 久右衛門

水野信濃守

永井美濃守

松本伊豆守

村上甲斐守

河野善十郎

佐野九右衛門

上総国市原郡八幡村

佐野九右衛門知行

惣代名主

勘三郎

有馬備後守領分

南瀬八十郎

森弥五郎 知行

同国同郡五所村

名主 善八

半三郎

重右衛門

川口久助知行

同国同郡君塚村

名主 要助

与頭 五兵衛

有馬備後守領分

同国同郡五井村

同

同

清左衛門

久右衛門

稲垣藤四郎様御手代

宮本政兵衛殿

(原文の一部を二段組にしました)

稲垣藤四郎様御手代

宮本政兵衛殿

久右衛門

清左衛門

善八

勘三郎

有馬備後守領分

同国同郡五井村

同

同

川口久助知行

同国同郡君塚村

名主 要助

与頭 五兵衛

有馬備後守領分

同国同郡五所村

同

同

深川森下町家持

又兵衛

同国同郡坂本村百姓

庄左衛門

武州豊島郡金杉村百姓

東叡山領

天明四辰七月十日

番外附冊十号

御下知書

一金杉村正右衛門の通ハ幡五所、君塚三か村地先海辺通り附洲反別八十六町五反九畝十五歩の場所自分入用をもつて、海表浪除け囲堤など筑立て、当辰より午まで鍬下三か年に塩場開発いたし、反別御改めを請け、金杉浜と唱え候よう、四か年目未年より、役永上納の積もりをもつて地代金ならびに役永納め方左の通り。

役永上納の後ハ地代金先、役永納め方左の通り。

海辺通り陸濱開発

一 反別八旗所ハ五反九畝十五歩、此地代金三畝八反五分永納りお七又九歩、但三か年分是ハ当辰より馬込三か年分、御下地代金代金を得たり、役永納りより、未納り三か年分金代金三か年分永納り三か年分文三、三か年分代金書之通先納り候り、此役永三か年分ハ文三。

天明6年(一七八六)、御下知書

御下知書

一金杉村庄左衛門願いの通り、八幡、五所、君塚三か村地先海辺通り附洲反別八十六町五反九畝十五歩の場所自分入用をもつて、海表浪除け囲堤など筑立て、当辰より午まで鍬下三か年に塩場開発いたし、反別御改めを請け、金杉浜と唱え候よう、四か年目未年より、役永上納の積もりをもつて地代金ならびに役永納め方左の通り。

佃より年分是ハ米ハ未歳ノ考存トシテ
 永三歳又突シ後ノ以著之通年ノ上納
 之積ノ

右地代金三十八両三分、永三十八文九分は此法上
 納後永三歳考三十八文三十八分、未歳分年分は
 代金積地萬四郎様へ上納仕積り、萬四郎様は
 美園ノ中ノ積考七俵積考

右塩浜海表圍堤未築立候儀は八幡、五所両
 村地先の方には圍堤、海表二町ほどのうち、君塚村地先の方は
 五所両村地先の方には圍堤、海表二町ほどのうち、君塚村地先の方は
 田畑肥之取揚候儀、新築候儀、新築候儀、新築候儀

新築候儀は障り不仕候様可仕方先御儀候

右写之通相違候儀、是也

千葉縣市原郡三所合村
 差代人

今井大治郎
 今井留次
 石保 半八

今井大治郎
 今井留次
 石保 半八

田畑肥之取揚候儀、新築候儀、新築候儀、新築候儀

ただし一か年分これは来る未歳より一反歩に付き永三十五文
 宛の積りもって書面の通り年々上納の積り。
 右地代金三十八両三分、永二百七十九分はこの節上納、役
 永三十貫三百八文三分は来る未歳より滞りなく御代官稲垣藤
 四郎様へ上納仕り、諸事藤四郎様御指図申し請けべき旨仰せ
 渡され候。
 右塩浜海表圍い堤など筑立て候、土取場の儀は八幡、五所両
 村地先の方は圍堤、海表二町ほどのうち、君塚村地先の方は
 圍堤より百間ほどのうち限り土取り致し、田畑肥に取り揚げ
 候貝類そのほか、荷物、船積などの障り相成らざるよう仕る
 べき旨仰せ渡され候。

第九号一
 明治十七年五月七日
 市原郡君塚村
 市左衛門組

兩年割付之事

上総市原郡

一高三百拾石八斗五升一合

此及別三拾石の事

拾石の事及別三拾石の事

田方

此法

上田四町一反二畝七歩

田方

残三町八反九畝七歩

中田三町一反九畝二十八歩

同畑成二町五反八歩

下田八町五反二畝二十一歩

上畑二町八反八畝七歩

同畑より屋敷成八反二畝九歩

中畑二町四反八畝十三歩

同畑より屋敷成二反三畝十五歩

下畑十一町四反四畝十九歩

同畑より屋敷成三反三畝二十一歩

同畑より屋敷成三反三畝二十一歩

明和2年(一七六五)、君塚村市左衛門組割付

酉年割付のこと

上総国市原郡君塚村

市左衛門組

一高三百十二石八斗五升一合
 この反別三十九町一反十六歩

内 十九町九反六畝十九歩 田方
 十九町一反三畝二十七歩 畑方

この訳

上田 四町一反二畝七歩

内二反二畝十五歩

残三町八反九畝二十二歩

中田 三町一反九畝二十八歩

同畑成二町五反八歩

下田 八町五反二畝二十一歩

上畑 二町八反八畝七歩

同畑より屋敷成八反二畝九歩

中畑 二町四反八畝十三歩

同畑より屋敷成二反三畝十五歩

下畑 十一町四反四畝十九歩

同畑より屋敷成三反三畝二十一歩

前々溜井敷引き

尾神四反七畝九斗

下田 三反一畝二十七步

下下田 五反一畝六步

見付田 七反八畝十二步

中下田 七反八畝十二步

下畑 一反一畝六步

下下畑 六畝二十一步

見付畑 一畝三步

東合

米五拾石四斗三升九合
内四拾石六斗四升八合 爲檢見引
永曆七年三月廿四日

右者當立毛之上を以相極を男村中大小百姓
出作木也之致立合委細勘定致し来る霜月二十日限りきと皆済
せり限多各皆済し候也

内和二年十月

郷三郎太夫

(印)

名主

組頭

惣百姓

惣百姓

屋敷 四反七畝九步

下田 三反一畝二十七步

下下田 五反一畝六步

見付田 七反八畝十二步

中の下畑 二反六畝二十四步

下畑 一反一畝六步

下下畑 六畝二十一步

見付畑 一畝三步

取り合わせ 米五十二石四斗三升九合

内四十四石六斗四升八合 当検見引き

残米十一石七斗九升一合

永十七貫三百九十二文

右は当立毛の上をもつて相極め候間、村中大小百姓出作等まで
残らず立ち会い委細勘定致し、来る霜月二十日限りきと皆済
仕るべきものなり。

明和二酉年十月

郷三郎太夫印

右村

名主

組頭

惣百姓

七段八分
西暦十七年十二月七
東暦和歌歌行
五等和同地所

第九号ノ二

酉年割付之事

上田田加多第

君塚村

一高百拾石三斗八合

此石別拾四町六反四畝拾五步

由七町八反七畝九步

由六町七反七畝九步

此石

上田老町老反七畝九步

由二町九反六步

残老町九畝廿四

同畑成九畝

同卯合屋敷成三畝

中田老町三反四畝廿七

内四反四畝廿四 前々堤敷引

残老町三反五

同畑成七畝九步

同卯合屋敷成六畝

下田三町六反七畝廿四

同畑成五反七畝廿

明和2年(一七六五)、君塚村重郎兵衛組割付

酉年割付のこと

上総国市原郡

君塚村

重郎兵衛組

一高百十二石三斗二升八合

この反別十四町六反四畝十五步

内七町八反七畝九步 田方

六町七反七畝六步 畑方

この訳

上田 一町一反二畝二十步

内二畝二十六步 前々堤敷引き

残一町九畝二十四步

同畑成九畝步

同卯より屋敷成三畝步

中田 一町六反四畝二十七步

内四反四畝二十二步 前々堤敷引き

残一町二反五步

同畑成七畝十一歩

同卯より屋敷成六畝步

下田 三町六反二畝二十二步

同畑成五反七畝二歩

①卯より屋敷成二畝二十歩

上畑 八反九畝十三歩

同卯より屋敷成八畝三歩

中畑 六反八畝二十五歩

内八畝二十七歩 前々間違ひ引き

残五反九畝二十八歩

同卯より屋敷成一反四畝十五歩

下畑 三町四反四畝二十六歩

内一反六畝歩 前々間違ひ引き

残三町二反八畝二十六歩

同卯より屋敷成一反八畝十一歩

下畑 八畝十五歩

下の下畑 二反四畝九歩

見付田 二反九畝三歩

中の下畑 二反五畝十二歩

下畑 二反九畝二十四歩

下の下畑 三反八畝十五歩

見付畑 二反一畝二十七歩

卯高入れ

同卯より屋敷成二畝二十歩

卯高入

一高八石七斗三升

日新新田

此反別々の別あり取捨あり

此反

下田 一反八畝七歩

下ノ下田 七反七畝九歩

又下田 三反一畝歩

取合

永一貫五百文

外

一永一貫五百文

網役錢

納合

永一貫五百文

右は当立毛の上をもつて相極め候間、村中大小百姓出作等まで残らず立ち会い委細勘定致し、来る霜月二十日を限りきつと皆済仕るべきものなり。

明和二酉年十月

郷三郎太夫

右村

名主

組頭

惣百姓

一高八石七斗三升

同所新田

この反別一町二反六畝十六歩

この訳

下田 一反八畝七歩

下ノ下田 七反七畝九歩

見付田 三反一畝歩

取り合わせ 米二十三石一斗三升八合

内十六石一斗一升九合 当検見引き

残米七石一升九合

永五貫三百十七文

外

一永一貫五百文

網役錢

納合米七石一升九合

永六貫八百十七文

亥年割付之事

上總田原郡

君塚村

市左衛門組

明和4年(一七六七)、君塚村市左衛門組割付

亥年割付のこと

上総国市原郡君塚村市左衛門組

田方

一高三百十二石八斗五升一合
この反別三十九町一反十六歩

内 十九町九反六畝十九歩

十九町一反三畝二十七歩

この訳

上田 四町一反二畝七歩

内二反二畝十五歩

残三町八反九畝二十二歩

中田 三町一反九畝二十八歩

同畑成二町五反八畝

下田 八町五反二畝二十一歩

上畑 二町八反八畝七歩

同卯より屋敷成八反二畝九歩

中畑 二町四反三畝十三歩

同卯より屋敷成二反三畝十五歩

下畑 十一町四反四畝十九歩

同卯より屋敷成三反三畝二十一歩

屋敷 四反七畝九歩

一高三百拾石六斗五升一合

は右別三拾九町五反九歩

由 拾九町五反三畝拾九歩

由 拾九町五反三畝廿七歩

此一歩

上田同可考存少畝七歩

由同可考存少畝拾中一歩

残三町八反九畝廿七歩

中田同可考存少畝廿七歩
同畑成二町五反八歩
下田八町五反二畝廿七歩
上畑二町八反八畝七歩
同卯より屋敷成八反二畝九歩
中畑二町四反三畝十三歩
同卯より屋敷成二反三畝十五歩
下畑十一町四反四畝十九歩
同卯より屋敷成三反三畝二十一歩
屋敷四反七畝九歩

下田 三反一畝廿七歩
 下ノ下田 五反一畝六歩
 見付田 七反八畝十二歩
 中ノ下畑 二反六畝二十四歩
 下畑 一反一畝六歩
 下ノ下畑 六畝二十一步
 見所畑 三畝三歩
 取合 永十七貫三百九十二文
 右者 永十七貫三百九十二文
 右者 永十七貫三百九十二文

田之邊に在りし下田中工方此出作止
 加被立人会より取戻定まらば
 免承可皆隔也

明和四年亥十月 小倉丹治印

如部 名主
 惣百姓

下田 三反一畝二十七歩
 下ノ下田 五反一畝六歩
 見付田 七反八畝十二歩
 中ノ下畑 二反六畝二十四歩
 下畑 一反一畝六歩
 下ノ下畑 六畝二十一步
 見付畑 一畝三歩
 取り合わせ 米五十石八斗六升六合
 永十七貫三百九十二文

右は西より丑まで五か年定免、当一か年分書面の通り相極め候
 間、村中大小百姓、出作などまで残らず立ち会い委細勘定致し
 来る霜月二十日を限りきつと皆済すべきものなり。
 小倉丹治印

右村 名主
 組頭 惣百姓

亥年割付之事

上田田市原郡

君塚村

田

一高百拾石有半申出并合
此石別割付可成反四畝四歩

〇七町六反七畝九歩

〇六町七反七畝六歩

田二反
畑五反

此後

上田市原郡

〇七町六反七畝九歩
〇六町七反七畝六歩
前々堤敷引

残石の少敷廿四歩

〇同成九畝

明和4年(一七六七)、君塚村重郎兵衛組割付

亥年割付のこと

一高百十二石一斗二升八合

上総市原郡

君塚村

重郎兵衛組

この反別十四町六反四畝十五歩

内七町八反七畝九歩 田方

六町七反七畝六歩 畑方

この訳

土田 一町一反二畝二十歩

内二畝二十六歩 前々堤敷引き

残一町九畝二十四歩

同畑成九畝歩

同卯より屋敷成三畝歩

中田 一町六反四畝二十七歩

内四反四畝二十二歩 前々堤敷引き

残一町二反五歩

同畑成 七畝十一歩

同卯より屋敷成六畝歩

下田 三町六反二畝二十二歩

同畑成五反七畝二歩

同卯より屋敷成二畝二十歩

上畑 八反九畝十三歩
同卯より屋敷成八畝三歩
中畑 六反八畝二十五歩

前々間違い引き

下畑 三町四反四畝二十六歩
内一反六畝歩
残三町二反八畝二十六歩

前々間違い引き

同卯より屋敷成一反四畝十五歩
下畑 三町四反四畝二十六歩
内一反六畝歩
残三町二反八畝二十六歩

前々間違い引き

同卯より屋敷成一反八畝十一歩

屋敷 一反七畝十五歩

下田 八畝十五歩

下の下畑 二反四畝九歩

見付田 二反九畝三歩

中の下畑 二反五畝十二歩

下畑 二反九畝二十四歩

下の下畑 三反八畝十五歩

見付畑 二反一畝二十七歩

卯高入
同村新田

一高八石七斗三升
この反別一町二反六畝十六歩

高八石七斗三升
卯高入
同村新田
此反別一町二反六畝十六歩
見付畑 二反一畝二十七歩
下の下畑 三反八畝十五歩
中畑 二反九畝二十四歩
見付田 二反九畝三歩
下の下畑 二反五畝十二歩
下畑 二反九畝二十五歩
同卯より屋敷成一反八畝十一歩
屋敷 一反七畝十五歩
下田 八畝十五歩
下の下畑 二反四畝九歩
見付田 二反九畝三歩
中の下畑 二反五畝十二歩
下畑 二反九畝二十四歩
見付畑 二反一畝二十七歩
卯高入
同村新田
一高八石七斗三升
此反別一町二反六畝十六歩

出役

下田 一反八畝七步

下下田 七反七畝九步

見附田 三反一畝步

取合 永一貫文 永五貫三百七十七文

分

永一貫文

納合 永一貫文 永五貫三百七十七文

納役錢

右は酉より丑まで五か年定免、当一か年分書面の通り相極め候
間、村中大小百姓、出作等まで残らず立ち会い委細勘定致し、
来る霜月二十日を限りきつと皆済すべきものなり。
明和四亥年十月

明和四亥年十月

小倉丹治印

右村

惣百姓

この訳

下田 一反八畝七步

下の下田 七反七畝九步

見付田 三反一畝步

取り合わせ 米二十石五斗三升六合

永五貫三百七十七文

外

一永一貫文

納合わせ 米二十五石五斗三升六合

永六貫八百七十七文

網役錢

右は酉より丑まで五か年定免、当一か年分書面の通り相極め候
間、村中大小百姓、出作等まで残らず立ち会い委細勘定致し、
来る霜月二十日を限りきつと皆済すべきものなり。
明和四亥年十月

小倉丹治印

右村

名主
組頭
惣百姓

証松ノ寫

甲第壹帛

覺

金杉濱

一永三拾八貫九百六拾七文九卜

当辰より午迄三年分先納

塩場地代永

外一永三拾貳文五卜 包卜銀

右書面ノ通去辰年分相納令皆濟ニ

付小手形取上一紙目錄引替相渡者

也

天明五巳年二月 稻藤四郎印

右請負人

天明5年（一七八五）、金杉浜皆濟覺書

覺

金杉浜

一永三十八貫九百六十七文九分

当辰より午まで三か年分先納

塩場地代永

ほか永三十二文五分 包分銀

右書面の通り去る辰年分相納め皆濟せしむに付き、小手形取り
上げ一紙目錄引き替え相渡すものなり。

天明五巳年二月 稻藤四郎印

右請負人

甲第貳号

覚

金杉浜

一永三拾貫三百八文三卜

塩場役永

一永九百九文三卜

匕刃

納合永三拾貫貳百拾七文五卜

外永貳拾六文

包卜銀

右者去未年塩場永、口永とも書面の通り皆濟せしむに付き、
合皆濟せしむ少手形引上一紙目録引、
替相渡者也

一 天明八申年三月 稻藤四郎 印

右邊 右衛門

甲第參号

天明8年(一七八八)、金杉浜皆濟覚書

覚

金杉浜

一永三十貫三百八文三分

当未より新規

塩場役永

一永九百九文二分 口永

納合わせ永三十一貫二百十七文五分

ほか永二十六文 包分銀

右は去る未年塩場永、口永とも書面の通り皆濟せしむに付き、
小手形引き上げ一紙目録引き替え相渡すものなり。

天明八申年三月 稻藤四郎印

右邊 庄左衛門

申啓書目録

市原郡

金杉濱

一 永三拾貫三百八文 三下

手合取

塩場役永

一 永九百九文 三下

口永

納合 永三拾貫百拾七文 三下

外永 拾文

包下 録

右者去申年分書面通り通合皆済ニ我

小手形引上一紙目録相渡也の也

寛政元酉年三月内鉄五郎印

右村

寛政元年（一七八九）、金杉浜皆済目録

皆済申す目録

市原郡金杉浜

一 永三十貫三百八文三分

未より新規

塩場役永

一 永九百九文二分

口永

納合 わせ 永三十一貫二百七十七文五分

ほか永二十六文 包分録（銀）

右は去る申年分書面の通り皆済せしむに付き、

小手形引き上げ一紙目録引き替え相渡すものなり。

寛政元酉年三月 内鉄五郎印

右村名主

第貳号 差上申一札之事

上総国市原郡君塚村訴上左者村前海際
通有之葭芝地之儀銘ヨリ免状載野銭
永納未当村地内ニ去秋倒者有之付右之
所埋置を得共五所村地内ノ由申裁取除候
右地所ハ寛文年中浦境論ノ節慶安之御
載許之通浦境相究繪圖ニ裏書有之
右處延宝年中右浦境ヲ越君塚村分芝野

五所村ヨリ新宕致出入ニ及去處吟味之上
新宕計五所村ニ相附候右葭芝地者往還之
道ヲ隔君塚村地内ニ侵處五所村地内ノ由申裁取
有申上之儀

一同国同郡五所村答申上左者右葭芝地者当村
田畑續之地先ニテ免状載野銭納未延宝年
中新發之場所五所村ニ相附五所村地先紛無居
坐候慶安寛文之儀載許者浦境之儀ニテ

享保20年(一七三五)、君塚村、五所村葭芝地訴訟

差し上げ申す一札のこと

上総国市原郡君塚村訴上候は村前海際通りにこれある葭(あし)芝地の儀、銘々より免状に載せ野銭永納め来たり、当村地内に候ところ、去る秋、倒者これあるに付き右の所へ埋め置き候えども、五所村地内の由申し掛け取り除き候。右地所は寛文年中浦境論の節、慶安の御裁許の通り浦境相究(決)め、絵図御裏書これあり候ところ、延宝年中右浦境を越し君塚村分芝野へ五所村より新開致し出入りに及び候ところ、御吟味の上新開ばかり五所村へ相付き候。右葭芝地は往還の道を隔て君塚村地内に候ところ、五所村地内の由申し掠め候旨これ申し上げ候。

一同国同郡五所村答え申し上げ候は、右葭芝地は当村田畑続きの地先にて免状に載せ野銭納め来たり延宝年中新發の場所五所村へ相付き、五所村地先に紛れござなく候、慶安、寛文の御裁許は浦境の儀にて

此度之論所ハ田畑ノ地先ニテ格別之場所之
由答申上候

右出入御吟味之上右葭芝地ノ儀君塚村申上立
寛文之儀載許繪圖ニボラ川ト申處ヨリ見通
両村之浦境ニテ君塚村浦境之内ニ有之葭芝地故
君塚村地内之由申上候得共浦境ハ別段之事ニ
候弟双方ヨリ野錢納由申上之を得共兩村前
通論外ニ葭芝地有之相立ニ免状書載有

之場所有之双方共證據難立候且右
論所之内用水路亦有之由五所村ヨリ品々申
上考得共用水他所ヨリ引候所々者外ニモ數多
有之意外申上考儀者取用難成候依之
被仰渡候者右論所ハ五所村地先ニハ候得共
延宝年中儀載許繪圖ニ裏書ニ右葭芝地
五所村ヨリ新田開發仕及爭論候時君塚村分
之由申上迄モ年来不訴出殊五所村ヨリ年々

このたびの論所は田畑の地先にて格別の場所の由、答え申し
上げ候。

右出入り御吟味の上、右葭芝地の儀、君塚村申し立てる寛文
の御裁許繪圖にボラ川と申す所より見通し、両村の浦境にて
君塚村浦境の内にこれある葭芝地ゆえ、君塚村地内の由申し
上げ候えども、浦境は別段のことに候、ならびに双方より野
錢納めの由これ申し上げ候えども、両村前通り論外に葭芝地
これあり相互に免状に書き載せこれある場所に付き、これな
きに付き、双方とも証拠に立ちがたく候。かつ右論所の内、
用水路などこれある由、五所村より品々申し上げ候えども、
用水他所より引き候所々はほかにも數多これあり、そのほか
申し立て候儀は御取用なされがたく候。これにより仰せ渡さ
れ候は、右論所は五所村地先には候えども、延宝年中御裁許
繪圖御裏書に右葭芝地、五所村より新田開發仕り争論におよ
び候とき、君塚村分の由申すといえども年来訴えず、こと
に五所村より年々

年貢収納之上者右新田八五所村支配可仕者
 此外新發任間敷者之陸載許ニテ新田廻リ
 鳥筋引有之右葭芝地者君塚村地内相違者
 五所村より差締申方敷儀尤有未新完者五所村
 より進退任系用水引取方儀君塚村より不可相障
 者被仰渡双方一々奉承知候若此儀有重テ
 及出入方之陸料可被仰有者段奉畏候為後
 證連判一札差上申處如件

享保二十年卯五月四日

原新六郎御代官所

上総国市原郡君塚村

名主

訴訟方 重郎兵衛

口 及市左衛門
 口 勘兵衛
 口 七所右衛門
 口 掃右衛門

有馬兵庫頭領分
 南條小十郎知行

相手方 武左衛門

口 喜兵衛

口 勘兵衛

口 勘兵衛

御評定所

年貢収納の上は右新田は五所村支配仕るべく候。このほか新
 発仕るまじき旨の御裁許にて新田の廻り黒筋引きこれあり、
 右葭芝地は君塚村地内相決め候間五所村より差し締（いろい）
 申すまじく候。もつとも有来新開は五所村より進退仕り、な
 らびに用水引き取り候儀、君塚村より相障るべからざる旨仰
 せ渡され、双方一々承知奉り候。もしこの儀に付き重ねて出
 入りに及び候わば御料に仰せ付けらるべく候段、かしこみ奉
 り候。後証のため連判一札差し上げ申すところくだんのごと
 し。

原新六郎御代官所

上総国市原郡君塚村

訴訟方

名主

重郎兵衛

同

市左衛門

与頭

勘兵衛

同

七郎左衛門

百姓代

孫右衛門

有馬兵庫頭領分

森采女

南條小十郎知行

同国同郡五所村

相手方

名主

武兵衛

同

三朗右衛門

同

喜兵衛

組頭

惣兵衛

御評定所

(原本の一部を縮小、二段組としました)

取為督申儀定証文之事

一此度君塚村五所村兩村百姓若者共於西
浦及口論、之邊若塚村、御方判奉
頂戴九所八幡五井日村川岸三ヶ村
若者事話人立合相談以き、
君塚村五所村兩村若者内、之邊
新利解談合申、之示右兩村若者

共、御方判御威光恐入何分、
亘敷取斗、号、復而村長中、之、
三ヶ村若者事話人、卷而積田吉次
殿相頼申、之、而、女仁方、八幡五井
同村川岸名主方、之、疾、内相談被
下九、之、右、四、ヶ、村、名、主、方、若、塚、立、不、
而、村、方、此、之、御、利、解、申、聞、事、不、
御、吟、味、奉、諸、之、而、之、兩、村、共、何、分、

享和元年（一八〇一）、君塚、五所村出入り議定証文

取りかわし申す議定証文のこと

一このたび君塚村、五所村、兩村百姓若者ども、兩浦において
口論におよび、よんどころなく君塚村より御尊判頂戴奉り候
ところ、八幡、五井、同村川岸三ヶ村若者世話人立ち合い相
談いたし、君塚村、五所村、兩村若者へ内々にて服雜（腹藏）
なく、利解、談合申し候ところ、右兩村若者どもも御尊判、
御威光恐れ入り、何分にもよろしく取り計らいくれ候よう兩
村とも申し候に付き、三ヶ村若者、世話人あげて積田吉次殿
相頼み申し候てこの仁方より八幡、五井、同村川岸名主方へ
とくと内相談下され候に付き、右四ヶ村名主方、君塚、五所
兩村百姓どもへ御利解申し聞かされ候ところ、御吟味請け奉
り候ては兩村とも何分

申 祿成年之先内依之浦方之義
 先年奉清 御裁許も通兩村
 共相守可申 口論之儀は扱人
 方算清是近通 納得勢談仕
 兩村者亦奉 爲然上右一件之儀
 并自今以後 空近御願之間敷美
 申出同敷 爲落澄之内濟扱人
 訴答し之の 共一日立合内濟裁定

爲取替差出を 仍テ如件

八幡村世話人

- 三治良
- 新七郎
- 多七
- 永治郎
- 佐平次
- 吉兵衛

申し訳もこれなく候間、これより浦方の儀、先年御裁許受け
 奉り候通り、兩村とも相守り申すべき候間、口論の儀は扱人
 方貫い請け、これまでの通り納得勢談仕り、兩村ともかたじ
 けなく存じ奉り候。しかる上は右一件の儀に付き、自今以後
 に至るまで御願いがましき儀申し出まじく候。後証のため内
 濟扱人、訴答の者ども一同立ち合ひ、内濟議定取りかわし差
 し出し候ところよってくだんのごとし。

八幡村世話人

- 三治良
- 新兵衛
- 多七
- 永治郎
- 佐平次
- 吉兵衛

五井村世話人

治七

伊八

清七

源七

市七

口村川岸

市兵衛

藤四郎

八幡村八給惣代

名主

甚助

平八

五井村

名主

甚五左衛門

治郎右衛門

（本文第一卷之三）

五井村世話人

治七

伊八

吉三郎

清七

孫市

同村川岸

市兵衛

藤四郎

八幡村八給惣代

名主

甚助

平八

五井村

名主

甚五左衛門

治郎右衛門

享和元年酉六月

岡村川岸

長右衛門

金杉濱

庄左衛門

八幡村

杉本刑部

五所村名主

十右衛門

口村名主

善八

口村名主

三郎兵衛

口村組頭

与市

口村口

五郎右衛門

口村口

七右衛門

口村口

忠五

口村口

仁兵衛

口村口

三右衛門

口村口

勝次郎

口村名主

口村口

享和元年酉六月

同村川岸

長右衛門

金杉浜

庄左衛門

八幡村

杉本刑部

五所村名主

十右衛門

同村名主

善八

同村名主

三郎兵衛

同村組頭

与市

同村同

五郎右衛門

同村同

次郎右衛門

同村同

忠藏

同村同

三右衛門

同村同

勝次郎

同村百姓代喜兵衛

同村同

善右衛門

同村同

惣左衛門

君塚村名主重郎兵衛

同村組頭

七右衛門

同村同

五兵衛

同村百姓代善兵衛

同村同

仁兵衛

(原文の一部を二段組としました)

若上申濟口籠文事

上総国市原郡君塚村名主重郎に於てヨリ
 日郡五所村名主十右衛門か廿八人の名知一村申右
 大勢に及狼藉に上申致打擲せし所上
 君八君塚村に傷を海邊に濟すに用多一切等々天水
 場農業をなさるゝかゝるに在在擲石申せしに於て不
 村下(一)に貝類を取揚田畑肥に貝類食はる
 又、隣村ト荷高の致し致内助右に於て然ル事
 当四月四日君塚村に兵の古男女共三四十(一)程

村下貝類を取揚る事出たて相中五所村に此の事し
 り何、傷を致し一村申右大勢に上申致打擲せし
 名知、因り此の先んさうに上申致打擲せし名知
 天秤棒不特擲るに上申致打擲せし名知打擲
 多一、刻貝類を取揚る事出たて相中五所村に此の事し
 多の内、草物平吉三五郎右三人に上申致打
 擲多致打擲せし名知、打擲せし名知、打擲せし
 医師相痛み、所々打ち腫れ折々気絶いたし医師相かけ置き、何
 種々を右に得た一向おのりの事知申
 不致多に申致打擲せし名知、早々当四月中

享和元年(一八〇二)、君塚、五所村出入り濟口証文

差し上げ申す濟口証文のこと

上総国市原郡君塚村名主重郎兵衛ほか二人より同郡五所村名主
 十右衛門ほか二十八人相手取り、一村申し合わせ大勢にて狼藉
 におよびその上打擲致され候。出入り訴上候は君塚村の儀は海
 辺附にて用水一切これなく天水場農業のみにてほかに百姓ども
 稼ぎと申すはござなく、前々より村下洲にて貝類取り上げ、田
 畑肥し仕りかつ夫食足し合ひ、または隣村へ荷商い致し家内助
 け合仕り候。しかるところ当四月四日、君塚村の者ども男女
 まじり三、四十人ほども村下へ貝類取りに罷り出候ところ、相
 手五所村の者どもいかかの儀に候や、一村申し合わせ大勢にて
 沖ならびに居村方より合図の目印竹の先へざるを結び付け持ち
 出し、銘々齧口、天秤棒など持ち、理不尽に君塚村の者どもを
 打擲いたし、あまつさえ貝取り道具、石残持ち退き君塚村の者
 のうち、幸助、平吉、三五郎右三人の者ことごとく打擲致され、
 総身相痛み、所々打ち腫れ折々気絶いたし医師相かけ置き、何
 ゆえ右体狼藉におよび候やと種々かけあい候えども一向相手の
 者ゆえ取り散らし申さず、不法のみ申し、差し置きがたく候段、
 早々当四月中

存沼下野守様へ訴出奉り、六月二十五日御評定所へ罷出べき旨
 可奉出方、御裏御尊判頂戴相付け候ところ相手方よりも訴訟人とも種々
 取り拵え訴上候段、それぞれ返答書差し上げ、当日罷り出請け
 奉るべく御吟味候ところ、扱人立入り御吟味御日延べ相願ひ、
 熟談内済仕り候趣意、左に申上げ奉り候。右出入り扱人立入り
 とくと平間におよび候ところ、浦方の儀は先年、御裁許請け奉
 り候通り両村とも相守りかつ口論の儀はこの上御吟味受け奉り
 候ては、君塚、五所両村若者ども何分申し訳もなく御威光
 恐れ入り奉り候旨これ申し候に付き、左の扱人立入りかけ合ひ
 の上、右始末扱人とも貰い受け以来意趣遺恨差し入れざるはず、
 これまでの通り納得熟談仕るべきはず出入内済仕り、ひとえに
 御威光ありがたき仕合わせに存じ奉り候。しかる上は右一件に
 付き重ねて双方より御願ひ筋毛頭ござなく候。これにより一同
 連印済口証文差上げ申すところよつてくだんのごとし。

享和元年酉七月

川口久助知行所
 上総国市原郡君塚村
 名主訴訟人 重郎兵衛
 与頭 七右衛門

川口久助知行所
 上総国市原郡君塚村
 名主 重郎兵衛
 与頭 七右衛門
 享和元年酉七月

百姓代
善兵衛

有馬備後守領分
南條左衛門
知行所
森七左衛門
日國同郡五所村

孫
三右
權
八

力
善
方
伊
神
長

右
孫
三右
權
八
伊
神
長
久
治
善
兵
衛

百姓代 善兵衛
有馬備後守領分
南條太兵衛
森七左衛門知行所
同国同郡五所村
与頭
与市
孫八
三右衛門
權右衛門
奥右衛門
善左衛門
又左衛門

同人家弟 惣五郎
百姓 長助
三右衛門伴 伝藏
百姓 孫市
勘兵衛伴 松次郎
百姓 定八
半四郎伴 市次郎
百姓 喜太郎
善六伴 善次郎
又兵衛伴 久治
百姓 伊七
" 作之丞
茂平次伴 昨次郎
百姓 喜兵衛

有子備後守領分

同国同郡 名主

十右衛門

南條太兵衛知行所

名主 三郎兵衛

森七左衛門知行所

名主 八

同村名主

有馬備後守領分

岩本内膳正知行所

同国同郡 名主 八

御評定所

前出之辺

岩本内膳正知行所

二七二

御評定所 差上

申上

御評定所

有馬備後守領分

同国同郡同村

相手

南條太兵衛知行所

同村名主

森七左衛門知行所

同村名主

扱人総代

有馬備後守領分

同国同郡五井村名主

岩本内膳正知行所

同国同郡八幡村名主

平八

名主 十右衛門

三郎兵衛

善八

甚五左衛門

前書の通り菅沼下野守様御懸りにて七月二日御評定所へ差し上げ申し候。以上

(原文の一部を二段組としました)

七第...
四第...
三第...
二第...
一第...
永...
...

第十一号

亥御年貢米永皆濟目錄

高四百三十四石七斗一升四合

一俵六石八斗五升四合

一俵八斗四升二斗七升六合

享和4年(一八〇四)、君塚村皆濟目錄

亥御年貢米永皆濟目錄

上総国市原郡

君塚村

西より丑まで五か年定免

高四百三十四石七斗一升四合

一米七十七石八斗二升二合

一米六石八斗五升四合

一米八十四石六斗七升六合

俵二百一十一俵と二斗七升六合 ただし四斗入り

内

米一俵 ただし明光院御祈禱頼み下し置かれ候

同二俵 ただし名主給米下し置かれ候

同十一俵 三斗七升四合 ただし夫人給米ならびに増

同二俵 一斗二升八合三勺 ただし餅米代米に

同五俵と三斗七合八勺 下し置かれ候

米二十三俵と一升八勺 ただし運賃米に下し

米五十五俵 置かれ候

同六十二俵 ただし九月二十五日津出し

同七十三俵 ただし十月十五日津出し

四口米二百十三俵と一升八勺 ただし十一月十八日津出し

永二十二貫七百九文 畑方納辻

一口七百三十九文一分
 一口一貫八十六文八分
 一口四百二十六文三分
 一口一貫五百文酉戌兩年休
 一口二百五十文
 酒造冥加永
 永二十六貫七百一十一文二分

金二分 内
 金五両
 同二両
 同二両三分
 同三両三分
 同二両一分二朱
 同九両二分
 同二分
 同二分
 同二朱と永二十五文
 同二朱と永二十五文
 同二朱と永二十五文

一口七百三十九文一分
 一口一貫八十六文八分
 一口四百二十六文三分
 一口一貫五百文酉戌兩年休
 一口二百五十文
 酒造冥加永
 永二十六貫七百一十一文二分

同七百三十九文一分 口永
 同一貫八十六文八分 小物成
 同四百二十六文三分 塩場年貢
 同 一貫五百文酉戌兩年休 網役永
 同 二百五十文 酒造冥加永
 永二十六貫七百一十一文二分
 金二分 内 だし網役永のうち四月中
 金五両 永井村へ相納め申し候
 同二両 だし五月中飛脚
 同二両 五兵衛へ相渡し
 同二両 だし四月百姓養うにより
 上納
 同二両三分 だし八月八日与頭
 七右衛門より上納
 同三両三分 だし同二十一日飛脚より上納
 同二両一分二朱 だし九月中八幡村
 久四郎より上納
 同九両二分 だし十二月永来方へ相納
 同二分 だし百姓代養うにより下し置かれ候
 同二分 だし野田様御貸付金罷り出候分給用分
 同二朱と永二十五文 だし右同断飛脚代
 同二朱と永二十五文 だし子二月出府に付き割元へ納
 同二朱と永二十五文
 だし永分過納増夫給米預り分都合

納合 米二百一俵と二斗七升六合
永二十六貫七百一十二文二分
外、金百二兩と永百三文五分
去る午暮より申年まで五か年御年延

右者爲 享御年貢米永皆済目録勘定仕立て差し上げ申し候ところ
立寄上申す所相違は是以後以上

享和四子正月

御地頭様御役所

表書、通相違なき候ものなり
知久甚五左衛門印

納合わせ 米二百一俵と二斗七升六合
永二十六貫七百一十二文二分
ほかに金百二兩と永百三文五分
去る午暮より申年まで五か年御年延
右は当亥御年貢米永皆済目録勘定仕立て差し上げ申し候ところ
相違ござなく候。以上

君塚村

名主 十郎兵衛印

享和四子正月
印 御地頭様御役所

表書の通り相違これなき候ものなり

知久甚五左衛門印

第十二月

亥米永皆濟目錄

了りての米石七斗七升九合

一石七斗七升九合

新田分
小物成
欠所起返丑より増
右起返り口永

米八斗四石六斗七升九合八勺

内

明光院御札料下し置かれ候
名主給米下し置かれ候
夫人給米下し置かれ候
餅米代米下し置かれ候
餅米運賃米下し置かれ候
勘助増給米下し置かれ候
重郎兵衛増給米下し置かれ候

文化12年(一八一五)、君塚村皆濟目錄

亥米永皆濟目錄

高四百三十四石七斗一升四合

一石七十六石三斗六升六合 本途

一石二石一斗九升一合 口米

一石三斗二升五合 新田分

一石八斗六升九合 小物成

一石三斗三升九合 欠所起返丑より増

一石九合七勺 右起返り口永

この斗立て

米八十四石六斗七升六合八勺

内

一石四斗

一石八斗

一石四石七斗六升

一石九斗二升八合三勺

一石二升七合六勺

一石四斗

一石五斗三升三合三勺

小以(こい)米
一石七石八斗四升九合二勺

残

米七拾石八斗二升七合六勺
相場石一斗五升がえ
此の代永

六十六貫八百六文六分

一 永七拾石八斗二升七合六勺

細目

一 永七拾石八斗二升七合六勺

口永

一 永七拾石八斗二升七合六勺

小物成

一 永七拾石八斗二升七合六勺

塩場年貢

一 永七拾石八斗二升七合六勺

小以永

一 永七拾石八斗二升七合六勺

米永合

一 永七拾石八斗二升七合六勺

此の利永

残して

米七十六石八斗二升七合六勺

相場石一斗五升がえ

この代永

六十六貫八百六文六分

畑方納

一 永二十二貫七百九文

一 永七百三十九文一分

一 永一貫八十六文八分

一 永四百二十六文三分

一 永二十四貫九百六十一文二分

一 永六十一貫三百六十八文五分二厘

一 永五貫八百七十五文

一 永三貫三百八十七文

一 永三貫二百五十文

一 永四貫二百三十二文七分

この利永

この利永

この利永

この利永

この利永

この利永

此利永七百五文四分五厘

溜井三のや内済金割

一永三百四十四文

此利永三百九十文六分六厘

右同断

一永三百七十二文

此利永百九十五文三分三厘

四月分、三月納

一永一貫文

此利永百五十文

四月分、四月納

一永一貫四百三十四文

此利永百九十一文二分

五月分、四月納

一永三貫三百七十七文七分

此利永四百五十七文三分六厘

四月御臨時金

一永一貫三百三十一文

此利永百七十七文四分六厘

御臨時金割合

一永二貫二百二十一文四分

此利永五百九十九文四分

六月分、五月納

一永三貫八百二十五文八分

此利永四百九十九文四分三厘

七月分、六月納

一永三百八十二文五分八厘

此利永三百八十二文五分八厘

溜井三のや内済金追割

一永九百一十四文四分

此利永九百一十四文四分

此利永九百一十四文四分

此利永七百五文四分五厘

溜井三のや内済金割

此利永三百九十文六分六厘

右同断

此利永百九十五文三分三厘

四月分、三月納

此利永百五十文

四月分、四月納

此利永百九十一文二分

五月分、四月納

此利永四百五十七文三分六厘

四月御臨時金

此利永百七十七文四分六厘

御臨時金割合

此利永五百九十九文四分

六月分、五月納

此利永四百九十九文四分三厘

七月分、六月納

此利永三百八十二文五分八厘

溜井三のや内済金追割

此利永九百一十四文四分

此利永九百一十四文四分

一永動也... 六文

此利永動也... 八文六分三厘

一永... 七文

此利永... 八文九分

一永... 九文

此利永... 九分三厘

一永... 十文

此利永... 十文六分

一永... 十一文

此利永... 十一文

一永... 十二文

此利永... 十二文六分

一永... 十三文

此利永... 十三文六分

一永... 十四文

此利永... 十四文六分

一永... 十五文

此利永... 十五文

一永... 十六文

此利永... 十六文六分

一永... 十七文

此利永... 十七文六分

一永... 十八文

七月初

一永二貫六百二十六文 八月分、七月納

この利永二百十八文八分三厘 九月分、七月納

一永一貫文 九月分、七月納

この利永八十三文三分三厘 九月分、八月納

一永三貫八十九文 九月分、八月納

この利永二百五文九分三厘 十月分、九月納

一永二貫五百三十六文 十月分、九月納

この利永百二十六文八分 九月納

一永二貫文 九月納

この利永百文 九月納

一永一貫七百五十文 酒井氏渡金割十月出金

この利永五十八文三分三厘 十月納

一永五百三十六文 十月納

この利永十七文八分六厘 十月納

一永三貫文 十一月納

この利永百文 十一月納

一永二貫二百五十一文 去る成年永米一件

この利永三十七文五分二厘 十左衛門惣代罷り出その

一永三百八十八文八分三厘 御祝儀下し置かれ候

重郎兵衛勘助兩人へ 増御給金下し置かれ候

一 永四十四貫五文三丁御布

一 永八貫五文

一 永九貫五文御布文

一 永八貫五文御布文

一 永七貫五文

一 永五貫五文

元永

一 永九貫八文八丁御布

一 永九貫八文八丁御布

元永

元利永合

一 永七貫五文三丁御布

の

一 永九貫五文七丁御布

一 永九貫五文三丁御布

指引引銭

一 永七貫五文三丁御布

外

一 永九貫五文七丁御布

一 永八貫五文七丁御布

蘇脚十度分半減下し置かれ候

御郡代御利足金

岸本様元利金

山田常右衛門様元利金

瓦屋年賦金

御拝借上納路用下し置かれ候

一 永四百四十一文三分二厘

一 永八貫文

一 永十一貫二百文

一 永八貫百七十五文

一 永三百七十五文申年一か月分利足不納に付き上納

一 永七貫六百文

一 永五百文

元永 永百五十四貫四百四十八文七厘

利永 永十八貫八百十三文二分三厘

元利永合わせ

永百七十三貫二百六十一文三分

永九十一貫七百六十七文八分

永九十一貫二百九十文三分

指(差)引銭

永七十貫二百三十二文二分

外に 永五十九貫二百七十七文二分

一 永八貫三十七文四分

飛脚十度分半減下し置かれ候

御郡代御利足金

岸本様元利金

山田常右衛門様元利金

瓦屋年賦金

御拝借上納路用下し置かれ候

156

一 金二兩
 一 金九十一兩三步二朱
 一 金六兩一分二朱
 一 金四十六兩と永七十七文六厘
 右の通り亥御年貢米永納仕相改め差し上げ申し候。もし間違
 等ござ候わば仕直し差し上げ申すべく候。以上

文化十二年
 亥十二月

市原郡
 君塚村
 組頭
 十左衛門印

御地頭所様
 御役所
 表書通り相違なきものなり

海老原竹四郎印
 飯塚伴右衛門印

御地頭所様
 御役所
 表書の通り相違これなきものなり
 海老原竹四郎印
 飯塚伴右衛門印

戊辰年貢皆濟目録

上総國市原郡 君塚村

- 一 永七石四斗五升三勺三厘

- 一 永七石四斗五升三勺三厘
- 一 永七石四斗五升三勺三厘
- 一 永七石四斗五升三勺三厘
- 一 永七石四斗五升三勺三厘
- 一 永七石四斗五升三勺三厘
- 一 永七石四斗五升三勺三厘

合 永八石四斗五升三勺三厘

古拂

米四斗
米九斗四升八合三勺

明光院寄付米渡し
餅代米渡し

本 鹽
山物 山米
口 米
延 米
網 役 永
餅 米 納

口 永
延 米
網 役 永
餅 米 納

文政10年(一八二七)、君塚村皆濟目録

戊御年貢皆濟目録

- 高四百二十四石九斗七升九合
- 一米七十四石六斗三升一合
- 一米二十二貫七百九文
- 一米八斗六升九合
- 一米一貫八十六文八分
- 一米二石一斗五升七合
- 一米四石四斗三升七合
- 一米七百七十四文四分
- 一米四百二十六文三分
- 一米一貫五百文
- 一餅米九斗二升八合三勺
- 米 八十二石九升四合
- 合わせ 餅米九斗二升八合三勺
- 永 二十六貫四百九十六文五分
- 右払い
- 米四斗
- 米九斗二升八合三勺
- 明光院寄付米渡し
- 餅代米渡し

上総國市原郡 君塚村

米助申事申付文云
其三斗石在申事九年

溜井敷米渡し
当申候見振引

傳 米助申事申付八年

石

代

代 永八斗石在申事四年

但 七年申八斗石在申事十年
七年申八斗石在申事十年
七年申八斗石在申事十年

米四石在申事九年

代

代 永七貫石在申事九年

御令承事申付文云

外 永五十四文二分

其申上初年私領引月為候以申事莫事云

共書面之通之皆済し紙目録相渡す上は

目録相渡す上は紙目録相渡す上は

文政十亥年正月 森 覚 藏

右村

名主

組頭

百姓代

米二斗一升二合六勺 溜井敷米渡し
米三十九石五斗九升 当戌候見様引き

餅米九斗二升八合三勺

石代

代 永八百九十八文四分

ただし

五井村、八幡村十月下旬

上中下平均値段

金一両に付き

餅一石三升三合三勺三才

米四十石九斗六升三合一勺

石代

代 永三十七貫六百九文五分

ただし

右同断上中下米平均

金一両に付き

米一石八升九合一勺七才

納合わせ永六十五貫四文四分

外 永五十四文二分

包分銀

右上知なく初年私領引きに付き、当戌御年貢そのほかとも書面の通り皆済せしむに付き、小手形引き上げ一紙目録相渡す上は重ねて小手形差し出し候とも反古(ほこ)たるべきものなり。

文政十亥年正月 森 覚 藏

右村

名主

組頭

百姓代

文政十亥年

水野老岐守様御渡分

御割付

寫

六月

君塚村

文政10年(一八二七)水野老岐守、君塚村割付

文政十亥年

水野老岐守様へ御渡分

御割付 写し

六月

君塚村

水野渡

上総市原郡

一高三百八十八石一斗一升五合九勺二才 君塚村

この反別四十九町一反三畝十一歩

この訳

田高二百二十八石七斗七升四勺八才

この反別二十二町四反六畝二十五歩

内高八石八斗五合六勺四才 溜井敷引き

この反別七反五歩 堤敷引き

残高二百九十九石九斗六升四合八勺四才

この反別二十一町七反六畝二十歩

一 二 三 高 格 公 中 年 合 五 才 一 君 塚 村

廿反別に格高前年反三畝格一

廿反

田高八石八斗五合六勺四才

廿反別に格高前年反三畝格一

田高八石八斗五合六勺四才
廿反別に格高前年反三畝格一
溜井敷引き
堤敷引き

残高二百九十九石九斗六升四合八勺四才
廿反別に格高前年反三畝格一

畑高百五拾石三斗四升五合四勺四才

外に高一斗八升二合六勺五才 寄過

この反別二十六町六反六畝十六歩

堤敷間違い引き

内高一石七升二合一勺七才

この反別二反二畝二十二歩

残高百五十八石二斗七升三合一勺七才

外に高一斗八升二合六勺五才 寄過

この反別二十六町四反三畝二十四歩

内

高七十二石三斗一升六合四勺二才

一上田四町八反二畝三歩 十五

内高三十石四斗七升四合九勺五才

二反三畝五歩

溜井敷堤敷引き

高六十八石八斗四升一合四勺七才

残四町五反八畝二十八歩

内三町五反五畝二十八歩 反米三斗一升一合一勺四才

一町三畝歩 反米三斗一升

高五十三石七斗九升五才

一中田四町四反八畝八歩 十二

内高四石九斗二合三勺八才 堤敷引き

四反二十六歩

畑高百五拾石三斗四升五合四勺四才

外に高一斗八升二合六勺五才 寄過

この反別二十六町六反六畝十六歩

内高一石七升二合一勺七才

畑高百五拾石三斗四升五合四勺四才

畑高百五拾石三斗四升五合四勺四才

外に高一斗八升二合六勺五才 寄過

この反別二十六町六反六畝十六歩

内高一石七升二合一勺七才

畑高百五拾石三斗四升五合四勺四才

外に高一斗八升二合六勺五才 寄過

十五

溜井敷堤敷引き

高五十三石七斗九升五才

十六

堤敷引き

高四十八石八斗八升七合六夕七才
残四町七畝十二步

内二町九反二畝五步 反米三斗一升一合一勺四才

一町一反五畝七步 反米三斗一升
高九十一石九斗四升六合九勺二才

下田十一町四反九畝十步
内八町七畝二十六步 反米三斗一升一合一勺四才

三町四反一畝十四步 反米三斗一升
高四石八斗二升六合五勺七才

下々田六反八畝二十九步
内高四斗二升八合三勺一才 六畝四步 溜井敷引き
高四石三斗九升八合二勺六才

残六反二畝二十五步
内四反十九步 反米三斗一升一合一勺四才

二反二畝六步
高五石八斗九升五勺二才

一見付田九反八畝五步
内七反一畝十八步 反米三斗一升三合一勺四才

二反六畝十七步 反米三斗一升
高三十一石四升一合六勺八才

一上畑三町四反四畝二十七步
内二町六反三畝七步 反永九十二文九分三厘

八反一畝二十步 反永九十三文二分七厘
高七石四斗三升二勺八才
一上畑屋敷八反二畝十七步 九つ
内七反五畝五步 反永百二十二文二分七厘
七畝十二步 反永九十四文八分三厘

及永九拾五斗八升七合六夕七才

八

及永九拾五斗八升七合六夕七才

七

及永九拾五斗八升七合六夕七才

及永九拾五斗八升七合六夕七才

六

及永九拾五斗八升七合六夕七才

九

及永九拾五斗八升七合六夕七才

及永九拾五斗八升七合六夕七才

丁拾石三斗八升三合八勺九才
 中畑二町八反九畝二十三歩
 内高四斗八升七合六勺八才
 八畝四歩
 堤敷引き
 高十七石三斗八升三合八勺九才

二反六畝二十三歩
 反永百二十二文二分七厘
 内三反二十三歩
 反永九十四文八分三厘

中畑二町八反九畝二十三歩
 内高四斗八升七合六勺八才
 八畝四歩
 堤敷引き

堤敷引き
 六

及永九拾石八斗七升
 及永九拾石八斗七升

及永九拾石八斗七升
 及永九拾石八斗七升

及永九拾石八斗七升

及永九拾石八斗七升
 及永九拾石八斗七升

及永九拾石八斗七升
 及永九拾石八斗七升

- 高十七石三斗八升三合八勺九才
- 一 中畑二町八反九畝二十三歩 六つ
- 内高四斗八升七合六勺八才 八畝四歩 堤敷引き
- 高十六石八斗九升六合二勺一才
- 残二町八反一畝十九歩
- 内二町二反六畝二十一歩 反永八十文九分三厘
- 五反四畝二十二歩 反永八十一文三分
- 高二石八升二合二勺三才
- 一 中畑屋敷三反四畝二十一歩 六つ
- 内二反一畝十二歩 反永百二十二文二分七厘
- 一反三畝七歩 反永五十四文八分三厘
- 高五十六石九升二合三勺七才
- 一下畑十四町二畝九歩 四つ
- 高五斗八升四合四勺九才
- 内一反四畝十八歩 前々間違ひ引き
- 高五十五石五斗七合八勺八才
- 残十三町八反七畝二十一歩
- 内十町六反四歩 反永六十九文八分
- 三町二反七畝十七歩 反永六十九文三分
- 高一石九斗一合四勺
- 一下畑屋敷四反七畝十六歩 四つ
- 内三反二十三歩 反永百二十二文二分七厘
- 一反六畝二十三歩 反永九十四文八分三厘

中畑反七畝拾

心 反七畝拾

八

反水七畝拾

二

反水六畝拾

水

反水五畝拾

十五

反水四畝拾

十六

反水三畝拾

八

反水二畝拾

十

反水一畝拾

高二石三斗八升三合六勺一才

一 中下畑四反七畝二十步 五つ

内二反四畝十四步 反永七十六文

二反三畝六步 右同断

高一石二斗三升八合三勺八才

一下々畑四反一畝八步 三つ

内六畝三步 反永五十四文

三反五畝五步 反永三十文

高四斗二升一勺

一 見付畑二反一畝步 二つ

内一畝步 反永五十文

二反步 反永二十文

高一石二斗三升二合九勺 十五

一 上田畑成八畝七步 反永九十三文二分七厘

高二石八斗二升四合三勺

一 中田畑成二町三反五畝九步 十二

内二町二反八畝十七步 反永八十八文九分三厘

六畝二十二步 反永八十一文三分

高四石一斗六升九合三勺 八つ

一下田畑成五反二畝四步 反永六十九文三分

高五石九斗一升七合九勺二才

一 屋敷五反九畝五步 十

内四反三畝六步 反永百三十一文六分三厘

一反五畝二十九步 反永百三十一文九分

米六十八石一斗五升七合四勺

内米三十三石四斗四升三合五勺

残して米三十四石七斗一升三合九勺

外

永二百八十九文三分二厘

永二百八十九文三分二厘

永一貫三百六十九文九分

永九百九十二文五分三厘

米七斗九升三合六勺

米三十五石五斗七合五勺

永二十三貫四百九十文九分五厘

米六十八石九斗五升一合

誠に納むべき辻かくのごとし

取

米六十八石一斗五升七合四勺

外

永二百八十九文三分二厘

永一貫三百六十九文九分

永九百九十二文五分三厘

米七斗九升三合六勺

米三十五石五斗七合五勺

納合

米二十三貫四百九十文九分五厘

米六十八石九斗五升一合

市原市史 齊藤操家文書
天保9年(一八三八)、君塚村明細書上帳

印 印 印

袋綴にて美濃紙に認め、上半紙にて認め差し上げ申し候。

控書

書上帳

上総国市原郡

君塚村

天保九戌年私領御巡見様、五月十六日姉崎村御泊まり、書上帳の儀は翌日御通行節に相成り候村々はかり書き上げ仕り候、当村の儀は給々一冊ずつ相認め差し上げ申し候、私領御巡見様の儀は書き上げ御三方へ銘々差し上げ申じ候。半紙によろし。

川口様分もかくのごとく御認め差し上げ申し候

水野壱岐守領分

上総国市原郡

覚

一高三百八十八石一斗一升五合九勺二才 君塚村

この反別四十九町一反三畝十一歩 定免場

この訳

田反別二十二町四反六畝二十五歩

この取米六十七石九斗六升五合九勺

畑反別二十六町六反六畝十六歩

この取永二十貫七百三十九文二分八厘

一家数六十八軒

一人数三百九十九人 内男二百五人、女百九十四人

一馬十一匹

一寺 一か寺

一老人、奇特人、書き上ぐべきほどの者ござなく候

一農業の間、男女とも浜稼ぎ仕り候

一御朱印、除地、ござなく候

一御高札場 一か所

一古城跡、ござなく候

一高二十一石五斗五升三合

一高四十六石五斗九升八合八才

森覚藏様御代官所
川口久助様御知行所
御相給にござ候

一領分宗旨御改め、毎年三月中にこれあり候、ござ候

一免三つ八厘九毛八八二九

一小物成米七斗九升三合六勺

一同永九百九十二文五分三厘

一同塩場年貢永三百八十九文三分二厘 上納

右書面の通り書き上げ奉り候ところ相違ござなく候。

年号日

天保九戌年五月

右村

百姓代

八右衛門

七右衛門

○幸助

泰輔

○重郎兵衛

百姓代は兩人の内にて印形持参の者によろし

市原市史 藤操家文書
天保9年(一八三八)、君塚村新田明細書上帳写

村差出書上帳

上総国市原郡

君塚村新田

天保九戌年御巡見様、閏四月十二日木更津御泊まり、翌十三日町田村御泊まり、それより小折、村上、平田、五井、君塚、金杉浜、八幡、下総生実村御昼、検見川御泊まり、書上帳は美濃紙認め、村絵図一枚、木更津御泊まりまで罷り出、御手代金原八郎様書上帳御直し、翌日姉崎丁子屋にて相認め、直ちに町田村御泊まり罷り出、御用相済み申し候。

御料所計りの高石、取箇辻調べ書

このごとくに相済申し候

森覚藏御代官所無民に付き

水野老岐守領分持添

上総国市原郡君塚村新田

午より戌年まで五か年定免
一高十八石三斗三升七合

内

高五石三斗四升五合

石盛 五

田反別三町六畝二十七步

この酉(取)米九石一斗五合 高免五つ九分三厘

高二石九斗九升二合

石盛 二

畑反別一町四反九畝十八步 平均反に永二十文

この取永二百九十九文二分

未より亥年まで五か年定免

一高三石二斗一升六合

同所新田

この見付田反別口反三畝十八步 石盛 六

この取米一石七斗九升一合 高免五つ五分六厘

一、一永六百十二文五分

塩場役永

この反別一町七反五畝步 反に平均三十五文

一当村広さ 横平均四百四十七間

一御朱印、除地 縦平均六百七間 私領地とも

一普請所、自普請所 ござなく候

一御林など ござなく候

書面の通り帳面書き上げ奉り候ところ相違ござなく候。以上

右村

天保九戌年

閏四月

御巡見様

百姓代 七右衛門印

御役人中

与頭 幸助印

名主 十郎兵衛印

御役人中

御役人中

市原市史 藤操家文書
天保9年(一八三八)、君塚村明細書上帳

袋綴にて美濃紙へ相認め、上半紙にて認め差し上げ申し候。

書上帳

御巡見の節

書上げ控

上総国市原郡

君塚村

川口久助知行所

上総国市原郡

君塚村

定免場

控書

一高四十六石五斗九升八合八才

この反別六町一反三畝九歩

この訳

田反別三町六反一步

この取米八石八斗四升一合

畑反別二町五反三畝八歩

この取永一貫九百六十九文八歩

一家数六軒

一人数三十五人

内男二十二人、女十三人

一馬二つ(匹)

一寺、ござなく候

一老人、奇特人書き上ぐべきほどの者ござなく候

一農業の間、男女とも浜稼ぎ仕り候

一御朱印、除地ござなく候

一御高札場、ござなく候

一古城跡、ござなく候

一高二十二石五斗五升三合

森覚藏様御代官所

一高三百八十八石一斗一升五合九勺二才

水野老岐守様御領分御相給にござ候

一知行所宗旨御改め、毎年三月中にこれあり候

一免二つ八分八厘六毛六五三八

一免二つ八分八厘六毛六五三八

一小物成七升五合四勺 上納
一同永九十四文二分七厘 上納
一同塩場年貢永三十六文九分 上納
右書面の通り書き上げ奉り候ところ相違ござなく候。以上

三給特添

右村

百姓代

与頭 幸

名主

天保九戌年五月

昨二十九日御認(したた)め御状は晦日夕刻至(到)着、拝見
 仕り候。しからば筑州様御廻米積請け候、芸州蒲刈浦船頭利吉
 乘儀、大風にて御地へ吹き付けられ船頭ならびに乗組の者ども、
 隣村五井浦へ上陸仕り候段御知らせ下され、かたじけなく存じ
 奉り候。右の段早速筑州御役所へ御訴え申し上げ候。貴書御覽
 入れ、なおまた飛脚の者へ御地の様子承り候処、元船ならびに
 御米の様子、しかと相わかり申さざる段これを申し、かつ御出
 役相願ひ候儀も御書面にござなく、船頭上乗りの者いかが相得
 心おり候や、御米の様子一切申し越さず相わからず、これによ
 り飛脚の者昨日差し返し候間、御地へ着き次第右難風始末相わ
 かり候水主の者早々罷り越し候よう仰せ付けられ下さるべく候。
 右否(いな)相わかり候えは御屋敷より御出仕にも相成り申す
 べく候。なおまた船頭、水主運上いたし罷りあり候。よくよく
 御調べの上貴書御持たせ遣わされ下さるべく候よう願ひ上げ奉
 り候。

右御返事申し上げ候まで、か
 くのこごとくござ候。以上

一 御米御送り状一通たしかに受取り申し候
 別添状鈴木弥三郎様当(宛)一通これあり、御書につきこれま
 た持たせ遣わされ下さるべく候。右御返事申し上げ候まで、か
 くのこごとくござ候。以上

五月十日
梅屋
同
京

市前

靈岩島南新堀二丁目

筑前屋 作右衛門印

十二月晦日夜

同 善平印

君塚村御名主

市(重) 郎兵衛様

なおなお広島屋行き御状一通、相届け申し候に付き御同所より御返事ござあるべく候。左様御承引くだされべく候、かつ時分柄御迷惑の段察し入り奉り何分よろしく御取り計らいのほど重畳(じゅうじょう)御頼み申し上げ候。以上

わざわざ飛脚御差し立て御状拝見仕り候。厳寒の節ござ候処、ますます御静栄ござなられ珍重ござ候。しからは拙者問船芸州蒲刈島吉田丸沖船頭利吉乗り、このたび筑州様御廻米積み請けて一昨二十八日難風にて御地浦方へ吹き付けられ候趣、御申し越し候段承知驚き入り申し候。さてさて時分柄浦方一同御迷惑の段察し奉り候。かつ、飛脚の仁より元船損所ならびに御米濡れ沢手などの訳、右承り候えどもしかと相わかりかね申し候。右にてはさほどの儀もこれなく候や、いかが御案じ申しおり候。もつとも筑前屋兩人より御屋敷へ右の様子相届けられ候えども差し越し候、御文面には御役人、御出役の儀お願いなられ候儀にもこれなく候ゆえ、御出役これなく候、もちろん難船の様子により御出役もこれあるべく候間、飛脚帰村次第しかと難船始末くわしく御紙面にも御認(したため)ならびに船中水主儀事なれ候仁御差し添え早々御越しくだされべく候。右貴答まで早々、かくのごとくござ候。以上

十二月晦日 広島屋平右衛門

名主 市(重) 郎兵衛様

程、秋利吉殿へ別紙差し上げ申さずさぞ御心配にござあるべくとは存じ、なおなおこの段よろしく御通声申すべく候。早々、以上

五井村より

木更津村まで

追って申し上げ候、御面倒ながら刻付けをもって御願達ほど願ひ上げ奉り候。以上

五井村

問屋 儀右衛門印

右の品、当浦に見当たり申さず候。

以上

戊正月十二日

卯中刻

五井村より

木更津村まで

追って申し上げ候、御面倒ながら刻付けをもって御願達ほど願ひ上げ奉り候。以上

五井村

問屋 儀右衛門印

右の品、当浦に見当たり申さず候。

以上

重郎兵衛印

五井村より

木更津村まで

追って申し上げ候、御面倒ながら刻付けをもって御願達ほど願ひ上げ奉り候。以上

五井村

問屋 儀右衛門印

右の品、当浦に見当たり申さず候。

以上

戊正月十二日

卯中刻

五井村より

木更津村まで

追って申し上げ候、御面倒ながら刻付けをもって御願達ほど願ひ上げ奉り候。以上

五井村

差出申書之事

私乗船

本年島濱守様江上御式言大津渡船

差出申書積込五奉十月八日同所出帆

十月廿日松州浦へ入津、翌二日同所出帆

同日松州兵庫湊へ入津、船作事同十六日

同日松州同所出帆、別大津渡船、津同十八日

同不出帆、同十九日松州、良湊へ入津、同日

雨、東風、同二十日、同所出帆、同相州浦へ

津、入津、津番所出帆、海相、同二十日

同所出帆、追々走り下り候ところ、同二十七日夜丑

の刻ころ羽根田沖へ乗り参り候ところ、にわか大雪、南西風

強く相成り、山相みせず段々間切り走り仕り候ところ、同夜寅の刻ころ下た浅に相成り

天保9年(一八三八) 芸州難船船頭ら口書

差し出し申す口書のこと

私乗り船このたび

松平美濃守様御廻米二千四百五十俵、筑前国若松湊において積み請け奉り、去る酉年十一月二十八日同所出帆、同十二月朔日芸州蒲刈浦へ入津、翌二日同所出帆、同六日撰州兵庫湊へ入津、船作事など仕り、同十五日同所(所)出帆、同十七日紀州大島湊へ入津、同十八日同所出帆、同十九日志州佐々良湊へ入津、同二十日雨、東風にて滞船、同二十一日同所出帆、同二十四日相州浦賀湊へ入津、御番所御改め相済み、翌二十五日同所出帆、追々走り下り候ところ、同二十七日夜丑の刻ころ羽根田沖へ乗り参り候ところ、にわか大雪、南西風強く相成り、山相みせず段々間切り走り仕り候ところ、同夜寅の刻ころ下た浅に相成り

舟之投測と爲一同打撃品川沖を心掛け走り寄
 候に付き、三枚洲と心得一同打ち驚き品川沖を心掛け走り寄
 り候えども、何分にもいやまし西南の風強く、よんどころな
 く翌二十八日卯の刻ごろ上総地へ向け走り参り候ところ、湊
 杭相みえ候に付き、碇四頭差し入れ元船だけ船に繋ぎ留め船
 頭上乗りならびに水主一同御米大切に相守り身命限り相働き
 罷りあり候うち、その夜子の刻ごろより又々大北風に吹き替
 わり元船浅瀬の方へ吹きつけ候に付き、なおまた増碇など差
 し入れ繋ぎ留め罷りある候ところ、翌二十九日曉寅の刻ごろ
 いやまし風波荒く、高波船中櫓を打ち越し湊の道出来、外艫
 (そとも) 打ち落ち候に付き、諸神へ立願仕り候えども元
 船助くべきようこれなく、よんどころなく伝馬船へ一同乗り
 組み、地方へ流れ寄り候ところ各方より助けの人数御差し出
 し伝馬船へ乗り移りよう五井村河岸へ

上陸仕り候。しかるに元船の儀は君塚村沖合にござ候に付き

その始末各方より早速江戸表へ御注進なしくだされその内少

しも風和らぎ申さず元船へ渡海相なりがたく、翌晦日ようよ

う風波和らぎ候に付き御米上積みの分四百二十俵各方ならび

に五井村より小船ならびに人数など差し出ししよう大これを

取り上げ五井河岸へ水揚げ仕り候。翌々二日卯の刻ころ風波

荒く元船洲の上に吹き上げられ次第に揉み立てられ候に付き

保ちがたく破船仕り候。もつとも右しげゆえ渡海相成りがた

く、翌三日少々風和らぎ候に付き右破損船にこれあり候御米

濡れ俵六百六十七俵よりよう取り仕り候。翌四日元船間際ま

で乗り参り候えども大西風強く吹き出し候に付きよんどころ

なく当所へ立ち戻り申し候。しかるところ、御出役様方御当

村へ御着きなされ翌五日当五井河岸へ御出張の上、難場なら

びに俵数

口(七)

上陸仕り候。しかるに元船の儀は君塚村沖合にござ候に付き
その始末各方より早速江戸表へ御注進なしくだされその内少
しも風和らぎ申さず元船へ渡海相なりがたく、翌晦日ようよ
う風波和らぎ候に付き御米上積みの分四百二十俵各方ならび
に五井村より小船ならびに人数など差し出ししよう大これを
取り上げ五井河岸へ水揚げ仕り候。翌々二日卯の刻ころ風波
荒く元船洲の上に吹き上げられ次第に揉み立てられ候に付き
保ちがたく破船仕り候。もつとも右しげゆえ渡海相成りがた
く、翌三日少々風和らぎ候に付き右破損船にこれあり候御米
濡れ俵六百六十七俵よりよう取り仕り候。翌四日元船間際ま
で乗り参り候えども大西風強く吹き出し候に付きよんどころ
なく当所へ立ち戻り申し候。しかるところ、御出役様方御当
村へ御着きなされ翌五日当五井河岸へ御出張の上、難場なら
びに俵数

~~＊ ＊ トル~~
~~＊ 2 北~~

六人下り書付に此の口書一通あり

筑前国宮の浦

利吉印

孫火 長吉

中 平吉

日 与作

〇 和吉

〇 武助

〇 伝四郎

〇 周蔵

〇 彦蔵

〇 要助

筑前国宮の浦
上乗 文右衛門印

上総国市原郡君塚村
御名主衆中

通船問屋
五井村出役
市太郎印

信具之官形致候

上総国宮の浦
御名主衆中

御見分ござ候。この段口書をもって申し上げ候。以上

芸州蒲刈浦

船頭 利吉印

楫取 長右衛門

水主 平吉

同 与作

同 和吉

同 武助

同 伝四郎

同 周蔵

同 彦蔵

同 要助

筑前国宮の浦
上乗 文右衛門印

御名主衆中

前書の通り相糺し候ところ一同申し口相違これなく、よって奥書印形致し候。以上

廻船問屋

五井村出役

市太郎印

浦証文

君塚村

天保9年（一八三八）芸州難船、君塚村浦証文

浦証文

君塚村

君塚村浦証文

一 松平美濃守様御廻米積み入り候芸州浦刈浦船頭利吉、船上乗

浦刈浦船頭利吉、船上乗

主と申す二月廿九日伝馬船にて五井村川岸へ上陸仕り候

古多傳守舟にわ井村川岸へ上陸仕り候

吉塚末舟にわ井村川岸へ上陸仕り候

差し上げ申す浦証文のこと

一松平美濃守様御廻米積み入り候芸州浦刈浦船頭利吉、船上乗
水主とも十一人乗り、去る西十二月二十八日当沖合において
難風に逢い、翌二十九日伝馬船にて五井村川岸へ上陸仕り候
に付き、右始末相尋ね候ところ筑前国若松湊において御米

右の如く一日警子川沖に心掛け走り候えども西南の風い
 やまし強く相成り、よんどころなく翌二十八日卯の刻ごろ上
 総地へ向け走り参り候ところ、濤杭相見え候に付き碇四頭差
 し入れ元船だけさらに繋ぎ留め船頭始め一同御米大切に相守
 り身命かぎり相働き罷りあり候うち、同夜子の刻ごろより北
 風に吹き替わり元船浅瀬の方へ吹きつけ風波強く相なり増碇
 差し入れ繋ぎ留め、翌二十九日暁寅の刻ごろしきりに風波荒
 く高波船中檣打ち越し淫道出来、外艦（そとども）打ち落ち
 候に付き、諸神へ立願仕り相妨ぎ候えども元船助くべきよう
 これなくやむをえざること、伝馬船に一同乗り組み、地方へ
 流れ寄り候ところ、五井村川岸

只今取り名和浅瀬より下吹存風は極盛
 坊後より入繋ぎ母之舟を喰ひて、川に
 懸、風波甚しき波船中檣打ち候は
 少来印懐少後、舟諸神に之を託す
 舟大に驚き船中へ、舟上乗付候
 一口金銀地下、流寄り不事付川岸

村役人人足召し連れ罷り出よう上陸致させ申し候。もつ
 とも元船掛け場の儀は君塚村沖合にごさ候ゆえ、右五井村川
 岸村役人より相知らされ候に付き罷り越し見届け候上、早速
 江戸廻船問屋筑前屋作右衛門方へ飛脚差し出し、領主役場へ
 も訴えならびに浦付近村へ浦廻状差し出し、元船の儀はいや
 まし風波荒く小船付け寄せ候こと相成らず、翌晦日午の刻こ
 ろようやく風和らぎ候に付き御米四百二十俵五井村川岸より
 小船差し出し積み移し五井村川岸へはしけ水揚げ仕り候。翌
 正月元日またまた大風吹荒し、翌二日卯の刻よりいよいよ烈
 しく相成り櫓（ほばしら）倒れ元船洲の上にて揉み立てられ
 破船におよび、櫓（ろ）、梁、桁等

村役人人足召し連れ罷り出よう上陸致させ申し候。もつ
 とも元船掛け場の儀は君塚村沖合にごさ候ゆえ、右五井村川
 岸村役人より相知らされ候に付き罷り越し見届け候上、早速
 江戸廻船問屋筑前屋作右衛門方へ飛脚差し出し、領主役場へ
 も訴えならびに浦付近村へ浦廻状差し出し、元船の儀はいや
 まし風波荒く小船付け寄せ候こと相成らず、翌晦日午の刻こ
 ろようやく風和らぎ候に付き御米四百二十俵五井村川岸より
 小船差し出し積み移し五井村川岸へはしけ水揚げ仕り候。翌
 正月元日またまた大風吹荒し、翌二日卯の刻よりいよいよ烈
 しく相成り櫓（ほばしら）倒れ元船洲の上にて揉み立てられ
 破船におよび、櫓（ろ）、梁、桁等

浦付近村へ浦廻状差し出し、元船の儀はいや
 まし風波荒く小船付け寄せ候こと相成らず、翌晦日午の刻こ
 ろようやく風和らぎ候に付き御米四百二十俵五井村川岸より
 小船差し出し積み移し五井村川岸へはしけ水揚げ仕り候。翌
 正月元日またまた大風吹荒し、翌二日卯の刻よりいよいよ烈
 しく相成り櫓（ほばしら）倒れ元船洲の上にて揉み立てられ
 破船におよび、櫓（ろ）、梁、桁等

破船におよび、櫓（ろ）、梁、桁等

散乱流り候様子に相見え候えども渡海相成りがたく、翌
 三日少々風静かに相成り候に付き右破船の場所、君塚、五井、
 岩崎より小船差し出し海中沈み俵拾い揚げ五井村川岸へ積み
 揚げ相改め候ところ六百六十七俵これあり候。翌四日又々人
 数はしげ舟差し出し候ところ大西風強く働きできかね候に付
 き立ち戻り、同日夜各様方御出張追々濡れ俵拾い揚げ、しか
 るところ私ども領主役人も立ち会い右御積み俵のうち請け俵
 四百二十俵、濡れ俵千六百九十六俵合米二千百十六俵御取り
 揚げに相成り、流失埋り候俵三百三十四俵右のうち洩失候明
 俵四十二俵拾い揚げ、そのほか船道

散乱流り候様子に相見え候えども渡海相成りがたく、翌
 三日少々風静かに相成り候に付き右破船の場所、君塚、五井、
 岩崎より小船差し出し海中沈み俵拾い揚げ五井村川岸へ積み
 揚げ相改め候ところ六百六十七俵これあり候。翌四日又々人
 数はしげ舟差し出し候ところ大西風強く働きできかね候に付
 き立ち戻り、同日夜各様方御出張追々濡れ俵拾い揚げ、しか
 るところ私ども領主役人も立ち会い右御積み俵のうち請け俵
 四百二十俵、濡れ俵千六百九十六俵合米二千百十六俵御取り
 揚げに相成り、流失埋り候俵三百三十四俵右のうち洩失候明
 俵四十二俵拾い揚げ、そのほか船道

松平美濃守様御廻米積み、芸州蒲刈浦船頭利吉難風にて
 当浦へ吹きつけられ、追々風荒く相成り破船におよ
 び、右に付き廻船問屋新堀にて筑前屋作右衛門、同善
 平ならびに芸地にて広島屋平右衛門へ飛脚両度差し出
 し候ところ、正月五日御出役市太郎も同道にて沈み俄
 揚げ取り候よう歩一下され候。右請け取り写し、船頭
 上乘、水主（かこ）どもより口書一通、浦証文写し
 「この部分判読不能」
 西十二月二十九日より正月十六日までにて落着致し申
 し候。

入船一札事

一船屑 一式

月帆柱掛けと桅柱後
付金柱は成り

右の通り賣揚し此處迄は行海表にうづめ
め舟は通れり大之儀古後云々も修り
以て舟は通れり一札より一札に相違あり
云々ありしは舟は通れり一札より一札に相違あり
少部を舟は通れり一札より一札に相違あり

天保九戌年
正月

五井川岸

海船問屋
筑前屋善平
海船問屋
廣島市右衛門
船頭
日吉丸利吉

五井川岸
中屋仁兵衛殿

天保9年(一八三八) 芸州難船売却一札

入れ置き申す一札のこと

一船屑 一式

うち帆柱、ほげた、桅江戸積み

この代金十八兩二分

右の通り売り払い申すところ実正なり。ただし海表にうづめ来
たる諸道具とも残らず相渡す。そこもにて勝手次第に御取り
計らいなされべく候。万一脇より故障がましき儀、これあり候
わばいず方までも罷り出、貴殿方へ少しも御難儀相掛け申すま
じく候。後日のため入れ置く一札よってくだんのごとし。

天保九戌年

正月

海(廻)船問屋
筑前屋善平
海船問屋
広島市右衛門
船頭
日吉丸利吉
五井川岸
中屋仁兵衛殿

清平美濃守様御出役
利吉宗四郎君御出役
此御出役奉承御出役
此御出役奉承御出役

一金指書取立帳目
御出役奉承御出役

御出役奉承御出役

右方御出役奉承御出役
御出役奉承御出役

御出役奉承御出役
御出役奉承御出役

御出役奉承御出役
御出役奉承御出役

水野志岐守領分

天保九年
正月十六日

御出役奉承御出役

御出役奉承御出役
御出役奉承御出役
御出役奉承御出役

松平美濃守様御出役

岡村宗四郎様

山戸要助様

天保9年(一八三八)、難船米下され金受け取り

(前文欠落) 御廻米二千四百五十俵積み芸州蒲刈浦船頭利吉乘り当国君塚沖へ去る十二月二十八日難風に逢い漂着、難船致し、御米沈み俵取り揚げ候歩一下され金請け取りのこと。
一金十七兩二朱と銀二匁五分六厘、君塚村分

ただし金四十五兩銀十三匁六分のうち
右は沈み御米千六百九十六俵取り揚げ候十歩一割、百六十九俵下され候代金一兩に付き三俵七分五厘替え御値段にて当村分御下げくだされたしかに請け取り奉り候。以上

水野志岐守領分
上総国市原郡君塚村
百姓代 八右衛門
同 七右衛門
組頭 幸助
名主 重郎兵衛

天保九戌年
正月十六日
松平美濃守様御出役
岡村宗四郎様
山戸要助様

第十四号 已御年貢米永皆濟目錄

高四拾六石五斗九升八合八才
一 米八石八斗四升七合

外

本途

米四斗四升五合七勺

米七升五合四勺

米四升七合

小以 米九石七斗八升四合九勺

此斗立米九石七斗八合九勺

一 永一貫九百六十九文八分

口米
小物成
御伝馬宿入用
細方永

外

永九拾四文二勺

永三拾六文九勺

永三拾六文九勺

永九拾四文二勺

納合 米九石七斗八合九勺

納合 米九石七斗八合九勺

米八升三合七勺

米四合七勺

小物成

塩場年貢

御蔵前入用

餅米代米下し候
同運賃米

弘化2年(一八四五)、君塚村皆濟目錄

已御年貢米永皆濟目錄

高四十六石五斗九升八合八才

一米八石八斗四升一合

外に

本途

米二斗四升五合七勺

米七升五合四勺

米二升二合

小以 米九石一斗八升四合一勺

この斗立て米九石七斗八合九勺

一 永一貫九百六十九文八分

口米
小物成
御伝馬宿入用
細方永

外に

永九十四文二分

永六十六文九分

永三十六文九分八厘

永九十二文二分

小以 永二貫二百六十八文八厘

納合 米九石七斗八合九勺

永二貫二百六十八文八厘

内

米八升三合七勺

米二合五勺

餅米代米下し候

同運賃米

米一升八合四勺四斗

米四斗六升七合七勺

米八斗

米四石

小以ノ米五石二斗七升七合九勺四斗

残ノ米四石三斗三升三合九勺四斗

弘化永七貫五十一文九分六厘

外、永二貫二百六十八文八厘

合永六貫三百二十二文四厘

右之當已御年貢米永皆濟目録書面の通り相納め差し上げ申すと

相納書上ノ欠相納申上ノ以候程以上

上総国市原郡

君塚村

持添名主

重郎兵衛印

弘化二年

十二月

川口主税様

御役所

表書一通是れより一也

地頭印

溜井敷代米

夫奉公人給米下げ

名主給米下し置かれ候

当已凶作に付き

御用捨米

米一升八合四勺四才

米四斗六升七合三勺

米八斗

米四石

小以ノ米五石三斗七升一合九勺四才

残して 米四石三斗三升六合九勺六才

この代永七貫五十一文九分六厘

外に 永二貫二百六十八文八厘

永納分 永六貫三百二十二文四厘

合せて 上納仕り候

右は当已御年貢米永皆濟目録書面の通り相納め差し上げ申すと

ころ相違ござなく候。以上

上総国市原郡

君塚村

持添名主

重郎兵衛印

弘化二年

十二月

川口主税様

御役所

表書の通り相違これなきものなり

地頭印

第十五号

申御年貢皆済目録

申より子まで五年定免

一 高石石八斗八升七合七勺

一 永石石七斗八升六合七勺

一 永石石八斗八升六合七勺

一 永石石四斗八升六合七勺

一 永石石八斗八升六合七勺

一 永石石八斗八升六合七勺

一 永石石八斗八升六合七勺

永貫貫文

網代米

都合

永貫貫文

永貫貫文

永貫貫文

永貫貫文

永貫貫文

外

餅米納

右は去る申御年貢米永ならびに見取小物成、口米

嘉永2年(一八四九)、君塚村皆済目録

申御年貢皆済目録

申より子まで五年定免

一 高三百八十八石一斗一升五合九勺二才

一 米七十石七斗八升六合七勺

内六升二合八勺

一 永二十二貫八百二十八文三分六厘

一 米四石四升四合三勺

内三合六勺

一 米一石八斗九升

永一貫貫文

納合わせ 米七十六石七斗二升一合

内六升六合四勺 右同断

永二十三貫八百二十八文三分六厘

一 米八斗四升七合七勺八才

一 米八斗七升三合二勺二才

一 米七十五石四合七勺八才

一 米七十五石八斗七升三合二勺二才

一 米七十五石四合七勺八才

一 米七十五石八斗七升三合二勺二才

永延系持米中の兵皆廣木氏に属す
嘉永二四年三月

青木久多持
前田半左衛門

名主

組頭

惣百姓

永、延米、指米そのほかとも皆濟相違これなきものなり。

嘉永二四年三月

青木久兵衛印
前田半左衛門印

右村

名主

組頭

惣百姓

第十六号

免定之事

丑より巳まで五年定免

市原郡

一 高三百八十八石一斗一升五合九勺二才

此種

高百五十九石三斗四升四合九勺二才

田方

内八石八斗八合三勺 溜井敷堤敷引き

残高百五十九石三斗四升四合九勺二才

此取米六十八石二升七合

高百五十九石三斗四升四合九勺二才

内一石七升二合 堤敷間違い引き

残高百五十九石三斗四升四合九勺二才
此取米六十八石二升七合

外

一反別一町九反四畝十八歩

塩場年貢

此取米三百八十九文三分二厘

一米七斗九升三合六勺

小物成

一米九百九十二文五分三厘

右同断

一米一石九斗六升六合一勺

口米

ただし十石に付き二斗八升九合二勺宛

一米四石四升四合三勺

延米

嘉永6年(一八五三)、君塚村免定書

免定のこと

丑より巳まで五年定免

市原郡

一 高三百八十八石一斗一升五合九勺二才

君塚村

この訳

高二百二十八石七斗七升一合

田方

内八石八斗八合三勺

溜井敷堤敷引き

残高二百二十九石九斗六升二合七勺

この取米六十八石二升七合

高百五十九石三斗四升四合九勺二才

畑方

内一石七升二合

堤敷間違い引き

残高百五十八石二斗七升二合九勺二才

この取米二十貫七百三十九文二分八厘

外

一反別一町九反四畝十八歩

塩場年貢

この反永三百八十九文三分二厘

一米七斗九升三合六勺

小物成

一米九百九十二文五分三厘

右同断

一米一石九斗六升六合一勺

口米

ただし十石に付き二斗八升九合二勺宛

一米四石四升四合三勺

延米

但於在三月五日申四六五斗可也
一、永也而七文のト一三厘
乃 永

但於買文三月三九四文主ト色色色

不初合
米七石四斗八升三勺三合
此俵百八十九俵也申七升六勺
永初合の買八百八十九俵八文三ト一厘

一、米七石八斗九升

此俵四俵三斗一升

惣者書丑斗斗已也 万斗身立免本途小

指 米

物成延米口米永指米とし書面し
附不延米極一系大由一此入化一者也
立倉より下刻合一極月十の以前免本途
皆済す

嘉永六年十月

青木久兵衛印
青木久兵衛印

名主

組頭

惣百姓

ただし十石に付き五斗九升四合五勺二才ずつ
一、永七百七文二分三厘

ただし一貫文に付き三十四文一分一毛ずつ

米七十四石八斗三升一合

納合わせ この俵百八十九俵一斗七升六合

永二十二貫八百二十八文三分六厘

一、米一石八斗九升

この俵四俵三斗一升

指米

右は当丑より来巳まで五か年定免本途、小物成、延米、口米永、指米とも書面の通り御取箇相極の条、大小の百姓入作の者まで立ち会い、高下なくこれを割合い、極月十日以前きつと皆済すべきものなり。

嘉永六丑年十月

関市郎右衛門印

青木久兵衛印

右村

名主

組頭

惣百姓

以反別凡八町四年

高の方川中央境辰巳の間に
一五所村北川より君塚下通り

源内持

以反別凡八町四年

高の方川より北の方塩場

神明社地

一荒濱御役永余荷源内方へ当巳年より未申年まで四か年

未申年より延四年の間に付き金二両ずつ権右衛門方より差し出し候は
空振力右門下より書出せり

四か年ノ金八両也

貴の取寄當巳年より未申年まで延四年の間

延四年の間に付き金二両ずつ権右衛門方より差し出し候は
決三又二方書出せり

四か年ノ金六両也

取寄極し通し経權右衛門下へ源内又兵衛

兵衛、茂平次四人へ譲り渡し候上は精々開發起き返し致し、上

御年貢御役永御納仕るべく、ついでには双方申し分なく熟談内

起込所年貢は保永より御納仕候上は御年貢書類

この反別およそ八町四反歩

高の方川中央境辰巳の間より戌亥の間見通し

一五所村北川より君塚下通り 源内持ち

この反別およそ二十九町八反九畝四歩

ほかに

ぼら川より北の方塩場

五反歩

神明社地

一荒濱御役永余荷のため源内方へ当巳年より未申年まで四か年
の間、一か年に付き金二両ずつ権右衛門方より差し出し候は
ず 四か年ノ金八両也

右同断、当巳年より未申年まで四か年の間、一か年に付き金
一両二分宛、又兵衛、喜兵衛、茂平治三人にて差し出し候は
ず 四か年ノ金六両也

右取り極(決)めの通り今般權右衛門方より源内、又兵衛、喜
兵衛、茂平次四人へ譲り渡し候上は精々開發起き返し致し、上
御年貢御役永御納仕るべく、ついでには双方申し分なく熟談内
濟仕り候。しか上は以来、書類

此所之土地所儀之儀若總其儀立
 致之儀之儀之儀之儀之儀之儀
 儀之儀之儀之儀之儀之儀之儀

安政四巳年六月

五所村百姓
 同組頭後
 同百姓前
 金杉浜新田名主
 源内

五人
 同組頭
 同百姓前
 同百姓後
 同百姓前
 同百姓後
 同百姓前
 同百姓後
 同百姓前
 同百姓後

君塚村
 名主

等これあり候とも右地所の儀に付き差し継(もつれ)候儀も願
 いござなく候。後日のため取り替わす議定連印、濟口証文よ
 てくだんのごとし。

安政四巳年六月

五所村百姓 茂平次
 同 喜平次
 同組頭後 又兵衛
 同百姓前 權右衛門
 金杉浜新田名主
 源内
 五人
 同村組頭 留五郎
 同五所村名主 半四郎
 同同村名主 孫右衛門
 同同村名主 幸助
 同西野谷村名主半左衛門
 同君塚村 五兵衛

君塚村
 名主 五兵衛殿

甲第の免

午御年莫可納割附之事

辰子申迄五年定免

一高貳拾四石五斗九升八合

畝反別七町四反七畝廿七

上徳国市原郡

丑高入

金杉濱新田

水澤

田高拾九石四斗八升五合

畝反別五町八反四畝一

畑高五石五斗七升三合

畝反別壹町六反三畝廿七

内訳

高七石八斗六升

安政5年(一八五八)、金杉浜新田割付帳

午御年貢納むべき割付のこと

辰より申まで五か年定免

一高二十四石五斗九升八合

この反別七町四反七畝二十一歩

上総国市原郡

丑高入れ

金杉浜新田

この訳

田高十九石四斗八升五合

この反別五町八反四畝歩

畑高五石一斗一升三合

この反別一町六反三畝二十一歩

内訳

高七石八斗六升

下田巻所九石六畝拾九升 四

高拾壹石六斗五升五合

砂田三所八石七畝拾九升 三

高貳石壹斗壹升五合

下々畑七反拾九升 三

高壹石四斗八升六合

見付畑七反四畝九升 二

高壹石五斗壹升五合

屋敷壹石八畝七升 八

米八石七斗八升五合 去巳同

取 永八百拾文三十一石 去巳同

検見取

一 高三拾貳石三斗貳升

此反別八町四反七畝拾九升

安政四巳高入 同所新田

此証

下田一町九反六畝十五歩 四

高十一石六斗二升五合 三

砂田三町八反七畝十五歩 三

高二石一斗一升五合 三

下々畑七反十五歩 三

高一石四斗八升六合 二

見付畑七反四畝九歩 二

高一石五斗一升二合 八

屋敷一反八畝二十七歩 八

取り 米八石七斗八升一合 去る巳同じ

永八百十文三分五厘 去る巳同じ

検見取り 一高三十二石三斗二升

この反別八町四反七畝十五歩

安政四巳高入 同所新田

この証

田高貳拾石一斗三合

此反別六町八反八畝三斗

内高五石一斗七升九合
此反別七反三畝五斗 当年仕付荒皆無引

残高貳拾四石七斗貳升九合

此反別六町八反八畝三斗

相高五石五斗五升七合

此反別六町八反九畝拾五斗

内訳

高貳拾四石五斗四升

下田六町八反八畝三斗

高五石四斗五升九合
内三反三畝拾四斗 当年皆無引

高貳拾三石七斗八升九合

残五町七反九畝十斗

高五石七斗六升三合

砂田七反三畝三斗

高五石一斗七升五合

内四反拾五斗

右同断引

三

四

田高二十六石八斗三合

この反別六町八反八畝三歩

内高二石六斗七升二合 当年仕付荒皆無引き

この反別七反六畝二十九歩

残高二十四石一斗二升九合

この反別六町一反一畝四歩

畑高五石五斗一升七合

この反別一町五反九畝十二歩

内訳

高二十四石六斗四升

下田六町一反六畝歩

高一石四斗五升九合

内三反六畝十四歩

高二十三石一斗八升一合

残五町七反九畝十六歩

高二石一斗六升三合

砂田七反二畝三歩

高一石二斗一升五合

内四反十五歩

右同断引き

三

四

当年皆無引き

高九斗四升

残三反一畝十八歩

高四石三斗四升七分

下畑一所四反四畝七升

三

高七石七斗七分

屋敷一畝四分

米一石七斗九升七分

検見

内米一石四斗六升九分

去る巳増

取 永九百九十三文二分

去る巳同

検見取

一高七石八斗五升四分

取 反別二反五畝九歩

当午御高入

同所新田

取 取

田高九斗

取 反別二反五畝九歩

畑高七石九斗五升四分

高九斗四升

残三反一畝十八歩

高四石三斗四升一分

下畑一町四反四畝二十一步 三

高一石一斗七升六分

屋敷一反四畝二十一步

取 米十一石七斗九升一分

検見

内米一石四斗六升九分

去る巳増

検見取

一高二石八斗五升四分

この反別六反五畝九歩

当午御高入れ

同所新田

この取

田高九斗

この反別二反二畝十五歩

畑高一石九斗五升四分

取合 四反 四斗 廿四

内訳

高九斗

下田 二反 二畝 十五步

四

高八斗 八升 二合

下畑 二反 九畝 十二步

三
反 永 五 十五 文

高一石七升 二合

屋敷 一反 三畝 十二步

二

取

米三斗 九升

当年御高入れ新田取米差し引きこれを除く

米百七十九文

右同断取米差し引きこれを除く

米一石九斗 六升 二合

当年御高入れ新田取米差し引きこれを除く

取合

内米三斗 六升

内米一石四斗 六升 九合

永十貫七拾九文 壹斗 五厘

内米一石七斗 五升

去已増

右同断取米差し引き

外

一永十貫六拾八文 八斗

この反別四反二畝二十四步

内訳

高九斗

下田 二反 二畝 十五步

四

高八斗 八升 二合

下畑 二反 九畝 十二步

三

高一石七升 二合

反永五十五文

屋敷 一反 三畝 十二步

八

取り 米三斗九升

反永八十五文

当年御高入れ新田取米差し引きこれを除く

永二百七十五文六分

右同断取米差し引きこれを除く

取り合わせ

米二十石九斗六升二合

内米三斗九升 検見

当年御高入れ新田取米差し引きこれを除く

内米一石四斗六升九合

去る巴増

永二貫七十九文一分五厘

内永二百七十五文六分 去る巴同

右同断取米差し引きこれを除く

外

一永十貫六十八文八分

当年より代迄当年季
塩場役永

外永十四貫八十文三分
当年よりこれまで五か年季
塩場役永

外三反別六反五畝九歩
当年御高入三升八合

一采三升六合
御傳馬宿入用

一采高斗五升
六尺給米

一采百四斗五文四下
御藏前入用

納合 米九石一斗一升八合

永推免貫二百九十七文三分五厘

右者当年定免檢見御取箇書面の通り

相極余村中大小ノ百姓入作ノ者迄

不殘立會無甲乙割合之界ハ極月十

口限急度可合皆濟包ノ也

安政五年十月 佐々木道太郎 (印)

右打
名主
惣頭
惣百姓

外永十四貫八十文三分

当年よりこれまで五か年季
塩場役永

この反別六十八町九反九畝二十二歩
外に反別六反五畝九歩

当年御高入れに付きこれを除く

一米三升六合
御伝馬宿入用

一米一斗二升
六尺給米

一米百四十九文四分
御藏前入用

納合 わせ 米二十一石一斗一升八合

永十二貫二百九十七文三分五厘

右は当年定免檢見御取箇書面の通り相極(決)め条、村中大小の百姓入作の者まで残らず立ち会い、甲乙なくこれを割り合ひ、来る極月十日限りきつと皆濟せしむべきものなり。

安政五年十月 佐々木道太郎印

右村
名主
組頭
惣百姓

一御新田塩浜御役永御上納地、貴殿御進退の場所、私ども舟持
 ち一同下され、舟通行の新澤堀当面三年通舟致し罷りあり、
 もっとも御役永助け合い金年々差し出したり、しかるとこ
 ろ去る酉年分相滞り候に付き、今般先規の通り澤堀割り、新
 澤通り船の儀は決して相成らざる趣、それぞれ御支配御役頭
 へ御断りに付き、何とも驚き入り申し訳もござなき次第早速
 本郷村役人衆中をもつて取り纏（すが）り、これまでの通り
 御差し置き下され候よう相詫び候ところ御聞き届けくだされ
 ありがたく存じ奉り候。もちろん右場所貴殿塩稼ぎ場に御取
 り立て成られ候節は、何か年相立ち候とも御勝手次第に成さ
 れべく候、私ども儀は先規の通り、澤渡致しくだされ通船致
 すべく候、その節一言の儀申すまじく候。しかる上は年々澤
 渡致し候時に御助け合い金一両二分宛持参仕り御立ち会い

文久2年（一八六二）、五井村船通行一札

本郷村役人衆中をもつて取り纏（すが）り、これまでの通り
 御差し置き下され候よう相詫び候ところ御聞き届けくだされ
 ありがたく存じ奉り候。もちろん右場所貴殿塩稼ぎ場に御取
 り立て成られ候節は、何か年相立ち候とも御勝手次第に成さ
 れべく候、私ども儀は先規の通り、澤渡致しくだされ通船致
 すべく候、その節一言の儀申すまじく候。しかる上は年々澤
 渡致し候時に御助け合い金一両二分宛持参仕り御立ち会い

文久二年戊戌三月
川岸船持

文久二年戊戌三月

川岸船持

長右衛門印
仁兵衛印
金兵衛印
普兵衛印
与左衛門印
与右衛門印
甚三郎印

源内殿
御名主
金杉浜新田
同 甚次郎印
与五右衛門印
組頭
五井村

下され、御指図を受け渡方仕るべく候。後日のため入れ置き申す一札よってくだんのごとし。

文久二年戊戌三月

五井村の内

川岸船持

普兵衛印

金兵衛印

仁兵衛印

長右衛門印

与左衛門印

与右衛門印

久三郎印

甚三郎印

五井村

組頭

与五右衛門印

同 甚次郎印

金杉浜新田

御名主

源内殿

鹽場請取証文

鹽場請取証文

字君塚下川縁

右は拙者進退罷りあり候所、貴殿へ内縁もこれあり候に付き御
名寄帳に引け、反別相違これなきに付き貴殿へ譲り渡し申す所
も年々御勤めなさるべく候。もちろんこの地所に付き、横合い
より構いござなく候。万一故障申すものござ候わば可判人ども
いず方までも罷り出、らち明け、貴殿へ少しも御苦勞相かけ申
すまじく候。後日のため譲り渡し申す塩場証文よってくだん
の

文久四年三月

金杉浜新田

源内印

前書通り相違これなきに付き、これにより奥印致し候。以上

文久四年三月

君塚村

地主名主

源内印

重郎兵衛殿

金杉浜新田

百姓代

左右衛門

組頭

留五郎

名主見習

貞藏

源内印

上原市原郡君塚村地先塩
 濱新開諸事取り調べ
 引方より承取

一塩七拾荷 煮

一人足手間五人掛り

但人足一人付飯料とも

此賃銀別地五百文

一破塩 煮

此代金一両掛り

一薪 一日分

一塩焚人足手間飯料とも

但人足一人付飯料とも

此賃銀別地五百文

一水拵人足一人飯料とも

此賃銀別地五百文

右諸掛り ただし相場六貫六百平均

五口
 金一両三分二朱と
 錢三百七十二文

塩相場大夫平均

一金一両に付き塩二石

一日分かまに付き塩焚上り高

平均七石

元治元年（一八六四）、塩浜新開諸事取り調べ

上総市原郡君塚村地先塩浜新開諸事取り調べ

上総市原郡君塚村地先塩浜新開上り高諸掛り差引く旨高取り
 調べ、左に

垂水

一塩七十荷 一日煮

この人足手間五人掛り

ただし人足一人に付き飯料とも錢五百文

この賃銀二貫五百文

一破塩 一日煮

この代金一分掛り

一新 一日分

この代金一両掛り

一塩焚人足手間飯料とも

ただし一人に付き錢五百文

一日三人掛り

この錢一貫五百文

一水拵人足一人飯料とも

この錢五百文

右諸掛り ただし相場六貫六百平均

五口

金一両三分二朱と

錢三百七十二文

塩相場大夫平均

一金一両に付き塩二石

一日分かまに付き塩焚上り高

平均七石

上原市原郡君塚村地先
 塩浜新開諸事取り調べ

以代金三兩三朱とのり高
取らぬ積り

一金三兩三朱とのり高
積り三兩三朱とのり高

右のり積り(積り)を寛
二金三兩三朱とのり高

右のり積り(積り)を寛
一金三兩三朱とのり高

右のり積り(積り)を寛
二金三兩三朱とのり高

右のり積り(積り)を寛
一金三兩三朱とのり高

右のり積り(積り)を寛
二金三兩三朱とのり高

右のり積り(積り)を寛
一金三兩三朱とのり高

一長 三両三朱とのり高
一横 百間

のり高 九百間
全徳分

この代金三兩二分なり上り高
右のうち諸掛り

一金一兩三分二朱と
錢三百七十二文の処
右一日諸掛り一かまに付き

差し引き残り平均積り
一金二兩と見込み
一金一兩二分なり

右は一かまに付き一日まったく徳(得)分
年分百六十日と見積り
一かまに付き百六十日分

一塩千二百二十石 焚上がり
この代金五百六十兩なり
うち諸掛り三百二十兩引る

差し引き残り金二百四十兩なり
全徳分
塩除き堤普請積り左に

一長 三百五十間
一横 百間

四方合わせ 九百間
一間に付き人足賃銀

位
馬踏六尺

は銀

八貫四角三匁

金百四匁五厘

一俵口竹本を

は代銭

少る三匁五ノ文

金百四匁五厘

一桶三本

但代金

金四匁

三口

金百六十五匁

右塩場新開五かま分

塩かま場新規取建入用取

一か所分掛り左に

九匁三分七厘五毛
ただし 堤敷三間半
高六尺

馬踏六尺

この銀

八貫四百三十七匁五分

金百四十匁二分二厘なり

一破口竹木一間に付き

錢百五十文つづ

この代銭

百三十五貫文

金二十兩二朱と

錢百六十文

一桶三本

五尺五寸回り松木
中くり抜きにいたし

ただし一本に付き大工手間とも

代金一兩二分積り

金四兩なり

三口

金百六十五匁二分と錢百六十文

右塩場新開五かま分普請入

用積り

塩かま場新規取建入用取

一か所分掛り左に

一金五兩なり 塩場老か

一 一 五兩なり 塩場桶老か

一 一 五兩なり 塩場桶老か

一 一 五兩なり 塩場桶老か

一 一 五兩なり 塩場桶老か

塩場桶老か

一 一 五兩なり

塩場桶老か

一 一 五兩なり

内 只今今年賣地

五 兩なり

一 一 五兩なり

一 一 五兩なり

塩場桶老か

一 一 五兩なり

一 一 五兩なり

塩場桶老か

一 一 五兩なり

源内方なる

塩場桶老か

一金十五兩なり かま場一軒取建分

一 一 十五兩なり 塩場桶そのほか諸道具一式

一 一 十兩なり 塩垂水積舟

一 一 十兩なり 塩鹵(ろ)水溜舟一式

一 一 十兩なり かま場元にて溜舟二つ

塩焚小屋諸道具一式入用

塩浜新開場所

惣対町数

およそ六十四町歩これあり

うち只今年賣地

二十町歩

有浜の分御年貢一反に付き

永六文八分

諸役掛り一反に付き

錢二十八文くらい

塩浜新開相成候上は御年貢一反に付き

永五十八文

八分五厘に直り

右はこれまでの塩場の振り合い

江戸屋

源内方にてこれを調べる

金主方へ運上金壹千両
一か年に金六兩上納に極り

仲右衛門

次左衛門

長兵衛

三郎左衛門

治兵衛

權八

五兵衛

久兵衛

十郎兵衛

市郎左衛門

仁兵衛

水野肥前守領分

上総市原郡君塚村

仲右衛門

和右衛門

重兵衛

塩普請一場所五軒分入用

一金百六十五兩二分と錢六十文

右の割をもつて二十かま分

一金六百六十二兩なり

一かまに付き運上金六兩なり

右二十かま分運上

一金百二十兩なり

右永かえ金主方へ納る

波除堤年々破損の分は塩焚かま、引き請けの者にて取り繕い

金主方へは諸入用相掛け申さず候、約定にござ候。

甲子十二月

塩普請一場所五軒分入用

一金百六十五兩二分と錢六十文

右の割をもつて二十かま分

一金六百六十二兩なり

一かまに付き運上金六兩なり

右二十かま分運上

一金百二十兩なり

右永かえ金主方へ納る

波除堤年々破損の分は塩焚かま、引き請けの者にて取り繕い

水野肥前守領分
上総市原郡君塚村
仲右衛門
和右衛門
重兵衛
塩普請一場所五軒分入用
一金百六十五兩二分と錢六十文
右の割をもつて二十かま分
一金六百六十二兩なり
一かまに付き運上金六兩なり
右二十かま分運上
一金百二十兩なり
右永かえ金主方へ納る
波除堤年々破損の分は塩焚かま、引き請けの者にて取り繕い
金主方へは諸入用相掛け申さず候、約定にござ候。

甲子十二月

世話人

水野肥前守領分

上総市原郡君塚村

仲右衛門

和右衛門

重兵衛

塩普請一場所五軒分入用

一金百六十五兩二分と錢六十文

右の割をもつて二十かま分

一金六百六十二兩なり

一かまに付き運上金六兩なり

右二十かま分運上

一金百二十兩なり

右永かえ金主方へ納る

波除堤年々破損の分は塩焚かま、引き請けの者にて取り繕い

金主方へは諸入用相掛け申さず候、約定にござ候。

讓渡中塩原証文之文

字君塚下
一塩原新田何年

右ノ地大ノ持主ニ在リ、此ノ地發行而兼、其ノ内縁ノ者之今般熟談シ上讓渡中地代令カノ事、而性諸所中ノ空口之然、上ノ塩原成役永向ノ地、向ノ論材役諸地、其ノ方ニ此節、永、直感、之、成、元、地、塩、原、二、行、諸、親、類、之、高、由、中、解、令、決、る、其、指、多、以、能、夫、一、在、隣、中、之、口、元、ノ、加、列、人、在、何、方、也、之、出、之、方、也、其、若、字、亦、然、中、向、受、之、協、口、讓、渡、中、塩、原、証、文、仍、る、如、件、

元治二年
丑二月

上総国市原郡

今村原新田

地主 源内

親類

又 七

組頭 留五郎印

名主見習い 貞藏

本町四丁目
弥助殿

元治2年(一八六五)、譲り渡し証文

譲り渡し申す塩浜証文のこと

字君塚下

一塩浜二十町歩

右は拙者相持ち罷りあり候ところ、開發行き届きかね候に付き、貴殿などは内縁もこれあり、今般熟談のうえ譲り渡し申す地代金二百五十両、たしかに請け取り申すところ実正なり。しかる上は塩浜御役永御上納はもちろん、村役諸掛りとも貴殿方にて御勤め、永々進退なさるべく候。もともとこの塩浜に付き、諸親戚は申すに及ばず、協合より決して差し構いごさなく候。万一故障申す者ござ候わば加判人どもいず方までも罷り出、貴殿へ少しも御苦勞相掛け申すまじく候。後日のため譲り渡し申す塩浜証文よってくだんのごとし。

上総国市原郡

金杉浜新田

元治二年
丑二月

地主 源内印

親類 又八印

組頭 留五郎印

名主見習い 貞藏

本町四丁目

ふじや

弥助殿

乙卯年
 市原郡
 第十七号ノ二
 卯御年貢皆濟目録

市原郡

一高三百八十八石七斗八升六合七勺

一永七拾石七斗八升六合七勺

一永以拾石七斗八升六合七勺

一永四石四斗四合三勺

一永七石八斗九升

一永七石八斗九升

延 延
 延 延
 延 延
 延 延

網役 永

納合 永七拾石七斗八升六合七勺
 永以拾石七斗八升六合七勺

由米八斗四升七合六勺 餅代米 延

残米七拾石七斗八升六合七勺

以俵百九拾石七斗八升六合七勺

外 米拾俵
 延 延
 延 延

外

一餅米八斗四升七合八勺

右は去る卯御年貢米永ならびに見取小物成口米永延

慶応4年(一八六八)、君塚村皆濟目録

卯御年貢皆濟目録

亥より酉まで五か年定免

一高三百八十八石一斗一升五合九勺二勺 君塚村

一永七拾石七斗八升六合七勺 本途見取小物成

一永二十二貫八百二十八文三分六厘 右同断口永とも

一永四石四斗四合三勺 延米

一永一石八斗九升 延米

一永一貫文 網役永

米七十六石七斗二升一合 延米

納合 永二十三貫八百二十八文三分六厘

内米八斗四升七合八勺 餅代米渡

残米七十五石八斗七升三合二勺

この俵百九十二俵三升三合二勺

外 高米三十俵去る子年不作に付き

米十俵 丑より卯まで三か年賦拝借の内

去る卯年返納米

外 餅米納

一餅米八斗四升七合八勺

右は去る卯御年貢米永ならびに見取小物成口米永、延

禾指米其外共皆濟相違なきもの也

慶応四年三月

大多和文平
豊田慎藏

右村
名主
組頭
惣百姓

米、指米のほかとも皆濟相違これなきものなり。

慶応四辰年三月

大多和文平印
豊田慎藏印

右村
名主
組頭
惣百姓

一、
明治十七年五月七
東京市新穀測所
新米 水田 穀物 測所

第十七号ノ二

新米 永永 諸田録

高四拾石五斗九升八勺二合

一、永八石八斗四升五合

外

米七升五斗九升八勺二合

米七升五斗九升八勺二合

米四升五斗

米九石七斗七升七勺二合

車 運

口 米

小物成米

内傳馬宿入用

一、永九石九斗九升八勺二合

外

永九拾四文四勺

永九拾六文九勺

永九拾六文九勺

永九拾六文九勺

外

納合 永九拾六文九勺

細方 永

小物成 永

口 永

塩場年貢

御藏前入用

慶応4年(一八六八)、君塚村皆濟目録

卯御年貢米永皆濟目録

高四十六石五斗九升八勺二合

本途

一、米八石八斗四升一合

外に

米二斗五升二合六勺

米七升五合四勺

米二升二合

小以

米九石一斗九升一合

この斗立て九石七斗一升六合二勺

一、永一貫九百六十九文八分

外に

永九十四文二分

永六十六文九分

永三十六文九分八厘

永九十二文二分

小以

永二貫二百六十八文八厘

納合

細方 永

小物成 永

口 永

塩場年貢

御藏前入用

永二貫二百六十八文八厘

納合

米八升三合七勺

米四合五勺

米七升八合四勺

米八斗

米七升六勺

米六升八勺

米五升四勺

小

米九石五斗八合六勺

米一石七合六勺

稻米代米

口運賃米下

溜井敷引

名主給米下

名主給米下

御回米十七俵

口運賃米下

米九石五斗八合六勺

代米七石五斗八合六勺

外

永三貫五斗八合六勺

合永三貫五斗八合六勺

此如方

一永七石五斗八合六勺

二月同断

一永五百六十二文五分

同永六十七文五分

一永一貫百八十七文五分

同永百三十三文六分二厘五毛

水夫給永納

安政六年達田屋勝藏方一件対談渡金割
市原郡掛り永四十五貫二百九十八文五分
の内元永六貫三百三十四文上納、当卯利
足御下げ、元永年延へ

卯正月同断

糯米代米

同運賃米下さる

溜井敷引き

名主給米下さる

御拝借米四俵

御回米十七俵

同運賃米下さる

米九石五斗八合六勺

残米二斗七合六勺

代永一貫二百六文九分七厘六毛

外に

永三十八文九分

合永三貫五百五文九分五厘六毛

この納め方

一永七百六十文八厘

安政六年達田屋勝藏方一件対談渡金割、
市原郡掛り永四十五貫二百九十八文五分
の内元永六貫三百三十四文上納、当卯利
足御下げ、元永年延へ

正月御定用

一永五百六十二文五分

同永六十七文五分

二月同断

一永一貫百八十七文五分 卯正月同断

同永百三十三文六分二厘五毛

寅十二月高根村より上納

三月十日

一 永二百五十五文

二 永二百五十五文

三 永二百五十五文

四 永二百五十五文

五 永二百五十五文

六 永二百五十五文

七 永二百五十五文

八 永二百五十五文

九 永二百五十五文

十 永二百五十五文

二月十日

一 永二百五十五文

二 永二百五十五文

三 永二百五十五文

四 永二百五十五文

五 永二百五十五文

六 永二百五十五文

七 永二百五十五文

八 永二百五十五文

九 永二百五十五文

十 永二百五十五文

七月十日

一 永二百五十五文

二 永二百五十五文

三 永二百五十五文

四 永二百五十五文

五 永二百五十五文

六 永二百五十五文

七 永二百五十五文

八 永二百五十五文

九 永二百五十五文

十 永二百五十五文

高根村より給差
皆済仕り候

三月同断

一 永二貫二百五十文

二 永百二十五文

四月同断

一 永六百二十五文

二 永五十六文二分五厘

五月同断

一 永一貫七百五十文

二 永百四十文

六月同断

一 永五百六十二文五分

二 永三十九文三分七厘五毛

七月同断

一 永二貫文

八月同断

一 永八百十二文五分

二 永四十四文六分二厘五毛

九月同断

一 永一貫二百五十文

二 永五十文

十月同断

一 永六百二十五文

二 永十八文七分五厘

元永

利永

元利

差し引き

過納
高根村より給差
皆済仕り候

右は当卯御年貢米永皆済目録書面の通り相納め差し上げ申すと
ころ相違ござなく候。以上

上総国市原郡君塚村

持添名主

重郎兵衛印

是書し通を右に令皆済しの也

慶応三年三月

地頭
役所

慶応三年三月

上総国市原郡君塚村

持添名主

重郎兵衛印

前書の通り相違なく皆済せしむものなり。

慶応四辰年三月

地頭

役所印

川口加土児郎様

御役所

川口加土児郎様
御役所

第十八号

已御物成皆濟目録

上長岡市原郡

君塚村

明治3年(一八七〇)、君塚村皆濟目録

已御物成皆濟目録

上総国市原郡

君塚村

- 一田米九石五斗五升七勺
- 一畑米八石九斗八升七勺
- 一永一貫八十八文八分
- 一永一貫八十八文七分三厘
- 一永一貫八十八文七分三厘
- 一永一貫八十八文七分三厘
- 一永一貫八十八文七分三厘

- 本途延口兵
- 小物成
- 塩場年貢
- 小物成
- 網役永
- 溜井敷引き

合

米九石五斗五升七勺

此砂拂

米九石五斗五升七勺

米八斗

米七斗二升八勺

此代米一貫六十二文七分

米四石六斗

米四石六斗

合わせ 米九十六石三斗七升七合八勺

永二十六貫九百三十五文三分四厘

この納払い

米十四石四斗五升七合

米八斗

米一斗二升八勺

この代米一貫六十二文七分

米四石六斗

- 不作下され米
- 置米
- 糯米石代
- ただし金一両に付き
- 一斗一升三合六勺七才
- 粗納

米七石六石四斗
此俵乃米之俵

米 知

知口

米七石六石四斗
永知米七石六石四斗
永知米七石六石四斗

町中去正所御米本郷小物米口米永共
書面通令寄附者小形引替一紙目録
本郷

明治三年正月

今井権少属
寺田権少属
梅井中属
水口大属

町中

名主
組頭
百姓代

納合わせ

米七十六石四斗
この俵百九十一俵
米七十六石四斗
米九石二斗
永二十七貫九百九十八文四厘

米納

右は去る已御物成、本途、小物成、口米、永とも書面の通り皆
済せしむに付き、小手形引き替一紙目録相渡すものなり。
明治三年正月

今井権少属
寺田権少属
梅井少属
水口大属
右村
名主
組頭
百姓代

禮儀ノ儀ノ事

一 禮儀ノ儀ノ事

字君塚下

代人 元良

從通用金

下 禮儀ノ儀ノ事
中 代金 金只今 残らず たしかに 受け請け申す ところ 実正なり。し
かる上は 御年貢、御役永ならびに 諸役などの 儀は 貴殿方にて 御
勤めなさるべく候。もつとも この 塩浜に 付き、横合いより 構い
ござなく候。万一 故障申すもの ござ候わば 加印の 者どもいず方
までも 罷り出らち 明け、少しも 御苦勞相掛け申すまじく候。後
日のため 譲り渡し申す 塩浜証文よつて くだんのごとし。

明治三年七月

東京本町四丁目

藤屋弥助

代人 元良印

君塚村 請人 七五郎印

同村同 半十郎印

君塚村 重郎平殿

金杉浜新田

名主 貞藏印

組頭 留五郎印

前書ノ通り 反別少しも 相違これなく候に 付き 奥印いたし候。以

明治3年(一八七〇)、譲り渡し証文

譲り渡し申す証文のこと

一 塩浜三畝五歩

字君塚下

代金四両は

ただし通用金也

右は拙者相持ち罷りあり候塩浜、貴殿御前金に付き譲り渡し申す地代金只今残らずたしかに受け請け申すところ実正なり。しかる上は御年貢、御役永ならびに諸役などの儀は貴殿方にて御勤めなさるべく候。もつともこの塩浜に付き、横合いより構いござなく候。万一故障申すものござ候わば加印の者どもいず方までも罷り出らち明け、少しも御苦勞相掛け申すまじく候。後日のため譲り渡し申す塩浜証文よつてくだんのごとし。

明治三年七月

東京本町四丁目

藤屋弥助

代人 元良印

君塚村 請人 七五郎印

同村同 半十郎印

君塚村 重郎平殿

金杉浜新田

名主 貞藏印

組頭 留五郎印

上

前書ノ通り 反別少しも 相違これなく候に 付き 奥印いたし候。以

譲渡申渡し之事

久兵衛古塩場尻

一名反別何畝歩

横十間



右の地所譲渡し代金一兩たしかに請け取り申す所実正なり

中身申渡し申す所実正なり

少分の事取原し仰止

後日のためよってくだん

明治三年

七月

譲主 新八

受人 七五郎

御苗重郎平様

御苗重郎平様

明治三年（一八七〇）、譲り渡し証文

譲り渡し申す証文のこと

久兵衛古塩場尻

一 およそ反別何畝歩

長二十間

横十間

右の地所譲り渡し代金一兩たしかに請け取り申す所実正なり。もつとも本書にいたし申すべくの処、少分のことゆえついでのみぎりまで仮証文相渡し置き申し候。後日のためよってくだんのごとし。

明治三年

七月

譲主 新八印
村
受人 七五郎印
同 半重郎印

御苗重郎平様

乙第廿五
明治七年二月七日
東京府神田区
引当 和田源四郎

第十九号

午御物成皆済目録

上西田石五郎

- 高四百五拾六石五斗六升七分
- 米八拾四石五斗四升七分
- 米廿五石九拾四石五斗七分
- 米廿拾三石九斗九文
- 米廿三石三拾八文八斗
- 米八斗四升四分
- 米五石四斗六升七分

本 途

同断
塩場年貢
小物成
口米
小物成
口米

小物成
口米
口米
口米
口米
口米

- 一 永壹貫百三十三文
- 一 永壹貫百三十三文
- 一 永七石八拾四文五斗
- 一 永八斗
- 合 米廿拾七石五斗七分八合
- 米廿拾七石五斗七分三拾五文三斗

此納拂

- 米八斗
- 米八斗
- 米壹斗七分八合

此代米老實万四拾四文七斗

老養御手当米渡し
置米
糯米石代
他何事も代り
他何事も代り

明治4年(一八七二)、君塚村皆済目録

午御物成皆済目録

上総国市原郡 君塚村

- 高四百五十六石二斗六升七分
- 米八十四石五斗二升一合
- この斗立て九十二石九斗七升三合
- 永二十三貫九文
- 永一貫三十八文八分
- 米八斗四升四分
- 米二石五斗六升一合
- 永一貫百三十三文
- 永一貫文
- 永七百八十四文五分
- 米八斗
- 合わせ 米九十七石一斗七升八合
- 永二十六貫九百三十五文三分

本途

同断
塩場年貢
小物成
口米
小物成
口米
小物成
網役永
口永
口永
口永
已置居米

- 米八斗
- 米八斗
- 米一斗七升八合
- この代永一貫百四十四文七分
- 老養御手当米渡し
- 置米
- 糯米石代
- ただし金一両に付き
- 一斗五升五合七勺

この納払い

米壹石四斗

米九拾四石
此係引石三拾五俵

細合 米九拾四石
永八拾八石
永八拾八石

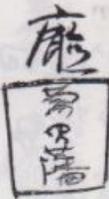
右若去子松物成本途十物成口米永共
重面一酒合者滿片十石引引石一紙
月解本松物の也

米俵
納石

菊間

明治四年辛未年正月

藩



右印

名主
組頭
知石姓

米一石四斗
米九十四石

この儀二百三十五俵

納合わせ 米九十四石

粃二石八斗

永二十八貫八十文

右は去る午御物成、本途、小物成、口米、永とも書面の通り皆
濟せしむに付き、小手形引き替え一紙目録相渡すものなり。

菊間

明治四年辛未年正月

藩庁印

右村

名主

組頭

惣百姓

丁第五号

未御年貢可納割付三章

臣等以素志平年定免

上總國市原郡

一高四百三十四石七斗一升四合

君塚村

未御割上取上可納取北九斗

米沢

田高百石五斗五升乃中沙地三九

水取別沙地取取三取七斗

内高九石六斗四升二合

前々溜井敷堤敷引

残高百七十四石七斗九升一合

水取別沙地取取上可納取北九斗

去午同

畑高百七十四石七斗九升一合

水取別沙地取取上可納取北九斗

丙

字屋石七斗七升四合

前々堤敷引

明治4年(一八七〇)、君塚村年貢割付

未御年貢納むべき割付のこと

上総國市原郡

君塚村

当未より亥まで五か年定免

一高四百三十四石七斗一升四合

この反別五十五町二反五畝二十九步

この訳

田高二百五十九石九斗二升三合

この反別二十六町三畝七步

内高九石六斗四升二合 前々溜井敷堤敷引

この反別七反六畝二十四步

残高二百五十五石二斗八升一合

この反別二十五町二反六畝十三步

この貢米七十四石九合 去午同

畑高百七十四石七斗九升一合

この反別二十九町二反二畝二十二步

内

高一石一斗七升四合 前々堤敷引き

この反別二反四畝二十七步

高九斗八升 前々川成引

此方別三斗一升

小山 此方別三斗一升

残高百七斗三升七合

此方別三斗一升

内

此方別三斗一升

此方別三斗一升

此貢永九百七文

高六石九斗二升三合三勺三才 屋敷

此方別三斗一升

此貢永九百七文

高四石三斗三升五合六勺七才 屋敷

此方別三斗一升

此貢永九百七文

右同断

高九斗八升 前々川成引き

この反別六畝十六歩

小以(こい) 高二石一斗五升四合

この反別三反一畝十三歩

残高百七十二石六斗三升七合

この反別二十八町九反一畝九歩

この貢永二十二貫六百二十九文 去年同

内 高百五十一石三斗七升八合 本免

この反別二十五町九反八畝二十三歩

この貢永十九貫三百六十八文四分

高六石九斗二升三合三勺三才 屋敷

この反別六反九畝七歩

この貢永九百七文 屋敷成本免

高十四石三斗三升五合六勺七才

この反別二町二反三畝九歩

この貢永二貫三百四十四文六分

右同断

一高田五町五反五升三合 同所新田

此伏

田高十八石五斗六升一合

此反別三町六反十五歩

此貢米十石五斗一升二合 去午同

相高二石九斗九升二合

此反別一町四反九畝十八歩

此貢永三百八十九文 去午同

貢石

永八十四石五斗二升一合

一塩場二町一反三畝四歩 塩場年貢

此貢永四百二十六文一分

一塩場一町七反五畝歩 小物成

此貢永六百十二文五分

一高田四町四反

同所新田

同所新田

この反別五町一反三歩

この誤

田高十八石五斗六升一合

この反別三町六反十五歩

この貢米十石五斗一升二合

去午同

畑高二石九斗九升二合

この反別一町四反九畝十八歩

この貢永三百八十九文

去午同

貢合わせ 米八十四石五斗二升一合

永二十三貫九文

外

一塩場一町七反五畝歩

塩場年貢

この貢永六百十二文五分

一塩場二町一反三畝四歩

同断

この貢永四百二十六文一分

一米八斗四升四合

小物成

一永是受乃三文
一永是受乃三文

同断
網役永

網役永
永一貫百三文
永一貫文
米八十五石三斗六升五合
米八十五石三斗六升五合
永二十六貫百五十八分
右は当未より亥まで五か年定免の内、当未御取箇（とりか）
書面の通り候条、村中大小の百姓入作の者まで残らず立ち会い、
甲乙なくこれを割合い、来る極月十日限りきつと皆済せしむべ
きものなり。

右村
名主
組頭
惣百姓

右村

名主

組頭

惣百姓

明治四未年十月 県庁印

菊間

右村

名主

組頭

惣百姓

塩濱起立取調書

市原郡

金杉浜新田

金杉浜新田

明治5年(一八七二)、塩濱起立取調書

塩濱起立取調書

市原郡

金杉浜新田

金杉浜新田

文化元子年九月御請地高入

内

反別七町四反七畝二十一歩

此高二十四石五斗九升八合

安政四丁巳年十月御請地御高入

反別八町四反七畝十五歩

此高三十二石三斗二升

田畑起返し相成り

三口

合せ反別十六町六反十五歩

この高五十九石七斗七升二合

田畑起返し相成り

引残高

塩濱反別六十八町九反九畝二十二歩

この訳

反別十九町四反四畝三歩

反別四十九町五反五畝十九歩

当時塩稼場
当時浪欠け荒浜

右の通り塩濱反別取調べ書き上げ奉り候ところ相違ござなく候。

明治五千申年十一月

右の通り塩濱反別取調べ書き上げ奉り候ところ相違ござなく候。

明治五千申年十一月

明治五年租税割賦帳

上総国市原郡
君塚村

明治5年(一八七二)、君塚村租税割賦帳

明治五年租税割賦帳

上総国市原郡

君塚村

未より亥まで五か年定免 上総国市原郡

一反別五十五町二反五畝二十九步 君塚村

この高四百三十四石七斗一升四合

この訳

田反別二十六町三畝七步

この高二百五十九石九斗二升三合

内

反別七反六畝二十四步 前々溜井敷堤敷引き

この高九石六斗四升二合

未より亥まで五か年定免
一反別五拾五町二反五畝二十九步
上総国市原郡
君塚村
此高四百三拾四石七斗一升四合

法譯

田反別七反六畝二十四步
此高九石六斗四升二合

内

反別七反六畝二十四步
此高九石六斗四升二合
前々溜井敷堤敷引き

残反別式拾五町二反六畝十三歩
此高百七拾四石七斗九升一合
此高百七拾四石七斗九升一合

畑反別式拾九町二反二畝二十二歩
此高百七拾四石七斗九升一合

反別式反四畝二十七歩 前々堤敷引き
此高百七拾四石七斗九升一合

反別式反拾二町一斗七升四合
此高百七拾四石七斗九升一合

反別式反三反一畝十三歩
此高百七拾四石七斗九升一合

残反別式拾二町一斗七升四合
此高百七拾四石七斗九升一合
此高百七拾四石七斗九升一合

内

残反別二十五町二反六畝十三歩

この高二百五十石二斗八升一合

この貢米七十四石九合

畑反別二十九町二反二畝二十二歩

この高百七十四石七斗九升一合

内

反別二反四畝二十七歩 前々堤敷引き

この高一石一斗七升四合

反別六畝十六歩 前々川成引き

この高九斗八升

この反別三反一畝十三歩

この高二石一斗五升四合

残反別二十八町九反一畝九歩

この高百七十二石六斗三升七合

この貢永二十二貫六百二十文

内

反別五町九反八畝二十三歩 本免
此高百五十一石三斗七升八合
此高六石九斗二升三合三勺三才

反別六反九畝七歩 屋敷
此高六石九斗二升三合三勺三才
此高六石九斗七文

反別三町三反三畝九歩 屋敷
此高十四石三斗三升五合六勺七才 減本免
此高六石九斗二升三合三勺三才

一 反別五町一反三歩 同所新田
此高二十一石五斗五升三合

此調

田 反別三町三反拾五歩
此高拾石五斗六升一合
此高六石九斗五升三合

反別二十五町九反八畝二十三歩 本免

この高百五十一石三斗七升八合

この貢永十九貫三百六十八文四分

反別六反九畝七歩 屋敷

この高六石九斗二升三合三勺三才

この貢永九百七文

反別二町二反三畝九歩 屋敷

この高十四石三斗三升五合六勺七才 減本免

この貢永二貫三百四十四文六分

一 反別五町一反三歩 同所新田

この高二十一石五斗五升三合

この訳

田 反別三町六反十五歩

この高十八石五斗六升一合

この貢米十石五斗一升二合

畑反別一町四反九畝十八歩
この高二石九斗九升二合
この貢永三百八十九文

一 塩場一町七反五畝
この貢永六百十二文五分
塩場税

一 塩場二町一反三畝四歩
この貢永四百二十六文三分
同断

石
米八石四斗五升二合
この貢永四百四十七文八分
畑方増永

米八石四斗五升二合
この貢永四百四十七文八分
畑方増永

畑方増永

畑反別一町四反九畝十八歩
この高二石九斗九升二合
この貢永三百八十九文
塩場一町七反五畝歩
この貢永六百十二文五分
塩場税
一 塩場二町一反三畝四歩
同断
この貢永四百二十六文三分
合わせ 米八十四石五斗二升一合
永二十四貫四十七文八分
一 永二十三貫九文
畑方増永

納
永更津縣權令柴原和

右者當五年租稅書面之通候条
摠農無洩立會割賦致決算來
六年一月限可令上納者也

明治五年十月 木更津縣權令柴原和

右村

副戶長
總戶長

納合わせ 米八十四石五斗二升一合

永四十七貫五十六文八分

右は當五年租稅書面の通り候条、總農洩れなく立ち会い割賦、
決算致し、來る六年一月限り上納せしむべきものなり。

明治五年十月 木更津縣權令柴原和印

右村

戶長

副戶長

總農

明治五年
君塚村
租税皆濟帳

地租之部

一高四百五拾六石二斗六升七合

上総国市原郡

君塚村

此頁

米八拾四石五斗六升七合
 延米三斗五升七合
 永三十三貫九文

一永一貫三十八文八分
 雜稅之部

史子私
 一永八斗四升四合
 此代永三貫七百四十五文
 一永一貫百三十三文
 諸掛之部

塩場税

小物成

右同断

明治五年（一八七二）、君塚村租税皆濟帳

明治五年租税皆濟帳

地租の部

一高四百五十六石二斗六升七合

上総国市原郡

君塚村

この貢

永二十三貫九文

永三貫二百五十二文二分三厘

雑稅の部

延かけず

一永一貫百三十三文

諸掛の部

掛米八拾五石三斗六升五合 恒米三石

一永三石五斗六升一合

以代永八拾三石三斗九文

一永七石五斗四升一合

永

今永三石三斗六升五合

一永三石三斗六升一合

田一永三石三斗六升一合

右方増永

り永

納合、永三石三斗六升五合
右方即五年租稅書面之通收納合場満迄

明治六年五月

木更津縣權令芝原和印

右村

戸長 副戸長 農

掛米八十五石三斗六升五合

ただし米一石に付き 口米三升

一米二石五斗六升一合

口米 ただし前同断

この代永八貫三百二十九文
掛永二十五貫百五十八分

ただし一貫文に付き 口永三十文

一永七百五十四文五分

口永

合わせ 永三百三十九貫三百四十九文三分
一永二十三貫六百九十九文三分

口永 畑方増永

内永六百九十文三分

口永

納合永三百六十三貫四十八文六分
右は昨五年租稅、書面の通り收納、皆済せしむものなり。
明治六年五月 木更津縣權令芝原和印

右村

戸長 副戸長 総農

第壹冊

表

第

明治七年租税割賦帳

上總國市原郡
君塚村

辛未より明治八年止五年定免
一反別五拾五町二反五畝廿九

此譯

上總國市原郡
君塚村

田一反別五拾五町三畝七

一反別七反六畝廿四
前々溜井敷堤敷引

一反別五拾五町二反五畝廿九
此貢米七拾四石九合

田一反別五拾九町二反二畝廿二
前々堤敷引

一反別四反四畝廿七
前々川欠引

一反別三反五畝廿三
前々川欠引

明治七年(一八七四)、君塚村租税割賦帳

明治七年租税割賦帳

上總國市原郡
君塚村

辛未より明治八年まで五か年定免
一反別五十五町二反五畝二十九步
上總國市原郡
君塚村

この訳

田一反別二十六町三畝七步

内

一反別七反六畝二十四步

残一反別二十五町二反六畝十三步

この貢米七十四石九合

畑一反別二十九町二反二畝二十二步

内

一反別二反四畝二十七步

一反別六畝十六步

小一反別三反一畝十三步

前々溜井敷堤敷引

前々堤敷引
前々川欠引



残反別三町八反九畝九步
此貢金四十九圓三錢四分

一反別三町五反三歩
口所新田

此譯

四反別三町三畝五歩

此貢金永石五斗一升二合

畑反別一町四反九畝十八歩

此貢金七十七錢八厘

貢合 米八斗四石五斗二升一合
金四十六圓一錢八厘

外

一反別三町八反八畝四歩

此貢金永石三斗九合

米八斗四升四合

一合五斗九合三厘

塩場税

附洲地稅

右口所

米八斗五石三斗六升五合

金四十八圓十六錢

残反別二十八町九反一畝九歩

この貢金四十五圓二十四錢

一反別五町一反三歩

この訳

田反別三町六反十五歩

この貢金永石五斗一升二合

畑反別一町四反九畝十八歩

この貢金七十七錢八厘

貢合 米八十四石五斗二升一合

金四十六圓一錢八厘

外

一反別三町八反八畝四歩

この貢金一圓三錢九厘

一米八斗四升四合

一金一圓十錢三厘

納合 米八十五石三斗六升五合

金四十八圓十六錢

塩場税

附洲地稅
右同斷

同所新田

右者明治七年租稅書面之通候條惣農
無甲乙割賦致決算觸違之日限通急度
上納可致者也
明治七年十一月 千葉縣令柴原和

右村

戸長

副戸長

惣百姓



右は明治七年租稅書面の通り候條、総農甲乙なく割賦致し決算
觸れ違しの日限通りきつと上納いたすべきものなり。
明治七年十一月 千葉縣令柴原和

右村

戸長

副戸長

惣百姓

明治七年 千原縣令 原原

乙未年(明治七年) 明治十四年(明治十七年) 千原縣令 原原

第三十号ノ二

明治七年租税皆濟帳
上野田市原部
君塚村

君塚村
原原

地租ノ部
一 斗立九十二石九斗七升三合

一 金四十六円一錢八厘
一 米八斗四升四合
一 金二円十四錢二厘
懸米八十五石三斗六升五合
一 米二石五斗六升一合

地租
一 斗立九十二石九斗七升三合
一 金四十六円一錢八厘
一 米八斗四升四合
一 金二円十四錢二厘
懸米八十五石三斗六升五合
一 米二石五斗六升一合

君塚村
原原

明治8年(一八七五)、君塚村租税皆濟帳

明治七年租税皆濟帳

上総国市原部

君塚村

地租の部

一反別六十町三反六畝二歩

米八十四石五斗二升一合

斗立て九十二石九斗七升三合

この貢

金四十六円一錢八厘

一 米八斗四升四合

一 金二円十四錢二厘

懸米八十五石三斗六升五合

一 米二石五斗六升一合

君塚村

ただし本米一石に付き
口米三升

口米三升

ただし本米三斗五升に
延米三升五合

延米三升五合

地稅

右同斷

口米

ただし本米一石に口米三升

懸金四十八円十六銭
一金一円四十四銭五厘
他
以
上

米九十六石三斗七升八合
代金六百三十三円七十四銭四厘
ただし米一石に付き金六円
円五十七銭五厘六毛一糸

納金五十八円十六銭
口金

明者明治七年租稅書面の通り皆濟相違これなきものなり。
明治八年五月

千葉縣令柴原和

右村

戸長
副戸長
惣百姓

乙第七号
明治十四年五月二十日
千葉縣令柴原和
別冊神本村役所印

右
明
和

懸金四十八円十六銭
一金一円四十四銭五厘
口金

米九十六石三斗七升八合

代金六百三十三円七十四銭四厘

金四十九円六十銭五厘
円五十七銭五厘六毛一糸

納金五十八円十六銭

右は明治七年租稅書面の通り皆濟相違これなきものなり。
明治八年五月

千葉縣令柴原和印

右村

戸長
副戸長
惣百姓

第百一十号

明治八年租税割賦帳

上総国市原郡
君塚村

男 重正 五斗年定免
一反別五十五町二反五畝二十九歩
右同断
市原郡 君塚村
口下町 四

但世田新白地較其明治七年ト増減なき白地
未ハ概テ右三斗五升五合
御合年定免 同 取方取
右若由明治八年租税書面一通係條總覽在甲乙
窮賦割賦算額適之口限通急衣上御下取
也
明治八年十一月 千葉県令柴原和印

右村 戸長 惣百姓

明治8年(一八七五)、君塚村租税割賦帳

明治八年租税割賦帳

上総国市原郡
君塚村

未より亥まで五斗年定免
一反別五十五町二反五畝二十九歩
右同断
市原郡 君塚村

一反別五町一反三歩
同所新田

ただし本田、新田地税とも明治七年と増減これなきに付き
略(ほぼ)米八十五石三斗六升五合
納合わせ 金四十八円十六銭

右は明治八年租税書面の通り候條、総農甲乙なく割賦致し決算
触れ連しの日限通りきつと上納いたすべきものなり。
明治八年十一月 千葉県令柴原和印

右村 戸長 副戸長 惣百姓

第...年...

明治八年租税皆濟帳

上総国市原郡 君塚村

地租一部

一反別六十町三反六畝二歩
此貢 米八斗四升八合
全口納六回...

君塚村
此口納米五斗七升三合
延米三升五合

一東八斗四升八合
一合口納四斗...

地租 延米

一合口納四斗...
一合口納四斗...

延米
延米

一合口納四斗...
一合口納四斗...
一合口納四斗...

明治九年(一八七六)、君塚村租税皆濟帳

明治八年租税皆濟帳

上総国市原郡

君塚村

地租の部

一反別六十町三反六畝二歩 君塚村

米八十四石五斗二升一合 ただし本米一石に付き

口米三升

この貢 斗立て九十二石九斗七升三合 ただし本米三斗五

升に付き延米三升五合

金四十六円一錢八厘

一米八斗四升八合 ただし延米かけず

一金二円十四錢二厘

地租 地稅

諸掛の部

掛米八十五石三斗六升五合

ただし本米一石に

口米三升

一米二石五斗六升一合

掛金四十八円十六錢

ただし本金一円に

口金三錢

一金一円四十四錢五厘

米九十六石三斗七升八合

合わせ 代金四百九十二円三十六錢

米一石に付き

金五円十錢八厘

金四十九円六十錢五厘

六毛三糸

納合令五石四升五合五匁
右者明治八年租稅書面之通皆濟相
違差之者也

明治九年五月

千葉縣令柴原和印

右村 戸長
惣之丞 副戸長
惣百姓

納合わせ 金五百四十一円二十六銭五匁
右は明治八年租稅書面の通り皆濟、相違これなきものなり。
明治九年五月 千葉縣令柴原和印

右村 戸長
惣之丞 副戸長
惣百姓

番外第九号

新校寫

山林原野及び雜種地之價地租合計帳

上總国市原郡

五所金杉村

一反別百五拾五町五反六畝七步 但此等土地は平均地價金四十五錢九厘八毛三二八

此地價金七百七拾五圓三拾五錢九厘

此の百分の三税金二十一圓四十五錢九厘

此の百分の二ケ(半)税金十七圓八十八錢三厘

藪地三畝二步

此地價金七百七拾五圓三拾五錢九厘 但此等土地は平均地價金四十五錢九厘八毛三二八

此の百分の三税金二十一圓四十三錢八厘

此地價金七百七拾五圓三拾五錢九厘

此の百分の三税金二十一圓四十三錢八厘 但此等土地は平均地價金四十五錢九厘八毛三二八

此の百分の二半税金十七圓八十六錢五厘

九年分税金 二十一圓四十五錢九厘

十年分税金 十七圓八十八錢三厘

十一年分税金 十七圓八十八錢三厘

十二年分税金 十七圓八十八錢三厘

十三年分税金 十七圓八十八錢三厘

明治14年(一八八二)、五所金杉村地租合計

山林原野および雜種地、地価、地租合計帳

上總国市原郡

五所金杉村

一反別百五十五町五反六畝七步

ただし一反に付き平均地價金四十五錢九厘八毛三二八

この地価金七百七十五圓三十二錢九厘

この百分の三税金二十一圓四十五錢九厘

百分の二ケ(半)税金十七圓八十八錢三厘

この訳

藪地三畝二步

この地價金七十一錢六厘

ただし一反に付き平均地價金二圓三十三錢五厘二八

この百分の三税金二錢一厘

百分の二ケ半税金一錢八厘

砂地百五十五町五反三畝五步

この地價金七百七十四圓六十一錢三厘

ただし一反に付き平均地價金四十五錢九厘四六八

この百分の三税金二十一圓四十三錢八厘

百分の二半税金十七圓八十六錢五厘

九年分税金 二十一圓四十五錢九厘

十年分税金 十七圓八十八錢三厘

十一年分税金 十七圓八十八錢三厘

十二年分税金 十七圓八十八錢三厘

十三年分税金 十七圓八十八錢三厘

地租合計

十年分税金 十七圓八十八錢三厘
 十一年分税金 十七圓八十八錢三厘
 十二年分税金 十七圓八十八錢三厘
 十三年分税金 十七圓八十八錢三厘

外
土取場 二町二反五畝二十二歩

池 三畝十歩

右ハ山林原野その他雜種地地租改正ニ付地位等級整理ノ上ニ付上ノ地價地租等調査仕候所ニ付地租書面ノ通新地租率及右ノ以テ新可成候事
毎地ノ價額額額製造進達可仕候之連早
ラ以テ此段上申仕候也

明治十四年六月十五日

地主總代人
齊藤鉄五郎

戸長
関本又五郎
河野半三
千葉縣令 船越衛殿

外
土取場 二町二反五畝二十二歩

池 三畝十歩

右は山林原野その他雜種地地租改正に付き、地位等級整理の上
一村上の地価、地租等調査仕候ところ、書面の通りいささか
も相違ござなく候。右をもって御許可相成り候わば地ごとに地
価取調帳調製進達仕るべく候。これにより連署をもってこの段
上申仕り候なり。

明治十四年六月十五日

右村
地主總代人
齊藤鉄五郎
事務掛
関本又五郎
戸長
河野半三

千葉縣令 船越衛殿

明治14年（一八八三）、原告陳述書

原告五所金杉村陳述書

（前略） 暨六百間、幅三十間ほどの海面の儀は、去る天明二年九月中、武蔵国豊島郡金杉村庄左衛門、同郡坂本村又兵衛なるもの原告村内金杉浜開墾地見立て、願いの通り仰せ付けられ天明四年に至り松平（松本）伊豆守殿御勘定奉行、稲垣藤四郎殿御代官たりしとき開墾願い許可せられ、示来海面進退の儀は金杉浜へ付与せられ進退致し、且藻捕魚等の使用権は被告村入会致させ実地進退罷りあり候海面たり。しかるに該海面のうち（中略）西の方は五井村へ接したる場所地高にして現今附寄洲のごとく芦生場少々これある所、被告村が証なく該地へ堤防形を築き立て、それより海上へ横はり北の方およそ六百間ほど杭木打ち立て開墾願い済みの地なりと主張すれどもまづ被告村が故意に造言せしものにて（後略）

明治13年（一八八二）、雜種地反別調査願い

五所金杉村雜種地等級簿消印ならび同村のうち見立て反別御調査願い

（前略） 一体五所金杉村の儀は明治七年中五所村、金杉浜新田合併の村名にて、右金杉浜新田たるや天明三卯年武州豊島郡金杉村庄左衛門、同郡坂本村又兵衛、深川森下町山田屋久右衛門ほか金主十人の者、八幡、五所、君塚三か村地先海辺通り附寄洲反別八十六町五反九畝十五歩の見立てにて、御普請役秋月恒次郎殿、長谷川権内殿御出役後、天明四辰年より午年まで三か年に開墾致すべく請書差し出しこれあり（後略）

明治16年（一八八三）、原告答弁書（關係部分）

答え 〓 天明度分見したる絵図面中緑色をなしたるものあり、右悪水路にしてその両側なり紅色の部分は右堤敷にこれあり候
答え 〓 大小塩入堀は甲番外□号すなわち天明度分見絵図面中白色をなしたる縦横の掘割を指したる儀にこれあり、塩小屋は右図面中紫色の部分、すなわち悪水路の上側にあるもの右釜場塩溜場にあたる儀にこれあり候。
答え 〓 塩入堀の大なるものはその幅二十間ずつにておよそ百筋これあり、その反別の詳細は分かりがたく儀にこれあり、塩小屋反別および塩溜場反別も同様にこれあり候。

明治16年（一八八三）、原告上申書（關係部分）

塩を引き入れる大溝を堀り、それより浜中に小溝を立て浜の内におよそ一反歩に井戸を六つ七つ掘る。これは塩を干し上げて汐を垂るる場所なり。もっとも深くは掘らず、この溝敷、井戸敷は反別の外に除く

答えⅡ天明三年八月調製の図面は（中略）当時奉行所より反別改め済みの上、該図面を調製し、秋月恒次郎、長谷川権内、この二名の普請役においてこれを検閲して村民に与えられたる分見図面なり。

答えⅢ天明三年八月調製の図面はすなわち六尺一分の竿をもって実地に測り、五厘を一間となして図面に登記せしものなり。右図面を取り調べたる証左は甲第□号証中「反別御改めござ候ところ八十六町五反九畝十五歩これあり」とあり、これ実地なり、これに基き図面を調製せり、ただし調べ図面を調製したる証拠はほかにこれなき候えども、該図面が現に存在するをもって天明三年八月に該図面が成り立ちたる証拠なり。

答えⅣ図面中、紅色の部分すなわち塩田は大中小の別あり、その大なるは一區一反歩、中なるものは一區七畝歩、小なるものは一區五畝歩宛の割合いをもってせり。そのほか図面中、最大なるものあり、最小なるものあり、これらの反別は図面に付きサシをあててみるときは明白に知るを得べし。

答えⅤ甲番外□号のうち、二の原帳は洪水のために失いたるがゆえに、庄左衛門の相続人吉右衛門において、右原帳の写しによりて該帳を調製したり。ただし洪水のありし年度は今記憶せず。

答えⅥ天明度調製の原帳第一の写しは庄左衛門の相続人において所持致しおるはずなり。しかれども今なお現存するやいなやは知るに由なし。

答えⅦ（改帳は）天明年度に調製したる図面と実地相符号するにより、もって原帳より伝写したることを証するにたるべし。改帳とは、すなわち分見絵図面改帳と記載せし意は文政年度において原図および原帳の写しを改めて後、これを謄写したるがゆえにかくは名記せしなり。

答えⅧ甲番外□号の二に記載しあるうち、沖の方にて南へ六寸二分寄り角ありとあり、また入り込みの場所より沖の方へ丑の方より末の方へ百七十八間とあり、五井境沖より八幡沖まで沖通り百二十九間とあり、君塚村新田より土取り場とも三十二間、ただし五井境の川幅七間とあり、その第一項は図面の寸方を示したるものにて便利のため後日に至り書き添えたるものと思われる。（中略）第二項は誤りにて該帳の下の方に辰巳より戌亥方へとあり、これ実地に適合することをもってこれを亥の方位となすべし。第三項は千の字を誤脱し単に百二十九間とあるは誤写と覚う。第四項は川幅の二字、まさに土取り場となすべし、これまた誤字と覚う。これを実地に比照して知ることを得べし。

答えⅧ天明度に繩受けしたる反別は八十六町五反九畝十五歩のほかこれなく候。

答えⅨ図面中、紅色の場所大中小ともこれを積等すればすなわち八十六町五反九畝十五歩にこれあり候。

明治17年（一八八四）、君塚村上申書（関係部分）

（天明年中より）金杉浜新田と称し来りたるに十戸未満独立一村をなすあたわざるの御令達にて、明治七年中五所村と合併、五所金杉村と改称致し候。

明治十二年九月廿八日写之

五所金杉村

塩場反別帳

明治十四年十月

五所金杉村

試作地価地租一筆限取調書

五所金杉村
市町部
岩野之及多野合致
調書

戸長役場

明治12年（一八八一）、塩場反別帳など

明治十二年九月二十八日これを写す
五所金杉村塩場反別帳

（年号無記）
塩田地価一筆限帳

明治十四年十月 五所金杉村
試作地価地租一筆限取調帳

本文の翻刻は差し控えました

齊藤 操家には、このほか、君塚村と五所金杉村の間で行われた訴訟記録多数が保管されています。本資料集では訴訟にかかわる部分は省略しました。

100

Handwritten notes in a rectangular box, including the name "Mr. J. H. ...".

Large rectangular area containing faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side.



江戸屋の巡拝塔



満蔵寺

満蔵寺の名主源之助と源内の墓

- ① 永壽院暉屋道保信士 文化十一戌年九月廿六日 (名主源之助)
 成覺院含光法蓮信士 文政二己卯年十月朔日 (名主?)
 壽照院映月淨園信士 天保九戌戌年九月上六日 (名主?)
 妻3靈合祀
- ② 慈光院清譽源覚信士 俗名今井源内、行年六十三
 明治四年辛未五月十七日

妻合祀

源之助、源内の間2代 (幸次郎、喜兵衛) も名主か

満蔵寺の名主源之助寄進巡拝塔

南無遍照金剛、壬寅天保十三歳二月吉日、第三 (十番) 札所
 願主、江戸屋喜兵衛、源之助

金杉浜新田名主の変遷 資料から

- 開発当時 名主? 庄左衛門
- 年代未詳 名主五郎兵衛 (今井か)
- 天保9年 名主源之助、見習貞蔵 (江戸屋)
- 文久2年 名主源内 (江戸屋)
- 元治2年 見習貞蔵 (江戸屋)
- 明治3年 名主貞蔵 (江戸屋)



明治30年（一八九八）、小倉直利家金杉浜塩田碑

塩竈神社

裏面 明治三十年九月建立

小倉長七郎

明治四十一年四月設地す

孫 小倉直吉

塩濱に出て 海上（うなかみ）をながむれば
浪にうかぶる 船は四方（よも）へと

海がんは 出水（いずみ）のふせぎ行届き
くるはまつばら 浪こさじとは

小倉長七郎撰歌

行年八十才

裏面 明治三十年九月

清水徳太郎家文書 市原市八幡

一	道中控帳	嘉永・二
二	奉公人受状之事	嘉永・六
三	坂東道中控帳	安政・四
四	上総国市原郡金杉浜新田帳地野帳	万延・元
五	奉公人受状之事	元治・元
六	奉公人受状之事	元治・元
七	奉公人受状之事	慶応・元
八	奉公人受状之事	慶応・三
九	奉公人受状之事	明治・元
一〇	奉公人受状之事	明治・二・三
一一	相定申入請状之事	明治・三
一二	借用申金子証文之事	明治・三
一三	御名寄写 (金杉新田名寄帳)	明治・三
一四	年季奉公人請状之事	明治・四
一五	奉公人請状之事	明治・六
一六	房州道中日記控	明治・一〇
一七	改正反別地佃調簿	明治・一三
一八	新坂改正反別地佃簿	明治・一四
一九	出姓出入帳 (製塩関係)	明治・一七
二〇	反別帳 野取図付	明治・一九
二一	開墾地獄下年期明地佃地租調 (巡視日記)	明治・二二
二二	房州函札三拾三ヶ所日記録 (製塩関係)	明治・二二
二三	刊取帳	明治・二四

二四	所有土地明細帳	明治・三〇
二五	鹹水受払簿 (製塩関係)	明治・二八
二六	製塩払之部	明治・三八
二七	日々出金小使簿	明治・三九
二八	普請并諸道具買入帳	明治・三九
二九	株式会社五井銀行営業報告書	明治・四一・四二
三〇	畑方小作人附帳	明治・四四
三一	田小作人附受取簿	明治・四四
三二	改正反別帳	明治・四四
三三	海岸塩場絵図 (一部欠)	明治・初期

一部文書の閲覧をお願いいたしましたが残念ながらお借りできませんでした。

関係村領主の変遷

(高の端数切り捨て)

① 八幡村 (9給=1403石)

天正18	寛永10					旗本永井領	182石	慶応4	
古河永井領									
天正18	寛永10	元禄11	宝永4						
不詳	八幡堀領	幕領							
							旗本水野領	89石	
							旗本村上領	178石	
							旗本河野領	95石	
							旗本佐野領	226石	
天正18	貞享元	元禄10	延享3	寛延2	明和7	文化8	天保3	5	12
不詳	幕領	幕領	川越松平領	幕領	佐貫阿部領	幕領	貝淵林領	*1	
八幡大久保領				前橋酒井領	天明7		旗本岩本領	204石	
							旗本松本領	166石	
天正19							八幡宮領	150石	
							*1幕領	108石	

② 五所村 (3給=581石)

天正18	宝永元	享保11			天保11?	慶応4
不詳			五井有馬領	旗本白須領		230石
不詳					旗本南条領	216石
不詳					旗本森領	134石

③ 金杉浜新田 (1給=59石)

天明4	幕領	慶応4
		59石

④ 君塚村 (3給=456石)

天正18	慶安元	寛文9	延享3	寛延2	明和7	天明2	文政10	慶応4
不詳	関宿久世領	不詳	前橋酒井領	川越松平領	幕領	旗本川口領		46石
							幕領	鶴牧水野
								388石
								21石

阿部

佐貫阿部因幡守家(寛政譜10-356)

享保9-12、宝暦元-11 ②阿部正鎮、佐貫1万6千石。阿部正春

6男。從五位下、民部、民部少輔、因幡守、53才

宝暦元-12、明和元-13 ③正興、阿部正福2男。從五位下、山城

守、因幡守、32才

明和元-15、安永9-10 ④正賀、從五位下、惣太郎、駿河守。35

才

安永9-12、寛政4-11 ⑤正実、阿部正充5男。從五位下、因幡

守、兵部少輔、信濃守。天保2-12、68才

寛政4-11、文政8-12 ⑥正簡、阿部正保長男。從五位下、駿河

守。54才

文政8-14、天保7-13 ⑦正あき、從五位下、山城守、因幡守。

嘉永6-15、48才

天保7-13、安永元-閏7 ⑧正身、龜井これ尚2男。從五位下、駿

河守。慶応4-17、51才

安永元-閏7、明治4-17 ⑨正恒、從五位下、從三位、因幡守、駿

阿部因幡守家所領(市原郡) 明治32-11、61才

文化8年、天保3年 八幡村 一〇七石?

ほかに関井戸村、青柳村、磯谷村、不入斗村、佐瀬村、村上村(享

保9年、明治4年)、町田村、松ヶ島村

安倍氏。家康に仕えた正勝が関東入国にしたがって5千石をえ、重

次が老中で岩槻9万9千石となった。慶安2年長男定高の相続にあ

たって2男正春に1万6千石が分知され成立。正春ははじめ三浦姓

を名乗って大多喜新田藩を興すが、元禄15年刈谷1万6千石に入封

し、宝永7年城地を佐貫に移された。市原領は享保9年から明治維

新、八幡村は文化8年から天保3年。代々1万6千石を世襲したが、

明治維新のとき佐幕的行動をとったことが咎められて謹慎した。阿

部家の江戸上屋敷は千代田区霞が関1の裁判所合同庁舎。墓所は台

東区西浅草3の東光院と地元佐貫の勝隆寺にある。

所領変遷

正春、慶安2年大多喜新田1万6千石を分知、元禄15年刈屋

正鎮、宝永7年佐貫城、享保9年長柄郡を市原、望陀郡に移す

佐貫藩阿部家①藩史大辞典、②江戸三百藩藩主人名事典

①佐貫藩。佐貫城(富津市佐貫字城山)。内藤家(天正18年、慶長5年、2万石)、松平桜井家(寛永10

年、1万5千石)、松平能美家(貞享元年没収)、阿部家

宝永7年5月に阿部正鎮が三河国刈谷から1万6千石で入封、2

千両の恩貸を受けて佐貫城を再興し、(中略)明治4年7月廃藩、

佐貫県が置かれるが同年11月に廃県となり、木更津県をへて千葉

県に編入される。

②戊辰戦争の最中の慶応4年4月に上総木更津村に集結した徳川義

軍府から援兵の要請があり、藩論が分かれるが佐幕の立場から援

兵を出すことになった。このとき反対派の家老が襲撃された。翌

月、援兵の藩士たちは旧幕府軍とともに富津陣屋の攻撃にも参加

したが次々と敗北を重ねて帰藩してきた。これを追う薩摩、大村、

津の3藩からなる部隊は佐貫に迫り、正恒に対して居城明渡しし

うえ武器弾薬を引渡し、寺院に謹慎することを命じた。正恒はこ

れに従い勝隆寺へ、父正身は天羽郡花ヶ谷村の円龍寺へ主従とも

に謹慎した。

以降の変遷

正恒、正敬、正基(農業、佐貫町長、大佐和町長)、正保。明治

17-7子爵

江戸屋敷①変遷絵図集

①外桜田御門外文化5年阿部駿河守、文政10年山城守、文久元年

因幡守。千代田区霞が関1、裁判所合同庁舎一部

浜町入堀南側延宝年中阿部伊予守。中央区日本橋蠣殻町2、有

馬小学校、幼稚園、蠣殻公園

築地のうち、明和年中、文化5年阿部山城守。中央区築地5、国

立ガンセンターの一部

新橋外、愛宕下のうち、天保元年阿部山城守、10年、12年駿河守、

安政2年、文久2年因幡守。港区新橋3、サンホテル新橋

西久保、麻布のうち、天保元年阿部山城守。港区麻布台1、霊友

会釈迦殿

赤坂のうち、天保7年阿部駿河守、文久2年因幡守。港区赤坂4、

赤坂不動尊あたり

菩提寺①寺、②現況

①浅草東光院、天台宗。薬王山医王寺。東叡山末。台東区西浅草3

11 佐貫勝隆寺、浄土宗。富津市佐貫106

②勝隆寺

①正春、②正鎮、⑥正簡、⑦正あきほか合祀、阿部家累代之墓

有馬

五井有馬兵庫頭家（寛政譜81-58）
 享保11-11、享保20-12 ④有馬氏倫、西条1万石。有馬義景長男。
 從五位下、兵庫頭。側衆、側御用取次。68才
 元文元1-2、宝曆8-6 ⑤氏久、渡辺泰綱男。從五位下、六左衛門、備後守。小納戸、大番頭。明和8-12、73才
 宝曆8-6、宝曆10-2 ⑥氏恒、堀親藏4男。從五位下、式部少輔。22才
 宝曆10-2、安永2-閏3 ⑦氏房、氏久3男。17才
 安永2-5、天明3-19 ⑧氏よし、五井1万石。堀親長2男。從五位下、兵庫頭、23才
 天明3-11、寛政2-7 ⑨氏保、牧野忠寛2男。從五位下、備後守、能登守。29才
 寛政2-9、文化11-7 ⑩久保、加納久周2男。從五位下、備後守。36才
 文化11-7、天保4-1 ⑪氏貞、從五位下、兵庫頭。22才
 天保4-3、天保11-5 ⑫氏郁、從五位下、備後頭、兵庫頭。
 文久2-10、32才。五井陣屋は天保13-4まで
 有馬兵庫頭家所領（市原郡）
 享保11-11、天保11-5 五井村 二、四三六石？
 “ 11-11 “ ” 五所村 二、三一石？
 “ ” “ ” 11-5 五所村 “ “ “ “ “ ”
 ほかに岩崎新田、草刈村、西広村、村上村、寺谷村、出津村、上高根村

村上源氏赤松支流。久留米有馬21万石分家。豊氏の3男頼次も駿河忠長に付けられたが廃絶で蟄居を命ぜられた。次の吉政のとき紀伊頼宣に付属され、4代氏倫が吉宗の將軍就任に従って側御用取次を命ぜられる。老中との中間で御用の取次を行なう重職、松平乗邑、大岡忠相、加納久通らとともに吉宗の享保の改革を実践した。個性がよく実行力があり「人の憎がるもの、人食い犬と有馬兵庫頭」と恐れられた。享保11年、五井村、君塚村など7千7百石を加増、これまでの2千3百石と合わせ1万石となった。
 所領の大半は伊勢国、鈴鹿市の西条に陣屋を構えたが定府で五井頼も常駐の代官、新藤、中島両家が大名主として統括した。氏倫には嗣子がなく、代々の藩主も子宝に恵まれず養子が続いたが氏よしの

天明元年、陣屋を西条から五井に移す。五井藩邸は現在のJR五井駅。およそ百m四方、土塼、水濠（または空堀）を巡らし、居館と地方役所、武家屋敷、稲荷社がおかれたという。翌2年、有馬家は定府が解かれてはじめての国人入り、以後8月參府、2月暇の參勤交代を行なった。五井藩はその後7代つづくが天保13年吹上1万石に国替えとなった。有馬家の江戸上屋敷は日比谷公園で菩提寺は渋谷区広尾の祥雲寺。小さな角柱墓に歴代藩主が眠っている。

所領変遷

氏倫、享保元年千3百石（伊勢国）、2年千石（下野国）、11年7千7百石（市原郡、伊勢、下野国）、天明元年五井1万石
 氏郁、天保11年伊勢、下野国。13年吹上1万石
 以降の当主変遷
 氏郁、氏弘（明治維新）、鎮、氏郁夫人、頼之、聡頼、イト、聡頼夫人。明治17-7子爵、昭和18-11爵位返上
 五井陣屋／①市原市史
 ①氏よしは天明元年11月28日に五井に居所を営んだが、居所は城郭ではなく陣屋であった。陣屋は江戸から13里離れた五井村を貫通する房総往還の東部、字柳前の平坦地に創設され、その規模は約1町四方と伝えられ（市原郡誌）、現在は国鉄五井駅の敷地になっている。居所を設けたのは天明元年であるが、陣屋の正確な創設年は判らない。しかし、大名に昇格した享保11年とすることは疑問がある。氏よしが天明2年2月15日はじめに入部していることから、居所をいとなむ以前にすでに上総市原の所領を支配する出張所があり、天明元年藩主の居館を急増築して拡張した陣屋であったとも考えられる。

江戸屋敷

享保元 ① 6、享保2-8 上屋敷、西の丸下。千代田区皇居外苑
 “ ” “ ” 2-11、明治4 ころ “ ” 外桜田。千代田区日比谷公園
 享保4-11、宝曆7-12 下屋敷、大久保陣筒町 “ ” “ ”
 宝曆7-12、寛政10-8 “ ” 深川八幡前 “ ” “ ”
 寛政10-8、明治維新 “ ” “ ” 内藤新宿。新宿区新宿2、3
 文政11-7 “ ” “ ” “ ” “ ” 広尾。渋谷区広尾5
 中屋敷は鉄砲洲築地、南本所猿江町、木挽町築地と変遷した
 菩提寺／①寺、②現況
 ①麻布（渋谷）祥雲寺（代々）曹洞宗、瑞鳳山、吉祥寺末。渋谷区広尾5-1
 ②歴代合祀、旧野州吹上藩有馬家累代之墓（傘塔婆およそ2m、昭和33年改葬）

岩本

旗本岩本内膳正家（寛政譜19-1118）
 天明7-13 文化3-18 ③岩本正利 旗本2千石。岩本正房3男。
 従五位下、數馬、内膳、内膳正。目付、小普請奉行、普請奉行、

小姓組番頭、書院番頭、留守居、側衆
 文化3-10 文政4-7 ④正倫 従五位下、正五郎、石見守。小
 納戸頭取、先鉄砲頭、新番頭

文政4年 文政9-11 ⑤正信 鉄之丞、内膳正、石見守。側衆、
 小普請組支配、西の丸留守居
 文政9-12 元治元-12 ⑥正遠 正五郎、右京亮、大監物、内膳
 正、大隅守。小納戸、膳番、西の丸留守居

元治元-12 慶応4-7 ⑦内膳正
 岩本内膳正家知行（市原郡）
 天明7-13 慶応4-7 八幡村 二〇五石
 ほかに海保村

甲斐の岩本村に住んだ甲斐源氏の一族。正次が紀伊頼宣に仕えたの
 がはじまり。吉宗の8代將軍就任にしたがった正房がりん米3百俵
 の御家人となるが、3代正利の娘お登美が一つ橋治済の側室となり、
 長男家齊を生んで將軍後継に迎えられることで家運が開けていく。

將軍生母の父となった正利は側衆にすすんで2千石に加増、市原郡
 の八幡村と海保村3百30石などを采地とした。次の正倫は小納戸頭
 先鉄砲頭、新番頭、5代正信は西の丸留守居、6代正遠も小納戸御
 膳番、西の丸留守居を勤めた。

知行変遷
 正房 享保元年3百俵
 正利 天明5年5百石（上野国）りん米を収める、7年5百石（
 市原郡、上野国）、寛政9年千石（市原郡、上野国）。合計2千
 石

岩本内膳正家 旗本人名事典 ①万石以下国字分名集、②幕士録、
 ③旗本姓名高寄、④旗本家百科事典（柳補）、⑤幕臣人名事典

①岩本内膳正利。2千石。上野、上総。甲斐。清和源氏。小納戸。
 丸の内三引、幕紋丸の内三引、五七桐。替紋五七桐、剣花菱。牛
 込善国寺。拝領屋敷虎の門内さき尻

②岩本正五郎、大隅守。2千石。虎御門内

③岩本大隅守。2千石。虎御門内
 ④岩本内膳正利。父帯刀。2千石。虎御門内。寛延2-7家督小
 普請、2-12西の丸小納戸、布衣、3-12西の丸小姓、宝曆元-
 7寄合、3-6小納戸、11-8寄合、12-11徒頭、同-12西の丸
 徒頭、明和元-2西の丸目付、安永5-13小普請奉行、天明2-
 11普請奉行、5-9大目付、7-13小姓組番頭、8-6西の丸書
 院番頭、寛政2-4本丸書院番頭、5-5留守居、9-4西の丸
 側衆、文化3-8卒

⑤岩本正五郎正倫。内膳正、石見守。父内膳正。2千石。虎御門内。
 安永5-12小姓組、6-11小納戸、布衣、天明7-8小納戸頭取、
 野馬掛格、寛政4-5頭取、6-12先手鉄砲頭、10-2新番頭、
 文化3-5小普請組支配、3-10家督、4-6浦賀奉行、8-9
 小姓組番頭格式奥勤、10-12竹千代様側衆、11-9西の丸側衆、
 文政4-7卒

⑤岩本鉄之丞正信。吉之丞、内膳正、石見守。父内膳正。2千石。
 虎御門内。享和2-7小納戸、3-7西の丸同、文化10-12側
 文政5-12小普請組支配、9-5西の丸留守居、9-11小普請？
 ⑤岩本内膳正。申61才。父内膳正、兄内膳正。2千石。文政9-12
 家督小普請、11-12小納戸、同月布衣、天保5-12諸大夫、8-
 2肝煎介、同-4移徒西の丸供、10-10肝煎、12-13本丸小納戸、
 弘化2-12膳番助、3-12膳番、万延元閏3西の丸留守居、元治
 元-12隠居

江戶屋敷 ①東京市史稿、②諸向地面取調書

①正房 享保9年虎御門内兼松岩次郎屋敷9百50坪拝領、
 正利 寛政5年巢鴨火の番町井上十郎屋敷2百70坪添地拝領。
 同預地百3坪永預かり、5年巢鴨火の番町、永預りと虎御門内小
 出主膳屋敷3百坪相對替え、6年本所緑町福島市助屋敷5百31坪
 拝領、9年本所緑町5百30坪を長谷川荒次郎木村筒元へ、虎御門
 内兼松又四郎屋敷3百坪5方替え

②居屋敷 虎御門内千6百坪。千代田区霞が関3、合同庁舎4号館
 拝領下屋敷 深川東元町千坪。右は地守付けおく

菩提寺 ①寺、②文獻、③現況

①麴町（のち牛込）善国寺 日蓮宗、鎮護山、池上本門寺末。新宿
 区神楽坂5-36

②江戸城大奥の生活 ①（家齊の生母お登美の方は）文化14年5月4
 日、68才の長寿を保ってこの世を去った。遺骸は上野東叡山に葬
 り、凌雲院を別当寺とし、法名を慈徳院殿善教成眷大姉という。

③善国寺に岩本家の墓碑はない。お登美の墓も寛永寺、谷中靈園に
 確認できない。

大久保

八幡大久保伊豆守家(寛政譜12-11)
貞享元10(元禄10-7) ②大久保忠高八幡7千石3千俵。大久保忠知長男。従五位下、山城守、佐渡守、伊豆守。小姓組頭、新番頭、小姓番頭、書院番頭、留守居、側衆。元禄14-4、84才
大久保伊豆守家所領(市原郡)
貞享元10(元禄10-7) 八幡村 四八一石? ほかに引田村

藤原氏道兼流宇都宮支流。小田原大久保家11万石分家。家康の重臣忠世弟の孫忠高も家光、家綱、綱吉に仕えて側衆にすすみ、貞享元年、市原の八幡村、引田村を加えて5千5百石とりん米3千俵、2年後の貞享3年再び千5百石を加増されて采地とりん米をあわせて1万石となった。万石は大名だがりん米を交えた微妙な数字。武鑑は大名だが定府で、公式には八幡藩とは呼ばなかった。陣屋は八幡駅近くの旧仲町におかれたという。仲町駐輪場の一面で、土塁、空堀跡がわずかに痕跡を残すほか、鬼門に角欠けを示している。元禄2年、忠高は「生類あわれみの令」とかわかる知足院の造営を命ぜられるが、古材使用などの落度があったとして閉門となり、10年市原の采地を近江国に移された。大久保家は次の常春が老中、烏山3万石に進み、子孫世襲した。菩提寺は世田谷区太子堂の教学院。現存墓碑は3代常春以下の6基で、忠高は八幡大久保家之墓に合祀されている。

所領変遷

忠知 慶長14年3百石(武蔵国)、元和元年5百石(〃)、寛永10年7百石(甲斐国)、19年5百石(望陀郡)。合計2千石
忠高 正保元年相統分知△5百石、寛文2年千俵、延宝7年2千俵、天和2年2千石、貞享元年2千石(上総国)、3年千5百石(武蔵国)。元禄10年近江国内1万石
常春 享保3年5千石(近江国)、10年烏山2万石、13年1万石(相模国)。合計3万石。老中
以降の当主変遷

忠高、常春、忠胤、忠卿、忠喜、忠成、忠保、忠美、忠順(明治維新)、忠順、忠春、忠訓(浜松市医師会副会長)、忠俊(富士宮市立病院外科医長)。明治17-7子爵

八幡陣屋①藩史大事典、②市原市史、③日本城郭大系、④市原市八幡あれこれ

①八幡藩(大久保陣屋 市原市八幡)。また、堀氏が八幡に陣屋を構えていた時期に大久保忠高の陣屋も八幡におかれていたといわれている。(中略)さらに貞享元年10月、上総国において2千石同3年11月武蔵国において采地7千石を知行し、りん米3千俵とあわせて1万石の大名となる。そして元禄10年7月、りん米および武蔵、上総両国の所領を改められ近江国の6郡のうち7千石余を与えられ、持高1万石の大名となる。なお、このような経歴のうち八幡に陣屋が置かれた時期は貞享元年から元禄10年の転封までの14年間といわれている。

②(飯香岡八幡宮造営料寄進記録などから)元禄4年当時堀、大久保氏とともに八幡の領主だったことは間違いないが、(中略)大久保氏も忠高が貞享3年10月八幡の仲町に陣屋を創設したという伝承が残ることから、時を同じくしながら両氏とも八幡領主と称すべきだと考えられる。ただ両氏の大きな相違は(中略)堀氏はその陣屋を居所として江戸との参勤交代を行なったが、大久保氏は定府大名で八幡を訪れることがまれであった。

③八幡陣屋(八幡字仲町)は村田川によって形成された沖積微高地上にある。現在は土塁、郭がごく一部残るのみで市街化し、表面観察ではその面影を偲ぶことができない。陣屋は貞享3年10月に大久保忠高によって設置されたといわれる。その後、堀正直が刈谷村から八幡に居を移したが、その子直さだの元禄11年に越後国刈谷郡椎谷に移封し本陣屋は廃止されたといわれる。

④大久保氏の陣屋は仲町にある市の武道館にあったといわれている。また、堀氏の陣屋はいまでも陣屋の屋号をもつ本町の鈴木さんの所におかれた。

江戸屋敷

天和3-7(元禄2-7)上屋敷 西の丸下。千代田区皇居外苑1、皇居前広場日比谷濠沿い
元禄2-7(元禄11-9)上屋敷 銀冶橋御門内。千代田区丸の内1、JR高架
元禄11-9(正徳3-8)上屋敷 芝新堀端
元禄ころ 中屋敷 本所四つ目
菩提寺①寺、②現況

①青山教学院 天台宗、竹園山最勝寺、山王城琳寺末。世田谷区太子堂4-15

③忠高ほか合祀 大久保家之墓(傘塔婆およそ2m 昭和32年改葬)墓誌 下野国烏山藩主歴代墓碑、第2世伊豆守忠高、元禄15年4月25日没、嶺翁院殿相殿道無大居士(ほかを省略)

大沢

旗本大沢弥三郎家(寛政譜19-1142)
 天保10-12天保13ころ ⑦大沢直行 旗本5百石。弥三郎。右筆
 組頭、西の丸裏門番頭

天保13ころ安政2年 ⑧三七郎 一ツ橋用人、留守居、勤仕並
 寄合

安政2-7慶応4-7 ⑨乙次郎 小姓組
 大沢弥三郎家知行(市原郡)
 天保10-12慶応4-7 五井村 五二九石

清和源氏左馬頭頼信の庶流。豊昌が5代將軍綱吉に仕えて百50俵の
 御家人となり、7代直行のとき奥右筆組頭で5百石、天保10年に五
 井大沢領が成立した。12年西の丸裏門番頭にすむが、町屋敷を町
 民に賃貸したことが不届きとして免職。次の三七郎も2の丸留守居
 のとき組減りストラ、最後乙次郎は小姓組で明治維新となった。

知行変遷

豊昌 貞享3年百50俵、同年百俵、元禄元年りん米おさめ30口、
 15年百50俵

直行 天保6年百俵。合計2百50俵。10年5百石りん米を収める

大沢弥三郎家/旗本人名事典(①万石以下国字分名集、②幕士録、
 ③旗本姓名高寄)、④旗本家百科事典(柳補)、⑤幕臣人名事典

①大沢弥三郎直行。百50俵。山城。源頼信流。右筆。向沢瀉、幕紋
 同断、替紋松皮菱。増上寺月界院。拝領屋敷神田柳原元誓願寺前

②大沢弥三郎。百50俵。柳原元誓願寺前

③大沢幾之丞。百50俵。元誓願寺前

④大沢弥三郎直行。父明之助。5百石。元誓願寺前。寛政6-8家
 督、7-8表右筆、8-11奥右筆見習、□-□奥右筆、文政8-
 4奥右筆組頭格、12-14奥右筆組頭、天保12-14西の丸裏門番之
 頭、天保12-9先役の節より町屋敷を町人共に貸し不つつか小普
 請?

④大沢三七郎。父弥三郎。3百俵。元誓願寺前。一橋用人、天保13
 1-1二の丸留守居、14-12小普請?

⑤大沢乙次郎。亥33才。祖父弥三郎、父三七郎、実父岡村備後守。
 5百石。宿神田柳原元誓願寺前。安政2-7家督小普請、文化元
 1-8小姓組

江戸屋敷/①東京市史稿、②諸向地面取調書、③復元情報地図、④

変遷絵図集

①豊昌 貞享5年真下九右衛門屋敷33坪拝領
 弥三郎 文政5年柳原元誓願寺5百坪高根越前守へ、下谷相生町
 新屋敷鈴木忠太郎屋敷のうち百11坪相對替え。弘化2年下谷相生
 町2百75坪内藤茂之助へ、両国橋向大林弥左衛門2百65坪4方替
 え

②居屋敷 神田柳原元誓願寺前4百30坪
 拝領屋敷 両国橋向かい。2百65坪。右は地守付けおく

③居屋敷 大沢乙次郎。千代田区神田東松町、KMビル、高速1
 号線

④神田辺りのうち 享保年中台所組屋敷のうち 文化5年、文政
 13年、天保9年大沢弥三郎、安政4年、文久元年乙次郎。神田東
 松町(前出)

四谷のうち 寛延2年武田茂兵衛 文久2年大沢弥三郎。新宿
 区若葉1、住宅地

神田、下谷のうち 寛延5年、6年中川惣右衛門の一部 天保
 15年大沢弥三郎。千代田区神田煉塀町JR秋葉原駅構内

菩提寺
 芝増上寺の月界院 芝増上寺寺中。廃寺?

加藤

旗本加藤吉左衛門家(寛政譜記載なし)
 寛永10ころ承応元年 加藤某 旗本石高不詳。吉左衛門
 加藤吉左衛門家領(市原郡)
 寛永10ころ承応元年 五井村 ?石

『市原郡誌』と『市原市史』の五井村所領変遷に加藤吉左衛門があ
 る。寛政譜の13巻に同姓同名の加藤吉左衛門景元があ
 るが、慶長5年関が原の合戦の伏見城で戦死、その子新太郎も駿河
 忠長に属して采地を没収されたとあり年代があわない。

川口

旗本川口久助家(寛政譜91383)
天明2155不詳 ⑦川口恒久 旗本2千5百石。川口恒寿

2男。久助。小姓組、松前巡見、小普請
不詳 ⑧恒ただ 源三郎
慶応ころ ⑨加士児郎 小普請

川口久助家知行(市原郡) 君塚村 四七石
天明2155慶応417 馬立村、廿五里村

ほかに上高根村、武士村、

恒武平氏。宗勝は豊臣秀吉時代番掛1万3千石を領有したが、関が原の合戦で西軍に属したので廃絶の危機に面し、辛くも2千5百石で存続が認められた。次の宗信の相続で弟に5百石を分知、4代宗恒も3百石を分知したがこの宗恒が家勢を伸ばす。長崎奉行をへた元禄6年から5年間、江戸北町奉行を勤めで大公方將軍綱吉の「生類哀れみの令」違反者取締にもあたった。延宝8年、貞享3年と加増、家禄は2千7百石となった。

天明2年7代恒久が世子時代の11代將軍家齊西の丸小姓となり、將軍職就任で本丸にしたがった。このとき、安房国の采地を市原の廿五里村、上高根村など5村に移して川口領が成立したが、8年奥羽蝦夷地松前への巡見を命ぜられたとき作法不良があったとして小普請に落された。文政10年、北条藩主水野忠てるが惟津村に居所を移したので廿五里村は惟津藩領とされたが君塚村は明治維新につづいた。

知行変遷

宗勝 慶長10年2千俵、11年5百石(下総国)、りん米を采地に改め2千5百石

宗信 慶長17年相続分知△5百石
宗恒 承応元年相続分知△3百石、延宝8年5百石(下総国)、貞享3年5百石(〃)。合計2千7百石

宗直 元禄14年下総国の采地を安房国に移す

恒久 天明2年安房国の采地を市原、埴生郡に移す
川口久助家/旗本人名事典 ①万石以下国字分名集、②幕士録、③旗本姓名高寄)

①川口久助恒久。2千7百石。下総、安房、上総。尾張。平氏支流。両番。丸の内茗荷。浅草本願寺長敬寺。浅草鳥越。

②川口久助。2千7百石。鳥越

③川口久助。2千7百石。浅草鳥越

江戸屋敷 ①東京市史稿、②諸向地面取調書、③変遷絵図集

①宗恒 元禄6 4屋敷召上げ、林美濃守屋敷拝領
恒寿 享保6 9西久保土取場山割残8百5坪波谷良信と預かり
恒久 明和8 12西久保天徳寺前と西久保薬師堂前牧野備前守下屋敷9百47坪相對替え。天明3年西久保薬師堂前と浅草鳥越利讀
岐守のうち千百21坪相對替え

久助 天保9 10 浅草元鳥越千百21坪巨勢六左衛門へ、四谷久能町弓矢田新助屋敷のうち8百坪5方替え

加士児郎 万延元 4浜町差上げ、浜町堀伊豆守のうち5百坪拝領

②居屋敷(久助) 浜町蠣殻町5百坪余
拝領屋敷 四谷久能町百7坪。右は地守付けおく

③常磐橋御門内 元禄11年町奉行川口撰津守(宝永6年本多伊勢守)千代田区大手町2、日本ビルの一部(元禄6 12 11 12)

小川町のうち 延宝年中、貞享5年川口源左衛門(元禄3年内藤丹後守)。千代田区神田錦町2、東京電機大学、神田警察署

浜町入堀南側 安政4年川口文助。文久元年川口加士児郎。中央区日本橋人形町1、五番街ビル、TTIビルの一部

西久保のうち 延宝年中林相模守。元禄10年川口撰津守(天保5年松平右近将監)。千代田区虎の門3、4、長谷川ビル、ランドイック第2虎の門ビル、農林年金会館の一部

神田、下谷のうち 延宝年中、天和3年 貞享2年川口源左衛門(元禄11年和田彦右衛門ほか)。千代田区外神田2、妻恋坂交差点、外神田水谷タウンプラザ、河野ビル

菩提寺
浅草本願寺の長敬寺 浅草本願寺寺中。台東区西浅草1-2

河野

旗本河野権右衛門家(寛政譜10-211)
寛永219慶安415 ①河野通重 旗本千五百石。河野盛茂2
男。勝六郎、権右衛門。小姓、鉄砲頭、家綱付。68才
慶安412元禄411 ②通成(通定) 2千2百石。伊右衛門。
書院番、使番、長崎奉行、槍奉行、大目付。72才
元禄517享保319 ③通護 権九郎。小姓、使番。63才
享保311明和元18 ④通長 権右衛門。小姓番士。66才
明和元18安永元14 ⑤通孝 通護2男。権右門。書院番。安
永712享和317 ⑥通成 久世広武5男。善十郎。書院番、
使番、先弓頭
享和3年 ⑦通開 鉄之助。小普請
文化619文久3年 ⑧通訓 権右衛門、対馬守、豊前守、近
江守。使番、目付、日光奉行、山田奉行、京都町奉行、普請奉行
作事奉行、田安家老
文久312慶応417 ⑨通和 権右衛門、伊予守、対馬守。小
姓組、小十人頭、歩兵奉行、留守居、小普請面々支配
河野権右衛門家知行(市原郡)
宝永215慶応417 八幡村 九六石
ほかに大野村、中野村(寛永2年慶応4年)

越智氏河野庶流。武田家に仕えて勝頼没落後家康の配下に。盛政は
関が原の合戦のとき槍奉行をつとめ、太坂の陣は使番で9百30石と
した。長男通利と4男通安がその遺領を分けたが、2男通重はこれ
より早く独立する。元和元年大阪の陣の戦功で3百俵、寛永2年市
原の大作村、中野村などを知行した。のちさらに加増されて千五百
石となったが、江戸の拝領屋敷を貸し、借り手がそこで店を開いた
ことが問題になり閉門処分も受けた。通成のとき弟に3百石を分知
寛永6年長崎奉行、延宝8年槍奉行にすすんだ時千石を加増され、
宝永2年、采地の入替えて八幡村を加えた。子孫は小姓番、書院番
をつとめ、8代通訓は京都町奉行、作事奉行をへて田安家家老、最
後の通和が歩兵奉行、留守居となった。河野家の墓所は中野区の長
龍寺にある。本家河野通泰の開基で旧武田家臣団の菩提寺。通河
院殿山外玄空居士Vが通重で、子孫もこれに合祀されている。

知行変遷

通重 元和元年3百俵、寛永2年4百石、りん米を采地に改める。
市原、望陀郡、下総国。6年6百石(山辺郡、武蔵国)、10年5
百石(甲斐国)。合計千5百石
通成 慶安4年相続分知△3百石、6年5百石(下総国)、天和
2年5百石(上野国)。合計2千2百石
通護 宝永2年甲斐国の采地を市原郡、望陀郡に移す
河野権右衛門家/旗本人名事典(1)万石以下国字分名集、②京都大
事典、③幕臣人名事典、④旗本家百科
河野善十郎通成。2千2百石。上総、下総、上野、下野。伊予。
越智氏。両番。角切の内三文字。市ヶ谷長竜寺。駿河台袋町。
②河野通訓。生没不詳。第35代京都町奉行。幕臣。嘉永319山
田奉行から京都町奉行となる。米価高騰のため市中10か所に施行
所を設け貧窮者救済にあたった。嘉永611普請奉行に転任
③河野近江守。成60余才、祖父善十郎、父鉄之助。文化619父跡
式小普請組八木十三郎支配、文政412小姓組、天保411使番、
1010西の丸目付、1519日光奉行、嘉永元16山田奉行、31
9京都町奉行、611普請奉行、安政411作事奉行、517田
安家老、文久211勤仕並寄合
④河野左門通和。権右衛門、伊予守、対馬守。2千2百石。駿河台。
小姓組、安政414小十人頭、文久312家督、同12歩兵頭(
2千石高)、元治214歩兵奉行(3千石高)、慶応312留守
居、小普請面々支配、412留守居並
江戸屋敷/①諸向地面取調書、②復元情報地図、③変遷絵図集
①居屋敷 駿河台大袋町7百57坪
②居屋敷 河野対馬守、普請奉行、2千2百石。千代田区神田駿河
台2、東京都がん検診センター、浜田病院
③普請奉行 河野対馬守、新宿区西早稲田3、早稲田大学の一部
④駿河台、小川町のうち元禄6年、宝永年中河野権九郎、千代田
区神田駿河台2、猿楽町2、住友不動産ビル、フランセセンタ
1
駿河台、小川町のうち正徳2年、享保2年河野権九郎、文化5
年、小日向、小石川のうち延宝年中河野権九郎。文京区春日2、茗
台中学校の一部
菩提寺/①寺、②現況
①市ヶ谷長龍寺 曹洞宗、富聚山、武州小机雲松寺末。杉並区高円
寺南2131
②通重 通河院殿山外玄空居士(宝篋印塔およそ2m 慶安4年)

神尾

旗本神尾刑部少輔家(寛政譜16-214)
 元和元1寛永1018 ②神尾守世 旗本3千10石。神尾忠重長男。從五位下、五兵衛、刑部少輔。小姓、籌問番頭、60才
 寛永1011明暦元12 ③守勝 從五位下、猪之助、宮内少輔。
 小姓、徒頭。57才
 明暦元年 元禄1516 ④守好(守永) 2千7百10石。五郎太夫。書院番。元禄1614、77才
 元禄1516 享保2111 ⑤守親 2千10石。五郎左衛門、五兵衛
 書院番。廢絶。享保1316
 神尾刑部少輔家知行(市原郡)
 承応元年 享保2111 五井村 二、四三七石?
 ほかに町田村、総社村、松ヶ島村、村上村、廿五里村

藤原氏支流。加茂の神職の家系だが忠重の妻が家康の側室阿茶の局となつたことで家運が開けていく。家康の信任があつく大阪冬の陣に供奉して和議の交渉にあたり、2代將軍秀忠の娘、和子の後水尾天皇輿入れに付添つて從一位にすすんだ。その子守世が縁に連なつて小姓となり、関が原の合戦、大阪の役の戦功で3千石を拝領した。慶長19年佐倉城構築中の土井利勝が東金持場への御成街道を整備、このころ家康、秀忠両將軍による鷹狩が繰返された。元和元年、御成街道沿いの守世領千葉金親村に大御所家康と將軍秀忠がお成り、守世、守勝父子が歓待して家康から太刀1振などを拝領した。
 五井領は承応元年から。享保2年、8代將軍吉宗の享保の改革で「小普請天野佐十郎某、無尽講ということをして人の金銭を偽りかすめしにより死刑に処す。小姓組神尾弥五兵衛守尹、小普請神尾五兵衛守親、神尾外記守宣これに連座して追放さる。その子供みな同じ」(徳川実記)。一族が連座、廢絶となつた。
 神尾家の江戸屋敷はいまの東京フォーラムにあった。明暦の大火で焼失、江戸は一面の焼野原で雨露をしのげるアバラヤもない。「百姓家でもよいかから取壊して船便をもって急送、の命令がでた。(中略)協議の結果、理安寺(現守永寺)の本堂までも取壊して江戸へ送り仮屋敷とした。(中略)江戸の神尾邸は毎夜、家鳴り金光の怪異があるので守永は怖いて占いをさせたところ理安寺を壊した祟り

だといふので、万治元年霞池を埋めて寺を再建し、その祟りをしずめた」(五井町歴史年表)。神尾家の菩提寺は江東区の雲光院。開基阿茶の局の宝篋印塔は黒ずみ格調さえうかがわせる。

知行変遷

守世 元和元年3千10石(上総、下総国)

守好 正保元年相統分知△3百石

守親 元禄15年相統分知△5百石、享保2年廢絶、追放

神尾陣屋 ①五井町文化財資料2、②五井町歴史年表

①五井町は南北に長く家々が続いてその端がカギの手に曲がって

いわれる城郭の食違いのようになっていた。街の中央東は小字

柳前といつて幕臣神尾五郎太夫の陣屋跡で、西は1町位の守永寺

の境内で当時はコンモリと茂った森の中に宏壮な堂宇が立並んで

いた。この2つが東西に長く胴体を作って兵法の両翼を張った、

いわゆる鶴翼の陣によく似ている。

②承応元年 五井村へ神尾宮内高3千石をもって下総金親村から知

行変えとなる。守勝から代々の子孫は享保元年故あって改易され

るまでおよそ70年間知行した(守永寺古)

享保2年 五井村は万治2年神尾五良大夫が知行してから当年上

地となり天領のため代官相倉半九郎が支配することとなった(大

宮日記、五井村誌)

江戸屋敷

承応ころ 寛文1011居屋敷 鍛冶橋御門内。千代田区丸の内

3、東京フォーラムの一部

寛文1011 延宝ころ 居屋敷 愛宕下。港区新橋5松岡田村町

ビル、新橋STビル、ゼネラルビル(以降不詳)

菩提寺 ①寺、②文獻、③現況

①神田(のち深川) 雲光院 浄土宗、竜徳山光嚴寺、京都知恩院末。

江東区三好217

②江戸大名墓総覧 (雲光院) 雲光院は徳川家康の側室阿茶局の開

基で阿茶の院号の雲光院殿が寺号になっている。(中略)墓地に

入るとすぐ正面に阿茶局巨大な宝篋印塔墓が建造されている。石

塔は納骨台石上にあるが、同墓が当初ここに建造されており、ま

た石塔の方角なども不明である。

③守世生母阿茶局 雲光院殿一位尼公正誉周栄大姉(宝篋印塔お

よそ4m 寛永14年)

分家旗本守重の墓1基が現存するが刑部少輔家のものはない。

④五井守永寺も菩提寺だが墓は現存しない。住職によれば松平家信

生母墓を松平、神尾両家のものとして供養続けているとのことだ

であった。

久世

関宿久世大和守家(寛政譜8-11)
慶安元19、寛文9-16 ①久世広之、定府4万石。久世広宣3男

從五位下、大和守、從四位下、侍從。小姓、膳番、書院番、小納戸、徒頭、小姓組番頭、若年寄、老中。延宝7-16、71才

久世大和守家所領(市原郡)
慶安元19、寛文9-16 君塚村 四一〇石？

ほかに推津村、菊間村、奉免村、片又木村、池和田村、上高根村、下高根村、風戸村、不入斗村

村上源氏久我庶流。広宣が家康に仕えてその沈着な戦いが知られた。遺領の7千石は長男広当に引継がれたが、弟広之も5百石の分知をえて出世していく。4代將軍家綱の側衆から若年寄、老中、関宿5万石にすすむ。市原領は推津村、菊間村、君塚村など10か村2千5百石で定府時代の慶安元年から関宿に所領を移した寛文9年まで。

子孫は重之、広明、広周と3人の老中を出したが、広周が公武間周旋失敗の責任を取らされて減封、広文も明治維新のときの騒動で4万3千石で廃藩置県となった。

久世家の菩提寺は豊島区巢鴨五丁目の本妙寺にある。明暦大火の火元寺で振袖火事伝説でも知られる。右手梵鐘横に初代広之以下歴代藩主、広之の父広宣ら本家、分家の墓碑が整然と立並んでいる。

所領変遷
広之、寛永3年分知5百石(下総国)、18年4千5百石(上総国5千石)、慶安元年5千石(海保領、相模、武蔵国)合計1万石

万治2年5千石(相模国)、寛文2年5千石(武蔵国)若年寄。3年2万石(市原郡ほか)、老中。9年関宿5万石(下総、常陸国以降)天和3年庭瀬、貞享3年龜山、元禄10年吉田、宝永2年関宿城、享保3年1万石、万延元年1万石、文久2年△1万石、△1万石、明治元年△5千石。最終4万3千石

関宿藩久世家／①藩史大事典、②国史大事典
①関宿藩。城(千葉県関宿町久世曲輪)。松平久松家、松平能見家、小笠原家、北条家、牧野家、板倉家、牧野家、久世家。久世家は寛文9-16、天和3-8、久世広之(相模国内ほかから)、重之(庭瀬へ)、宝永2-10、明治4-17、重之(吉田から)、てる

之、広明、広誉、広運、広周、広文、広業(廃藩置県)。板倉氏13年の在藩の後、寛文9年久世広之が5万石で入封した。広之は旗本から出て家綱の側衆となり、関宿に入封以前、寛文2年若年寄、同3年老中を歴任した幕閣中枢で関宿入封にあたり加増領知替えが行なわれ、下総国、常陸国の5郡に領地を賜った。広之は延宝7年卒し、嫡子重之が遺領を継ぎ天和3年8月に備中国庭瀬に転封された。

②久世広之江戸時代前期の老中。(中略)慶安元年はじめて万石に列し新規取立ての大名となった。広之は土屋数直らとともに4代將軍家綱の保育にあたり、寛文2年若年寄、翌3年老中に就任した。所領も功勞によりたびたび加恩され、下総関宿城5万石の城持譜代大名となった。老中としての広之はとくに傑出したところはなかったが着実に事を処し、大老酒井忠清の専權のもとで、幕政の分治的傾向の推進につとめた。

以降の変遷
広之、重之、てる之、広明、広誉、広運、広周、広文、広業(明治維新)、広英、広武、康生(住友重機)、広周。

江戸屋敷／市原所領当時の変遷
寛文10-18、寛文11-16 西の丸下。千代田区皇居外苑。

寛文11-16 不詳 堀田備中守屋敷拝領

万治3-11、延宝7-16 板倉筑後守屋敷跡？

菩提寺／①寺、②文献、③現況

①丸山本妙寺 日蓮宗勝劣派、徳栄山惣持院、越後本成寺末。豊島区巢鴨5-35

②江戸大名墓総覧(本妙寺) 本妙寺は元龜2年に駿府に創立され、開基は大久保忠俊、久世広宣、阿部忠秋などである。徳川家康の江戸入城後数回移転を重ね、寛永13年に本郷丸山に移り、明治43年に現在地に移転している。山門を抜けすぐ右側の石垣上、まわりを低い石塀で囲んだ一角が関宿藩久世家の墓域である。(中略)墓域内には初代広之以降、7代広周までの江戸期の7藩主のほか婦女子と明治後の分家を含め全37基の石塔が建造されている。(中略)本妙寺の久世家の墓域の入口前には初代広之の父で開基の一人である広宣の板碑墓がある。

③千葉県歴史資料調査報告書(本妙寺) 碑名などの調査報告

④寛政譜の広之の葬地は宗家四谷の別荘、のち小日向の別園だが、墓は本妙寺にある。同寺には歴代藩主、本家、分家墓がある

⑤広之の自証院殿日悟大居士(傘塔婆およそ2m) 延宝7年

酒井

前橋酒井雅楽頭家(寛政譜2-1)
 延宝8-11天和元-2 ④酒井忠清 前橋15万石。酒井忠行長男。

從四位下、左少将、雅楽頭。老中、大老。天和元-5、58才

天和元-2宝永4-11 ⑤忠孝 從四位下、侍從、左少将、河内守、雅楽頭。奏者番、寺社奉行。享保5-11、73才

宝永4-11宝永5-11 ⑥忠相 從四位下、内匠頭、雅楽頭。42才

5-12享保5-14 ⑦親愛 從四位下、雅楽頭。享保18-3、40才

享保5-14享保16-19 ⑧親本 酒井忠菊長男。從四位下、侍從、阿波守、雅楽頭。27才

享保16-10寛延2-11 ⑨親恭 酒井忠菊4男。從四位下、侍從、左少将、雅楽頭。大阪城代、老中、首座。安永元-7、63才

酒井雅楽頭家所領(市原郡)
 延享3-6寛延2-11 八幡村 四八〇石?

3-6 寛延2-11 君塚村 四五六石?

ほかに田淵村、月崎村、徳氏村、柿木台村、大久保村、國本村、飯給村、日竹村、折津村、柳川村、菅野村、山崎村、芋原村、根向村(延宝8-11寛保2-17)、廿五里村、海保村、村上村、町田村、天王河原村、今津朝山村

清和源氏義家流。譜代最大の名門酒井家には雅楽頭と左衛門尉の2大系があり同根、雅楽頭系は重忠が関東入府のとき川越1万石、関が原の合戦勝利後厩橋3万3千石となる。孫の忠世は大老、次の忠清も大老で病弱の4代將軍家綱に代わって専権、江戸城大手門前下馬札の上屋敷にちなんだ下馬將軍の名で恐れられた。延宝8年、内紛のあった久留里土屋藩を取潰しその所領久留里2万石を酒井家の加増地とした。この時、市原の田淵村、月崎村、徳氏村など23か村およそ5千石が前橋領に、延享3年から寛延2年、所領替えて八幡村、君塚村などが加わった。酒井家の久留里分領は前橋から派遣された小神野家以下が統括した。土屋氏の改易にあたって久留里城は廃城、当初向郷の地に陣屋を構えたが、天和2年交通要衝の城下安住に陣屋を移した。寛保2年黒田直純の久留里移封で前橋藩の支配は終わった。

所領変遷

重忠 天正18年川越1万石、慶長6年厩橋3万3千石
 忠世 元和元年厩橋8万5千石、累増15万石
 忠清 寛永14年厩橋10万石相統、累増15万石。延宝8年市原加増
 忠孝 天和元年厩橋13万石相統、新田2万石、合計15万石
 忠恭 寛保2年市原郡の一部を上野国ほかに移す、延享3年上野国を市原郡ほかに移す。寛延2年姫路15万石。所領を播磨国に移す
 安住陣屋 ①市原市史
 大老酒井雅楽頭忠清の加増。こうして土屋氏の改易によって久留里は廃城となり所領は一時幕府の直轄領になった。ところが、翌8年1月上野前橋藩13万石の藩主で大老の酒井忠清がほぼ旧久留里藩領に匹敵する2万石を加増された。(中略)前橋藩の久留里領支配のため、はじめ小櫃川に臨む久留里の向郷古陣屋9百坪の平坦地に陣屋を設け、さらにのちには久留里の飛地安住の地に1万千坪におよぶ規模の陣屋を築いたとされる。

以降の系譜
 ①親恭、忠以、忠道、忠実、忠学、忠宝、忠頭、忠積、忠悼、忠邦(廃藩置県)、文子(忠頭夫人)、忠興、忠正(農林大臣、貴族院副議長)、忠元(洋品店経営)、忠紀。明治20-16伯爵。

江戸屋敷/変遷
 ③天正18年 寛永11年上屋敷 千代田区千代田、皇居東御苑内

寛文7-11 天和元年 大手町1三井物産ビル

天和元-3 元禄6-12 有楽町2、東京国際郵便局

元禄6-12 宝永5-12 神田小川町1、2、日通住商

宝永5-10 明治維新 大手町1、三井物産ビル

中屋敷は寛永から明治維新まで中央区日本橋蠣殻町1、人形町1、小網町の一部、ライオンズマンション、カナメビル周辺

下屋敷は本所、同所、麻布六本木、鉄砲洲、西ヶ原と変遷した

菩提寺 ①寺、②文献

①前橋竜海院 ②曹洞宗、前橋市紅雲町

麻布曹洞寺(江戸菩提寺、正室の墓) 禅宗臨濟派、日東山、京都妙心寺末。港区南麻布2-1-9

染井靈園(明治以降) 都営、豊島区駒込5-1-5

谷中靈園() 台東区谷中7-1-5

竜海院
 享禄年間、徳川家康の祖父松平清康の開基と伝えられている。天正18年家康が江戸に入部したとき、その臣酒井重忠は川越に移封、ついで慶長6年前橋に移ったが、このとき徳川家の命により前橋龍海院を建て酒井家の菩提寺とした。(中略)初代重忠から9代忠恭までの墓と一族のそれが南北方向に2列をなして並んでいる。

佐野

旗本佐野九右衛門家(寛政譜14-31)

宝永2年、宝永4-6 ③佐野政国 旗本2百50石。佐野政次長男。与市郎、九右衛門。大番新番。50才

宝永4-8、享保17-18 ④政長 52才

享保17-19、天明2-3 ⑤政信 九右衛門。大番、新番、組頭

天明2-3、寛政以降 ⑥政房 秀之助、九右衛門。大番、新番

不詳 九右衛門 新番

天保5-7、不詳

慶応ころ 藤三郎 相支配世話取扱、講武所奉行

支配 佐野九右衛門家所領(市原郡)

宝永2年、慶応4-7 八幡村 二二七石

藤原氏秀郷流。正重が家康に仕えて甲斐に2百50石をえ、3代政国の宝永2年に甲斐の采地を市原の八幡村などに改めた。5代政信が新番組頭をつとめ、以後新番、講武所奉行支配で明治維新となった。

知行変遷

正重 2百50石(甲斐国)

政国 宝永2年甲斐国の采地を市原郡に移す

佐野九右衛門家/旗本人名事典(①万石以下国字分名集、②幕士録、③旗本姓名高寄)、④幕臣人名事典

①佐野九右衛門政房。2百50石。上総。三河。藤秀郷流。大番。丸

劍木瓜。四谷西応寺。大久保尾張殿上地

②佐野九右衛門。2百50石。大久保尾張殿上地

③佐野九右衛門。2百50石。大久保

④佐野藤三郎。丑口才。祖父九右衛門、父九右衛門、実父榊原藤右衛門。2百50石。尾張殿上地住宅。天保5-7家督小普請、嘉永

3-13相支配世話取扱、文久3-4講武所奉行支配

江戸屋敷/①東京市史稿、②復元情報地図、③変遷絵図集

①政国 宝永4-2 市ヶ谷大隅町内藤吉右衛門屋敷百72坪忠吉左衛門と預り

政信 明和5-2 市ヶ谷大隅町差上げ、四谷大久保尾張殿上地のうち6百坪拝領

②佐野藤三郎。新宿区余丁町、那須屋、ヒル、升藤酒屋

③市ヶ谷のうち 延宝年中、享保年中、宝暦13年佐野九右衛門(明

和5年尾張殿の一部) 新宿区市ヶ谷本村町、陸上自衛隊市ヶ谷駐屯地の一部

菩提寺/①寺

①四谷西応寺 浄土真宗、松雲山、浅草本願寺末。新宿区須賀11

柴山

知県事柴山文平家

慶応4-7、明治元年 柴山 典(富典) 久留米藩士。軍監、
徴士、房総知県事、宮谷県権知事、知事、7等判事、有馬家家令、
宮内庁御用掛。従五位。明治17-10、63才
柴山文平支配地
慶応4-7、明治元年 上総、安房国、旧直轄、旗本領すべて

久留米藩士。久留米藩は代々佐幕色が強かったが、弾圧のなか国事に殉じた真木和泉の影響で幕末に多くの志士を輩出した。柴山も真木らと交わって勤皇を志すが藩方針の曲折で幽閉、謹慎を繰返した。慶応4年、鳥羽伏見の戦いがはじまると、藩命により江戸に下って新政府軍の軍監となり、7月房総知県事として上総、安房国の旧旗本領統括を命じられた。柴山は当初、八幡宿に仮役所を置いたが詳しい所在地は不明。8月に長南町に移した。

明治維新当時の市原は江戸開城に反対する過激旗本が集結するなど不穏な状況が続いたが、義軍府の敗走、脱藩大名・林忠崇の奥羽転出など、ようやく落着きを取戻しつつあった。柴山は新県政の確立に向けて所領内の治安維持にあたる一方、旧旗本領年貢米の徴収などにあたった。わずかな期間ではあったが仁政を施し、領民に喜ばれたという。

明治元年7月、柴山の管理した旧旗本領に沼津5万4千石水野忠敬が、12月には浜松6万石の井上正直が転封、市原領管理は終わった。柴山は宮谷県権知事をへて知事にすむが、明治4年7月廃藩置で解任、のち上等裁判所判事、旧藩主有馬家家令を勤め、明治17年、63才で逝去した。墓所は谷中霊園の奥まった一角にある。

房総県、宮谷県/①国史大辞典

①明治初年、上総国におかれた県名。明治元年7月、上総、安房県知事がおかれたが翌2年2月、宮谷県と改められた。4年11月、鶴舞、松尾、小久保、桜井、菊間、鶴牧、大多喜、久留里、佐貫、飯野、一宮、長尾、花房、館山、加知山の15県と合併して木更津県と改称された。
柴山 典/①千葉いまむかし、②わがふるさと長南

①柴山典が房総知県事(上総房州監察兼知県事)に任命されたのは慶応4年7月はじめであった。柴山はそれまで大音竜太郎らとともに軍監として上野国前橋辺りで鎮撫隊に従事していたが、命により帰府し鎮台府からその任命書を受けたのである。(中略)確かにこの時期には房総地方のみならず広く関東地方各地において戊辰戦争の収束過程が始まりつつあったといってよい。上総国八幡に赴任した柴山は7月17日付けで次にかかげるような通達(省略)を房総、常陸の各藩に送った。とくに上総飯野藩に対しては、同藩が管理している旧請西藩領村々の物成郷村等お仕置も知県事の管轄に移る旨が伝達されている。通達の主旨は、強賊等手余り候節は出兵の儀お掛合いの可能性があることを予告することであり、ここには監察の肩書をもつ柴山の危機意識をみる事ができる。

①慶応4年閏4月、柴山は藩命により京坂地方から江戸に下り、5月新政府軍監として上州鎮定作戦に従事した後、7月房総地方へ赴任する。こうして明治4年7月罷免されるまで3年間にわたり房総常陸地方で新県創造のための事業に従事した。(中略)宮谷県知事を罷免された柴山は、さらに旧旗本先納下げ金の専断処分について司法省裁判所で糾問され、明治5年11月に従五位を剝奪され、翌年6月には謹慎30日の判決を受けた。

②慶応4年7月、新政府から安房上総知県事に任命された久留米藩士柴山文平は、旧幕府時代の代官領、旗本領の支配を受継ぎ、はじめ市原郡八幡宿におりましたが、翌8月には長南宿に移り、浄徳寺を知県事役所を選び、長南陣営または長南役所といひ房総県と公称しようです。さらにその後、浜松から国替になった井上藩と同明治元年12月、領地引渡しの引継ぎを済ませ、大網宿宮谷の本国寺へ移りました。明治2年1月には、府、藩、県の3治制がしかれ、安房上総知県事柴山文平の支配地は宮谷県と公称され柴山文平は宮谷県権知事となりました。

八幡宿での柴山文平はさっそく新政の具体的事項を布告しました。その項目の1つに「当秋より物成りなどこれまでの地頭へは1粒たりとも相与え申すまじく候。もし押借などいたし候輩これあり候わば早々訴え出づべく候こと」(中略)宮谷では凶作のための検見願いや引方願いをする場合のことなど仁政をよくし治安に努めたので、長く高い年貢に苦しめられてきた農民にとくに新政が喜ばれたようです。明治4年7月には廃藩置県が実施され柴山文平は解任されました。

菩提寺/①寺、②現況
①谷中霊園(都宮)台東区谷中7-15
②従五位下柴山典墓(柱形およそ2m)明治17年)

白須

旗本白須甲斐守家(寛政譜19-38)
天保10-12、天保14-10 ⑥白須政徳 旗本5千50石。従五位下、
鉄五郎、加賀守、和泉守、甲斐守。小姓、小普請支配、清水家老、
側御用取次

天保14-12、慶応4-7 ⑦政はる 飛騨守(部屋住死?)嫡男。
助太郎、甲斐守。百人組頭、小姓組番頭、書院番頭、大番頭

白須甲斐守家知行(市原郡)
天保10-12、慶応4-7 五所村 二八〇石 ほか寺谷村

清和源氏義光流甲斐武田氏の一族。2代政休の妻が5代將軍綱吉の
側室で徳松生母お伝の方の姉という血縁で栄達していく。政休が5
百石をえ、妻小谷氏も終身月俸50口が与えられのちに家録に組込ま
れた。4代政賢のとき10代將軍家治の側衆にすすんで千石を加増、
11代將軍家齊の側御用取次となった政徳も3千石が加算されて合計
5千50石となった。五所村と寺谷村は天保10年から明治維新まで。
最後の政はるが百人組頭、書院番頭、大番頭をつとめた。

知行変遷
①政休 天和3年2百俵。元禄15年3百石りん米を采地に改め合計
5百石(天羽郡)

政親 享保10年50口母小谷氏の月俸を賜う
政賢 明和2年3百石(天羽郡)、6年千石、月俸を采地に改め
る。合計2千50石(周准郡、安房国)

政ちか 天保6年千石、10年2千石。合計5千50石
お伝の方 ①徳川將軍家人物総覧

①父は黒鉄者の小屋権兵衛。寛文年中、桂昌院に仕え、同10年綱吉
に仕えるようになる。延宝5年鶴姫を生み、同7年徳松を生む。
以後、御袋様と称す。綱吉の寵を得、父の小屋権兵衛は堀田正俊
より苗字を与えられ堀田將監と称するなど一族みな栄達した。元
禄7年5の丸様と称し、宝永6年には3の丸様と称した。元文3
年没。80才とも81才ともいう。法名は端春院。芝増上寺の岳蓮社
に葬る。

白須甲斐守家/旗本人名事典(①万石以下国字分名集、②幕士録、
③旗本姓名高寄)、④旗本家百科事典(柳補)、⑤幕臣人名事典

①白須甲斐守政ちか。2千50石。上総、安房。甲斐。清和源氏義光

流。小納戸。割菱のち改め亀甲輪達。東叡山勸善院。小川町

②、③白須甲斐守。2千50石。小川町堀留
④白須甲斐守政ちか。父甲斐守。2千50石。小川町角。安永2-10
家督、同10小納戸、5-7西の丸小姓、8-4寄合、9-8小
普請組支配、天明元-12小姓組番頭、6-10書院番頭、8-6大
番頭、寛政6-7側衆、6-10西の丸側衆、9-4本丸側衆、文
化13-9卒

白須鉄五郎政徳。加賀守、和泉守、甲斐守。父甲斐守。2千50石。
小川町堀留。寛政9-11小姓、享和元-6中奥小姓、文化13-1
12小普請組支配、14-17清水家老、文政5-11側御用取次見習、
小姓組番頭格、8-5側御用取次、天保7-9西の丸側御用取次、
9-17本丸側御用取次、14-10卒

⑤白須甲斐守。祖父甲斐守、父飛騨守。5千50石。神田小川町。天
保14-12家督寄合、15-6中奥小姓、弘化3-10諸太夫、嘉永元
-10百人組頭、5-2西の丸小姓番頭、6-9本丸、安政2-4
書院番頭、6-10大番頭、文久2-10勤仕並寄合

江戸屋敷/①諸向地面取調書、②復元情報地図、③変遷絵図集
①居屋敷 小川町真名板橋千9百91坪余
②居屋敷 駒込富士見町千8百56坪
③居屋敷 本所柳島出村百50坪

竹垣三右衛門代官所抱屋敷 柳島村4百32坪。ただし賃銀つき
②居屋敷 白須甲斐守、書院番頭、5千50石。千9百91坪。千代田
区神田神保町3、九段下ビル、ニュー九段ビル、住友不動産ビル
下屋敷 白須甲斐守、書院番頭、5千50石。千8百56坪。文京区
本駒込5、朝日生命駒込営業所、内田ビル
下屋敷 白須甲斐守政はる、書院番頭、5千50石。千7百98坪。
墨田区太平1、コスモグランシティ、パークハイツ伊佐山

③八代洲河岸 明和9年白洲甲斐守。千代田区丸の内3、東京会館
小川町のうち 文化5年白州甲斐守。千代田区神田小川町2、神
田錦町1、神田変電所、東京電気大学6号館
小川町のうち 安政6年、7年、文久元年白州甲斐守。神田神保
町3(前出)

菩提寺/①寺、②現況
①東叡山勸善院 東叡山寺中。現況不詳(廃寺?)
芝増上寺岳蓮社(お伝) 増上寺寺中。(増上寺に吸収?)

②勸善院は廃寺?で小谷家の墓は現存しない。お伝の墓は戦前まで
芝増上寺におかれたが昭和戦災で損壊廃棄され、2代將軍秀忠室
お江、3代將軍家光側室で5代將軍綱吉生母桂昌院、3男綱重ら
の眠る將軍家合祀宝塔に合祀されている。法号は瑞春院到替月涼
池大禪定尼、没年元文3年6月9日。

永井

古河永井右近太夫家（寛政譜101268）
 天正18年、寛永212 ①永井直勝 古河7万2千石。長田重元
 2男。従五位下、右近太夫。書院番頭、日光造営。老中格。63才
 寛永311、寛永1013 ②尚政 8万9千石。従四位下、信濃守。

小姓組頭、書院番頭、小十人頭、台徳院廟奉行、老中。寛文81
 9、82才
 永井右近太夫家所領（市原郡）
 天正18年、寛永1013 八幡村 一四〇三石？
 ほかに真ヶ谷村、島田村、水沢村、真福寺村、海士村、新堀村、大
 馬屋村、福増村、武士村、有木村、荻作村、小田部村

桓武平氏長田流ではじめ長田氏。直勝が家康に近侍して永井に改め、
 小牧、長久手の戦いの戦功で市原郡の八幡村、海士村などをえた。

元和2年小幡1万7千石、笠間5万2千石をへた寛永8年に古河7
 万2千石に栄進。嫡子尚政も2代將軍秀忠の近習として仕え、父と
 は別に5千石を獲得、元和5年に1万石を加算されて閩井戸に陣屋
 を構えた。尚政は元和8年老中にすすみ、井上正就、板倉重宗とと
 もに近侍の3臣として幕政にあたった。寛永3年、父逝去にともな
 いその遺領を相続、あわせて8万9千石で古河城に入り、のち淀11
 万石にすんだ。市原の所領は寛永10年まで。永井家は4代尚長が
 内藤忠勝に殺害されていったん城地を没収されたが、弟尚円が新庄
 1万石で再興されて明治維新におよんだ。直勝の本墓と尚政の供養
 塔は古河市の永井寺にある。4メートルを超す宝篋印塔は壯観だが
 文字は磨耗して読めない。

永井右近太夫家所領変遷

直勝 天正18年5千石（市原、武射郡、相模国）、慶長5年ころ
 2千石（近江国）、4千50石（三河国）、元和2年1万石（小幡）
 3年笠間3万2千石（常陸、近江国）、5年2万石（常陸国）、8
 年2万石、古河7万2千石
 尚政 慶長9年千石（常陸国）、元和2年4千石（近江国）、5
 年1万石（閩井戸）、9年5千石（遠江国）。合計2万4千石
 寛永3年相続尚政領、新墾田合計8万9千石。10淀11万石
 直征 万治元年相続分知7万3千6百石

尚長 延宝8年被殺没収。直円 同年新庄1万石。再興。
 文久3年櫛羅1万石

古河、閩井戸藩永井家 ①市原市史

①永井直勝は徳川氏が戦国大名として成長する緒戦に活躍、関東入
 部後は相模および市原郡などで5千石が与えられた。直勝領は第
 2図（略）では下総国境の八幡村、その西方の大厩村、北部中央
 のひとまとまりを成している福増、海士、有木、新堀、武士の各
 村、南西部郡境内田郷のうち真ヶ谷、島田、奥野、真福寺、水沢
 の各村からなる。北部中央のひとまとまりに隣接して、荻作、小
 田部両村には直勝の父重元領があった。重元は文禄2年に死去し
 上となった。直勝は時代が降るが慶長年間に入って加増を重ね万石以
 元和5年閩井戸に1万石を増加され、同地に陣屋をおいた。
 以降の変遷

尚政、尚征、尚長、直円、直亮、直国、直温、直方、直養、直幹、
 直壯、直哉（明治維新）、直厚、通景（大阪薬品顧問）、尚（経
 営サービスマン）（営業部長）。明治1717子爵

永井右近太夫家江戸屋敷 ①古板江戸図集成
 ①寛永9年永井信濃守 千代田区皇居外苑、皇居前広場楠公像あた
 り（寛永12年）。寛永9年、承応2年、明暦2年、延宝7年永
 井信濃守 中央区人形町2、日本橋蠣殻2、浜町中ノ橋ビル、泉

人形町ビル、しし倉ビジネスホテル、三和東京営業所。正保元年
 永井信濃守、同下屋敷 新宿区信濃町、慶応義塾大学医学部、病
 院、東京電力病院、創価学会、キリスト教団信濃町教会。延宝7
 年永井信濃守下屋敷 台東区上野公園、東京芸術大学あたり。正
 保元年、承応2年、明暦2年、延宝7年千代田区神田淡路町2、
 昌平小学校、淡路公園、御茶の水センタービル、延宝7年永井信
 濃守 新宿区信濃町、創価学会別館あたり。延宝7年永井信濃守
 墨田区緑町1、キャッスルマンション領国、BR両国2
 菩提寺 ①寺、②現況

①三河国宝珠寺（重元）。宇治興聖寺（尚政本墓）
 古河永井寺（直勝、尚政、尚征） 曹洞宗。古河市西町9133
 三田功運寺 曹洞宗、龜谷山、三河田原竜門寺末。中野区上高田

4114
 ②永井寺

①直勝 大雄院殿永井月丹大居士（宝篋印塔およそ4m 寛永2
 年）4m頭彰碑付き

②尚政 判読不能（宝林寺殿）（〃 寛文8年）ほか2基
 功運寺には①直勝室、③直征以下歴代藩主を合祀したへ永井家累
 代之墓がある。

南条

旗本南条小十郎家(寛政譜9-1366)
宝永元12才 元文4-16 ③南条隆屋 旗本5百石。南条隆重長男。

小十郎。大番組頭。寛保2-11、78才
元文4-18 宝曆3-12 ④隆峰 太兵衛。大番。明和5-14、73才

宝曆3-12 安永9-14 ⑤隆安 次郎八。大番、57才
安永9-17 不詳 ⑥隆尚(隆高) 鈴木定隆3男。太兵衛。

大番組頭、船手 ⑦大次郎 小姓組
不詳 元治元年 ⑧太兵衛 書院番

元治元年 慶応4-17 南条小十郎家知行(市原郡)
宝永元12 慶応4-17 五所村 二一六石
ほかに椎津村

藤原氏。関が原の合戦で西軍に属して滅亡した南条氏の一族という。
隆政が家康に仕えて3百俵をえ、隆屋のとき大番組頭にすすんで加
増、同時にりん米を采地に改め5百石となった。市原の2か村は宝
永元年から。椎津村は文政10年に采地を移されたが、五所村の2百
16石は明治維新までつづいた。子孫は大番が多く小姓組、書院番を
勤めた。

知行変遷
隆政 慶長19年ころ3百俵
隆重 寛文5年2百俵
隆屋 元禄12年3百俵祖父遺跡を継ぎ父分を収める、宝永元年2
百石、合計5百石

南条小十郎家/旗本人名事典(①万石以下国字分名集、②幕士録、
③旗本姓名高寄)、④旗本家百科事典(柳補)、⑤幕臣人名事典

①南条太兵衛隆尚、②百50石。上総。伯耆。平氏支流。大番。丸の
内上羽蝶。牛込万昌院。表六番町住権田原

②、③南条太兵衛。2百50石。裏六番町

④南条太兵衛隆高(尚)。父太兵衛。2百50石。裏六番町。安永9
17家督小普請、天明4-19大番、文化12-14大番組頭、天保4
17船手、9-14小普請?

⑤南条太兵衛。祖父太兵衛、父大次郎。2百50石。深川海辺大工町、
当時濟濟松寺領下戸塚村抱屋敷住宅。元治元-11家督小普請、慶応

2-2書院番

江戸屋敷①東京市史稿、②諸向地面取調書、③変遷絵図集
①隆尚 天明7-12麻布白銀御殿跡千4百坪のうち坪野村角右衛門、
武蔵十郎右衛門へ、裏六番町野村角右衛門のうち3百22坪、青山
権田原鈴木善兵衛のうち3百坪4方替え

太兵衛 文政10-12青山権田原3百坪鈴木善左衛門へ、元矢の倉
村越茂助屋敷のうち2百坪3方替え

大次郎 嘉永5-16深川海辺大工町松平右京亮下屋敷のうち2百
50坪拝領。安政6-10牛込赤城明神社3百20坪と四谷裏大番町山
高小膳屋敷6百坪相對替え。文久3-9四谷大番屋敷のうち西の
方77坪塩硝蔵囲込みのため差上げ、右構内に代地77坪拝領

②隆尚居屋敷 牛込赤木明神築地片町3百20坪余
拜領屋敷 深川海辺大工町2百50坪余。右は地守付けおく
太兵衛拜領屋敷 深川海辺大工町。当時濟濟松寺領戸塚村抱屋敷住
宅

③番町のうち 延宝年中 元禄9年、10年、11年、15年、16年、宝
永2-3年、5年、6年、7年南条小兵衛、享保9年小十郎。千
代田区三番町、秀和三番町ビル

番町のうち 天保5年、9年南条太兵衛。千代田区四番町、四番
町ハウスあたり
通塩町緑橋より浅草橋御門まで大通り南側 天保9年南条太兵衛
中央区日本橋横山町、日登美の一部と周辺道路敷
赤坂、青山蛟ヶ橋のうち 文化8年南条太兵衛。港区元赤坂2、
赤坂御用地の一部と周辺道路敷

菩提寺
早稲田宗参寺(隆友、隆屋) 曹洞宗、雲居山、駒込吉祥寺末。
新宿区弁天1
牛込万昌院(隆峰以降) 曹洞宗、久宝山、長年寺末。中野区上
高田4-14

林

跡碑、献兎記念碑と林家ゆかりの長楽寺が往時を偲ばせている。

所領変遷

忠政 2百石(茂原市原?) (相続はなし)

吉忠 2百俵、元和元年3百俵

忠勝 元和元年3百俵相統、寛永10年2百石。合計5百石

忠隆 寛永15年3百石(上総国)、寛文6年2百俵、延宝7年3百俵、天和2年7百石(上野国)、貞享2年千石(上総国)、3年5百石(上総国)。元禄10年5百石(常陸国) 合計3千石

忠英 文化10年千石御側御用取次、文政5年3千石、8年3千石

若年寄、貝淵1万石、天保5年3千石、10年5千石、最大1万8千石。12年△8千石御役御免

忠崇 慶応4年△1万石廃絶

忠弘 嘉永3年請西1万石

以降の当主変遷

忠崇、忠弘、忠一、忠昭(安田火災海上) 忠輝。明治26-10男爵

貝淵、請西藩林家/①市原市史

①忠英は勝手掛老中水野忠成の忠実な腹臣で、また御側御用取次、小納戸頭取をつとめた水野忠篤、小納戸頭取の美濃部茂育とともに天保の3佞人と悪評されたほど家齊に取りいつて西の丸における大御所政治を展開した。そして天保5年には3千石を加増、同9年には西の丸普請を命ぜられ翌10年その功によって5千石の加増をうけ、すべてで1万8千石となった。しかし天保12年閏正月家齊が長逝しその百か日も済まない4月に大御所家齊を擁した西の丸の側近勢力は老中水野忠邦によって追放された。その最初が林忠英、水野忠篤、美濃部茂育の3佞人であった。忠英は若年寄を罷免され菊間詰を命じられたが、8千石減封のうえ差控えの処分となった。

江戸屋敷(前期は省略)

文化2-11、天保12-4上屋敷 呉服橋御門内

天保10-10、慶応元-4 蠣殻町。中央区日本橋蠣殻町2、ロイヤルパークホテル、蠣殻町公園

慶応元-4、明治維新 飯田町九段坂下

寛政6-14、カリアイム菊川、グリーンハイツ菊川

菩提寺/①寺、②現況

①市原市石川龍溪寺、曹洞宗、市原市石川六四八

貝塚(愛宕)青松寺、万年山、竜隠寺末、港区愛宕2-14

②龍溪寺の旗本墓 ①忠政、②吉忠、③忠勝、④忠隆、⑤忠和

青松寺の歴代藩主(⑨忠英ほか)合祀 林家之墓(角柱およそ2m 昭和7年)一心寺(大阪市天王寺区)の墓 ②吉忠、①忠交

貝淵林肥後守家(寛政譜4-250)
寛永10-12、寛永15-12
③林忠勝 旗本5百石。藤四郎。大番
15-12、元禄9-17
④忠隆 千石。信濃守。側衆
元禄9-17、宝永2-3
⑤忠和 千石。土佐守。江戸町奉行
宝永2-3、享保17-19
⑥忠勝 備後守。日光奉行
享保17-12、宝暦13-11
⑦忠久 藤四郎。新番頭
宝暦13-12、寛政8-3
⑧忠篤 肥後守。一橋家老、側衆
寛政8年、天保12-7
⑨忠英 貝淵1万8千石。從五位下、出羽守、筑前守、肥後守。小姓頭取、御用取次、若年寄、勝手掛、表大奥兼務。弘化2-5、81才
天保12-7、安政元-4
⑩忠旭 請西1万石。從五位下、播磨守。慶応3-11、63才
安政元-4、慶応3-6
⑪忠交 忠英4男。從五位下、肥後守。大番頭、伏見奉行。23才
慶応3-8、慶応4-4
⑫忠崇 忠旭6男。華族、從五位。帰農、東京府、東宮職、東照宮神職。昭和16-1、94才
林肥後守家所領(市原郡)
天保5-12、天保12-4 八幡村 一〇八石
ほかに古都部、佐瀬、荻作、永吉、天王河原(寛永10-2、慶応4-4)、松崎、畑木、飯沼、白塚、柏原、宮原、不入、惣社、野毛、馬立、古敷谷、町田、村上、小折村
清和源氏義光流。寛政譜によれば忠政のとき家康から3百石、3代忠勝が市原にはじめて采地をえたとされるが初代忠政の市原説も有力である。中興は9代忠英。11代將軍家齊の側近として仕え、文政8年3千石を加増されて若年寄、貝淵1万石となった。天保5年、10年に加増、最大1万8千石に達したが、天保の改革で8千石が没収された。八幡村の百石は最盛期の天保5年、12年、若年寄失脚をもって終わる。次の忠旭のとき陣屋を請西に移転、幕末風雲急を告げた慶応3年に最後の藩主となった忠崇が鳥羽伏見の戦いで反官軍の兵を上げる。藩兵70名を率いて転戦するが降服、所領を没収された。貝淵陣屋跡は木更津駅からおよそ15分歩いた木更津市桜井にある。のちの桜井藩、木更津県庁の地で土塁、空堀が残り、木更津県庁跡碑が立っている。請西陣屋はJR線を挟んだ台地。真武根陣屋

堀

八幡堀式部少輔家(寛政譜12-374)

寛永10-14、寛永19-17 ①堀直之、旗本9千5百石。堀直政5男。

從五位下、式部少輔。使番、町奉行、寺社奉行。58才

寛永19閏9、寛文8-8 ②直景、刈谷1万石。從五位下、式部少

輔。使番、目付代。延宝3-12、72才

寛文8-18、元禄4-2 ③直良、八幡1万石。從五位下、飛騨守。

49才

元禄4-4、11-3 ④直有、從五位下、式部少輔。正徳元-

6、47才

堀式部少輔家所領(市原郡)

寛永10-14、元禄11-3 八幡村 ?石

ほかに平蔵村、米原村、小草畑村

豊臣秀吉の重臣で北の庄18万石、春日山45万石を領有した堀秀政の

一族。三条5万石に封ぜられた直政の3男直之が江戸町奉行に進ん

で平蔵村、八幡村、米原村、小草畑村を知行した。石高は大名あと

一步の9千5百石。長男直景も部屋住みするとき使番となり、相続に

あたって5百石の上乗せが認められたので念願の1万石に達した。

貞享4年、3代直良が陣屋を八幡藩に移す。陣屋地は八幡駅近い旧

街道沿いの旧本町、陣屋の屋号を残す鈴木邸、アレックス八幡あた

りが中心であったという。しかし、その隣旧仲町も同時期、同じ八

幡を所領とした大久保陣屋跡と伝えられており、両陣屋を解明する

ことはできない。元禄11年、4代直有が采地を越後国に移され陣屋

も椎谷に改めたので堀領が消滅した。堀家の墓所は文京区千駄木の

養源寺にある。春日局ゆかりの寺で開基は稲葉止勝。奥まった一画

に初代直之以下歴代当主の墓碑が立並んでいる。

所領変遷

直之、元和元年千石(武蔵国)、2年椎谷5千5百石、寛永10年

4千石(市原、夷隅、埴生、長柄郡)。合計9千5百石

直有、直央、直恒、直旧、直喜、直著、直宣、著朝、直起、直温

直哉、之敏、之美(明治維新)、直紹、直久、直米(根津美術館

顧問)。明治17-18子爵。明治10年から本姓の奥田に改姓

八幡陣屋/①市原市史、②日本城郭大系、③市原市八幡あれこれ、

④三百藩藩主人名事典

①(飯香岡八幡宮造営料寄進記録などから)元禄4年当時堀、大久

保氏はともに八幡の領主だったことは間違いない、さらに堀氏は

直良か元禄4年2月15日八幡陣屋で吐血して病滅した事実から

(堀家の歴史)(中略)時を同じくしながら両氏とも八幡領主と

称すべきだと考えられる。

②八幡陣屋(八幡字仲町)は村田川によって形成された沖積微高地

上にある。現在は土塁、郭がごく一部残るのみで市街化し、表面

観察ではその面影を偲ぶことができない。陣屋は貞享3年10月に

大久保忠高によって設置されたといわれる。その後、堀直直が刈

谷村から八幡に居を移したが、その子直有の元禄11年に越後国刈

羽郡椎谷に移封し本陣屋は廃止されたといわれる。

③大久保氏の陣屋は仲町にある市の武道館にあったといわれている。

また、堀氏の陣屋はいまでも陣屋の屋号をもつ本町の鈴木さんの

所におかれた。本町の鈴木(陣屋)さんも正油醸造所を営んでいた。

慶応年間の創業で昭和40年ころまで醸造していた。商品名は

キッコータ醬油であった。

④直良、元禄年間越後椎谷唐箕の前の陣屋を構築する。元禄4年2

月15日、胸の病いで八幡の陣屋で吐血、死去す

直有、正徳元年6月8日上総国市原郡八幡の陣屋において殺害さ

れた

江戸屋敷(後期は省略)

寛永8-10、寛永15-1南町奉行所丸の内。千代田区丸の内1、

東京駅八重洲神田側、国道10号線道路敷

松平形原

旗本松平形原紀伊守家（寛政譜1-126）
 天正18-19、慶長6-12 ①松平家信 5万5千石。松平家忠長男。
 従四位下、紀伊守。寛永15-11、74才

松平紀伊守家知行（市原郡）
 天正18-19、慶長6年（元和年間？）五井村 ？石
 ほかに惣社村など（村名特定できないが五井村一帯で5千石）

清和源氏義家流。徳川家康6祖信光の流れで、この系統から竹谷系大給系、桜井系、藤井系、滝脇系、能見系など多くの松平家が生まれ、信光の4男興副家は代々松平宗家に仕え、6代家信が家康の旗本として数々の戦功をあげた。関東入府にしたがって五井5千石、五井時代は奥羽遠征、朝鮮出兵での名護屋出陣など戦陣に明暮れた。関が原合戦後の家信は松平一門として出世街道をすむ。慶長6年形原に転封、元和4年1万石で大名に列すると、元和5年高槻2万石、寛永12年佐倉4万石に栄進、在任中の慶長15年逝去、ときに74才であった。遺骸はいったん佐倉城下の光忠寺に埋葬されたがのち篠山に移した。形原家は五井生まれの長男康信が相続、子孫は亀山5万石で明治維新を迎えた。家信の陣屋は五井の字新田とも大宮神社とも伝わるが詳細はわかっていない。旧房総往還沿いの五井守永寺（はじめ理安寺）に慶長13年へ長恩院殿心誉理安大姉と彫られた巨大な宝篋印塔がたたずんでいる。家信生母の墓で酒井雅楽頭正親の娘。江戸時代の大名墓碑形態を伝える風格のある構え。「市原郡誌」は家信の墓碑も並んだとしているが現存しない。

知行変遷／①寛政重修諸家譜、②柳前（上総市原）、③守永寺標識
 ①家信 天正18年五井5千石、慶長6年形原、元和4年5千石（安房国）
 ②康信 寛永15年分知相続3万6千石、17年高槻、慶安2年篠山5万石

寛延元年から亀山（亀岡）5万石
 ②松平家信は家康の旗本として各地の戦いに参加して功を挙げて、家康の関東入府に伴って五井5千石の地頭となったのであるが、その後に関が原の戦いにも参加して功をあげ元和5年摂津国高槻

の城を賜って2万石の大名に出世した。（新井）白石はこの時まで「五井を領せしにや」と言っている。

③松平家信は天正18年より元和3年まで五井5千石の領主となった。五井陣屋／①市原市史、②日本城郭大系

①徳川氏の関東入国後、松平家信は五井で5千石を与えられた。家信領としては五井、惣社村のみが判明している。五井字上宿の浄土宗守永寺に慶長13年死去した家信の母の墓がある。（中略）このことから家信は五井に陣屋を構えたと思われる、その場所は五井字新田の地とする説がある。（中略）家信は関が原後に形原松平氏の旧本貫地三河形原へ転封、万石以上となり、以降は数家に

分かれ転封を重ねていった。
 ②天正18年、五井に封ぜられた松平紀伊守家信の陣屋があり、摂津高槻城に移封されるまでの間、同地字新田に松平陣屋がおかれたという説もある。

以降の当主変遷
 家信、康信、典信、信利、信庸、信峯、信直、信道、信彰、信志、信豪、信義、信正（廢藩置県）、信興、信美、忠正（松下精工）、高幸。明治17-17子爵

江戸屋敷
 江戸入府当初の旗本は知行地に居住し、寛永2年江戸に引上げられた。松平家も五井時代には江戸屋敷はなかったものと考えられる。

菩提寺／①寺、②江戸大名墓総覧、③三百藩主人名事典、④市原郡誌、⑤市原にある大名旗本の墓

①佐倉（のち篠山、亀山）光忠寺 五井守永寺 浄土宗、光明山。市原市五井2874
 下谷英信寺 浄土宗、紫雲山常倫院、深川靈巖寺末。台東区下谷2-1-5

②亀山松平家の歴代藩主の墓は初代家信以降、2代康信、3代典信（中略）15代信美までは光忠寺にある。

③松平家信法号 上誓露雪常立院
 ④松平家信の墓。五井町上宿守永寺境内にあり。天正18年、松平家信この地を領し、寺はすなわちその菩提寺たり。碑2基を存す。一は法号へ長恩院殿心誉理安大姉と称す。一は法号へ照岳院殿前紀州清誓月桂浄靈大居士と称しすなわち家信の墓とす。

⑤長恩院殿（松平家信生母）宝篋印塔
 長恩院殿心誉理安大姉、慶長13戊申年正月廿三日

⑤松平家の江戸墓所は台東区の英信寺にある。ここには常倫院殿（2代康信2男英信）の3m近い宝篋印塔と天折子女合祀碑があるが墓域が開放されていないのでお参りすることはできない。

松平

川越、前橋松平大和守家（徳川諸家系譜4-1173）
 寛延2年、明和5-6 ⑤松平朝矩川越15万石。松平明矩長男。
 從四位下、大和守。31才

明和5-6、明和7年 ⑥直恒正四位下、大和守。文化7-1、49才

慶応3年、慶応4年 ①直克前橋15万石。有馬頼徳5男。正三位、侍從、少将、大和守。政事総裁。明治30-1、58才

松平大和守家所領（市原郡）
 寛延2年、明和7年 八幡村 四八〇石？
 〃 2年、〃 7年 君塚村 四五六石？
 慶応3年、慶応4年 五井村 七六〇石

ほかに廿五里村、海保村、村上村、町田村、天王河原村、今津朝山村、町田村、玉前新田

徳川家康の2男結城秀康のそのまた5男直基からはじまる越前家支藩。直基の姫路15万石から、村上、姫路、山形、白河、姫路とげしく転封を繰り返した寛延2年、5代朝矩が川越15万石に移り、明和7年までの21年間、八幡村、君塚村などを領有、この年いったん采地を収めたが、慶応3年、城を前橋に移した11代直克が再び五井村などを所領として翌4年明治維新となった。

松平川越家の菩提寺は川越市の喜多院。徳川家康のブレイン天海僧正の再興で、江戸城から移築した將軍家光誕生の間、春日局の部屋が現存している。奥まった一画に市の指定文化財に指定された「松平大和守廟所」がある。朝矩ハ靈鷲院、直恒ハ俊徳院、など5基。巨大五輪塔で三つ葉葵の定紋を刻んだ石扉門、石垣が圧倒する。また直克など明治以降に亡くなった人は下谷泰宗寺の合祀碑に眠っている。

所領変遷
 直基寛永元年越前勝山3万石、12年大野5万石、正保元年山形15万石。慶安元年姫路

直矩寛永元年姫路（3度目）
 寛保元年姫路（3度目）

朝矩寛延2年前橋、明和3年川越

齊典天保12年2万石
 直克文久3年前橋

川越、前橋藩松平家①藩史大辞典
 ①川越城（川越市郭町）（明和4閏9）秋元氏に代わって親藩の一つ松平越前大和守朝矩が15万石で前橋城から移封した。前橋からの移城は、前橋城の水難が原因であった。ただし前橋7万5千石余は引続き朝矩の分領とされ、留守役を置き支配した。（慶応2年）外秩父から起こった武州世直し一揆が富農、豪商などを打壊したため、落では銃隊によってこれを鎮圧し、のちに農兵の取立を開始した。しかし農民の反対が続く中、翌慶応3年には直克が分領前橋へ戻り中止となった。

①前橋城（前橋市大手町1）文久元年22才で養嗣襲封した松平直克は、その翌年12月前橋城再築願いを出し同3年許可された。築城は領内生糸商人らの献金協力によって慶応3年竣工。約百年ぶりで前橋帰城がなった。

以降の変遷
 基克、基方（明治維新）、基則、直之、直富、直正（金井金属工業）、直泰、直孝。明治17-1伯爵

松平大和守家江戸屋敷①復元情報地図、②変遷絵図集
 ①西久保のうち延宝年中、元禄15年、天保元年、5年、文久2年
 松平大和守虎の門3（後出）

麻布のうち天保元年、文久2年松平大和守赤坂1（後出）
 溜池台のうち文化年中、文政年中、天保元年、8年、寛政4年
 〃万延元年、文久2年松平大和守赤坂2（後出）

②上屋敷松平大和守典則。港区虎の門3、ホテルオークラ
 添屋敷港区赤坂1-14、第35興和ビル、スリランカ大使館
 下屋敷港区高輪3、白金台2、総理府会議所、郵政宿舎
 下屋敷陣屋地港区高輪、ネッサンス33、三菱関東閣
 預かり港区赤坂2、国際赤坂ビル、東邦ビル
 上地港区南麻布4、ドイツ大使館の一部

菩提寺①寺、②現況
 ①川越喜多院（朝矩、直恒、直候）天台宗、川越市小仙波町1-20
 南足柄最乗寺、姫路円教寺（直基）、白河孝頭寺（直矩、直知）、
 姫路景福寺（明矩）

下谷泰宗寺（明治以降）曹洞宗、法輪山、上総最勝福寺末、豊島区駒込7-11

⑤朝矩靈鷲院殿口華微笑大居士（顕彰碑、五輪塔およそ3m）
 明和5年

⑥直恒俊徳院殿仁山良義大居士（〃文化7年）
 ⑨典則、⑩直克ほか合祀松平家之墓（角石およそ2m）昭和

松本

旗本松本兵庫頭家(寛政譜6-1153)
安永8-14、寛政9-16 ④松本秀持 旗本5百石。松本忠重長男。

從五位下、十郎兵衛、伊豆守、兵庫頭。勘定組頭、吟味役、川々
普請、勘定奉行、田安家老。68才

寛政9-16、文化5年 ⑤式穀 百50石。弥門。小普請
文化5-19、慶応元年 ⑥穀実 十郎兵衛、出雲守、駿河守。小
普請組支配組頭、目付、ロシア応対、留守居、普請奉行、作事奉
行、勘定奉行格

慶応元-18、慶応4-7 ⑦勝次郎 大番、書院番
松本兵庫頭家知行(市原郡)
安永8-14、慶応4-7 八幡村 一六七石

ほかに海保村
清和源氏満快流で伊奈太郎の支流という。正重が関が原の戦い後百
俵で天守番をつとめ、4代秀持が老中田沼意次に引立てられてその
片腕として活躍する。低い身分から才能を認められて抜擢された秀
持は勘定吟味役、勘定奉行と栄進、家禄を5百石にのばして八幡村
海保村を知行した。路政治批判の一方で積極的な経済政策を推進し
たが、天明6年に意次が失脚して塾居謹慎を命ぜられると秀持も罪
を問われる。財政秘密に参与した旧悪があげられ、加増分の3百50
石を召しあげられて逼塞。6代穀実が目付から浦賀表異国船渡来見
分、ロシヤ船渡来浦賀表応接、勘定奉行格などをつとめた。

知行変遷

正重 慶長9年百俵?御家人
秀持 安永8年4百石(市原郡) 合計5百石。天明6年△2百50
石、7年△百石、残り百50石

松本兵庫頭家 ①江戸の旗本たち、②旗本人名事典、③幕臣人名事
典

①松本は田沼によって引上げられた代表的人物である。低い身分で
あったがその才を見込まれ、これまでの格式や順序を踏まずに抜
擢された。はじめは勘定方へ召出され、松本十郎兵衛という名で
組頭になった。ここで松本は百俵5人扶持となり、間もなく御勘
定吟味役に、すぐに勘定奉行になった。3千石の禄となり伊豆守
に任じられ長崎御用掛も兼任、両役あわせて5千石となった。松

本には何よりも財政的手腕と行動力があり、田沼にはその点を買
われたのだった。田沼の経済政策にかかわったのは川井、赤井、
松本らであるが田沼の政策の中には松本の考えから打出されたも
のが多かったといわれる。

②松本弥門式穀。百50石。上総。信濃。満快流。天守番から勘定。
葉牡丹、初四目結。浅草幸流寺。浜町元矢の倉

③松本駿河守。戊71才。祖父利兵衛、父兵庫頭、兄弥門。百50石。
文化5-19家督小普請、12-18相支配世話役、文政13-19小普請
支配組頭、弘化元-12西の丸目付、同12布衣、弘化2-2目付
助、嘉永3-9本丸目付、安政3-11西の丸留守居、5-9普請
奉行、6-8作事奉行、文久2-7近侍並寄合

③松本勝五郎。寅50才。祖父弥門、父駿河守。百50石。本所御台所
町。天保12-12大番、弘化2-1書院番、慶応元-8家督

江戸屋敷 ①東京市史稿、②諸向地面取調書、③変遷絵図集
川町松平大八郎屋敷のうち8百50坪拝領

①重政 元禄11年居屋敷召上げ番町広小路内2百86坪拝領、11年小
忠重 享保7年北本所材木蔵屋敷先年召上げ、代地同所三、四
の橋間小普請手代土地のうち2百坪拝領

秀持 安永2年本所北割下水北裏通り百90坪と湯島天神石坂下千
葉金蔵4百坪相對替え、8年湯島天神石坂下通り4百坪と向河原
酒井大和守屋敷4百坪と相對替え、寛政6年四谷内藤宿新屋敷2
百坪と浜町元矢之倉児玉喜兵衛屋敷百56坪相對替え

穀実 天保15年浜町元矢之倉百56坪平子平七郎へ。本所御台所町
三橋清右衛門2百50坪6方替え

②穀実居屋敷 本所御台所町2百50坪
借地 本所御台所町50坪。右は隣家支配勘定天野普之助地面借お
き囲込み

③通塩町緑橋より浅草橋御門内まで大通り南側 ④(明和8年児玉喜
兵衛の一部)文化5年松本弥門、天保9年十郎兵衛(文久元年鈴
木三平)。台東区台東4、タスク上野ビルあたり

神田のうち ⑤(明和5年酒井勝次郎)天明3年松本十兵衛、寛政
元年兵庫頭 神田和泉町11公園

神田のうち ⑥延宝年中松本喜右衛門(天保11年佐竹右京大夫)。
中央区日本橋浜町1、北側交差点あたり

菩提寺 ①寺、②現況
浅草幸龍寺 日蓮宗、妙祐山、京都本圀寺末。世田谷区北烏山5
18

④秀持ほか合祀 先祖代々之墓(角石およそ2m 昭和改葬)
⑥穀実 永寿院殿(一)前駿州刺史普日利居士(変形宝篋印塔お
よそ2m 慶応元年)(ほか2基)

水野

鶴牧水野老岐守家(寛政譜6160)
 享保1010寛延元16 ③水野忠定北条1万2千石。松平定重
 10男。從五位下、老岐守。58才
 寛延元18安永418 ④忠見從五位下、肥前守、老岐守。大
 番頭、奏者番。46才
 安永410文政115 ⑤忠てる鶴牧1万5千石。從五位下、
 老岐守。大番頭、奏者番、西の丸若年寄。68才
 文政117天保1311 ⑥忠実酒井忠徳2男。從五位下、老岐
 守。奏者番、西の丸若年寄。51才
 天保133明治417 ⑦忠順從五位下、山城守、老岐守、周
 防守、肥前守、子爵。明治1712、61才
 水野老岐守家所領(市原郡)
 文政1015明治417 君家村 三八八石
 天保1416 417 五井村 一九六石
 ほかに椎津村、天羽新田(享保10年明治4年)、姉ヶ崎村、今
 村、廿五里村、岩崎新田、山倉村、小谷田村

清和源氏満政流。沼津、菊間水野藩の分家。忠清の興した沼津家は
 次男忠職に引継がれたが、4男忠増も4代將軍家綱の小姓を勤めて
 独立した。万治2年兄忠職から新整田5千石を分知、次の忠位は大
 阪定番1万2千石、忠定が若年寄で、享保10年信濃国の采地を市原
 の椎津村、天羽新田などに移して安房国の北条を居所とした。5代
 忠てるも西の丸若年寄、文政10年椎津村、現在姉崎小学校周辺で新
 城工事に着手。3面を境川に囲み、中世山城の椎津城を背後に構え
 た平城で、姉崎小学校の「史蹟鶴牧城跡」杭が歴史を止めている。
 後を継いだ忠実も西の丸若年寄にすむが、家齊の死後、老中水野
 忠邦によって行なわれた天保改革で失脚。忠順の時明治維新。藩領
 は徳川義軍と新政府軍の戦場となる。藩論を恭順に統一、しかし血
 気にはやる若手藩士が義軍に加わり謹慎処分を受けた。墓所は小石
 川真珠院。宝篋印塔1基が歴代藩主、家族の合祀碑になっている。

所領変遷

忠増(慶安3年5百俵、4年3百俵、万治元年千俵、2年5千石
 分知(信濃国)りん米を収める。天和2年2千石(丹波国))

忠位正徳元年5千石(摂津国)、大阪定番1万2千石
 忠定享保10年北条1万2千石。20年3千石
 忠てる文政10年鶴牧1万5千石(所領変更省略)

鶴牧城①江戸幕府大名家事典、②市原市史
 ②鶴牧藩は文政10年5月水野忠てるの領地、安房国長狭、上野国吾
 妻2郡が上総国市原、望陀2郡に移されて成立する。忠てるは城
 地として与えられた市原郡椎津村の土地1万7千坪に陣屋を建設
 し、同年8月に居城を鶴牧と名付けた。(中略)慶応4年4月戊
 辰戦争の市原郡五井戦争の対応をめぐって新政府から疑いをかけ
 られ謹慎を命ぜられる。(中略)そして翌年3月版籍奉還を願出
 て6月に認められ、忠順が藩知事に就任し、藩庁を陣屋内に設置
 する。(中略)明治4年7月陸藩置県を迎え廃藩となる。

②鶴牧の地名については江戸藩邸の所在地であった早稲田鶴巻に由
 来するともいわれる(市原のあゆみ)。城地は北、東、南面を境
 川に囲まれ、旧椎津城のあった正坊山頂の天然の要害の地に指定
 され、北方眼下には姉崎町がひらけていた。本来は正坊山に本丸
 を築き天守閣を設け、城主大名としての威容を誇りたかつたであ
 ろうが実際には第3図(略)に掲げたように正坊山麓の高台に陣
 屋が設けられ、その囲りに武家屋敷が配されたのみであった。た
 だし水野氏は城主格であるため陣屋を城と称するよう命じた。
 以降の変遷

以

忠順、忠宝、忠陽、節比古(全国通運連盟理事長)、和子。明治
 1717子爵

江戸屋敷/市原領主時代上屋敷の変遷

享保912	寛延元17	千代田区皇居外苑楠公像あたり
寛延元17	宝暦819	外桜田
宝暦819	明和417	皇居外苑、中央皇居側(再)
明和417	安永418	皇居外苑、中央皇居側(左隣)
安永418	天明312	筋違御門内、麴町周辺
天明312	天明312	大手町2、JRガード周辺
天明312	文化314	丸の内2、三菱銀行本店
文化314	文化314	丸の内2、三蔵明ビル周辺
文化314	文政1212	神田錦町1、臨明ビル周辺
文政1212	文政1212	皇居外苑、二重橋前交差点
文政1212	天保1016	中央区日本橋浜町2、浜町公園
天保1016	天保1016	丸の内2、三菱商事ビル
天保1016	明治4年	丸の内1、東京駅ホーム

菩提寺①寺、②現況

①小石川真珠院浄土宗、伝通院寺中。文京区小石川317
 ②忠増、③忠定、⑤忠てるほか合祀覚了院殿前周州太守法善性
 蓮大居士(宝篋印塔およそ3m元禄7年、昭和合祀)

水野

旗本水野石見守家(寛政譜6-1116)
宝永4-4、宝永4-10 ③水野忠頭 旗本6千石。水野忠貞長男。
従五位下、十兵衛、長門守、石見守。定火消、書院番頭、大番頭、
留守居。70才

宝永5閏1、正徳3-4 ④忠富 水野忠直2男。金十郎、刑部、
勲負。寛延2-6、75才

正徳3-4、宝暦6-6 ⑤忠英 水野忠正6男。従五位下、十兵
衛、山城守。百人組頭、書院番頭、大番頭。60才

宝暦6-9、天明6-10 ⑥政勝 従五位下、本次郎、因幡守、内
膳正、山城守、信濃守。小姓番頭、書院番頭、側衆。53才

天明6-12、天保14-12 ⑦貞利 6千7百石。従五位下、本次郎
相模守、山城守、石見守。小姓、百人組頭、小姓組番頭、書院番
頭、側衆

天保14-12、安政3-3 ⑧貞篤 本次郎、山城守、長門守。中奥
小姓

安政3-3、慶応4-7 ⑨貞尚 国之介。火事場見回、火消役
水野石見守家知行(市原郡)
宝永4-4、慶応4-7 八幡村 八九石

清和源氏満政流。徳川家康生母お大の父水野忠政と同流で初代の生
母はお大の妹。家康の関東移封のあと武蔵国に8百石を与えられ、
のち2千石が増された。忠貞のとき5千石、忠頭も定火消役、書
院番頭をつとめ長門守6千石、宝永4年市原の八幡村を知行した。
6代政勝と次の貞利が側衆にすむ。將軍家齊は迎合上手な側近に
囲まれて華麗な消費生活を送るが、貞利もその一人として永代島と
隠田村に壮大な居屋敷と下屋敷を構えた。家齊の大御所就任で西の
丸にしたがうが天保の改革で林忠英、水野忠篤らの後立てが失脚、
老衰を理由に隠居した。水野家の墓所はかつての陣屋地、埼玉県大
里郡の昌国寺にある。奥まった台上は歴代当主室子女などがならぶ。
墓域はほぼ当時のまま保存され、小川町の指定史蹟になっている。

知行変遷

長勝 天正19年8百石(武蔵国)、慶長7年2千石(大和国)
忠貞 寛永10年7百石(埴生郡ほか)、正保4年千5百石

忠頭 天和2年千石、宝永4年上野国の采地を市原郡ほかに移す
貞利 天保6年7百石(采地記載なし)合計6千7百石

水野石見守家/旗本人名事典(①万石以下国字分名集、②幕士録、
③旗本姓名高寄)、④旗本家百科事典(柳補)、⑤幕巨人名事典

①水野石見守貞利 6千石。大和、上総、武蔵、上野、下野、三河。
源満政流。寄合。丸の内三沢瀧花人、水の字、永楽通宝銭、追沢
瀧。武蔵赤浜富国寺。麴町一丁目半蔵門外御堀端

②、③水野石見守 6千石。半蔵門外
④水野本次郎貞利。相模守、山城守、石見守。父信濃守。6千7百
石。半蔵門外。安永3-2家基公佑、天明6-12中奥小姓、同1
2家督、寛政10-12百人組頭、享和元-12西の丸小姓組番頭、享
和3-2本丸、文化3-1西の丸書院番頭、6-13本丸、10-13
側衆、天保7-4西の丸、同12-13本丸、同14-12老衰隠居

⑤水野国之介。亥31才。祖父石見守、父石見守、実父堀内蔵助。6
千7百石。安政3-3家督寄合、文久元-6雉子橋御門番、同1
8火事場見回、文久3-2火消役

水野石見守陣屋/①日本城郭大系
大里郡寄居町赤浜字上寺西。天正年間。水野岩見守長勝。平城。
土塁、空堀。北に荒川の沖積地を望む標高百mの平坦な台地上に
昌国寺を中心に占地している。水野石見守長勝は北条氏邦に仕え、
鉢形城内の笹郭に屋敷を拝領し、この赤浜の地に館を構えた。(中
略)鉢形落城後、長勝は家康に仕え、2代の忠貞の時代まで赤
浜、富田、牟礼、能増を領有していたが、正保4年、忠貞が伏見
奉行に任せられ千5百石を増されるとともにすべての知行を大
和国内に領地替えとなった。(中略)館の遺構は昌国寺を囲んで
長方形にきわめて良く残存している。

江戸屋敷/①復元情報地図、②変遷絵図集
①居屋敷 千代田区一番町、イギリス大使館の一部
抱屋敷 渋谷区神宮前6、参議院神宮前議員宿舎、パークハイッ
下屋敷 江東区冬木、大和総研、小川テント、駐車場の一部

②番町のうち 延宝ころ 元禄9年、10年水野刑部。千代田区富士
見町2、法政大学の一部
番町のうち 宝暦5年、享保3年水野刑部、享保13年十兵衛、寛
政4年、6年、文化5年、天保8年石見守、文久元年兵部 一番
町(前出)

菩提寺/①寺、②現況
①武蔵国男衾郡赤浜昌国寺 曹洞宗、赤龍山。埼玉県大里郡寄居町
赤浜915

②③忠頭 嶽松院殿寂菴月閑大居士(宝篋印塔およそ5m 宝永4
年)以下歴代当主などが現存している。

水野

菊間水野羽後守家（寛政譜6155）
 慶応4175明治417 ⑤水野忠敬 菊間5万4千石。水野忠明
 2男。従五位下、出羽守、羽後守。甲府城代。子爵。明治4018、
 57才
 水野羽後守家所領（市原郡）（高は市原郡史による）
 慶応4175明治417 五井村 二四三七石
 " 4175 " 417 八幡村 一二五三石（除く八幡宮領）
 " 4175 " 417 君塚村 四五六石
 " 4175 " 417 五所村 五八一石
 " 4175 " 417 金杉浜新田 六〇石
 など市原郡2万3千7百石。村名省略。

清和源氏。徳川家康の生母お大の実家、水野結城家の分家。忠清が
 秀忠に仕えて松本7万石が与えられるが6代忠恒のとき刃傷事件を
 起こして領地没収となる。しかし、功績の家柄としてオジ忠毅が旗
 本7千石で名跡相続が許された。次の忠友が中興、10代將軍家治の
 もと老中3万石、子の忠成も老中で沼津5万石が定着した。
 最後の藩主忠敬は慶応2年家督を相続、明治維新の戦いはじまる
 と早々に勅皇証書を提出、明治元年徳川宗家の駿河移封にともない
 これまでの藩領を上地され、市原郡内に2万3千石が与えられた。
 忠敬はいったん江戸屋敷に居住、翌2年7月はじめての市原入り、
 このとき仮藩邸とした藤田屋の大黒柱に掛けた水野家紋オモダカ
 の彫物が子孫竹内宏さん宅に現存している。
 築城工事は菊間ゴルフ場周辺一帯で急ピッチではじまり、藩主御殿
 などが完成、しかし藩庁舎は土地を造成し、土台を回した段階で明
 治維新となったという。回りには沼津からしたがった家臣邸6百60
 戸が並んだ。田園郊外は一転、一大城下町に変貌するが、その繁栄
 もわずか2年。明治4年廃藩置県、藩主に江戸居住が命じられると
 藩士も徐々に離散していった。忠霊塔のある小さな公園に菊間藩庁
 跡を伝える史蹟標示杭が1本、御殿跡も空き地で当時の面影はない。
 墓所は小石川真珠院。水野家の墓に歴代藩主、家族が合祀されてい
 る。

所領変遷

忠清 慶長7年小幡1万石、元和2年刈屋2万石、寛永9年吉田、
 19年松本7万石
 忠職、忠周 万治2年、正徳3年相続分知△5千石、△2千俵
 忠恒 享保10年△7万石廃絶。忠毅 同年7千石（佐久郡）再興
 忠友 明和2年千石（上総国）、5年5千石（三河国）、安永6
 年沼津2万石、天明元年5千石、5年5千石、合計3万石
 忠成 文政4年1万石、12年1万石合計5万石
 忠敬 明治元年菊間5万4千石

沼津、菊間藩水野家 ①国史大事典、②広報いちばら
 ①水野忠敬 幕末、維新期の沼津城主、菊間藩主。嘉永4年7月水
 野忠明の次男として生まれ、沼津藩主水野忠誠の養嗣子となる。
 慶応2年10月家督を継ぐ。（中略）徳川宗家の駿河、遠江への移
 封にともない同年7月沼津から菊間に転封になる。2年6月菊間
 藩知事となり4年7月沼津から菊間により藩知事を罷める。同17年子
 爵に叙せられる。同27年ころから宮内庁に出仕、御歌所参候を命
 ぜられる。同40年8月病死。57才。

②（水野）忠敬は（明治元年）7月27日伊豆国戸田村に引き、8月
 晦日には沼津城の引渡しをすませた。9月21日には改めて上総国
 に転封され、菊間村に居を構えて菊間藩と称した。（中略）急な
 国替であるから沼津にいたときのような城を築くいとまもない。
 しかし戦闘を考えて陣屋は台地上に設け東西の本道は坂により北
 側は村田川による防衛を考えた。（中略）藩庁は菊間忠霊塔の西
 南に隣接する字雲の境におかれた。広大な建物でその最高層には
 時刻を告げる鐘が取付けられ、鐘声は村内の隅々にまでも響いた。

以降の変遷

- 忠敬、忠亮、忠泰、忠和（順天大講師）、忠知。明治1717子爵
- 江戸屋敷 幕末の変遷
- ①上屋敷 天保以降、外桜田、大名小路、浜町、四谷御門内、芝切
通と交遷、慶応2年以降は未詳。中、下屋敷を唱え替えか
- ②中屋敷 宝暦10年から明治維新まで中央区浜町2、浜町公園周辺
中屋敷 安政以降、小石川馬場上、北八丁堀と交遷、明治維新
- ③下屋敷 安政から明治維新まで蠣殻町
下屋敷 天保以降、芝二本榎、浜町と交遷、明治維新
- 菩提寺 ①寺、②現況
- ①小石川真珠院 浄土宗、伝通院寺中。文京区小石川317
- 松本玄向寺（忠直） 松本市大村六八一
- ②忠清 真珠院殿前布護署源朝臣廓誉全忠居士
- ③忠職 以下歴代藩主合祀 無記（家型）昭和31年合祀
- ④忠敬 〇恭院殿勇蓮社照誉幹誠聡哲大居士（廢墓塚に残る）

村上

旗本村上三右衛門家(寛政譜4-33)
宝永4-8、寛保元-12 ④村上正春、旗本千二百石。村上正尚2男。鍋之助、三右衛門。小姓、小姓組。60才

寛保2-3、寛政元-5 ⑤正清、從五位下、三十郎、甲斐守。進物番、使番、目付、川々普請、小普請奉行、留守居。66才
寛政元-7、不詳 ⑥正親、三十郎。使番、目付代、先弓頭

不詳 八十郎、書院番
不詳 次郎左衛門、小普請
安政2-3、慶応4-7 三十郎、書院番、進物番
村上三右衛門家知行(市原郡)

宝永4-8、慶応4-7 八幡村 一七九石

清和源氏頼清流。小早川秀秋の重臣。関が原合戦のとき西軍陣中より徳川方に内応した内政手腕を買われた吉正が千五百石をえ、正尚が二千石とした。3代正春の相続にあたって養子兄正仲に五百石、弟安貞に三百石を分知、宝永元年采地を市原の八幡村に移した。5代正清は甲斐守、小普請奉行、西の丸留守居にすすみ、正親も使番、目付代、先手弓頭をつとめた。

知行変遷

吉正、慶長5年千石、同年五百石、合計千五百石(丹波国)
三正、天和2年五百石(上野国)、合計二千石

正春、元禄元年相続分知△8百石
村上三右衛門家、旗本人名事典(①万石以下国字分名集、②幕士録、③旗本姓名高寄)、④旗本家百科事典(柳補)、⑤幕臣人名事典

①村上三十郎正親。千二百石。丹波、上総。丹波。源頼清流。両番丸の内上の文字。谷中臨江寺。裏四番町

②村上三十郎。千二百石。裏四番町

③村上三十郎。千二百石。小石川富坂

④村上三十郎正親。鍋之助。父甲斐守。千二百石。裏四番町。安永6-11小納戸、同11西の丸小納戸、同12布衣、8-4寄合、天明元-4小納戸、同15西の丸小納戸、6-10本丸小納戸、寛政元-7家督、2-1使番、4-6大坂目付代、享和元-4先手弓頭、文化8-11寄合?

⑤村上三十郎。戊35才。祖父鍋之助、父八十郎、兄次郎左衛門。千

二百石。安政2-3家督小普請、3-2書院番、6-6進物番

江戸屋敷①東京市史稿、②復元情報地図、③変遷絵図集
①正春、元禄16-2駿河台召上げ、小石川西富坂鈴木源五右衛門屋敷八百坪拝領

正親、寛政9-8小石川上富坂八百坪松平中務少輔へ。裏四番町松波平兵衛屋敷七百六十坪と相對替え

次郎左衛門、文化2-1四谷内藤宿新屋敷小尾彦太夫屋敷のうち百二十坪拝領、13-4四谷内藤宿新屋敷百二十坪比留間兵三郎へ。下

谷三味線堀寺西圭次郎屋敷三百二十七坪替え

八十郎、嘉永5-6小日向新坂上桐原主計屋敷五十坪相對替え

三十郎、万延元-8本所三ツ目橋通七百九十一坪山田万介へ。下谷掃除町奥山求馬三百十五坪拝領

②居屋敷、村上八十郎。墨田区緑4、グリーンホーム、栗山商店

③番町のうち(寛政6年松波平兵衛)享和元年、天保6年、9年八十郎(安政3年榊原主計頭)。千代田区九段北2、靖国神社宝物遺品展示場の一部

小石川のうち(延宝年中餌指の者大縄地)享保14年村上三右衛門(文政元年松平中務太夫) 文京区小石川2、日本キリスト教団上富坂教会の一部

菩提寺
谷中臨江寺、禅宗臨濟宗、竜興山、京都大徳寺末。台東区谷中1

森

旗本森弥左衛門家(寛政譜1515)

宝永元111正徳3111 ①森定尚 旗本5百石。松村政綱2男改姓。弥左衛門。小十人、張番、広敷番頭。正徳418、72才

正徳3111享保813 ②定政 七左衛門。大番、二条城守衛。46才

享保815享保1415 ③定利 弥五左衛門。大番。36才

1417延享215 ④定賢 定政2男。弥七郎、采女。大番。43才

延享218寛政9111 ⑤定教 浦五郎。大番、新番。69才

寛政9111不詳 ⑥定前 七左衛門。大番、新番

不詳 天保6ころ 重右衛門 新番

天保617慶応417 信八郎 納戸番

森弥左衛門家知行(市原郡) 宝永元11慶応417 五所村 一三四石

藤原氏支流。はじめ森を称し、一時松村を名乗って再び森に戻した。北条氏旧臣。滅亡後政綱が秀忠に仕えたが、後継して富士見番をつとめた長男が遊女を囲ったことが露顕して追放された。しかし将軍綱吉の子徳松に付けられていた弟定尚が3の丸広敷番頭、桂昌院使いなどをへた宝永元年5百石で市原の国吉村、関井戸村、五所村を知行した。子孫は大番、新番、納戸番などをつとめた。

知行変遷

定尚 延宝8年? 俵、元禄9年? 俵合計2百50俵、14年50俵、宝永元年2百石、りん米を采地に改め合計5百石(市原、長柄郡)

森弥左衛門家/旗本人名事典(①万石以下国字分名集、②幕士録、旗本姓名高寄)、④幕臣人名事典

①森七左衛門定前。5百石。上総。武蔵。藤原支流。大番。右万字。小日向清厳寺。小石川竜慶橋

②森七左衛門。5百石。竜慶橋

③森弥五郎。5百石。麻布谷町

④森信六郎。祖父七左衛門、父重右衛門、実父大島隼人。5百石。天保617家督小普請、嘉永元18納戸番

農民一揆と村方騒動/①市原市史

①文政10年。国吉村。全村(森、高田)。両給小前百姓。村方騒動。

年貢勘定 文政13年。関井戸村。旗本森氏所領。小前百姓。村方騒動、出訴。

再任名主へ不届依 江戸屋敷/①東京市史稿、②復元情報地図、③変遷絵図集

①定尚 宝永元11麴町遠藤源七郎屋敷のうちナダレ34坪拝領

定政 享保519赤坂溜池端差上げ、麻布谷町岡部数馬のうち3百32坪拝領

定教 寛延214麻布谷町中川平右衛門上地2百坪預かり、天明717麻布谷町3百32坪と小石川龍慶橋大草半次郎屋敷2百50坪

相对替え 定前 文化元17小石川龍慶橋2百50坪山名熊五郎へ。四谷伊賀町井上久松屋敷2百50坪4方相对替え。嘉永元110211三番町新道新保金之丞屋敷のうち355坪相对替え

②居屋敷 森信次郎。千代田区三番町、三番町KBビル、三番町共同ビル

③番町のうち (天保9年上野清五郎の一部) 文久元年森信八郎。三番町(前出)

麻布のうち (宝永8年岡部播磨守の一部) 享保年中、延享3年

森七左衛門(天保元年井上平蔵)。港区六本木2、六本木通り第30興和ビル前あたり

菩提寺 小日向清厳寺 未詳(廃寺?)

三 漁業・製塩業の展開

市原地域の近世における臨海村は、その成立時期を異にするが、八幡宿、五所村、金杉新田、五井村、岩崎新田、玉前新田、松ヶ嶋村、青柳村、今津朝山村、姉ヶ崎村、椎津村の一〇カ村である。次に、これらの浦方村々に特徴的な漁業及び製塩業が、どのように行われていたのかを紹介していきたい。

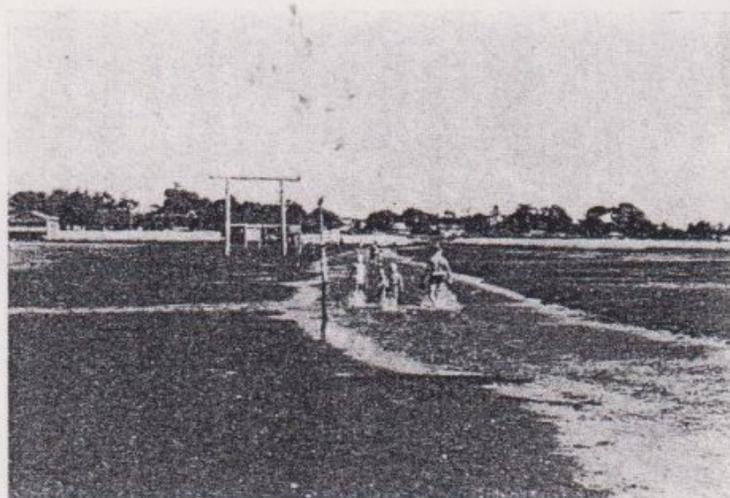
(一) 漁業

近世の漁村は、漁業のみに従事する專業化された形態だけではなく、農業を主たる生業としながら、浦方独自の生産労働に携わる村落もふくめて考えなければならない。

はじめに、享保六年(一七二二)と推定される「五井村村鑑明細帳」にある「年々撰州福嶋之者共、当浦ニ罷り越し請負い仕り地引網仕り候」という箇所注目しよう(『千葉県史料』)。これによると、五井村では十八世紀のはじめころ、毎年撰津国福嶋(現大阪府福島区)の漁師がやってきて、「地引網」による漁業を請け負っていたことがわかる。五井村と撰津の漁師のあいだの漁業収益の分配については不明であるが、五井村は毎年、領主からの割付にしたがって浦方運上を納めている。しかし、「所ニてハ猟仕つらず候」とあり、当村では漁業を行っていなかったこと、また船の書き上げも、小型の荷船が二一艘あるが、「猟舟」がまったく無いことなどから、五井村自体は漁には直接かかわっていなかったと思われる。

一般に九十九里浜の鰯地曳網漁をはじめとして、関東の漁業は関西

(大阪・紀伊・伊勢など)系漁民の季節的な稼ぎによって操業されることが多く、彼らのもたらした漁獲技術は房総漁業の発展に大きな影響力を及ぼしている。



八幡浜の海岸(昭和初期)
鳥居は飯香岡八幡宮のもの

たとえば、元和二年(一六二六)、紀州加太浦の漁民が夷隅郡川津村矢の浦(現勝浦市)で、八手網はてはを使った鰯漁を行ったのが、房総鰯漁業のはじまりとされている(『角川地名大』)。この八手網漁法は、数艘の舟で長方形の網の端を引いて、ヒシコ(カタクチイワシ)などの小魚を囲い込んで捕えるもので、広く普及した漁法のひとつである。今津朝山村でも、この漁網で捕獲したヒシコを棒手振り(天びん棒)でかついで行商する人が、久留里(現君津市)・牛久方面まで売り歩く姿が昭和初期まで見られた(『野崎郷』今津朝)。いずれにせよ、当地域と関西地方とのつながりは浅からぬものがあつたといえよう。そもそも関西漁民の関東出漁には、畿内農村における綿作発展による

干鰯需要の急増が社会的背景としてあったのだが、元禄・享保期（十七世紀末～十八世紀初）を画期として、地元漁業の発展と地元漁民の進出に圧倒され、衰退の経過をたどるのである（荒居英治「近世日」）。このような地元漁業の発展を裏づけるものとして漁獲物運上がある。たとえば宝暦二年（一七五二）ころ、五井村川岸の福島甚兵衛が、幕府御台所へ魚貝類を献上したのを契機に、五井をはじめ近傍漁民の漁獲物を運上として幕府に納めるようになったとある（郡誌）。そののち、天保初年に現物納から永七貫文の銭納となり、同五年（一八三四）、不漁のため永五貫文に減じ、以後明治三年の菊間藩にいたるまで永五貫三〇文を上納している（前同）。

（二）製塩業

塩は人間生活にとって欠くべからざる食品であり、太古から塩の生産可能な海岸地方ではたえることなく製造されてきたと言つてよいだろう。

近世の製塩方法は揚浜式と入浜式の二系統に分けられる。揚浜式は入浜式に先行する方式で、生産能率が低く、中世にもっぱら行われたものだが、近世初期になると極めて生産性の高い入浜式への転換がはかられた。この転換の時期については慶長・元和期（十七世紀初期）や寛文期（十七世紀中期）など諸説あるが一般に寛永年中（一六二四～一六四三）に播磨国赤穂で試みられ、元禄ころ（十七世紀後期）には瀬戸内海沿岸一帯に広く伝播したと言われている。しかしながら揚浜塩田がすべて入浜塩田にとつてかわつたのではなく、前者は後者に圧倒されつつも地域や浜の事情の違いによつて併存してきたと言つてよい。例えば、山陰、東

北、北陸地方ではそのほとんどが揚浜式塩田の形態をとつていたことが知られている（河手龍海「日」）。

次にこの二方式の概観を述べておこう。

揚浜式 塩田は海面より高い位置に造られ、地盤を粘土で打ちかため海水が漏れないようにする。この地盤面に細砂をまき、これに汲みあげた海水を散布して天日で蒸発させながら、塩分を砂粒に凝集させる。この砂を鹹砂と言う。これを集めて沼井（鹹砂の付着塩分を浸出する装置）に入れ、海水をかけて鹹水（塩分を多量に含んだ水）を採取する。これを釜で煮つめて塩とする。

入浜式 満潮時の海面より低い位置に塩田を造る。外周に堤防を築き、内部の砂地を平坦にして数十ないし百数十区画に分ける。さらにその中を幅約十五メートル、長さ約一八〇メートルの長方形に区分し、各区中央に約十五メートル四方に一個の割合で沼井を設置する。塩田に細砂をまき、満潮時に堤防の樋門を開いて海水を塩田内に導入する。海水は毛細管現象によつて浸潤、上昇を繰り返しながら、さらに天日で蒸発させられて鹹砂となる。これを適宜沼井に集め入れて鹹水を採取する。以下揚浜式と同様な操作で塩を作るのである。入浜式塩田はまさに巨大な用排水装置と考えることができる（明玉洋一「近世」）。

近世の製塩業を言うと、慶長、元和期から「塩船」を江戸に送った瀬戸内地方（十州塩）が有名である。寛永末年には江戸及び関東地方の配給塩は、この関西地方から移入される「下り塩」が主体となり、地元で産出される「地廻り塩」はしだいに圧倒されていった。しかしながら、圧倒されつつもまったく衰退してしまふことはなく、近世を通じてわずかではあるが、塩の生産は止むことがなかった。

それでは関東地方の塩生産はどのようなものであつたらうか。さかのぼって、戦国時代には東京湾沿岸各地で、遠浅を利用した揚浜式塩田が小規模ながら存在していた。特に三浦半島の金沢や六浦、多摩川下流の六郷や大師河原などは、後北条氏の塩年貢の対象となつたことが知られている(『市川市史』第二卷)。

続いて天正十八年(一五九〇)、徳川家康が江戸へ入部すると、その軍事的必要や江戸の人口増加に対応するために、塩の供給を江戸周辺の臨海諸村にもとめることとなり、戦国期以来の製塩地域は幕府による積極的な保護・統制下に置かれることになった。ここに関東塩業の発展の土台がつくられたのである。その地域としては、下総国行徳領諸村(現市川市)、武蔵国久良岐郡金沢六浦(現横浜市)、同国橋樹郡大師河原(現川崎市)、江戸深川洲崎の平井新田(現江戸川区)そして上総国市原郡五井をはじめとする周辺諸村などを掲げることができ(『村上直』近世における川崎の塩、『神奈川県史研究』第六号)。

これらの地域の塩田技術に関しては、行徳領塩田が元禄期(一六八八〜一七〇三)までに入浜式に移行していた(『市川市史』第二卷)ことから、周辺地域もそれに準じた時期に入浜式塩田となつたと思われる。

さて市原地域の製塩業の幕府当初の方針として他の沿岸地域とともに設定されたものだが、その経過についてみていこう(以下『本納町史』、『茂原市史』)。

家康の重臣大久保治右衛門忠佐(一五三七〜一六一三)は、江戸入部に従い上総国茂原に五〇〇〇石の知行地を与えられた。これ以後治右衛門と上総とのつながりができ、領内統治が開始される。『本納町史』所収の中田春司家文書「交易場所仰せ付けられ候御定之事」によれば、慶長十一年(一六〇六)二月上旬、治右衛門は三浦監物支配の本納村に本陣を設け、東上総の村々を巡見した。巡見後彼は長南、一之宮、茂原、本納、

大網の村役人を集めてここに定期市を開設するため、それぞれの村高、家数などの調査書の提出を求めている。これは交易場所としての定期市(六斎市)の開設と交通路の整備によって流通構造の掌握を企画したものとと思われる。この準備のため治右衛門は五井村に向き、塩浜の実情を調査のうえ、塩釜元二五軒を設定した。この塩釜元たちは五井村以外で塩の升売り小売りをすることを禁じられた。また君塚・岩之見・松ヶ嶋・神崎・八幡・御所・村田(現千葉市)・塩田(生実新田のこと。現千葉市)八カ村の村役人を集め、これらの村々に塩の仲買を命じた。この仲買を通じて塩荷物は茂原、長南の駅に運ばれ、売買されることになったのである。五井釜元は右の八カ村のほかへ塩の直売することを禁じられ、この八カ村の仲買も必ず市場升取りを通じて売却することを命ぜられた。なお塩荷物はそれぞれの市の開催中、二〇駄(一駄は約一三五キログラム)ずつ駅場に運送することとされた。

このようにして、近世の初頭には製塩地五井を中心に、その周辺八カ村が仲買を行い、塩を市場に搬入するルートが作られたのである。

それでは市原地域で製塩の行われた村を掲げてみよう(以下『市』原郡誌)。

まず、郡内全体では、万治元年(一六五八)に塩田検地が行われ、製塩家二二〇余戸、塩田面積八町四面が確認されている。その後摂津国野田村(現大阪府福島区)の勘兵衛が五井浦で地引きをはじめ、一丈(約三メートル)に九尺(約二・七メートル)の土釜を作り、製塩業に従事したとある。この土釜は明治十七、八年まで使用したものである。勘兵衛とその妻の墓所は五井町川岸(現市内五井)にあり、それぞれ寛永と正徳に没していることから、季節的な出稼ぎというよりも、移住者として創業したものと思われる。漁業の項でも当地域と関西地方とのつながりが

浅からぬことを指摘したが、製塩業でも同様のことが言えるようである。

製塩場(釜屋。鹹水煎熬施設で普通五間ないし六間の木造)の確認される浦方は、金杉、五井、今津朝山村である。また塩田は明治末年まで五井、五所金杉、君塚、岩崎新田、玉崎、松ヶ嶋、青柳、今津朝山村などにあった。明治初年の製塩家は今津朝山村に十数戸、君塚に十二戸、五井に九戸、八幡、五所金杉、姉崎にそれぞれ一戸である。

金杉村は天明二年(一七八二)、江戸金杉村(現台東区か)荘左衛門及び坂本村(現台東区)又兵衛が、五所村西方の海浜の開発を願ひ出て製塩をはじめたところである。同四年に金杉浜新田と名付け、のちに五所村と合併した。五井村も天明年間に製塩場を開設している。

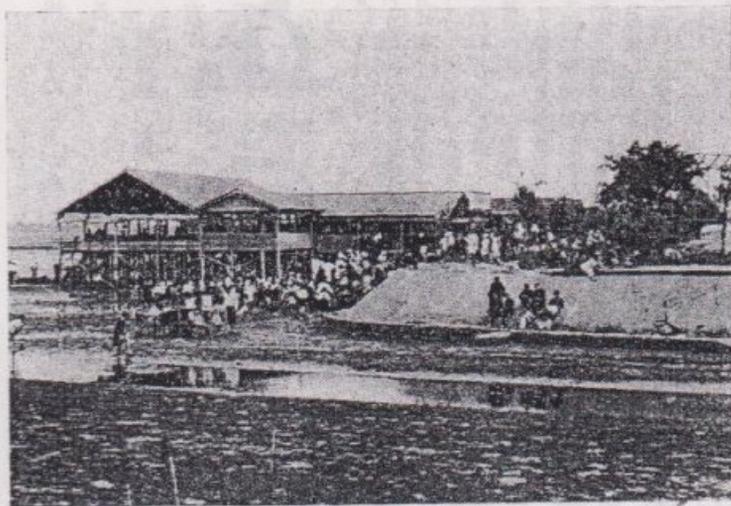
当地域の塩の特徴は、前掲『房総三州漫録』の五井の項に「塩田がある。鹹味が薄いので行徳の塩釜のかけ・貝灰(浅鯛)を入れて強くする。」とあるように、鹹味が強くなく味噌の醸造に適していたようである。

次に近世における塩田開発について考えてみよう。従来から塩田開発は臨海干潟の塩田開発との関連性、並立性が指摘されてきた。両者ともその立地条件を共通にしてからである。つまり、干潟海域を潮除堤防で囲い込んで内部の海面以下の低地を製塩地としたのが入浜式塩田であり、耕地としたのが新田である。塩田は年月を経るうちに河川や田畑から流入する真水によって塩分が薄くなり、荒浜化して田畑に転用されることが多い。反対に塩害を受けやすい新田先端の芝地などは、塩田として再開発されることもある。殊に東京湾沿岸ではその傾向が強いとされている(小沢利雄「東京湾沿岸の新田地における塩」)。

第8表 青柳村塩場面積と収取高

地目	面積	収取	収取高
a	上塩干場	1町3反8畝10歩	反に塩1石2斗取
	中塩干場	1, 4, 7, 9	" 8斗取
	下塩干場	内 { 7, 9, 17 2, 3, 6 2, 0, 23	荒地引
	計	3, 6, 5, 6	
b (田成)	上塩場	1, 3, 8, 10	反に米 2斗取
	中塩場	1, 4, 7, 9	" 1斗7升取
	下塩場	2, 7, 2	" 1斗2升取
	下々塩場	2, 6, 20	" 1斗2升取
	計	3, 3, 9, 11	取米18俵1斗1升7合8勺
c	下塩場	8, 16	反に塩 8斗取
	下塩場	4, 3, 29	8斗取
	新塩干場	2, 5, 18	7斗取
	下々塩干場	2, 7, 3	
	新塩干場	3, 8	沙入引
	計	1, 0, 8, 4	

青柳村の場合を例としよう。前掲の天保十四年青柳村明細帳(慶応大学所蔵文書)の塩場の書き上げから作成したのが第8表である。aの塩干場は塩で収取高が示されており、反あたり収取高も高いところだが実際は永納(銭納)である。bは名目は塩場だが、完全に田地と化して米で年貢を納めている。cは一筆ごとに書かれたものだが、注意書きに「年来塩場永納」で上納してきたが、現時点(天保十四年)でも塩浜にならないので、田地として願ひ上げて起し返してしまった。天保九年から米で上納している」とある。上納の総計でも米納十八俵一斗一升七合八勺と永納

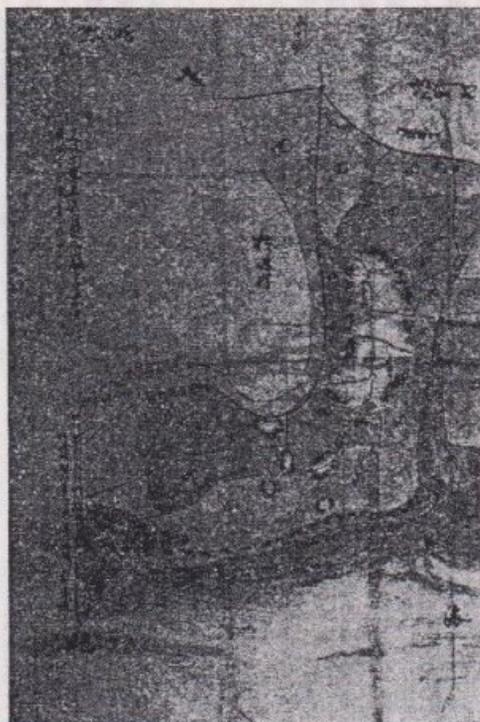


八幡浜の干潮（昭和初期）
江戸時代は塩田が多かった。

七四四文九分となっており、塩の現物納は認められない。また年末詳の「青柳村内塩場并芝地御取箇帳」（市内五井地引）は、塩場惣高四町二段六畝五歩のうち約八五パーセントにあたる三町六段四畝二九歩が田成（田地化）となっている。このような塩場のあった村でも塩の現物納はなく、銭納あるいは田地化した塩浜からの米納という形態をとっており、塩場と言っても一概には塩の生産と結びつかない場合もあったのである。その中で五井村は、やはり上総塩の中核的存在だけに享保六年に塩場二八町三反三畝十一歩を所持し、塩年貢三六一石一升四合を現物納としてい

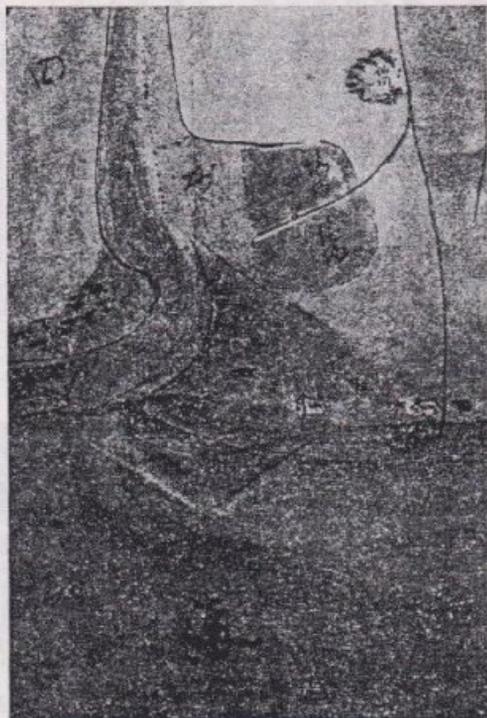
る（『千葉県史料』近世篇上総国下）。

さて、農民生活と製塩はどのようにかかわっていたのだろうか。漁業の項でも引用したが、五井村明細帳に「農業の間かせぎに男女とも塩を焼き、野方へ出て塩売」とある。また延享三年（一七四六）惣社村明細帳に「耕作之間稼ニは、馬持百姓は山方へ罷り越し、



青柳村の塩田（慶応大学所蔵文書）

天保14年上知令に伴う村絵図書上（部分）では、青柳村中央を貫流する小川河口の左岸のよどみに「塩場」が記されている（右の拡大図参照）。



塩焼木買い取り、五井河岸迄附け出し、少々之助成仕り候」（酒井右二・史料集「市原地方」安政二年（一八五五）嶋野村書上帳に「男女農間之稼、史研究」第十一号）。

当国植生郡長南、同国長柄郡茂原、右両市場之塩商売仕り候」(同前)とある。五井村のように農業の間に塩焼きをして、周辺の村々へ売り歩いたり、島野村のように長南や茂原の市場へ行き塩商売をするなど、実際に塩を扱うものはか、惣社村のように馬持ちが塩焼き用の燃料木を山方から買って製塩地五井に売る稼ぎ仕事などを行っていたことがわかる。

このように製塩過程に必要な燃料用のまきの確保・販売にはじまり、製造塩の販売にいたるまで、様々な局面で農民と塩のつながりを知ることがができる。これらの仕事は農閑稼ぎの形態をとっているが、そもそも農閑の「塩焼渡世」とは、夏季の農閑期を利用し、かつその時期が海水の蒸発のもっとも旺盛なときにあたったことから行われたのである(落合忠一「松ヶ島漁業史」)。

さて、先に慶長年間、大久保治右衛門忠佐によって、五井釜元の設定と塩の流通統制が行われ、そこで五井釜元は、八カ村の塩仲買のほかに塩の直売りをすることを禁じられ、仲買も市場升取りを通じて売却することを命ぜられたことを紹介した。しかし明細帳によれば、五井村での農民男女による塩焼きと野方の村々への塩販売のあったこと、また塩仲買に設定されていない島野村の農民が、長南や茂原の市で塩商売を行っていたことなどを読みとることができる。慶長年間の設定時にくらべ、十八世紀も中ばを過ぎるころには、農民と塩生産との多様な結びつきがあらわれてきていると言つてよいだろう。

こうした稼ぎ仕事の広がりの中で、次第に塩仲買の仲間組織も整備されていった。享和二年(一八〇二)の「塩商内仲間取極帳」(市内島野落合一家文書)は、このような動きをうかがわせる史料である。

上総国市原郡の八幡、五所、君塚、岩野見、松ヶ嶋、入沼、下総国千葉郡村田(現千葉市)、生実新田(現千葉市)の村々は、先年から農閑の稼ぎに本納、大網、長南、茂原の四か所の市場へ、それぞれ駄数を限って塩を付け出して渡世してきた。そのうち八幡、五所、村田、生実新田は北市組と称し、本納、大網の二つの市場に限って商い場所とし、君塚、岩野見、松ヶ嶋、入沼は南市組と称し、長南、茂原の二つの市場に限って商い場所としてきたことは一同納得のうえである。ところが一、二年来しだいに守られなくなり五駄あるいは十駄賃馬を雇って売り捌く者が出てきた。そのためこれに年貢の足しにしてきた零細な者はやめざるを得ず難儀なことである。

そこで今後は一人一駄と限って売り捌き、違反した者の荷物は差し押えることなどを取り決めたのである。この「取極帳」は末尾に北市組一二人の署名を附している。以下村別の署名人数を記しておくと、八幡村三九人、岩野見村二五人、村田村十八人、北五井村十人、松ヶ嶋村九人、五所村八人、塚原、椎津、塩田村がそれぞれ二人、菊間、賀茂、平田、市原、五反目村がそれぞれ一人である。

北市組に限っても十四カ村の農民が農閑稼ぎと称しながら塩仲買に携わっている。南市組まで含めると、当地域ではかなりの数の農民が塩商売に従事していたことになる。ただし、五駄、十駄と捌く者を排除し、一人一駄と制限をつけていることから、比較的小規模な稼ぎ仕事として、多くの農民がかかわれるような配慮があったと言えよう。

このように塩商売からの稼ぎは、農民にとって有効であると同時に、塩釜元にとっても重要な利益確保の手段になりえた。そのため彼らは禁止事項であった釜元による塩の直売を何とかして実現させようとし、塩商人たちとの間にたび重なる紛争が生じたのであった。記録に残るものだけでも、享和三年(一八〇三)、文化九年(一八一二)、文政二年(一八

一九)、弘化四年(一八四七)とほぼ十九世紀前半を通して繰り返されて
いる。

さて当地域の製塩業は、明治期に入っても続けられた。特に明治八、
九年(一八七五、七六)の明治政府による封建家臣団解消政策であった、
いわゆる「秩禄処分」によって経済的基盤を失った士族たちが製塩事業
に従事したことが知られている。例えば、明治八年君津郡大堀村葭場
(現宮津市)に静岡県の士族から四反歩の製塩場計画の出願があったこと
や、奈良輪村(現袖ヶ浦町)に塩場開墾のため払下地の出願、また鶴牧
藩の椎津村で明治三年(一八七〇)に塩浜を作ったことなどが知られてい
る。この他、松ヶ嶋村の海岸で明治初年に、常陸の笠間藩土堀英親とい
う人物が製塩事業を行っている。堀の製塩法は「枝篠法」と言い、従来
の砂浜塩田とその方法を異にするものであった。その方法は、高槽を組
んで、これに竹枝を無数に結びつけ、高屋根式小田掛けのようにしたも
のの頂辺から潮水をかけて水分を蒸発させ、塩分を濃縮させたものでは
ある。この製塩場は、明治十三年(一八八〇)の大津浪によって破壊、流失
に至っている(落合忠一「松ヶ嶋漁業史」)。

その後当地域の製塩業は、明治四十四年(一九一一)の官営化にともな
い全部廃止され、やがて水田に変わってしまった(『市原(郡誌)』)のである。

かなすぎはましんでん 金杉浜新田<市原市>

[近世]江戸期~明治7年の村名。上総国市原郡のうち。養老川と村田川の間位置する。天明年間江戸金杉村の莊左衛門、坂本村の又兵衛が塩田を開発したのに始まるという(上総国町村誌)。文政10年からは幕府領。文政10年の書上帳写によれば、村高20石、家数7・人数35(飯香岡八幡宮文書/県史料上総)。「天保郷帳」では24石余、「旧高旧領」では59石余。明治6年千葉県に所属。明治7年五所金杉村の一部となる。

角川日本地名大辞典

本町の海岸は砂濱、遠淺にして、延長一里十町餘あり、防波堤の長さ五千二百四十三間、堤幅上幅約六尺より十二尺、下幅三間乃至六間、高さ六尺乃至十尺あり。

記録によれば天明年間江戸金杉村の人莊右衛門、阪本村の人又兵衛等鹽田を五所村西方の海邊に開き同四年甲辰初めて金杉濱新田と名づけ後五所村に合すとあり。蓋し現時の或るものは、其の時出來せしものにはあらざるか、爾來製鹽の發達に伴ひ、漸次海面を埋立て、遂に今日見るが如き状態に至れるなり。

金杉濱製鹽場

市原郡五所金杉村海濱即ち金杉濱に在り。天明四年甲辰江戸金杉村莊左衛門及び坂本村又兵衛なる者二人來りて製鹽を創開す。故に金杉と名づく。現今鹽田反別二十九町六反三畝二十一歩、鹽竈十五箇、君塚・八幡・今津朝山等の村民各自に營業す。明治十八年乙酉一箇年役夫、一萬千五百四十五人、產出高四千二百九十石三升五合、鹹味酷しからずして味噌の醸造に適す。(上總國誌稿)

その後、天明二年(千七百八十二年)君塚村は八幡五所村の海面およそ三百町歩を武州豊島郡金杉村莊左衛門、同郡坂本村又兵衛の兩人が開発を申し入れ、面積を縮小されましたが、翌年八月になつて普請役人「秋月常次郎」「谷川権内」が出役として、來所し實地調査の上、八十六町五反九畝と決定しました。同年に「浦開發の願書」に対して願主二名と君塚村、五所村、八幡村の三ヶ村の總代の連署で更に勘定奉行に願ひ出たところ許可されたので「入り会い漁場」として発足しました。

君塚のあゆみ

市原郡誌

五所はかつて「八幡御所」と呼ばれていた時代があった。これは金杉橋の付近に足利義明の御所があったことに起因するものであるといわれている。また「五所金杉村」と称していた時代もあった。この金杉とは天明年間(1780年代)に江戸金杉村の住人が五所地先の海岸に鹽田を開き、この地を「金杉新田」と名付けたことに由来する。

本町域は、明治元年11月菊間藩に編入、水野忠敬の支配地となった。明治4年廢藩置縣により宮谷県となり、更に同年11月府県廃合が実施され木更津県に統合され、明治6年に千葉県となった。

市原市の今と昔

※表紙

「上総国市原郡
八幡村外拾四ヶ
村組合諸商渡世
向取調書上帳写」
裏表紙に「神主
家写置もの也」
とあり

二 農間商渡世取調之儀に付八幡村外拾四箇村組合

書上帳

御取調二付奉申上候書付

此度殿敷御儉約被 仰出、續て近來御府内町方又は
在方にて菓子類、料理等無益之手敷を掛、結構にい
たし候もの共有之由、右之類其儘差置候ては風俗益
奢侈二相成不可然、可差留、都て食物類高直之品賣
買致間敷、且往來にて無益之食物商ひ候もの増長、
向後右商人共相減候様、是又被 仰出有之、必竟在
々に商人多にては自然其所奢二長し候基、不宜旨御
改革之砌被 仰渡も有之候え共、猶又今般大小惣代
之もの重立其所役人共立會、御案文外商渡世迄も不
洩様取調、早々可書出旨被 仰渡承知奉長、則左二
奉申上候、

森覺藏御代官所
水野石見守知行所
岩本大隅守知行所
河野權右衛門知行所
永井鉄彌知行所

村上八十郎知行所
佐野長十郎知行所
松本十郎兵衛知行所
上総国市原郡

一 高千貳百五拾三石四斗六升六合五勺 八 幡 村

此家數三百三拾五軒 但五海道脇房總往還并
人足立場、益暮兩度
之市相立申候、

家數貳百拾壹軒 農業一派渡世之分
農間商ひ并諸職人渡世
之分

内

三拾九年前
文化六巳年より

居酒屋渡世

借地百姓
次 兵 衛

六拾四ヶ年前
安永四未年より

居酒屋渡世

百姓
吉右衛門

貳拾壹ヶ年前
文政元寅年より

同 渡世

百姓
彌 七

四拾六ヶ年前
寛政五丑年より

同 渡世

文
藏

十ヶ年前
文政十二丑年より

同 商 賣

傳 四 郎

五ヶ年前
天保五年より

同 商 賣

組頭
金 七

八ヶ年前
天保二卯年より

同 商 賣

借地
又 次 郎

三十ヶ年前の誤り
天保七申年より

同 商 賣

百姓
治 兵 衛

六十壹ヶ年前
安永七戌年より

小間物商賣

百姓
平 吉

五十ヶ年前
寛政四子年より

荒物商 賣

名主
宇 兵 衛

横炭商 賣

七十五ヶ年前
明和二酉年より

横炭商賣

百姓
庄 五 郎

三拾九ヶ年前
寛政貳申年より

酒仲買渡世

組頭
五左衛門

貳十三ヶ年前
文化十三子年より

同 渡世

同
嘉 平 治

廿六ヶ年前
文政十四年より

髮結渡世

借地百姓
忠 藏

廿六ヶ年前
文政十亥年より

髮結渡世

同
長 八

十七ヶ年前
文政五年より

同 渡世

同
鉄 五 郎

六十四ヶ年前
安永四未年より

湯屋渡世

借地百姓
新 平

三十三ヶ年前
文化三寅年より

同 渡世

同
辰 五 郎

三十貳ヶ年前
文化四卯年より

同 渡世

百姓
喜 兵 衛

廿六ヶ年前
文化十四年より
同 渡世
借地百姓
權 八

三十九ヶ年前
〔寛政の誤りか〕
文化十二申年より
旅籠屋渡世
同
長 吉

三十八ヶ年前
享和元酉年より
煮賣屋渡世
同
傳 藏

〔ま〕
三十ヶ年前
文化八未年より
煮賣屋渡世
百姓
佐 兵衛

六拾四ヶ年前
安永四未年より
同 渡世
同
吉右衛門

是は文政十亥年御改革之節御書上候分

十貳ヶ年前
文政十亥年より
居酒屋渡世
吉右衛門

九ヶ年前
文政十三寅年より
同 渡世
借地百姓
次郎 吉

去天保八酉年より
同 渡世
柳 助

當戊年より
同 渡世
源 七

十壹ヶ年前
文政十一子年より
旅籠屋渡世
借地百姓
安次郎

是は去亥年御改革御調已後新規相始候分

此度御調之分
六十四ヶ年前
安永四未年より
穀商賣
名主
佐右衛門

〔同十七年前の誤りか・以下同じ〕
五十ヶ年前
寛政四子年より
穀商賣

十ヶ年前
文政十貳丑年より
穀商賣

十ヶ年前
〔同十貳丑〕
文政十五午年より
穀商賣

五ヶ年前
天保五午年より
穀商賣

〔同〕
同 商賣

組頭
五左衛門

百姓
與平治

同
太右衛門

名主
彌左衛門

組頭
嘉平治

名主
長兵衛

組頭
幸 八

組頭
長 助

借地百姓
甚兵衛

百姓
三左衛門

百姓
甚左衛門

十九ヶ年前
文政三辰年より
同 商賣

七十五ヶ年前
明和二酉年より
同 商賣

〔同〕
同 商賣

借地百姓
實 市

名主
平十郎

名主
吉兵衛

百姓
孫 七

同
清 藏

同
久兵衛

同
半兵衛

名主
彌 七

組頭
利兵衛

組頭
徳右衛門

組頭
桑五郎

四十六ヶ年前
寛政五五年より

湯屋渡世

百姓
三十郎

廿六ヶ年前
文化十四年

同 渡世

同 次郎吉

棒手渡世

三拾百姓
五拾貳軒

是は文政十亥年御改革之節御書上候分

拾壹ヶ年前
文政十一年より

居酒屋
煮賣渡世

百姓 幸助

三ヶ年前
天保七年より

居酒屋
煮賣渡世

百姓 佐吉

五ヶ年前
天保五年より

居酒屋
煮賣渡世

同 千吉

天保八四年より

居酒屋
煮賣渡世

同 傳七

當戊年より

居酒屋
煮賣渡世

同 文五郎

是は去亥年御改革御調己後新規相始候分

此度御調之分

八ヶ年前

天保二寅年より

穀商賣

百姓 清次郎

去酉年より

同 商賣

同 傳三

去ル酉年より

穀商賣

同 佐吉

同 商賣

同 太吉

具服商賣 無御座候、荒物類商賣無御座候、
太物商賣 無御座候、瀬戸物類商賣無御座候、

小間物類商賣無御座候、古産屋商賣 無御座候、
古鉄紙屑買 無御座候、鋳屋渡世 無御座候、

料理茶屋 無御座候、籠甲細工渡世無御座候、
菓子打卸 無御座候、唐物類商ひ 無御座候、

蒸菓子商賣 無御座候、女髪結渡世 無御座候、
干菓子商賣 無御座候、琴三味線師 無御座候、

蒲焼渡世 無御座候、下駄足駄傘 無御座候、
鮮商ひ 無御座候、拵商ひ 無御座候、

紋物商ひ 無御座候、
金物類商賣 無御座候、

薬種商賣 無御座候、
音曲遊藝指南無御座候、

武藝師範之もの并 無御座候、
稽古致し候もの 無御座候、

右之外諸商ひ渡世無御座候、

森覺藏御代官所

一高貳拾石
同 國 同 郡
金杉 新田
江戸え十貳里餘

此家數七軒

人数三拾五人 農業一派渡世二御座候、

但勝人足立場ニは無
御座候、
五海道脇房總住遷

右之通相違無御座候、萬一押隠し不書上候欺、調落
後日相顯候ハ、何様之御儀ニも可被仰付候、此段
御取調ニ付奉申上候、以上、

天保九戌年八月

右五所村
百姓代

彌太郎印

組頭 彌助印

名主 喜兵衛印

金杉新田
百姓代

佐右衛門印

組頭 留五郎印

名主 源之助印

八幡村
百姓代

七五郎印

組頭 桑五郎印

名主 宇兵衛印

組合惣代

郡本村
名主 七郎兵衛印

同 惣代

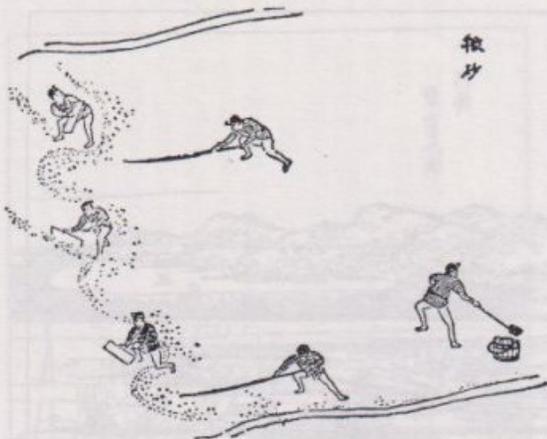
菊間村
名主 祐左衛門印

同 惣代

八幡村
名主 宇兵衛印



砂干

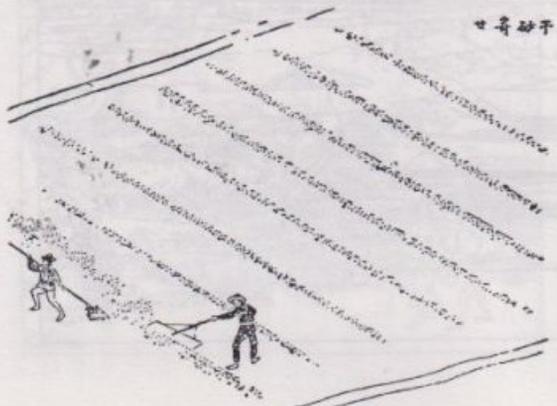


撒砂



置架出度砂鹹

鹹水運送装置



廿奇砂干

行徳地方の干砂・鹹浸土装置・鹹水運送装置（『大日本塩業全書』第一編付図所収）

行徳地方の撒砂・砂奇せ（『大日本塩業全書』第一編付図所収）

市川市史



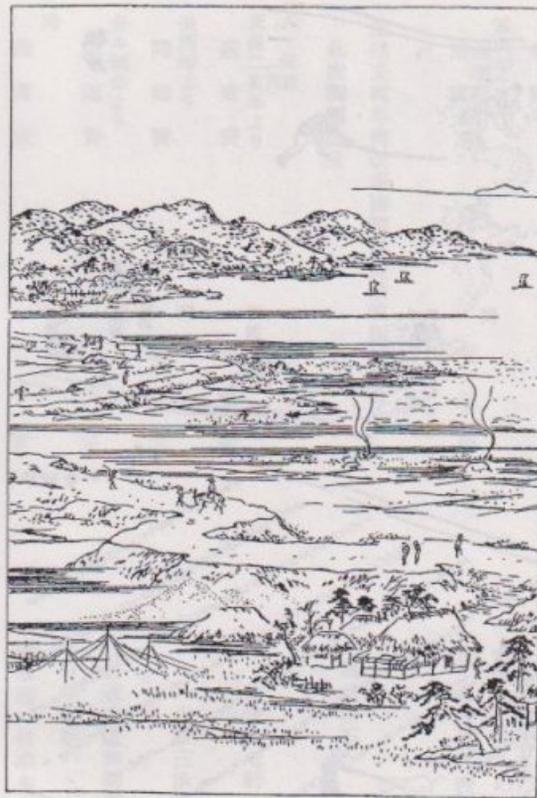
塩焼き小屋周辺の状況（『利根川名所勝景絵図』より）

國之圖誌

船橋ものがたり



行徳街道南側に広がる塩浜（『鹿島参詣記』より）



【107】ぎょうとくしおはま 行徳汐浜 (浦安市)

ひろびろと房総の海がひらけ、浜辺には塩田がひろがり、あちこちで汐を焼く煙が立ち昇っている。海辺の道はやや小高くなっている、人工的な感じがするが、それとも自然に形成されたものだろうか。歩いていく人、駕籠に乗っていく人、馬に乗った人、旅人やら土地っ子やらが見えているが、何といつても田舎道のうら淋しさはかかせないものがある。

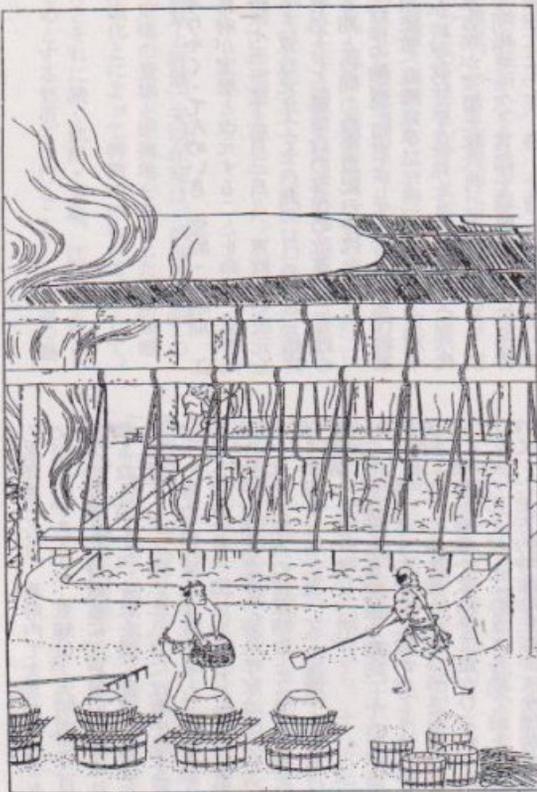
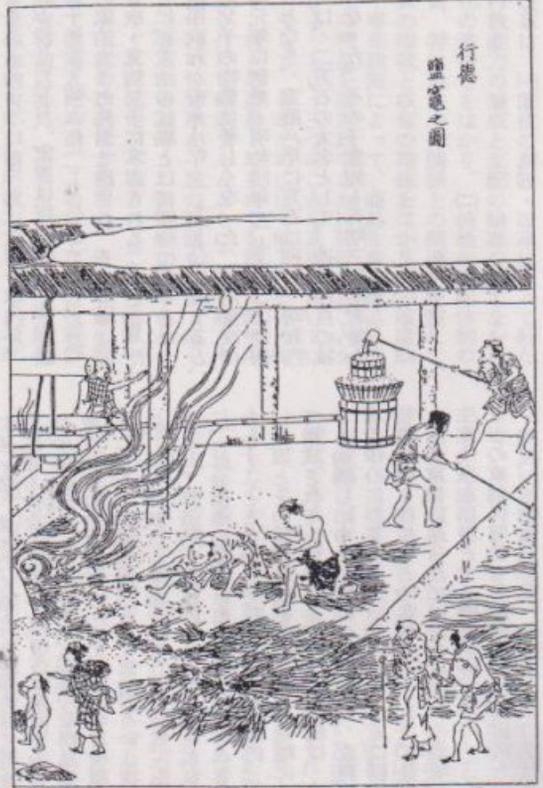
江戸湾のような内海で、比較的波の静かな所、そして浜辺が平坦であり、砂浜の発達している場所は塩づくりに適していると思われる。

行徳の村々が小田原北条氏の領地であった頃、年貢として塩を取っていたといわれる。家康も又江戸に入府すると、先ず行徳からの塩の道の確保に努め、塩田の保護に力を注いでいる。

その政策の一つとして小名木川や新川の開削がある。このことは単に塩の輸送を促進したのみならず、ほかの物資の移動や交通面に大いに役立つている。そのほか、幕府は塩田開発のために諸役を免除するとか、資金を下付するなど、積極的に援助したようである。

ところで、行徳では入浜式という製塩法であった。先ず、満潮の時、海水を塩浜に引き入れる。後になると堤防で塩田を囲み、満潮・干潮に関係なく作業ができるようになった。海水は天日によって蒸発して濃い塩水となる。これを平釜で煮つめれば、食塩が手に入ることになる。

四角形に仕切られた塩田や畔が見えるが、その塩田の中に点々と並んでいるのは、掻き集められた砂の塊であろう。



【108】ぎょうとくしおがまのず 行徳鹽釜之図 (浦安市)

本文の説明では「行徳の製塩の歴史はきわめて古いことや小名木川はこの行徳の塩を運ぶために開削された」などのことが記されている。

大きな平たい釜の下では盛んに薪が燃やされて炎をあげている。釜はごろた石を積み、まわりを漆喰で固めてつくった。その釜の上に見えるロープや横木は釜底を吊り支えるための仕掛けで、黒い針のようなものは鉄製で丁字型になって釜の底に固定されていた。

左手には四こほど木桶の上に箕こ子と笊こがのっている。笊の中に山型に積まれたものは濃い塩分が付着している砂である。この砂に海水をかけるとより濃い鹹水かんすいが得られる。この装置は移動可能で行徳特有のものであったという。これを煮つめて塩を得る。

たいへんな量の薪を要したこと

であろう。松の木を使ったという。

右手奥では鹹水を竹のパイプを通して釜に流し入れている。注ぎ口にいる男は「注ぐのを止めろ」と言っているのか、「もつと精を出してやれ」と言っているのか。

塩づくりにとっては雨・雪は大敵だから、屋根のある小屋の中で行われた。

この絵では屋根や塩づくりの順序など、大分省略されている。

左手奥に人影が見える。釜の中の塵ちりやら汚れなどをとる係りであろう。

江戸時代の製塩は瀬戸内が主であったが行徳や川崎海岸でも盛んに行われ、行徳は幕府の保護下にあり、江戸市はもちろん関東一円に販路をもっていたといわれる。

ほうりやく・てんめいき 宝暦・天明期 江戸幕府が宝暦と改元することを命じた宝暦元年(二七五)十一月三日、寛政への改元を命じた寛政元年(二七八)二月三日とを始終の目処とした幕藩政の享保の改革期と寛政の改革期との間の約半世紀の時代をいう。

〔政権の動向〕暗君として知られた九代將軍徳川家重(在職延享二年(一七四五)―宝暦十年)が將軍就任後も後見をうけていた父の八代將軍吉宗が宝暦元年六月二十日に没した。家重の明晰さを欠く言語を理解できるといふ特殊技能によって、勢いを増していた側衆・御用取次の大岡忠光は、吉宗亡きあと万石の列に入り、若年寄から側用人へと進み、大きな権勢をふるうようになった。宝暦十年四月、忠光が没した翌月、家重は將軍職を家治(在職宝暦十年―天明六年(一七八六))に譲ったが、この家治もまた凡君と評され、その実権は田沼意次・意知父子に掌握されることとなった。ことに、家治の就職とほぼ同時に老中となつた松平武元が安永八年(一七七九)に没すると、田沼父子の権勢は著しくなつた。田沼意次は、宝暦元年に側衆、明和四年(一七六七)には側用人となり、宝暦八年に万石に列し、明和四年には、二万石の大名として、遠州相良の城主となつた。その子意知も天明三年奏者番か

ら若年寄となり、幕府内で大きな勢力をもつに至つた。しかし、意知は、天明四年三月、旗本の新番土佐野政言に江戸城中で刺されて間もなく没した。それを機に意次の権勢も急速に低下し、天明六年八月には老中職を罷免され、翌九月に家治が没すると、つぎつぎと領地も没収され、謹慎を命ぜられた。松平定信が天明七年に老中、翌八年家治にかわつた十一代將軍家齊の將軍補佐となつて、改革政治を展開させるに至つて、宝暦・天明期は、寛政期へと移つていった。

〔商品生産と分業関係の動向〕十八世紀前半には、さまざまの商品生産がこり始めた。農村には、小農生産との結びつきを保ちながら、商業的農業や家内手工業がひろがり始めた。その多くは、これまで各地で細々と行われていた地方的特産物生産が、全国的な市場に結びつけられることによつて、急速にその生産を拡大したものであつたが、市場の要求に沿つて、まったく新たに殖産されて興された生産も少なくなつた。そして、そのいづれの場合にも、畿内などの先進的な商品生産地帯からの生産技術の伝播が、大きな役割を果たした。商品生産の急速な展開という状況は、人々に新たな生産意欲をおこさせ、生産者として経済的、文化的に成長させるとともに、社会構造の変化と市場関係の変動とをもたらすこととなつた。三都を中心に畿内、特に大坂とその周辺地域の商品生産を機軸にして構成されてきたこれまでの経済体制は、大きく動揺し始めた。特にその変動は、衣料生産を中心とひろがっていった。たとえば絹織物業では、桐生などの各地で、これまで登糸として京都に送られていたそれぞれの地域の生産生糸を原料とする機業が成長した。三井などの京都呉服店も各地の機業地に出店をつくつて、織物などを買ひつけるようになった。そして、この三都商人の地方進出は各地の商

品生産の展開をさらに促進させることにもなつた。商品生産が展開するにつれて、すこしずつ、分業関係も変化してきた。商品生産の展開は、生産部門の一部を肥大化し、生産者を專業化の方向へ進ませた。これまでも自給していた物資を購入して賄うようになり、生産者の生産や生活を貨幣経済化した。このような経済の展開は、さらに、生産や生活の上で必要な物資の需要を増大させた。なかでも、生産力の増大のために購入肥料の需要が大きくなり、そのことがその原料産地である漁村の商品生産をいっそう拡大した。また、生活の変化は、食用としての米需要を増大させた。そのことが商品生産の展開のもつとも困難であつた水田単作地帯をも商品経済のなかにくみこむこととなつた。

〔社会構造の変動〕商品経済が人々に与えた影響は、一様ではなかつた。一部の人々は、巧みに新しい経済の波に乗つて、成長・発展をとげた。商品生産が發展した地域では、村方地主であり商品の買占商人でありみずから商品生産経営者であるような豪農が成立し成長した。他方で、多くの農民たちが、この豪農の支配のもとで、新たな貧窮化の道を歩み始め、そのなかから、生活費の過半を労働力販売に依存する半プロが形成され始めた。水田単作地帯では、米の商品化の増大に伴つて、町人をはじめとする商人高利貸しの活動が活発になつてきた。地主小作関係が展開し、そのなかで、出羽の本間家のような巨大寄生地主の基礎がつけられ始めた。漁村でも鱒漁などを中心に、網親・網子関係がさらにひろまつた。なお、人々からの小作料の収奪や商品の買占、雇人の確保などには、村役人の權威と機能とが不可欠であつた。そこで、これらの社会構造の変化には、新たに豪農などとして成長していこうとする者が、旧来の有力百姓から、村役人の職を奪取することを目的

とした村方騒動が伴われる場合が少なくなつた。それは多く、旧来の村役人に年貢などの公務の取扱いに不正があつたことを指摘し、領主権力によつて、その村役人を罷免し、豪農の發展を助けつつある者が村役人に就任するという経緯をたどつた。そして、諸関係の展開は、同時に、新たな社会矛盾の形成でもあつた。豪農と半プロ・一般農民、地主と小作人・自作農民、網親と網子などの間の矛盾対立関係の形成・増大は避けられなかつた。そして、この矛盾・対立は豪農や地主の利得を不当として領主に訴える、数多くの訴訟を生み出したが、さらには、時としてはけしき打ちこわしを伴う運動に激発した。このような運動を騒動といい、十八世紀半ばから各地でみられるようになったが、豪農商が、明和元年の伝馬騒動のように、藩や幕府の権力と結託して商品経済の独占的支配を図つたり、天明年間各地の騒動のように、凶作などの際に救済措置をとらなかつたりした時には、特に大規模なものとなつた。

〔政治の動向〕將軍の側衆大岡忠光は、温恭で慧く謙な性格ではあるが、才徳がある人ではなかつたといわれる。彼が実権を握つていた十年間の幕府の政治には、みるべきものがなかつた。しかし、早い時期から財政困窮に悩んでいた幕府や藩は、その財政危機に対処するために、この経済・社会・文化の新たな動向に対しても、これまでとはちがつた政治的対応をしなければならぬ状況に追いこまれていた。そしてその政治の新たな動向は、藩政改革として、地方から大きな動きを始め、中期藩政改革とよばれるが、その模範的なものとして、当時の他の藩からも手本とされた肥後熊本藩の宝暦改革をはじめ、西日本を中

心に幾つかの藩で改革が行われた。そしてその改革は、(一)藩校の創設・改革によって新たな行政能力の養成と支配の論理のたてなおし、教化の進捗とをはかり、(二)検地や支配体制の整備、特に地主小作関係との関連を調整して、年貢の増収と収奪の確保をはかり、(三)殖産政策や専売政策によって、商品生産と商品経済からの利益を藩財政のなかに吸収することををはかる、という三つのことを基本においていた。そして、そのためには、城下町の有力町人や、村々の豪農・地主たちを藩の支配体系に結び付けて編成するとともに、政治能力や殖産のための知識を、藩の範囲をこえて広く求めて導入するという、積極的な政策をとった。すぐれた経世家・地方(じかた)行政家や農・手工業の技術者が出現し、各地の藩に招かれて活躍し始めた。このような藩政改革の展開を目前にして、ようやく行われた幕府の新たな政治的対応が田沼政治であった。本来封建支配は商品経済に介入すべきてはならないのは、領主・町人・百姓を含めて一般的な考え方であった。そこで、幕府・藩は、その商品経済への介入のためには、有力な商人や農民、つまり豪農商に頼らなければならなかったのであるが、この考え方にたつ商人や生産者・農民たちは、特に専売制やそれを目的にした殖産強制に対して激しい抵抗を展開した。寛延・宝暦年間(一七四八―一七四九)に讃岐・土佐・周防・阿波などでおきた一揆・騒動をはじめとするその抵抗は、多くの場合、豪農商への攻撃を伴っていた。

〔終期と評価〕天明年間、飢饉と幕政での松平定信の登場と蝦夷地を主とした海防問題の緊迫化とによって特徴づけられる。そして、凶作とそれに続く飢饉・荒廃、江戸・大坂をはじめとする都市での打ちこわしと全国の農

村での一揆騒動のひろがりのなかで、田沼の政治はほぼ徹底的に、定信によって否定されていった。しかし、諸藩の状況はこれと異なり、対応にまったく失敗した藩もあれば、中期改革の成果を生かしながら藩Ⅱ国家の利益をあげていこうとする藩もあり、それは幕末における雄藩の形成と深く関係している。この時期は、古くは、政治が乱れていた混乱の時代であると評価されてきていた。それに対して、ここに新しい時代への息吹きを見ようとしたのが、辻善之助『田沼時代』(大正四年(一九一五)、のち『岩波文庫』)におさめられている。その後、この時期を、日本の近代化の画期としてとらえ、田沼意次を近代化の先駆者として位置づけようとする J. W. Hall: Tanuma Okisugu 1719—1788. Forerunner of Modern Japan, 1965. が現われた。それに對し、この時期を革命情勢の高揚期であるとする林基『宝暦・天明期の社会情勢』(『岩波講座』日本歴史、一二昭和三十一年(一九六三))、のちに林『続百姓一揆の伝統』(同四十六年)について、維新変革の起点であるとする報告(一九六五年度歴史学研究会大会報告、佐々木潤之介『宝暦期の位置づけについて』、のちに佐々木『幕末社会論』(昭和四十四年)や幕藩制社会の転換期であるとする、中井信彦『転換期幕藩制の研究』(同四十八年)が出た。最近では絶対主義化の観点から、十八世紀の半ばをとらえなおそうとする動向もある。いずれにしても、この時期を、幕藩制国家・社会の動揺・解体の重要な画期としてとらえ、その分析のなかから、日本近代の歴史的特質を見ようという点では共通している。宝暦・天明期が、江戸時代を大きく二分する点とも、日本近代に至る歴史過程の直接の起点でもあるという歴史的画期であることは疑いがないところであろう。

↓近世(さんせい)
(佐々木潤之介)

とくがわいえはる 徳川家治 一七三七―一八六六 江戸幕府第十代將軍。一七六〇―一八六六 職。九代將軍家重の第一子として元文二年(一七三七)五月二十日江戸城西ノ丸で生まれる。生母は家重の側室の方。幼名竹千代。元文五年十二月十五日名を家治と改め、寛保元年(一七四一)八月十二日元服、從二位權大納言に任ぜられる。御台所は閑院直親王姫君五十宮。宝暦十年(一七六〇)父家重のあとをうけて十代將軍となり、以降天明六年(一七八六)に死亡するまでの二十七年その職にあった。江戸城本丸で同年九月八日没。五十歳。上野寛永寺に葬られる。法名凌明院殿。この間田沼意次を重用し、江戸時代でもっとも開明的ないわゆる田沼時代を生み出した。すなわち明和二年(一七六五)には明和五匁銀、安永元年(一七七二)には南鐘二朱銀を發行して、金と銀との二本建になっていた江戸時代通貨制度の一本化をはかり、また当時、通貨金・銀に對して錢相場が高騰し、錢を基本通貨とする庶民が困っていたのにかんがみ、真鍮を素材とする錢を鑄造(真鍮錢)して、錢高相場を冷そうとした。また北方資源に注目、海産物(俄物)を輸出して外貨を稼ぎ、蝦夷地問題を重視して、幕府による最初の本格的蝦夷地調査に着手した。このようにして、明和―天明期という多様な文化に彩られた、江戸時代でももっとも庶民が自由かつ穏やかな生活を享受した時代を生み出すが、その反面細紀がゆるみ、政治・社会に腐敗が目立つ面もあった。そのうえ、天明三年には浅間山が大噴火をし、関東一円に大被害を与え、かつ象象面では小氷河期と名付けられる、江戸時代最大の寒冷期と重なったため、天明の飢饉と呼ばれる江戸時代最大の飢饉に見舞われ、一揆・打ちこわしが続発するなか、家治が死亡し、支持者を



徳川家治花押



「家治」
徳川家治印



徳川家治画像

失った田沼政権も、体制が大きく変わることを好まぬ譜代門閥に支えられた松平定信のために追い落とされて、その時代は終わった。↓宝暦・天明期(ほうりやく・てんめいき)
〔参考文献〕『徳川幕府家譜』(徳川諸家系譜)一、辻善之助『田沼時代』(『岩波文庫』)、大石慎三郎『天明三年浅間大噴火』(『角川選書』一七四)、同『田沼意次の虚像と実像』(『図書』四二二)

(大石慎三郎)



徳川家齊花押



「家齊」
徳川家齊印

とくがわいえなり 徳川家齊 一七三一一八四一 江戸幕府第十一代将軍。一七八六一八三三在職。安永二年(一七七三)十月五日江戸城一橋屋敷で生まれる。御三家の一橋治済の長男、母はおとみの方(岩本氏、慈徳院)。徳川豊千代と称したが、天明元年(一七八一)閏五月、十代将軍家治の世子となって江戸城西ノ丸に入り、十二月家齊と名乗る。同二年四月元服して従二位、権大納言に任じ、同六年九月八日に家治が死去し、十四歳で職をつぐ。同七年四月十五日征夷大将軍の宣下あり、正二位、内大臣に転じた。寛政元年(一七八九)二月、近衛経熙の養女(実父は島津重豪)と婚姻。文化十三年(一八一六)四月右大臣、文政五年(一八一三)三月五十歳の時従一位、左大臣、さらに同十年三月に在職四十年に達して太政大臣の極官に昇った。歴代将軍の中で最長の五十年の在職を経て天保八年(一八三七)四月一日、将軍職を十一代家慶に譲って隠居した。その後も大御所として政治の実権を握り、同十二年正月二十日没。六十九歳。諡名は文恭院。東叡山寛永寺。東京都台東区上野桜木一丁目に葬られ、正一位を贈られた。家



徳川家齊画像

齊の治政は、寛政の改革の時期と、その後文政期まで、および文政・天保期の三期に分けられる。まず、田沼意次を幕閣から排除して処罰し、天明七年六月松平定信を老中首座とし、七月一日に庶政を享保の制に復する旨を令して、いわゆる寛政の改革が始まった。また家齊が若年なると翌八年三月、松平定信が将軍補佐役に就いた。以後、改革政治は、風紀取締り、文武奨励、儉約令、物価政策、田米の制や江戸七分積金の制などの貯穀奨励、棄捐令・人足寄場・旧里帰農令などの救済策、異学の禁・昌平坂学問所の官学化による朱子学の興隆、出版統制などの主要政策を打ち出し、引き締まった政治が行われた。この間、光格天皇が実父の閑院宮典仁親王に太上天皇の尊号を贈る意向を示したので、これに反対して家齊自身も実父一橋治済に大御所の称号を与えようとしたが、松平定信らの強い拒否により実現できなかったことがあった。この尊号事件および厳しい緊縮政策に対する大奥勢力によって、松平定信は寛政五年七月、

老中および将軍補佐役を辞任した。このあと、改革的要素は薄らぐが、松平信明が老中首座となり、本多忠壽・牧野忠精・戸田氏教ら「寛政の遺老」によって、低物価政策、風紀取締りなどの寛政の改革の方針は受けつがれた。文化元年朝鮮通信使を対馬で応接することに改めて迎接費を節約し、同二年関東取締出役(八州廻り)を新設した。文武奨励策では寛政七年堀保己一の和学講談所に資金援助し、同十二年昌平坂学問所へ諸士の入門を許した。また将軍の小金ヶ原鹿狩り、公事裁許聴聞は享保の制を復活したものである。新たには海防問題が生じていた。寛政四年ロシア使節ラクスマンが根室へ来て通商を要求し、以来、北辺防備・江戸湾防備への対処が行われ、寛政十一年蝦夷地取締御用掛を置き、享和二年(一八〇二)蝦夷地奉行のうち箱館奉行を置き、東蝦夷を収公、文化四年西蝦夷地も収公して箱館奉行を松前奉行と改称した。同八年ロシア艦長ゴロウニ連捕事件があり、この間イギリス船もしばしば来航して、同五年イギリス船フェートン号事件が起こった。文政元年、家齊側近の筆頭者水野忠成が老中首座となって政治の様相が変わる。儉約・低物価政策は維持しながらも、頻繁な貨幣の新鑄・増鑄による益金取入で即効的な財政補填をはかった。このころには農民の商品経済が目に見えて発達しており、株仲間の市場統制機能は低下していたのである。文政十年、関東一円に組合村を組織して、治安対策とともに経済統制にも意を用いた。しかし政治は総じて弛緩し、賄賂・情実による請託政治は田沼時代にも増して公行した。将軍家齊は「雅潤濃厚にして敏慧」と評され、凡庸な人でなく、日常の公務に勤勉で騎馬・鷹狩に習熟していたが、将軍職は象徴化し、側近政治の中で政治に無頓着になり、生活は華奢・放漫に走っていた。ちなみに家齊の側室は通算四十人、正室も含

めて十七人から子女五十五人をもつた。大奥では折禰備目啓を盲信し、その娘を中野碩翁が養女として側室に進めて権勢をふるうなど、綱紀は乱れ、士風は緩み、浮華に流れた。他方、庶民の経済活動の発展とともに文化活動が広く都市・農村に展開して、いわゆる文化文化を現出した。天下は泰平にみえたが、支配体制の矛盾は深まっていたのである。対外関係では、ヨーロッパの動乱でロシアの南下が止まったので、文政四年蝦夷地全島を松前氏に還付して防備体制も解いた。ところが同七年イギリス船の水戸領大津浜上陸、薩摩領宝島寄港による紛争が起こり、翌八年異国船打払令を出した。しかし沿岸防備などの方策はほとんど立てずに終始した。また文政十一年シーボルト事件が起こり、洋学者を弾圧した。家齊が隠居して大御所になっても側近による「西丸御政事」が政治を左右したが、家齊死去ののち矯正されて天保の改革を迎える。↓寛政の改革(かんせいのいかい) ↓文化・文政期(ぶんか・ぶんせい) ↓(高沢 裕二)

【参考文献】『続徳川実紀』一・二、『徳川幕府家譜』坤(徳川諸家系譜)一、竹尾次春『幕府祚胤伝』七(三)、内藤耻叟『徳川十五代史』五・六、三上参次『江戸時代史』下、北島正元『幕藩制の苦悶』(中央公論社『日本の歴史』一八)

たぬまおきつぐ 田沼意次 一七一九—一八八
 江戸時代中期の幕臣。側用人、老中。享保四年（一七一九）生まれる。父意行（もとゆき）は紀州藩の足輕、藩主徳川吉宗が將軍として江戸城に入るに従って幕臣となり、小性となり吉宗に仕え、昇進して采地六百石をたまい、小納戸の頭取となる。意次は享保十九年十六歳の時將軍世子家重の小性となり、翌二十年父の遺跡をつぐ。延享二年（一七四五）家重が九代將軍になると従って本丸に移り、同四年小性組番頭格、寛延元年（一七四八）小性組番頭。宝暦元年（一七五一）御側となり、加増をかさね、同八年合わせて一萬石の領地をたまたうとともに、評定所の式日に列席することを命ぜられる。彼が幕政に参加するようになるのは、このころからだと考えられる。明和四年（一七六七）側用人となり、遠州相良に居城を築く。同六年老中に進ぜられ、安永元年（一七七二）老中に榮進するとともに、「昵近もとの如し」と命ぜられ側用人役も兼ねる。以降いわゆる「田沼時代」とよばれる田沼意次の全盛時代で、加増をかさね天明五年（一七八五）には五万七千石となる。しかし同四年意次の子供、若年寄意知が新番組の佐野政言（まさこと）に江戸城中で刺されたのがもとて死し



田沼意次画像

たころから、意次の力は急速に衰え、同六年八月失脚、所領のうち四万七千石と居邸を没収され、別荘に蟄居謹慎を命ぜられた。七十歳。幕は東京都豊島区駒込七丁目勝林寺にある。法隆興院善山良英。意知暗殺は、田沼父子の改革を妨げるために、「もともと幕府の高い位にある高官数名」が使喚しておこったものだと、当時長崎にいたオランダ人たちは見ていたようであるが、その真偽のほどは別として、田沼父子の改革が大変思いつたものであったことは事実である。彼の政治は諸種あるが、その第一は税制改革と予算制度である。それまでの幕府税制は田畑にける年貢が主体で、増税といえは年貢率の引上げであった。しかし彼はこの政策に限度を感じ、当時ようやく盛んになっていた商品流通に課税することを考え、各種業界に莫加金を課して、これに株仲間としての独占権を与える方式をとった。『大阪市史』によると、田沼意次がもつとも勢力をふるった、十代將軍家治の治世、宝暦十年から天明六年までの間に、約

八十件の株仲間が認可されている。ただしこの株仲間からの莫加金収入が、幕府財政にどれだけ寄与しているかは今後の研究課題である。しかしそれまで幕府の伝統的手法である、年貢増徴策がとられていないところから、一定の効果を考えてもよきよう。幕府行政各部局の予算制度は九代家重政権がうちだしたが、田沼政権はそれを引きついで、その削減に乗り出すが、たとえば（江戸）町奉行所伏見町奉行所といった民間関係機関はゼロシリングにおさえていくが、將軍の私生活に属する御納戸金および御賄金は約六〇％に切りこんでいる。田沼政権は大奥の意をむかえるのに熱心だったとの説もあるが、予算措置から見るかきり逆である。第二は通貨制度の改革である。江戸時代の通貨制度は、おのの種類のちがう金・銀・銭の三つの通貨があった。銭は全国通用の小額通貨であるが、金は江戸を中心とする東国経済圏、銀は上方を中心とする西国経済圏というように、通用基準を異にする高額通貨である。幕府は金一兩＝銀五十匁（元禄から銀六十匁）＝銭四貫文というように、希望公定価格を設けるが、現実にはそうはゆかないで、相互の相場はたえず変動していた。このような情況は経済のより発展のためには好ましくなく、その一本化が望まれた。幕府は明和二年三枚をもって金一分に交換できる「明和五匁銀」を発行、さらに安永元年には純度が九七・八一％という純度の高い銀で、金・采に通用する鑄造銀貨兩銀二朱判を発行した。金銀通貨一本化に一步近づいた措置であったが、次の松平定信政権に否定され、それが実現したのは明治四年（一八七一）の新貨条例によってであった。第三は蝦夷地調査の実施である。田沼意次は工藤平助の献言をいれ、天明五年佐藤玄六郎以下五人の御普請役に同下役五人、それに廻船二艘の蝦夷地調査隊を派遣。それにもついで百

十六万六千四百町歩（五百八十三万二千石）の開発計画をたて、それを実行に移そうとしたところて意次が失脚したため取り止めになった。意次は享保九年一度着手したが放置されていた印旛沼の干拓にとりかかっていたが、これも彼の失脚とともに中止となった。田沼が政治の実権を握っていた天明期は、歴史氣象学のうえて小氷河期に属している江戸時代にあつても、特に目立った寒冷期であつた。そのため江戸時代最大の飢饉といわれる「天明の飢饉」に見舞われ、それが彼の退陣を早める一つの要因となつた。 ↓宝暦・天明期（ほうりやく・てんめいき）

【参考文献】 辻善之助『田沼時代』（『岩波文庫』）、大石慎三郎『宝暦・天明期の幕政』（『岩波講座日本歴史』一一所収）、同『田沼意次に關する従来の史料の信憑性について』田沼時代再検討のため（『日本歴史』二二七）、山田忠雄『田沼意次の政權独占をめぐって』（『史学』四四ノ三）、高沢憲治『田沼意次の勢力伸張』（『学習院大学』史料館紀要）二、深井雅海『田沼政権の主体的勢力』（『国史学』一〇六）、同『側衆田沼意次の勢力伸張について』（『日本歴史』四五二）（大石慎三郎）

まつだいらさだのぶ 松平定信 一七五八—
 一八二九 江戸時代後期の將軍補佐兼老中。
 幼名は賢丸、字は貞卿、号は旭峯・楽翁・風
 月翁・花月翁など。徳川(田安宗武の第三子
 (八代將軍徳川吉宗の孫。宝曆八年(一七五
 八)十月二十七日江戸田安邸に生まる。田安
 家血統の絶える恐れがあるにもかかわらず安
 永三年(一七七四)白河藩松平定邦の養子を命
 じられた。徳川(一橋)治済・田沼意次の策動
 ともいう。安永四年閏十二月從五位下上總介
 天明三年(一七八三)十月襲封(陸奥白河十一万
 石)、從四位下越中守。時に東北関東凶作に際

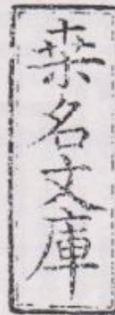


松平定信肖像

会し、藩士の減祿、俸約、租税免除、物資回
 送などの施策を切り抜け、以後も農政を重視
 家臣団の教育、風物振興に努め藩治の実効を
 あげた。同七年六月三家(門)などの支持をう
 けて老中首席となり、田沼意次の重商傾向を
 訂正し天明の飢饉後の幕政を推進することに
 なった。同八年三月將軍補佐となる。老中就
 任後、幕権の回復と緊縮による社会困窮脱出
 を計り、いわゆる寛政の改革を施行した。天
 明七年七月に幕府諸役を江戸城内に召集し將
 軍徳川家齊より政治は享保の遺制に則る旨を
 申し渡し、やがて幕府要職の更迭を行い人材
 を登用し、俸約を基調として財政整理、大奥



「楽名文庫」



「桑名文庫」



「白河文庫」



「楽名」



「白河」

松平定信蔵書印

の抑制、米価ならびに
 物価引下げ、奢侈品の
 製造売買の禁止、御家
 人の借財棄捐、酒造制
 限、備蓄米および江戸
 の町会所の設置、石川
 島人足寄場の設置、妓
 楼の新設および混浴な
 どの禁止、出版物への
 干渉、諸藩留守居役の
 取締り、旗本の文武奨
 励土風振興、医学館の
 官營化、昌平坂学問所
 の設立、同校内の異字

の禁などつきつぎに施策するところがあつた。
 天明八年正月の京都大火の折内裏も炎上した
 が、京都に赴き内裏造営にあつたは柴野栗
 山らに博く旧記を調査させ、古制に則り寛政
 二年(一七九〇)十二月に竣工した。一方、光
 格天皇は閑院宮より入つて皇位に即いたが生
 父典仁親王に太上天皇宣下の意があり、寛政
 元年二月幕府に議せしめたが、定信は理なし
 として拒否し事は実現しなかつた。ために一
 時、公武間に険悪な空気が流れた(尊号事件)。
 たまたま徳川家にも家齊の生父一橋治済を
 西ノ丸に迎へ大御所として遇しようとする動
 きがあつたが、同様の態度を持した。明和・
 安永のころすでに蝦夷地にロシア艦が出没し
 寛政に入つてからは南方にも異国船が現われ
 寛政四年九月にラクスマンが軍艦に投じられ
 室に來て通商を要求した。海防対策として寛
 政五年三月沿海諸藩に命じ警備をさびしくし
 自身も伊豆・相模・房総の海岸を巡視した。
 しかし充分な国防準備は未だ確立しなかつた。
 定信の施政は緊張を強いる傾向があり大奥や
 江戸市中商人層には不評で、尊号問題もあつ
 てか特に政治的反対があつたわけてはなないが、
 辞職を願ひ七月二十三日に補佐ならびに老中

を免じられた。以後溜間詰として諮問にあず
 かり、文化七年(二八一〇)には房総沿岸警備
 にあつた。文化九年健康勝れず致仕して家
 督を定水に譲り、藩の下屋敷(築地浴恩園)に
 移つた。この時期の状況は『修行録』『花月日
 記』に詳しい。文政十二年(二八二九)五月十
 三日没。年七十二。守国院殿崇蓮社天誉保徳
 楽翁大居士。墓所は靈巖寺(東京都江東区白河
 一丁目、国史跡)。桑名照源寺の墓所には装束
 と歯骨を敎めてある。老中辞任後に書かれた
 『字下人言』(天理図書館蔵)は自伝的覚書で、
 当事者側の寛政の政治史でもあるが達意の文
 章である。その教養は深く、著述も多い。『守
 国公御著述目録』には百三十八部が掲げられ、
 すべてに焼却したものや目録以外のものもある。
 『白河家訓』『政語』『政事録』『国本論』『求言
 録』『物価論』などのほかに随筆に『花月草
 紙』があり、作歌も多く、古典書写も大部に
 上つている。古物愛好は『集古十種』(八十五
 冊、享和のころまでに編纂)に結果され、未刊で
 はあるが『古文書部類』『古画類聚』と併せ研
 究的姿勢がうかがわれる。絵巻物の作成や楽
 曲の研究にもその片鱗が示されている。また
 頼山陽に『日本外史』を求めたり、人をして
 『白河風土記』、『白河古事考』、『楽亭妙薬集』ほ
 かを編集させ、『ドドネウス和蘭本草書』の翻
 訳をさせたり、老中時代には人材を活用して
 『寛政重修諸家譜』、『徳川実紀』ほかの幕府編
 纂事業の緒を開いたりし、文化上の功も大き
 い。↓寛政の改革(かんせいのかいかく)

参考文献

渋沢栄一『楽翁公伝』

(山本 武夫)

まつもとひでもち 松本秀持 一七三〇—一九
 七 江戸時代中期の勘定奉行。十郎兵衛のち
 伊豆守。享保十五年(一七三〇)先祖代々の御
 家人の家に生まれる。父は忠重、母は池田氏。
 享保十九年遺跡を継ぐ。天守番を振り出しに、
 宝暦十二年(一七六六)勘定に列し(廩米百俵・
 月俸五口)、以後一貫して勘定所生え抜きの方
 方としての経歴をあゆみ、明和・安永・天明
 期の経済・財政の政策通だつた。すなわち明
 和三年(一七六六)十二月勘定組頭となり、安
 永元年(一七七二)七月勘定吟味役にすんだ。
 田沼側近の奥医師千賀道隆の子を養子に迎え
 (田沼失脚後、離縁)、安永八年四月勝手方勘
 定奉行に昇進し、四百石加封され廩米をあら
 ためられて上総国市原郡のうちで五百石を知
 任し、この間に老中松平武元のもとで幕府の
 経済政策を推進した。天明二年(一七八二)十
 一月田安家家老を兼帯したが、同月勘定奉行
 に昇進した赤井忠品とともに老中田沼意次の
 腹心として、天明期の田沼政権の経済政策(蝦
 夷地の開発と交易、印旛沼・手賀沼干拓な
 ど)の中心だつた。田沼が失脚すると、同六年
 閏十月職を奪われて小普請に貶され逼塞。封
 地を半減された。同七年十二月前職在任中の
 不正によりさらに知行地(巨石を削られ(百五十
 石に減封)、再度逼塞を命じられたが、寛政八
 年(一七九六)五月許された。同九年六月五日
 没す。年六十八。法名日旃。浅草幸竜寺に葬
 る。↓田沼意次(たぬまおきつぐ)

【参考文献】『寛政重修諸家譜』三四七、辻善
 之助「田沼時代」(岩波文庫)、山田忠雄
 「天明期幕政の新展開」(講座日本近世史)
 五所収 (山田 忠雄)

松本秀持

秀持

彌八郎 次郎左衛門 十郎兵衛
 伊豆守 兵庫頭 從五位下 母は
 池田氏。
 享保十九年十月九日遺跡を繼、御天守
 番をつとめ、寶暦十二年十二月二日班
 番をすめられて御勘定に列す。廩米百俵
 月俸五口
 明和三年十二月十八日組頭となり、八
 年四月十六日仙洞御所造營の事に預り
 しにより、時服二領黄金三枚をたまふ。
 安永元年七月二十四日吟味役に轉じ、
 十二月十八日布衣を着することゝゆる
 さる。四年七月二十八日關東及び甲斐
 國川々普請のことをうけたまはりしに
 より黄金十枚をたまふ。八年四月十五
 日御勘定奉行にすゝみ、新恩四百石を
 たまひ、廩米をあらためられ、上總國
 市原郡のうちをいいてすべて五百石を
 知行し、月俸は收めらる。十二月九日
 從五位下伊豆守に叙任し、天明二年十
 一月二日より田安家の家老を兼、四年二
 月八日關東及び信濃國川々普請の事を
 つとめしにより時服四領をたまふ。六
 年十月五日家老を兼ることをゆるさ
 る。閏十月五日職を奪ひ、小普請に
 貶して逼塞せしめらる。このとき采地
 の半を削らる。七年二月十三日逼塞を
 のゆるさる。十二月五日かつて職にある
 のあひだ、越後國糶米のはからひ等閑
 なることをとがめられて、采地のうち
 百石を削られ、逼塞すべきむね命命を
 かうぶる。八年五月八日ゆるさる。寛
 政九年六月九日死す。年六十八。法名
 日旃。浅草幸龍寺に葬る。妻は市橋
 下總守家臣山本徳右衛門某が女。

赤井忠あきら

忠品

權五郎 兵大夫 安藝守 越前守
 豐前守 從五位下 母は長守が養
 女。
 延享三年八月三日御小納戸に列し、十
 月十二日御小姓にうつり、四年十二月
 十九日從五位下安藝守に叙任す。寛延
 三年十二月二十七日遺跡を繼、寶暦十
 年五月十三日より二九に候し、十一年
 惇信院殿親御により、八月四日密合に
 列す。明和元年十月六日小十人の頭と
 なり、安永二年正月十一日御先弓の頭
 に轉じ、七月九日より盜賊追捕の役を
 つとめ、三年三月二十日京都の町奉行
 にすゝみ、四年清淨信院宮關東下向の
 時、法駕にしたがひしにより、七月五
 日黄金五枚を賜ふ。八年十二月二十九
 日同職闕て、數日精勤せしことを賞せ
 られて時服四領をたまふ。九年後桃園
 院崩御の時、御葬事をうけたまはりし
 により時服三領を賜ふ。四月二十九日
 清涼殿及び常の御殿の普請を奉行せし
 により、時服三領黄金三枚を賜ひ、こ
 とさらに精勤を賞せられて時服二領を
 恩賜あり。このとき禁裏よりも三十六
 人歌合の手鑑を賜はる。天明二年十一
 月二十五日御勘定奉行に轉じ、六年十
 一月十五日西城の御留守居にうつり、
 七年十二月五日、かつて職にあるのあ
 ひだ越後國糶米のはからひ等閑なるこ
 とあり、しかのみならず、家財乏きと
 て土山宗次郎孝之等が私曲せし金子を
 借うけし條越度なりとして、采地の半を
 減せられ、小普請に貶して逼塞せしめ
 られ、八年五月八日免さる。寛政二年
 四月二十五日死す。年六十四。法名宗
 寛。妻は松平助之丞政尹が女。

新訂寛政重修諸家譜

寛政三年風
水災
八月廿六日
大風雨
八月廿日
大風雨
九月四日
大風雨
大風雨

江戸附近海嘯
深川町家流失
行徳船橋鹽田

三年辛亥○寛政○紀元八月六日戊申○戊申、三關東大風雨、江戸亦災
害ヲ被リ、邊海ノ地潮水浸入シ、隅田川増水シテ、新大橋大川橋
内○市等ヲ損破ス。○御替日次記。金地院日録。出水一件。き、廿日壬戌○寛政三
壬戌○正綜覽。又風雨シ、○金地院日録。金地院雜記。九月四日丙子○紀元二
壬戌○正綜覽。ニハ、大風雨、海嘯有リ、深川○市、靈巖島○市內、築地○市內
芝浦○市內等、瀕海ノ地ハ皆高潮上リ、就中洲崎○市內ノ被害最、甚
シク、吉祥寺門前○市內ノ民家ハ住民ト共ニ流亡ス。市中ノ諸川
亦爲ニ漲溢シ、橋梁ノ損破少ナカラズ。○御替日次記。出水一件。金地院日
武江年表。○續日本

此日大嵐。昨夜中より大雨南風烈しく。巳牌高潮深川洲崎へ漲て。哀むべし入船町。久右衛門町壹貳町目と唱へし吉祥寺門前に建つらなる町家。住居の人数と共に一時に海へ流れて行方を知らず。辨財天祠損じ。拜殿別當所その外流失。その返し浪に徳船橋鹽漬一圓に潰れ民家流失す。其他家屋吹損じ。川々水溢る。午時に至り潮引く。關東筋すべて洪水あふる。

徳川実記 (寛政3-9-4)

東京市史稿

一、江戸八月六日出、同九日出、同十二日出、此三状廿五日一時二着、其趣左ニ記、
寛政三年辛亥年
当月六日昼八つ時、東風少々吹出し次第第二強く吹候所、夕方より東南ニ吹変り雨いよく、大降大風と成、其夜再度夥しく高沙打上ケ、浜辺之家々吹崩し、深川洲崎之辺大小家々不残流〔れど〕、溺死人数しれず、或は五十人又は七十人と申事ニ候へとも、何分大變之事家人とも皆無ニ相聞候儀故、駢と人数之吟味不相分候、大川筋も大水にて川岸通り家蔵余程痛、新川辺蔵々へも高沙押込ミ、荷物濡いたミ出来、船々破損夥敷恐入申候事、併手前方ハ地面高御座候故、御荷物濡等無之、勿論家蔵共少も損し不申、都て無難ニ御坐候、兵々も御安氣可被下候、則此趣九日出を以座古屋弥右衛門殿より連名當ニて申登候、
右之天災ニて米直段八斗五六升之處、七斗式三升ニ上ル、此度之大風雨ニて、浜辺以外之高浪打上溺死人夥敷、江戸より東浜辺筋行徳塩浜皆無に成、是又流死等多相聞へ、右出水ニて所々破損所武州・総州・上州・野州其余はいまた相しれず、凡關東破損所平均ニて三分通りニて可有之、彼地辺而已之事ニ候ハ、格別之儀も有ましくおもむき申来候、

四井屋久兵衛寛之事

天明三年刊 須原屋茂兵衛版

天明武鑑

東京大学法学部法制史資料室所蔵

新改
天明武鑑
御役人衆
卷之三

天

甲
2

御役目録

前巻役目録

此中 西御九

御老中	一	御側御用人	二	御若年寄	三	御奏考衆	四	御詰衆	五	御詰並	六	御詰並	七	御詰並	八	御詰並	九	御詰並	十	御詰並	十一	御詰並	十二	御詰並	十三	御詰並	十四	御詰並	十五	御詰並	十六	御詰並	十七	御詰並	十八	御詰並	十九	御詰並	二十	御詰並	二十一	御詰並	二十二	御詰並	二十三	御詰並	二十四	御詰並	二十五	御詰並	二十六	御詰並	二十七	御詰並	二十八	御詰並	二十九	御詰並	三十	御詰並	三十一	御詰並	三十二	御詰並	三十三	御詰並	三十四	御詰並	三十五	御詰並	三十六	御詰並	三十七	御詰並	三十八	御詰並	三十九	御詰並	四十	御詰並	四十一	御詰並	四十二	御詰並	四十三	御詰並	四十四	御詰並	四十五	御詰並	四十六	御詰並	四十七	御詰並	四十八	御詰並	四十九	御詰並	五十	御詰並	五十一	御詰並	五十二	御詰並	五十三	御詰並	五十四	御詰並	五十五	御詰並	五十六	御詰並	五十七	御詰並	五十八	御詰並	五十九	御詰並	六十	御詰並	六十一	御詰並	六十二	御詰並	六十三	御詰並	六十四	御詰並	六十五	御詰並	六十六	御詰並	六十七	御詰並	六十八	御詰並	六十九	御詰並	七十	御詰並	七十一	御詰並	七十二	御詰並	七十三	御詰並	七十四	御詰並	七十五	御詰並	七十六	御詰並	七十七	御詰並	七十八	御詰並	七十九	御詰並	八十	御詰並	八十一	御詰並	八十二	御詰並	八十三	御詰並	八十四	御詰並	八十五	御詰並	八十六	御詰並	八十七	御詰並	八十八	御詰並	八十九	御詰並	九十	御詰並	九十一	御詰並	九十二	御詰並	九十三	御詰並	九十四	御詰並	九十五	御詰並	九十六	御詰並	九十七	御詰並	九十八	御詰並	九十九	御詰並	一百	御詰並
-----	---	-------	---	------	---	------	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----

<p>從五位下 二万五千石</p> <p>米倉丹後守昌晴</p> <p>同新 三日</p>	<p>從五位下 一万石</p> <p>加納遠江守久堅</p> <p>同新 五日</p>	<p>從五位下 五万五千石余</p> <p>太田備後守忠愛</p> <p>同新 七日</p>	<p>從五位下 二万五千石</p> <p>酒井貞守忠休</p> <p>同新 十日</p>	<p>御用番一人宛</p> <p>御用番月御對客日</p> <p>御老中御定式日之通</p>	<p>從五位下 二万五千石 同新 三日</p> <p>水野出羽守忠友</p> <p>同新 三日</p>	<p>御側御用人 御勝手御用</p> <p>御老中格式</p>
<p>次取</p> <p>...</p>	<p>次取</p> <p>...</p>	<p>次取</p> <p>...</p>	<p>次取</p> <p>...</p>	<p>次取</p> <p>...</p>	<p>次取</p> <p>...</p>	

又2表

2裏

<p>從五位下 二万五千石</p> <p>久世大和守廣明</p> <p>同新 七日</p>	<p>從五位下 四万五千石</p> <p>田沼殿頭意次</p> <p>同新 三日</p>	<p>從五位下 二万五千石</p> <p>松原陸守康福</p> <p>同新 五日</p>	<p>從五位下 二万五千石</p> <p>御老中</p> <p>御用番一人宛</p> <p>御用番月御對客日</p> <p>御老中御定式日</p>	<p>從五位下 二万五千石</p> <p>御老中</p> <p>御用番一人宛</p> <p>御用番月御對客日</p> <p>御老中御定式日</p>	<p>從五位下 二万五千石</p> <p>御老中</p> <p>御用番一人宛</p> <p>御用番月御對客日</p> <p>御老中御定式日</p>	
<p>次取</p> <p>...</p>	<p>次取</p> <p>...</p>	<p>次取</p> <p>...</p>	<p>次取</p> <p>...</p>	<p>次取</p> <p>...</p>	<p>次取</p> <p>...</p>	

1裏

<p>御勘定奉行 並兼御役附 三千石高 内寄合 六日十八日廿日</p>				<p>父即作 千四百石 赤井越前守忠晶 御役料百俵</p>				<p>父即六郎 五百石 桑原伊豫守盛貞 御役料百俵</p>				<p>父即信濃 五百石 山村信濃守良旺 御役料百俵</p>				<p>父即代前 五百石 松本伊豆守秀持 御役料百俵</p>			
<p>父即本州 五百石 梅勘定吟味役 御役料百俵</p>				<p>父即本州 五百石 伊奈半左衛門忠尊 御役料百俵</p>				<p>父即本州 五百石 同御殿結組頭 御役料百俵</p>				<p>父即本州 五百石 同御殿結組頭 御役料百俵</p>							

15表

14裏

<p>同組頭 三百石俵高 御役料百俵</p>				<p>同見分役</p>				<p>同留役御勘定</p>				<p>同吟味改役</p>			
<p>百石表 赤松 御役料百俵</p>				<p>百石表 赤松 御役料百俵</p>				<p>百石表 赤松 御役料百俵</p>				<p>百石表 赤松 御役料百俵</p>			
<p>百石表 赤松 御役料百俵</p>				<p>百石表 赤松 御役料百俵</p>				<p>百石表 赤松 御役料百俵</p>				<p>百石表 赤松 御役料百俵</p>			
<p>百石表 赤松 御役料百俵</p>				<p>百石表 赤松 御役料百俵</p>				<p>百石表 赤松 御役料百俵</p>				<p>百石表 赤松 御役料百俵</p>			

同御大三頭 二百俵也
 同吟味役 百俵也
 同下奉行 百俵也

御普請奉行 二千五百
 上水方道方御料 兼普明和五り新規
 青山馬守成存 五百石
 岩内監正利 五百石
 御普請方下奉行 御役料十人扶持 二百俵也
 同改役 御役料百俵七人扶持

御小普請奉行 二千五百
 松浦越中守信隆 五百石
 村東守正清 五百石
 御小普請方 御役料十五人扶持 二百俵也
 御小普請改役 御役料十人扶持 下役千三元

同吟味方 千俵高
 同改役 御役料十人扶持 下役千三元

16表

御小普請支配 布衣 二千五百高 同組頭 御役料三十俵
 同組頭 御役料三十俵
 同組頭 御役料三十俵

官城三郎和獎 組 大谷 御役料三十俵
 川勝權之助隆忠 組 南條 御役料三十俵
 長谷利即勝 組 戸田 御役料三十俵

駒根肥後守聚 組 如 御役料三十俵
 普沼至膳虎常 組 小 御役料三十俵
 嶋田彈正政 組 中 御役料三十俵
 水野清六忠輝 組 小 御役料三十俵

水野清六忠輝 組 小 御役料三十俵
 嶋田彈正政 組 中 御役料三十俵
 普沼至膳虎常 組 小 御役料三十俵
 駒根肥後守聚 組 如 御役料三十俵

17表

天明期前後の勘定奉行

番号	氏名	通称・官名	前職	補職年月日	転・免年月日	後職	備考
78	川井久敬	次郎兵衛→越前守	勘定吟味役	明和8・2・28	安永4・10・26①	卒②	安永四・八・二〇より田安家家老兼帯、①②〔実〕記載なし
79	太田正房①	播磨守	小普請奉行	安永2・12・5	安永7・7・16②	卒③	①〔寛〕〔実〕大田、②③〔実〕記載なし
80	新見正栄	加賀守	作事奉行	安永4・11・4	安永5・9・25①	卒②	④〔寛〕安永五・九・二七、①②〔実〕記載なし
81	桑原盛員	能登守→伊予守	作事奉行	安永5・7・8	天明8・11・15	大目付	①〔寛〕〔実〕安永七・閏七・二〇、②〔寛〕天明四・三・二二
82	山村良旺	信濃守	京都町奉行	安永7・閏7・①5	天明4・3・13②	町奉行	
83	松本秀持	十郎兵衛→伊豆守	勘定吟味役	安永8・4・15	天明6・11・15①	免・小普請・差控②	天明二・閏一・五より田安家家老兼帯〔寛〕〔実〕天明二・一一・二より田安家家老兼帯〔寛〕天明六・一〇・五、田安家家老兼帯免①〔寛〕〔実〕天明六・閏一〇・五、②〔寛〕〔実〕免・小普請・通塞①〔寛〕〔実〕忠品
84	赤井忠品①	越前守→豊前守	京都町奉行	天明2・11・25	天明6・11・15	西丸留守居	寛政四・三・一〇より関東郡代兼帯、①〔寛〕〔実〕西丸小姓組番頭
85	久世広民	丹後守→備中守→下野守→丹後守	長崎奉行	天明4・3・12	寛政9・6・5	小姓組番頭①	
86	柘植正寛	長門守	作事奉行	天明6・閏10・21	天明8・7・25	清水家家老	①〔寛〕安永六・二・一、②〔寛〕安永七・一一・二二
87	青山成存	但馬守	普請奉行	天明5・12・1①	天明7・11・12②	田安家家老	①〔寛〕九郎右衛門
88	根岸頼衛	九郎左衛門①→肥前守	佐渡奉行	天明7・7・1	寛政10・11・11	町奉行	
89	久保田政邦	十左衛門→佐渡守	佐渡奉行	天明8・5・10	寛政4・閏4・8①	西丸留守居	①〔寛〕〔実〕寛政四・閏二・八
90	柳生久通	主膳正	町奉行	天明8・9・10	文化14・2・26	留守居	
91	曲淵景漸	甲斐守	小普請組支配	天明8・11・24	寛政9・2・12	留守居	
92	佐橋佳如	長門守	日光奉行	寛政4・閏4・8①	寛政6・9・16	辞②	①〔寛〕〔実〕寛政四・閏二・八、②〔寛〕〔実〕辞・寄合〔実〕病免①②〔実〕記載なし
93	間宮信好	諸左衛門→筑前守	目付	寛政6・9・22	寛政9・9・10①	卒②	
94	中川忠英	飛騨守	長崎奉行	寛政9・2・12	文化3・正・30①	大目付②	寛政九・六・六より関東郡代兼帯、①②〔実〕記載なし
95	石川忠房	左近将監	作事奉行	寛政9・8・27	文化3・12・14①	西丸留守居	①〔実〕文化三・二・一五
96	菅沼定善	下野守	京都町奉行	寛政9・10・12	享和2・5・27	免・差控	
97	松平貴強	石見守	長崎奉行	寛政10・12・3	寛政11・11・26①	卒③	在任中長崎奉行兼帯、①②〔実〕記載なし
98	小笠原長幸	三九郎→和泉守→伊勢守	勘定吟味役	寛政12・9・15①	文化9・9・29②	卒③	文化九・二・一七より松前奉行兼帯、①〔実〕寛政一二・九・五、②③〔実〕記載なし
99	松平信行	淡路守→兵庫頭	小普請奉行	享和2・6・21	文化9・11・24	西丸旗奉行	
100	水野忠通	若狭守	小普請奉行	文化3・12・14①	文化7・12・14	大目付	
101	肥田頼常	豊後守	作事奉行	文化7・12・14	文化12・6・17	西丸留守居	
102	永田正道	備後守	広敷用人	文化7・12・14	文化8・4・26	町奉行	①〔実〕文化三・二・一五

八幡御所跡推定地

第二章 八幡御所跡推定地

1. 調査に至る経緯

昭和56年3月2日付けで株式会社ジョイフル本田代表取締役本田昌也は、千葉縣市原市五所字神明1.746他に店舗用の駐車場等の造成を計画し、「埋蔵文化財の所在の有無およびその取扱いについて」の照会を千葉県教育委員会と市原教育委員会に提出し、現地踏査などの後に昭和56年4月10日付けで千葉県教育委員会教育長より「館跡1ヶ所」の回答がなされ第5表

た。それを受け度重なる協議を経て、対象地全域について確認調査を実施し、進入道路等に関わる部分については本調査を行う方針が決定された。発掘調査は、「市原市八幡御所跡調査会」(第5表)を組織して行われ、昭和56年6月10日から20日までの確認調査では、土塁内部に遺構が検出されなかったため、道路によって削平される土塁部分の本調査(210㎡)が同年8月26日から29日まで実施された。なお、その他の土塁については、同年10月1日付けで取り交わした開発行為に関わる市原市長と株式会社ジョイフル本田との協定書により、現状保存することとなった。

市原市八幡御所跡調査会組織	
会長	石井正泰 市原市教育委員会教育長
委員	東條高史 朝ジョイフル本田市原店出店準備室次長
	小出新一郎 市原市教育委員会社会教育課長
	越川敏夫 調査主任
調査主任	越川敏夫 日本考古学研究所(発掘担当者)
事務局	東條高史 調査委員
	田中清美 市原市教育委員会社会教育課

2. 遺跡の位置と歴史的環境

八幡御所跡推定地は、東京湾に面する沖積平野の砂帯上に所在する。海岸線は、現在埋め立てられているが、当時は間近に海岸が迫っていたようである。八幡から五井地区にかけての標高2~3mのこの砂堤帯上には現在市街地が海岸線に沿って広がっており、その後背地には水田が控え、本遺跡から東1kmほどには標高20mほどの市原台地が位置する。遺跡は、西側を流れる金杉川に接する。

3. 調査の概要

発掘調査は、造成予定地全域に対して10%の確認調査を実施し、遺構の有無を確認した後に道路等掘削影響範囲に対して本調査に移行することとなった。調査に際して、10cm間隔の等高線で地形図を作成した。これをもとに、確認調査は、幅1mのトレンチを土塁に直交するように設定し、1~7トレンチと呼称した。土塁内部の標準土層は、I層：表土層(耕作土)、II層：暗灰褐色土(砂質)、III層：黒灰褐色土(砂質)であるが、全体に攪乱が著しかった。その結果、土塁内部の遺構が確認されなかったため、道路によって削平される土塁部分のみに本調査を実施することとなった。本調査の面積は210㎡で、土塁下からの遺構も確認されなかった。

4. 検出された遺構

本遺跡から検出された遺構は、四方を巡るように築かれた土塁のみで、他の遺構については、後世の攪乱等もあり確認されなかった。

土塁(第31・32図)

全体的に遺存状況はあまり良くなく、北側土塁外側は部分的に削平され、東側も長さ40m程にわた

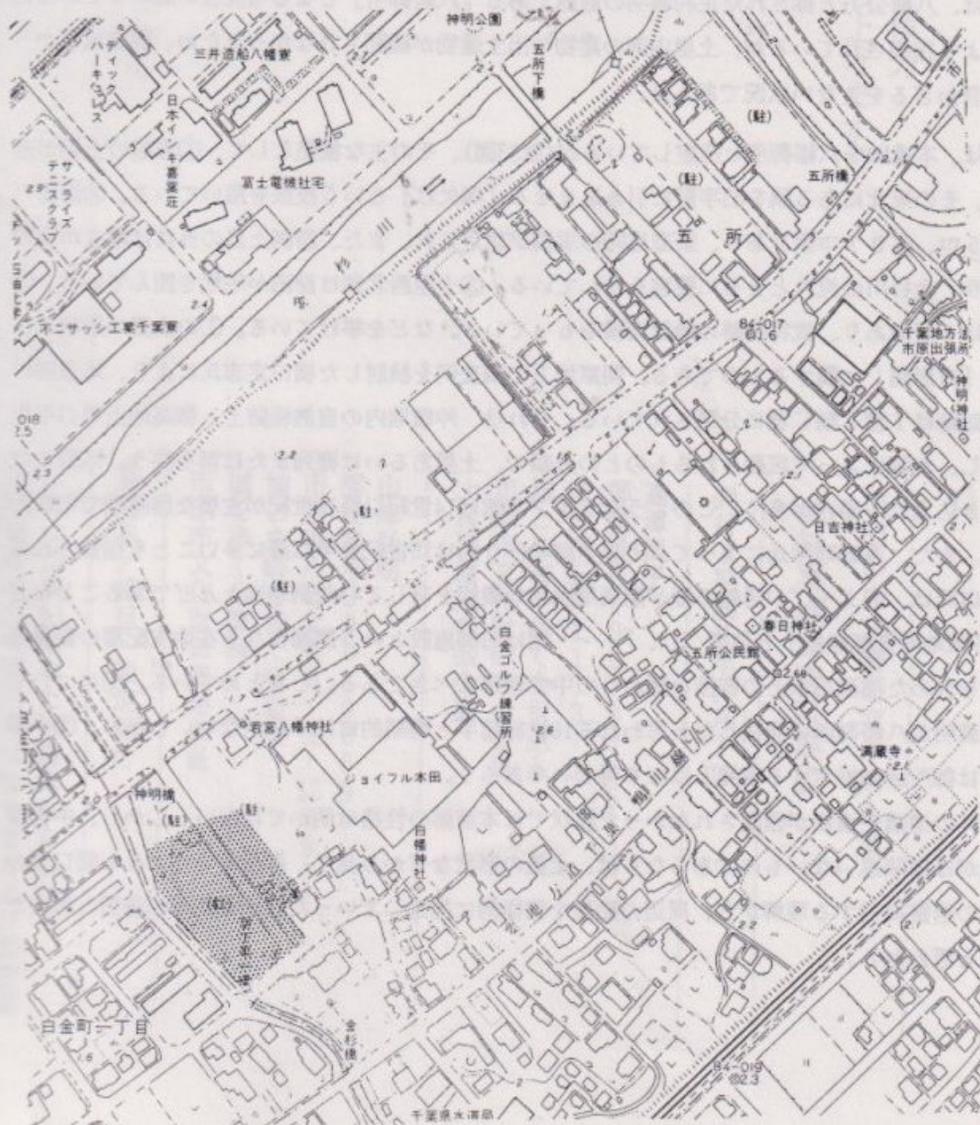
って消失している。西側は、金杉川の流路に沿って土塁が築かれている。北側でくの字状にやや屈曲しているが、これは流路の形状に規制されたためと考えられる。長さは約85mを測る。南側に移行するに従い幅を減じているが、これは、内側が現存する宅地による改変、外側は護岸工事によって削られた可能性が高い。本来は北側に確認されるように土塁外側に犬走り状の窪みが伴っていたようである。北側土塁も外側が削平されており、かなり狭くなっているが、西側に残る平場の存在から推定すると幅5m以上、長さ40m程になることが予想される。なお、落合氏が想定した水堀跡については、攪乱もあり確証を得るには至らなかった。西側と北側の土塁が接する部分から北方向に40m程土塁が延びており、先端部は18×8m程度の長方形を呈する平場が形成されている。南側土塁は、落合氏の調査により津波除けの防潮堤に改造されていると指摘されているが、本来の土塁の痕跡を捉えることはできなかった。ただ、土塁中央部の途切れる部分が小口となることは確かであろう。長さは35m程で、現状で確認される小口部の幅は10m前後である。また、東側土塁は推定75mの長さで、南東コーナー付近には、「折」と呼ばれるクランク状の屈曲が観察される。全体的な形状は方形を呈している。土塁内部の空間は、現状で長さ70m、最大幅43mを測る。

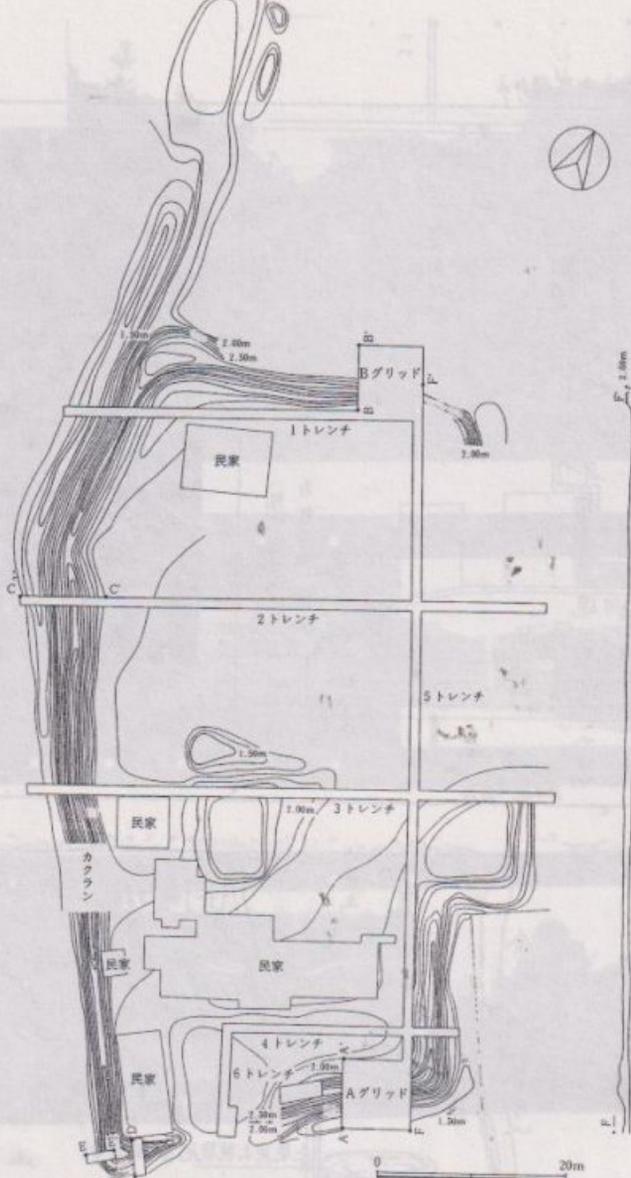
5. まとめ

本遺跡は、八幡公方と称された足利義明の居館である「八幡御所」となる可能性が高いことが落合忠一氏により指摘されているが、土塁内部の建物や出土遺物が確認されなかったため、調査成果からは不明と言わざるをえない状況であった。

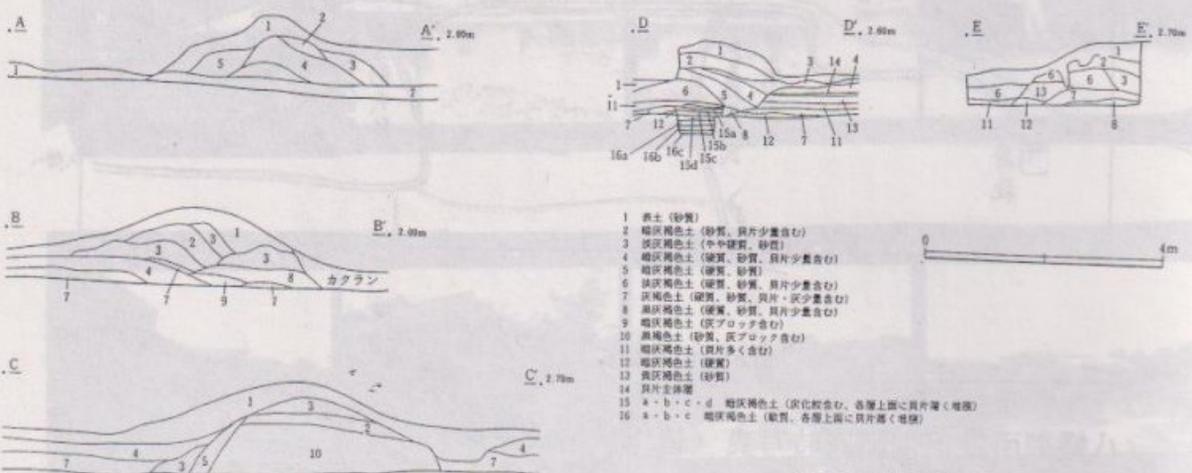
落合氏は、本遺跡を八幡御所と推定しているが(第33図)、その主な根拠として、①方形の土塁が巡っており、その東北にある隅を凹字形に引き込ませる「隅欠け」という技法を用いている。②海側の土塁は幅5m、高さ1m余りあり、築造当時の規模が想定され、また、海側土塁の外には幅3m程の水堀が残り、金杉川の流れとともに要害を示している。③土塁西北側は深田が宅地を囲んでいる。④宅地面積は4反歩あり、武将館跡の最低面積をもっている。などを挙げている。①の土塁の形状は、いわゆる「方形館」に属するものである。関東地方の調査例を検討した橋口定志氏により、本遺跡のような居館跡はI種2類C種に分類されている。これは、沖積地内の自然堤防上・微高地上等の平坦面を利用し、水堀によって区画されるものとの分類で、土塁あるいは柵列または塀を伴う。水堀には用水が引き込まれる場合が多く、このようなタイプの館は14世紀以降16世紀が主要な展開期であるとしている。また、浅野晴樹氏によって、土塁や堀を伴う館は15世紀後半以降に多いことも指摘されている。橋口氏は、同タイプの居館の堀が灌漑用水的な機能を有していた例がほとんどであることなどから、「沖積地開発型居館」と位置づけ、「・・・堀は防御施設という側面よりも在地支配層の勸農権との関係を含めた灌漑用水との密接な関わりの中で理解すべきである。」とまとめている。①については、足利義明が八幡御所に居住したと思われる16世紀前半と時期的には矛盾がない。しかし、②～④については御所跡と推定する根拠とはなり得ないであろう。

土塁以外の遺構や遺物が確認されなかった現状では本遺跡の性格は明かではない。しかし、中世後半の築造がほぼ間違いないものであるならば、土塁の形状などから見て、御所というよりも橋口氏の同タイプの居跡に対する理解から、周辺の勸農を積極的に推進していった在地領主層の施設と考えた方が適当と思われる。



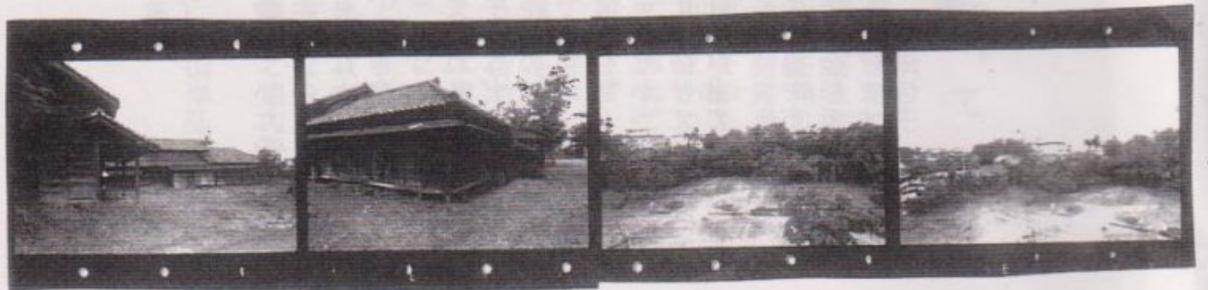
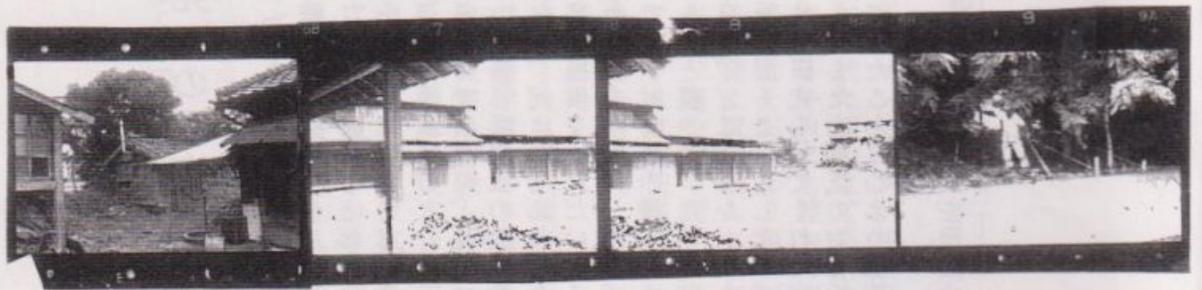
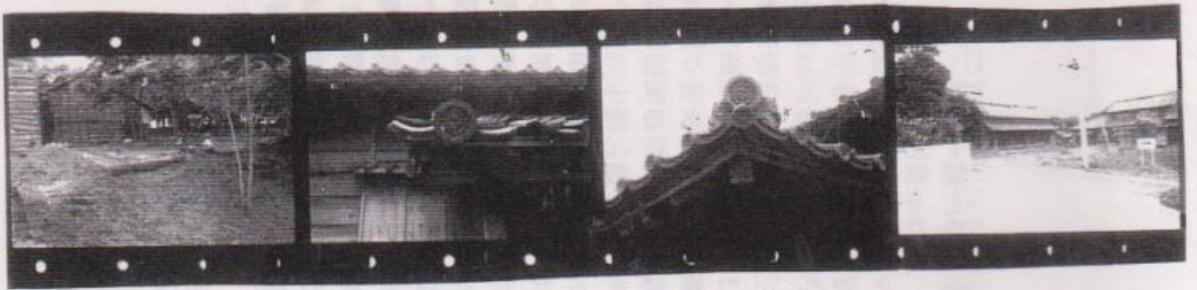


第31図 土壘実測図・トレンチ配置図



- 1 赤土 (砂質)
- 2 暗灰褐色土 (砂質, 貝片少量含む)
- 3 灰褐色土 (やや硬質, 砂質)
- 4 暗灰褐色土 (硬質, 砂質, 貝片少量含む)
- 5 暗灰褐色土 (硬質, 砂質)
- 6 赤灰褐色土 (硬質, 砂質, 貝片少量含む)
- 7 灰褐色土 (硬質, 砂質, 貝片少量含む)
- 8 暗灰褐色土 (硬質, 砂質, 貝片少量含む)
- 9 暗灰褐色土 (灰ブロック含む)
- 10 暗褐色土 (砂質, 灰ブロック含む)
- 11 暗灰褐色土 (貝片多く含む)
- 12 暗灰褐色土 (硬質)
- 13 黄灰褐色土 (砂質)
- 14 貝片主体層
- 15 a - b - c - d 暗灰褐色土 (灰化軟含む, 各層上部に貝片層(層)あり)
- 16 a - b - c 暗灰褐色土 (硬質, 各層上部に貝片層(層)あり)

第32図 土壘部土層断面図





「金杉浜塩田開発」の研究を終えて

山岸弘明氏が会長を務める「城と史跡を歩く会」に入会していたのが縁で、私が5枚の古文書の解読依頼を受けたのは平成14年5月のことだった。その時はまさかこんな大きなテーマになるとは思いも寄らなかった。これまで何一つ研究らしいものを手掛けたことのない者が、いきなり大きなテーマに巡りあえたことは幸運といえよう。

郷土史の研究は一人でできるものではなく、地域に住まわれる人たちの理解と支援なしには完成しない。金杉浜塩田の開発者ご子孫など多くの地元の方々のご協力をいただいたが、何よりもありがたかったのは君塚の旧名主齊藤操家から多くの古文書の提供をいただいたことで研究が一気に加速した。一方、残念なことは金杉浜で昭和はじめまで製塩業を営んでこられた清水家の古文書はお借りできず村全体の様子にまで至れなかったことは心残りであった。古文書がもっと残っていた早い時期に手掛けていたら、との思いもあるが、いつの日か、どこからか、新しい資料が出てこないとも限らない。期待しながら筆を置くことにしたい。

すばらしい指導者とそして共に研究をしてくれた方々のお陰で市原の製塩史に一つの灯をともせたこと、また山岸氏のお骨折りで「金杉浜塩田資料集成」として纏めることができたことに心より感謝申し上げます。

平成15年9月

高澤恒子

写真＝城と史跡を歩く会で研究結果を発表する筆者



「市原の古文書研究」の刊行にあたって

11階建て、見あげるような高層マンションが並ぶ五所県営住宅。エレベーターで最上階に登ると昭和30年代に埋め立てられた工場地帯と市原埠頭が一望に見渡せる。以前はおよそ4キロにも渡って潮の干満を繰り返した遠浅な海岸だったという。この地こそおよそ2百50年の昔、開発者庄左衛門と又兵衛が身を懸けて塩田開発に取り組んだ金杉浜塩田そのものである。海岸一面に塩田が広がり、塩を炊く煙がたなびいた。かつて和やかな塩田風景が連なったことなど、もはや伝説となった。失われていく郷土の歴史を纏めることも意義あることといえよう。

* 「市原の古文書研究」を纏める2人は、秋葉平先生が講師を務める八幡公民館の市原市文化財研究会古文書学習会の1員でもある。会では先生のご指導で特別チームを編成、地方文書の解説も行ってきた。本書の第1集ではその結果を「今関勘四郎『井上鶴舞落仮本営御用留』」に、以後、「旧勝間村沢田家文書」、「旧池和田村御園生家文書」などの刊行を計画している。冊子はワープロ打ち、コピー製本という簡便なものだが、少しでも多くの方々にご利用頂けるよう図書館蔵書として寄贈することにしたい。郷土史を愛する人たちの参考となれば幸いです。ご支援とご協力をお願いいたします。

平成15年9月

写真Ⅱ 城と史跡を歩く会で江戸史跡を案内する筆者

山岸弘明

本書製作にあたり左記の方々にご協力
いただきました。謹んでお礼申し上げます。

*

資料をご提供いただいた方々

齊藤 操様

齊藤 一久様

今井芳雄様

市川恵三様

曾根保雄様

*

調査にご協力いただいた方々

板倉 満様

小出惣治様

皆川 清様

*

文書、拓本解説にご協力いただいた方々

宮本敬一様

秋葉 平様

板倉 満様

古文書学習会

市原の古文書研究*第2集

金杉浜塩田資料集成

発行 平成15年10月1日

高澤恒子

郵便番号290-00056

市原市五井2173-1

城と史跡を歩く会世話人

市原市文化財研究会会員

上総国歴史の会会員

山岸弘明

郵便番号290-00069

市原市八幡北町2-12-12-501

城と史跡を歩く会会長

城を歩く会講師

市原市文化財研究会会員

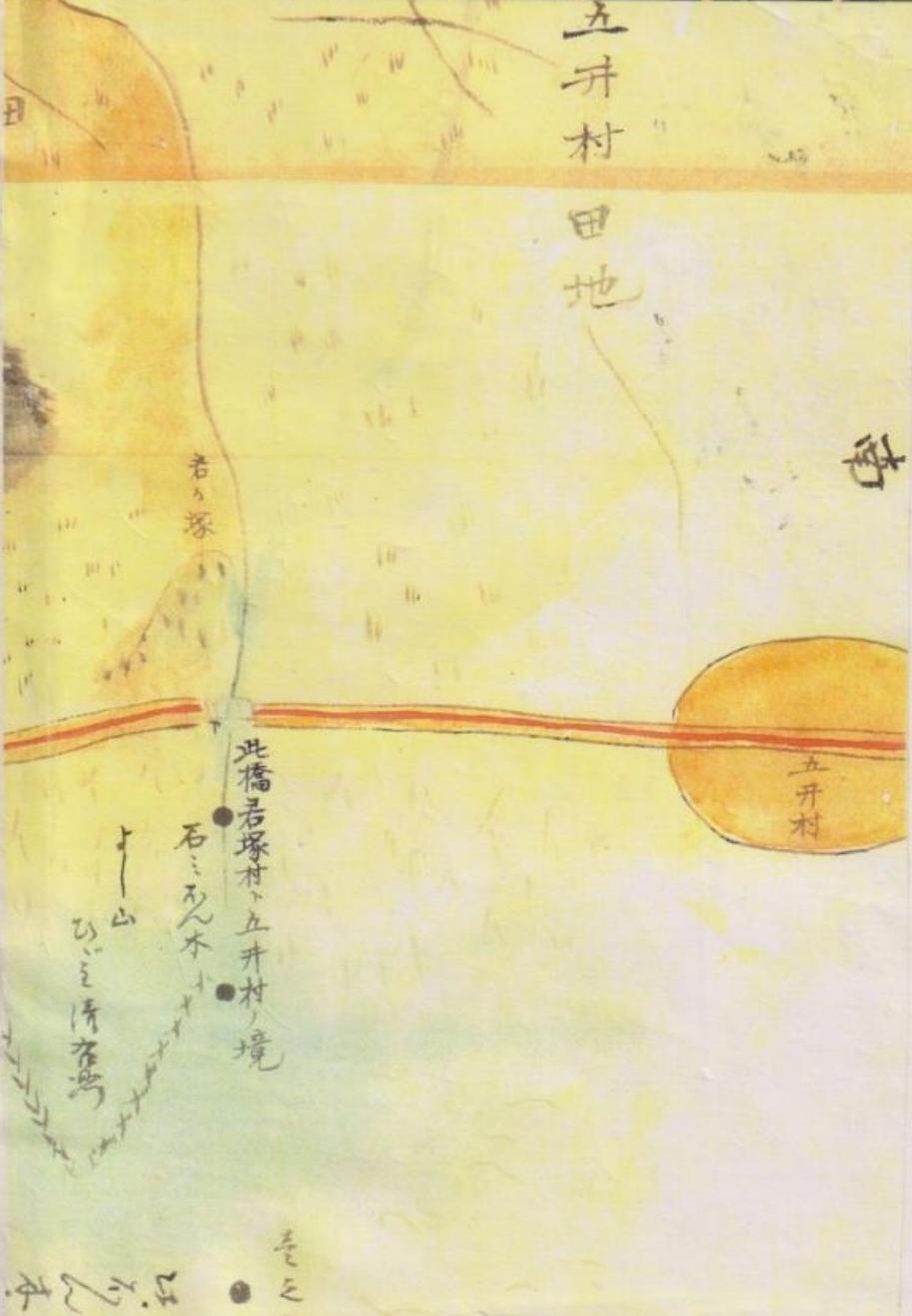
非売品/謹呈、限定配付

本書は調査記録のため編集しました。

発行僅数のため配付先は協力者および図書館
蔵書に限らせていただきました。

また、公刊の計画はありません。

DVD BY 塚原 茂



金杉浜塩田の現況